

081.5-Su96ㄅ



1200500724736

0815
96



始



455

081.5
SU96



鈴木重胤全集

第二



重胤大人自筆日本書紀傳

山形縣大瀧直之助所藏

重胤大人自筆日本書錄畧

山部禰大籙直文傳瀨

日本書紀傳十一卷

神代上第九

四神出生章

摺積重胤

詳撰

一書曰伊弉諾尊拔劍斬軻
遇突智為三段其一段是為
雷神一段是為大山祇神一
段是為高靈又曰斬軻突智

時其血激越於天八十河
中所在五百箇磐石而因化
成神號曰磐裂神次根裂神
兒磐筒男神次磐筒女神兒
經津主神倉稻魂此云宇

世山部禰大籙直文傳瀨... 伊弉諾尊拔劍斬軻... 遇突智為三段其一段是為雷神一段是為大山祇神一段是為高靈又曰斬軻突智

日本書紀傳... 伊弉諾尊拔劍斬軻... 遇突智為三段其一段是為雷神一段是為大山祇神一段是為高靈又曰斬軻突智

741
49

日本書紀傳卷二目次

八之卷	四神出生章	一頁
九之卷	四神出生章	四三
十之卷	四神出生章	五二
十一之卷	四神出生章	六元

目次



日本書紀傳 八之卷

穗積重胤謹撰

神代上第八 四神出生章

一書曰。伊弉諾尊與伊弉册尊共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國唯有朝霧而薰滿之。哉。乃吹撥之氣化為神。號曰級長戶邊命。亦曰級長津彥命。是風神也。又飢時生兒號倉稻魂命。又生海神等號少童命。山神等號山祇。水門神等號速秋津日命。木神等號句句迺馳。土神號埴安神。然後悉生萬物焉。



此一書は、古事記と大凡同じ傳にて、八洲起元章第一一書に續けるなり、其終に由此謂之大八洲國一矣と有るを承けて、此に共生大八洲國、然後云々と下を起せるを以て、其文脈有るを知るべきなり、(但し古事記と同じ傳とは云ふ物の、唯其大綱に似たる耳こそは有りけれ、小目に至りては大同少異なるも、小同大異なるも難れ、必ず一にして説くべからざる事なむ多在りける) ○共生大八洲國は、正書に吾已生大八洲國及山川草木と有るに同じ所なる

が、彼には何不生_レ天下之主者_ニ歟と云ふ語に續くべき用有るを、此は天下國土の成れる、其大凡を云ひて、次なる然後より以下は緊要と有る故に、然_レまで大八洲國の數に用無けれども、事の序次に置けるにて、古事記に既生_レ國竟更生_レ神と有る國に同じ、(鎮火祭詞に、二柱神妹妹二柱嫁繼給氏、國能八十國島能八十島乎生給比云々と、國をも島をも先云へると同じ例なり)○我所_レ生之國の之は、過去の志辭に當てて訓むべき所にて右の古事記に既生_レ國竟云々、第十一書に吾與_レ汝已生_レ國矣、奈何更求_レ生乎などの、既、已字と同じ意味なる所なるなり、然れば此は大八洲國を已に生み給ひ竟へたる後なるにて、引續ける即には非ざるなり、其は二神大八洲國を生み坐して共に住み給へる程に、朝霧の深く薰り滿ちて在りしかば、吹撥_レはでは得有るまじく成れるにて、是風神の成り坐る所以なり、(凡て二神の御上耳ならず、神代の趣を考ふるに、御親ら如此も有らむと思ほし立てせる方は少くして、時の勢の已に必ず然爲すては叶ふまじく、事の迫れるに就て、止む事を得ずして、其行ひ給へる事共の、終に甚じき御功と成れるは、全く皇祖天神の預鑿造らせる理に因れる事にて、人事の上に於ても然り、神習はむ輩能々思ふべくなむ)○朝霧は傳五の天霧の下に既に註せる如く、佐藝理と訓むべし、其佐は眞に同じく、殊に狹く其物を指し云ふ時の發語なる事、人の知れるが如し、萬葉四(十六丁)に、且暮乃且霧隱_レ十(三十七丁)に明闇之朝霧隱_レ十二(廿一丁)に曉之朝霧隱_レ十五(二十丁)に安可等吉能安佐宜理其間理_レなど、其餘にも集中に多く、朝霧又は且霧とも書けるは且は暮に、朝は夕に對へるなれば、正しく朝を阿佐と訓むべきなれども、此は唯に佐と訓みて、狹の意に見るべし、古事記の神名に、天之狹霧神、國之狹霧神見え、此の瑞珠盟約章に、狹霧と云語有る、其を例と爲べき者なり、(同じ神名の中にも、式に大和

國城下郡池坐朝霧黃幡比賣神社(大、月次相嘗新嘗)と有る朝霧は、薦枕高御產栖日神などの例にて、發語なれば阿佐藝理と訓むべし、右の萬葉なる且霧隱と同じ續きなるを思ふに黃幡は許波多と訓む所なるなり、因云、此神の御事諸書に所見無きを、今此考成りて思ふに、許波多は、木幡にて、仁德天皇四十年御紀歌に、比佐箇多、阿梅箇難_天麼多と有る金機の對なり、然れば天忍穗耳尊の後、玉依姫命の御母、栲幡千千姫命なる可し、然思ふ由は神名式に山城國宇治郡許波多神社三座(竝大、月次新嘗)と有るを、釋述義に載せたる山城風土記に、宇治郡木幡社名_天忍穗根命と有りて餘神の事を漏せれども、右の二神を合すれば三座と成て、實に尤らしき事なり、此を以て右の池坐神も同神ならむとは云ふなり、但し此は此に用なき事ながら、思ひ出る事を其時云はでは、忘るゝが可惜しくてぞ、猶後に天孫降臨章に就て云ふを待ねかし) 偕て此朝霧と云ふ物は、傳一、豐斟淳尊の中に註せるが如く、國常立尊の神德に資りて一歳の公運有り、豐斟淳尊の靈威に依て、一日の私運有るが、其公運は天日を中央に爲て其周圍を旋り、私運は天日の光輝に牽かれて動めるが、其二共に天日を天柱の如くして旋動む事なる故に、自然に其熱氣に蒸されて、此大地中に含在れる水氣の、大虚に蒸滿てる物にして、祈年祭詞に謂ゆる、青雲能靄極云々と有る是なり、(この事委しく、其所に云へれば、今云ふ限に非ず、引合せ讀みて味はふべし) 若て國土を生成坐し、初は水陸の界の立ちける任にて土氣よりは水氣の甚しかりければ、今瞻望る如き碧空ならざりけるが上に、風氣の往來ふと云ふ事なども非ざりしかば、濛々として甚だ鬱悒き事なりけらし、已に天孫降臨の後と雖も、日向風土記に、白杵郡内知鋪郷、天津彦火瓊杵尊云々、而天降於日向之高千穗二上之峰時、天暗冥晝夜不別、人物失道物色難別、於茲有_ニ土蜘蛛、名曰_ニ大

蚶小蚶、二人奏言皇孫、以尊御手、拔稻千穗爲糶投散四方、必得開晴、于時如大蚶等所奏、撻千穗稻爲糶投散、即天開晴、日月照光云々と有る事の趣に、思ひ准らへて、當昔の狀を想像り奉るべくなむ、萬葉十四(四丁)に、不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と、山深き所などにては、人世の今と雖も、氣に醉ふ事の有るは、日光の照さざる故なり、(凡て人民稀少なる地は、等しく天日の光を稟くと雖ども、濕氣深きが故に、狹霧の甚々濛々と爲る者なり、近くは蝦夷の地方など濛氣の薰滿るが故に、晴天と云ふ事は、年内に僅計の事なりしを、近年諸國より人共多く渡りて、地方を開くに就て、松前近邊の地は出羽陸奥の國々に然しも異らず、成り以て行きて、其濛氣の所在は、次第に奥より退けりとぞ、故思ふに衆人の口氣を吐くに壓れて、右の如く濛氣は退けるならむかし)○薰滿之哉は狹霧の深く立隠りたるを云ふなり、薰を迦遠流と訓む例は萬葉二(二十六丁)に鹽氣能味、香乎禮流國爾と見え神樂(弓立)に、伊勢島也、安萬乎刀禰等賀、多久保乃介、伊曾良賀崎爾加乎理阿布とも有り、又源氏夕顔(五丁)に、「御袖の匂も其所狭き迄薰り滿ちたるに、若紫(十二丁)に、「空薰物心にくく薰り出で、名香の香など匂滿たるに、螢(五丁)に、「内よりほのめく追風も、甚しき御匂の立添たれば、甚深く薰滿て、橋姫(二十五丁)に、「此世の外の匂にやと、異しき迄薰滿たり、濱松物語二に、「云知ず薰滿ちて参り給へり」など有り、皆其假字は、大同類聚方に、「可遠離とも伽遠利とも假字にて書きたれば、此等を正しき證とは爲べきなり、(氣を、大祓詞に、高山之伊穗理、短山之伊穗理と見えたれば、此も迦穗理ならむかとも思ゆれども、容易く改むべきならず)薰滿とは、大地全體の水土の氣、天日の陽氣に薰蒸されて大虛に升る、其即ち謂ゆる朝霧にて、其半天に霽き度れるを云ふなり、

三代實錄に、貞觀十六年、大宰府言、薩摩國從四位上開聞山頂有火自燒、烟薰滿滿、天云々と有り、薰を迦遠流と云ふは、物より出づる氣を香と云ふ、遠流は曲折れて四方上下に延びて至るを云ひて、滿とは其甚じきを云ふなり、此を以て此時の霽氣の、今世の狀とは變に殊に深かりけむ狀を思ふべき者なりかし、(或説に、薰は霧合なりと云へれども、如何にしても然約まり難かり、其は香を迦と云ふは、加字の字音の如く心得たるからの僻説なり、已に垂仁天皇御紀に、香菓此云箇俱能未と註し、古事記明宮段大御歌に、迦具波斯波那多知婆那、と詠ませ給へれば、文字の波來れる以前に已に香を迦と云ふ語の有りし事を知るべし、萬葉二に、香青生、玉藻息津藻、五に美奈乃和多、迦具漏伎可美爾など、青にも黒にも上に迦の言を冠て云ふは、青きに在れ黒きに在れ、其色の甚じき時は、其氣韻の出でて、邊りも青く黒く見ゆ計なるが故に云ふにて、香の語と本一つなるなり、又人の面を迦富と云ふも然り、人身の氣即表に出でて見ゆる故の名にて、迦は香に同じ、尙、海宮遊行章第二一書、天垢地垢の傳に云ふべし)○吹撥之は、伊弉諾尊の御氣息以て、半天の霽氣を吹き靡け撥ひ却り給へりしなり、大祓詞に、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有るをも併せて、吹撥はらし給へる狀を知るべし、(吹と振と同じき事は、此卷中背揮の下に云ふべし、此正書の安忍を、伊夫利と訓むも、氣吹に同じき由、傳六卷に云へり、萬葉二、人麻呂歌に、朝羽振風社依米、夕羽振流浪社來縁と有る、羽振も羽吹と同じき事云ふも更なり、萬葉に多く山吹を山振と書けるをも思ふべきなり) 偕て、瑞珠盟約章に、吹棄、此云浮枳于都屢と註されたる吹棄と、此の吹撥との差異を如何にと云ふに、吹棄は緩にて吹撥は急なり、故其吹棄給ふ方には、氣噴之狹霧を生給へるを、此の吹撥は

せるには薰滿たる朝霧を掃はせ給へり、(今も此を試むるに、口中より緩く息を出せば、暖にして氣を生し、急に息を吹けば、冷にして唯風耳出づるを以て考ふべきなり) ○氣は息なり、古事記の、息長帶比賣命を、此御紀には、氣長足姫尊と有るを以て知るべし、舊訓の任に美伊伎と訓むべし、萬葉二(三十九丁、四十丁)に、氣衝明と有るを、五(三十八丁)に息豆伎阿可志と見え、又四(四十四丁)八(二十丁、三十丁)十二(三十九丁)に、氣緒と有るを、十一(四十一丁)に生緒と有るを以て氣を伊伎と訓むべく思ひ定むべし、字鏡集又、名義抄共に、氣を伊伎とも祀波比ともあり、(記傳五、風神の下に、此文を引かれたるには、氣を伊夫伎と訓みて、萬葉二卷人麻呂歌に、神風爾伊吹惑志と有るを證と爲られたれども、伊夫伎には、古事記に氣吹と作き、大祓詞に氣吹戸とも、氣吹戸主神とも、吹字を添へて書かれ、又瑞珠盟約章に、氣噴を伊浮岐と有るが如く、氣の一字を伊夫伎とは訓むべからざる例と通えたり) 故、伊伎と云ふは共に氣息の名なり、其内、伊は殊更に物に對へて、態と吐くを云ふなる事右の氣噴などを以知るべし、應聲の唯を伊々と云ふも、別に言を成さずして、口氣を動かし應ふるなり、伎は字音の氣と言意同じくして、大虛の空氣を云ふ稱なるが、此を合せて伊伎と云ふ時は、大虛の空氣を射て進み動搖かす義なり、大同類聚方に「伊喜邪志波、安免都知能可世能伊里氏、有知能可世登安比氏南留南里」とあり、然れば、伊非諸尊の朝霧に應へて出し給へりし伊氣が即ち風と成れる、允に合へる語なりかし、又、伊伎を淤伎とも云ふは、鬱悒字を伊夫勢志と云ふを、淤煩保志とも云ふに同じきなり、(偕て思ふに、伊夫勢志は、氣伏にて、氣の伸びざる由なり、萬葉に、氣衝と云ふ語の、多く見えたるに合はせ思ふべし、又、休息を伊古布と云ふは氣交にて、氣息を吐き納るゝ程を云ふなり、安忍は氣振にて、

氣の眞正ならぬなり、萬葉十一に、所噴を伊佐波禮と訓める、即氣障なり、偽を伊都波理と云ふも、氣留にて、正しく云ふべき方無きが故の名と聞ゆ、又先師の説の如く、命は氣内、活は氣有なり、此に依て又思ふに賀は氣延、齋は氣聚にて、何れも氣を本にて言を成せるにて、此類猶多在るべし) 神武天皇御紀大御歌に、伽牟伽策能、伊齊能于瀨能と續けさせ給へるは、此の故事に根據せ給ひて、神風の氣と續けるなり、冠辭考に、「神風の息と云ふべきを略きて伊の一語に云ひ係けたるなり」と云はれたれど、然に非ず、偕右の如く、神風の氣と云ひ續くる所由はしも、實に天地の間に吹通ふ風はしも、元來此吹撥はし、御氣に起りて、天地を保有つ所以の者なり、此に因て成坐る風神の御名を、天御柱命、國御柱命と申して、宇宙に生きとし活ける萬物の全は、風を以て命を保てり、譬へば風は人の呼吸の如し、呼吸なければ萌出絶えて弊るゝ事、魚の水を離れて死ぬるに同じきなり、然れば大神の御氣より神風の吹起れる古語有るを用ひて、右の大御歌に、然謠はせ給へる者なりけり、(印度の古説に、所有一切命非命、物皆從自在天生、從自在天滅、自在天身者虛空、是日月、是眼地、是身河海、是尿山丘、是糞火、是熱風、是命、一切衆生、是身內蟲、自在天常生一切物」と、提婆論と云ふ書に見えて、風是命と云ひて、一切萬物の命の係る所と爲るは、我古傳に契合へり、思ふに釋述義の攝間に、異朝者有巨人盤古、覆則爲天、仰則爲地、觀則爲晝、暝則爲夜、壽八萬歲、死後、目爲日月、骨爲金石、胎血爲江河、毛髮爲草木云々と有るは、三五曆紀を引かせ給へるなるが、右の提婆論も此を取りて文を成せりと聞ゆれば、三五曆紀の本文にも、呼吸爲風などの語有りしなるべし、列子には、唯に大塊噫氣其名爲風と耳あり) ○氣化爲神は、大神の御氣が、即ち風と成りて、大虛の積氣を動搖し初めつ

るに、其風を掌る神は成出で坐せりとなり、偕此風神の成り坐しし所や如何と云ふに、決く磯敷盧島なり、何を以て知るぞと云ふに、此段の初に、云々共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、云々と有るは、大八洲國を生み巡り竟へて、其島に還り坐しての御事なる由は、然後と有るにて著明ければ、是即一證なり、(其は八洲起元章第一一書は、此一書の續なる由、已に云へるが、其一書に、二神改復巡柱と有りて、次に大八洲國を生み坐せる其宮に、必ず還らせ給ふべき理なるに非らずや)又其一書に、二神降居彼島化作八尋之殿、又化豎天柱と有る、其天柱を正書に國柱と有るを、舊事紀に國中之天柱と見えたるに、風神の御名を、天御柱命、國御柱命と負坐せる事は、専ら其生み坐しし域に依るにて、是即ち二證なり、(彼島はしも、二神初めて天降坐して、國中之天柱と齋ひ立て給へる所なれば、天氣の初めて降る所、地氣の初めて昇る所にして、天地の氣の相感じ初めたる所なれば、風神の生み坐せる事、寔に幽契有る事なり)又此正書に、天照太神の御生れ坐しし時の御事を記されたるに、故以天柱舉於天上也と有れば、日神は國中之天柱と齋ひ立て給へりし磯敷盧島の八尋殿にて、御生れ坐しし御事、傳六に註せるが如きを、以天柱舉於天上也とは、風神を以て送り上げ奉らせ給へる古傳なる由、傳六に云へるを見て知るべし、是其三證なり、又理に於ても天下の風氣は其島より初まりて、國の八十國、島の八十島の隈々に、吹き及び至る可き筈の事なる者をや、(信みには成り難けれども、傳四に引ける宋杜光庭が丘濱名山記に、東岳廣桑山在東海中、青帝所都と有るに依れば、東岳は我磯敷盧島に當れるを、其青帝とは木帝と云ふ事にて、風木神なれば、東岳を青帝の都と云ふ事も由縁無きには非ざるなり)○號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、山蔭に級長戸邊命は女神の名なるに、亦曰

級長津彦命とは如何」と云はれたる、實に然る言なり、古事記には既生國竟、更生神云々、次生風神名志那都比古神と有りて、女神の傳なく、此には女神の傳有りて、男神の傳は慥ならざりし故に、亦曰とは記されたるななり、賀茂翁の「古事記、日本紀、互に一神脱けたるべし」と云れたる如くにて、正しくは、號曰級長津彦命、次級長戸邊命と有るべき文なり、(然るを、山蔭に、女神と爲るも、男神と爲るも、又、男女二神と爲るも、各一の傳なり)と云はれしは、思ひ漏らされたる者と見ゆ)古史徵に、風神祭詞に、吾御名、天乃御柱命、國乃御柱命、云々、龍田乃立野乃小野爾、吾宮波定奉氏、云々と有りて、下に、奉宇豆乃幣帛者、比古神爾云々、比賣神爾云々と有るにて、賀茂翁も言はれたる如く、男女二神なる事、灼然し」と云はれたる、實に動くまじき説なり、其は大和風土記に、平群郡立野郷、郷中有神社、龍田大明神是也、所奉祭級長津彦神也と、男神の御方を以て傳へたれば、女神は配坐せる事灼然きを、二十二社註式奥入に、本紀曰、神代尊號、級長戸邊命、級長津彦命、是風神陰陽兩神也、大和國龍田坐須龍田彦、龍田姫、神代與利垂跡、風神乃本社奈利と見え、遠江風土記に、澤井神社、所祭級長戸邊、級長彦也、とも有りて、此二件共に此御紀に依りて、女神を先に、男神を後に擧げたるこそ錯亂なれ、男女二神に坐す事、甚分明しき證文なる者をや、神名式に、和泉國和泉郡泉穴師神社二座と有るを、彼國志に、祭祀穴師風神級長津彦命、級長津姫命と有るは、舊き社傳なるべし、式には被載されども、周防國佐婆郡勝間神社と云ふ古社有り、本殿は、宗像三女神、相殿豊玉彦命、保食神、級長津彦命、級長津姫命、水分神と傳へたり、此事景行天皇御紀十二年の傳に云ふに就て、其説は漏らせれども、風神の男女二神なる證に云ふなり、又此二を以て、級長戸邊命に、級長津姫命と申す

御名有る事をも思ひ定むべく、又此に例して、級長津彦命に、級長戸彦命と申す御名有るべき事を曉るべし。○級長戸邊命、記傳五(四十三丁)に、纂疏に、級長猶言息氣長也と有り、其由は師説(冠辭考)に、「此神は、大御神の御息より成り給へれば、級長と息長と同じ事なり、萬葉歌に、志長鳥と云ふは鵜鷗の事にて、息長鳥と云はむに同じ、同二十(四十九丁)に、爾保杼里乃、於吉奈我河波、と續け詠るを以て知るべし、此鳥水底に入りて、久しく在る事は、息長き物の能く爲る事なれば、然云ひ係けしならむ、息長河は、近江國坂田郡なり、天武天皇御紀に、近江軍戰息長横河と見え、諸陵式に、息長墓、近江國坂田郡と有り、右の歌の端書於河内國伎人云々之家、宴歌と有り、然れば、近江にて詠める古歌を、河内にて宴に誦ひしならむ、又河内國石川郡の磯長も、本、息長の略かりしにも有らむか」と有り、神名式に、同郡科長神社有れば、風神の御名に依れる地名ならむには、實に磯長は息長と同意なるべし、(此に引ける記傳の文は、其元書に校へ合はせて、今取捨せれば、同じからずと知るべし、其は、右の鵜鷗の事を、記傳に、此鳥水底に入りて、浮出ては長く息づく故に云々と有るを、此には、冠辭考の今一説を取れる類なり、又記傳に「式に、近江國坂田郡に、日撫神社伊夫伎神社並べて載れり、日撫志那郡語近し」と云はれたれども、姓氏錄諸蕃に、火撫直と云ふ氏見えたれば、其祖神などにも有るべく、又伊夫伎神社は、色葉字類抄に、祭神氣吹雄命と見えたるを、帝王編年記に、霜速比古命之男、多々美比古命、是夷服岳神と有れば、別神なり、楮右の息長河と云ふも、風神に依れる地名には有るべからず、鵜鷗の多在る故の名にも有らむ、和名抄郷名に、野洲郡邇保在南北と見え、中昔より、其湖を邇保湖とも云へるを思ひ合すべし)此に就て思ふに、奥と云ひ沖と云ふ語はしも、本、右の息より起れる

ならむか、其は山に奥山と云ひ、海に沖中など云ふも、我が方より遙に遠放りて有るが故に、唯大空と一に、氣の薫り滿隔たりて、慥に其形容の見えざるを以て號けたるにも有らむ、其は、神名の級長津彦命、級長戸邊命の津も、戸も、處字の意なるに、級長を右の如く息長と心得れば、其級長戸と云ふは、天津風の吹通ふ限の大虚空を云ふ稱なれば、山に在れ、海に在れ、遠き方は、雲霧を隔て、虚空と一なる稱と聞えたり、(然れば奥に對へて邊と云へるは、邊は方にて、我が眼前に、其地所の有るを云ひて、其放れるは、唯其地よりは氣の方を主として云ふなるなり)楮、其於伎をも、伊伎をも、約れば、伊と成れ、伊とこそ云ふべきに、志那と云へるは如何にと云ふに嵐飄風など云ふ時には、何れも氣を志と云ひて、伊とは云はざると同例なるが故なり、猶、此類の語共を、一二擧ぐ可し、小竹は氣貫なり、偲は氣伸なり、忍は氣縫なり、皴は氣弱、振は氣蕩、又は氣消、霖雨は氣旋、登は氣磁、腫は氣凝、凌は氣突、濕は氣乙にて、何れも氣の進退に就て成れる語例なるを思ひ合はす可し、(又、風を許佐とも、伊那佐とも云へるを、知に轉ろばして、東風暴風なども云ひ、又、其を疾風とも云へり、天地を、萬葉二十卷に、阿米都之と詠めれば、志と知とは、甚近き語なりけり)若て、級長戸と續く時は、風氣の常在に吹く處の謂にて、即此大虚空の事なり、大被詞に、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有り、又堤中納言物語、無由言卷に、「出立つ所は科戸の原の上の方に、天河原の邊近く、云々」と有るを見るに、科戸と云ふは大空の事と見えたり、源語(權卷)にも、「其世の罪は皆科戸の風に共へて、など宣ふ」と有り、(那賀とは訓むべからず古事記に、志那都と有るを證と爲べし、和名抄、郷名に、越前國坂井郡長畝奈宇禰とあり、戸も、津も、共に處の義

なる由は、予常に言痛き迄言ふ事なれば、今註さず。正書に、生_ニ日神云々以_テ天柱_ニ擧_ル於_テ天上也と有は、傳六に註せる如く、此風神を以て天上に送り上げ給へるが其は、彼礮敷盧島の天柱より送り出し給へるなどを取總べて思ふに級長は、息長と云ふに同じき物から、其風氣の通ふ大虚空に、天柱と太しく立てる階級有りて、神等の天地に昇り降り給ふは、何れも其に由り給ふ事なる可し、地上の上り下り爲る坂路を、志那と云ふも、元、其より出でたるべけれども、幽事の方は隠ろひて、人此を得知らず成れりけむかし、(推古天皇御紀歌に、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、と有るを、冠辭考に、級立てる物は、斜に片延なる意にて、片と續くるならむ、山城國の山階てふ所も坂路に依て階と云ひ、越國に科坂在てふ冠辭の有るも、嶮しき坂などの階立てる故と思し、信野國を、古は科野と書き、其郡にも、埴科、更級有り、波間科神社、妻科神社など、式に見ゆ、其は山國にて、級坂有れば、地名と成りけむをも思ひ合はずべし」と云はれたる、實に然る言なり、級字を、名義抄に、志那とも、加佐那流とも訓あり)○是風神也は、風は氣迫なるべし、其は、氣は天地の内に充塞りて、少かも至り及ばざる隈なき物なるが、或は春夏秋冬の季節に依りて寒熱を成し、或は、山川海陸の形勢に隨ひて、吹動かす事にて、海中に浪の立つが如く空氣の迫りて吹搖ぐなれば、言義を今考へて、氣迫ならむとは云ふなり、(其は、夏は海上より吹來りて、陸地を冷涼しく成し、冬は陸地より吹行て海上の空氣に交代れるなど、今現に見る所なり、又難波の朝東風、富島の西北風、日吉嵐、又は、伊吹嵐など、各、其地方に定向れる風有りて吹くも、皆、各、其空なる氣の迫りて動けるに非ずや)神名式に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、(並名神大、月次新嘗)と有る、此を、天武天皇四年御紀に、夏四月甲戌朔癸未、云々、祠_ニ風

神于龍田立野と見え、四時祭式(四月條)に、風神祭二座(龍田社、七月准此)とあり、此を以て天御柱命、國御柱命と申すは、級長津彥命、級長戸邊命の亦名なる事、灼然き者なり、偕、天御柱、國御柱と負坐せるは、國中_ニ之_ニ天柱の許にて、朝霧を吹撥はし、御氣に因て成坐し、所謂に縁れる御名なるを、日神を天上に送擧げ奉らし、より、其天御神の大御光輝を、天地の内に導奉らせる其大御德に由て、一年と成り、四時と成り、晝夜と成る事にて、寔に天地の相保てる事なれば、天御柱、國御柱と、常在に動く世有る事なきは、皇太神を輔相ひ奉り給ふ神に坐すが故なり、(其は、太神宮式、七月日祈内人爲_レ祈_ニ平風雨と有る中に、風神と聞ゆるは、後に七所別宮の一なれども、當昔は重く祭らせ給ふ社とも見えざるが如くなれど、已に、神武天皇の大御歌に、伽牟伽箠能伊齊と謠はせ給へるを以て思ふに、上古より、皇太神の鎮まり坐すべき其國に、風神の坐し、事は、決めて幽契有る事ならむと思えたり、又太神宮に、心御柱を天御柱と稱へて、甚しく崇め奉る故實なるをも思ふべし)然るは、二神の、日神を天上に送擧げ奉らし、は風氣に載せて擧げ給へりしにて、其返さひに、大御光輝の四方八面に天照し及ばせ給ふ事も亦、風氣に依るなむ、奇異に靈しきことなりける、若てこの間、師の古史傳を初めて見るに、「風は伊邪那岐大神の御息より起れるに就て思ふに凡、人の氣息も即ち風にて、音聲を爲し、言語を成すも、皆此神の恩賜にて、此氣息を身に保ちて活らく間を生と云ふは、息と同言にて、命と云ふも、息内と云ふ言なるべく、死は息去なるべし、死ぬる事を息絶ゆると云ふにても、此義とは聞えたり」と有るは、信に尤なる説にて、人は更にも云はず、此天地の相保てるも、皆氣中に在る事、水中に島嶼の列れるが如し、草根木皮の末迄も、皆風氣を稟けて、生々蕃茂る事なり、(其は本草に限らず、何に在れ、生

とし活ける萬物に、風氣の通ふ理有りて、天地の氣を呼吸する事なり、凡天際至虚なりと雖も、天日の伸氣充滿として至虚からず、金石の如きは至實なりと雖も、天日の伸氣出入りて眞實ならず、如此く屈伸虚實を混がして、唯一なるは、宇宙は唯一氣たる耳なるが故なり、此を以て、風神の世に尊く御在す御事を知るべし。偕、右の言語を成すを、この風神に係けて註されたるは、古事記に、下照比賣之哭聲、共風響到天、と有るに依られたる説なるが、言語は人の靈の聲音に發れて、佗の心を許と到れるなり、其は風神の未生れ坐さざりし以前に、陰陽二神の、天浮橋より天降り給へるは、神靈の風氣に乗給へるにて、未だ現身には非ず、後に、日神は顯身にて生坐し、かども、天柱を以て天に昇り給へるは、隱身を以てなるべし、人心の靈の佗人に到れるも、思内に在れば、色、外に見はれて、聲音に出で、言語と成るを、人も其を耳より迎へ入れて、我心に合するも、皆、風氣の然ら令む事、云ふも更なり、(其外にも、色と云ふも氣なり、香と云ふも氣なり、味と云ふも氣なり、獨り聲のみ氣なるには非ざる事、正に知る人ぞ知るらむかし) 偕、此風神の龍田に鎮坐る御事は、其詞に、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃云々、と有れば、崇神天皇の大御代なり、然るは、御紀に、九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有_三神人、誨之曰、云々、四月甲午朔己酉、依_三夢之教、祭_三墨坂神、大坂神、と有る、其同時なる事、大忌祭詞に所見有りて、已に其講義に説けるが如し、(此神の總ての事は、風神祭講義に、委しく説盡せれば、今は其書に任ねて、記し漏せり) ○又、神名式に、大和國平群郡、龍田比古龍田比女神社と有るは、其亦名なり、其は廿二社註式奥入に、本記曰、神代尊號、級長戸邊命、級長津彦命、是風神陰陽兩神也、大和國龍田坐須、龍田彦龍田姬云々、と有るを以て知るべし、(此本記と云ふは、大倭本記などにや、神代尊號

とは、下に、龍田坐云々と有るに對へて、風神の本御名を云はむとてなり) 萬葉九(二十丁)に、春三月、諸卿大夫等、下_三難波_二時歌_二首、白雲之、龍田山之、瀧上之、小鞍嶺爾、開乎鳥流、櫻花者、山高、風之不息者、春雨之、繼而零者、最末枝者、落過去祁利、下枝爾、遺有花者、須叟、落莫亂、草枕、客去君之、及還來、と有るは、風神の事を云はざれども其反歌に、吾去者、七日不過、龍田彦、勤此花乎、風爾莫落、と有るに、此には、正しく、龍田彦を風神の御名として顯はせり、其次に、難波經宿明日還來之時、歌竝短歌、鳥山乎、射往廻流、河副乃、丘邊道從、昨日已曾、吾越來、牡鹿、一夜耳、宿有之柄仁、岑上之、櫻花者、瀨之瀨從、落墮而流、君之將見、其日左右、庭山下之、風莫吹登、打越而、名二負有杜爾、風祭爲奈、反歌云々と有るは、右に龍田彦と有ると、同じ事を詠めるなるが、名二負有杜とは、其龍田杜を、風杜など云ひけむ事、其續きを以て知るべし、今も大和國葛上郡、紀伊國那賀郡などに、風森社と有るをも思ふ可し、(記傳廿二、沙本毘賣命の下に云はく、後世の歌に、佐保姫と云ふ事あり、春の歌には佐保姫、秋の歌には立田姫と詠めり、是平城京の頃、言出でたる事なるべし、立田は平城の西に在りて、龍田比古龍田比女と申す神坐すに對へて、佐保は平城より東に在るを以て、春に取りて、佐保姫と云ふ名を設けたるなるべし、西三條公條公の高野山參詣記に、奈良の邊の所に、佐保姫社に參りしにと有るは、然る社も有るにやとあり、重胤今思ふに、右の立田彦は、正しく風神の、其鎮坐す地名を以て稱へ奉る御名なるが、佐保姫は、歌人詠物の料に設けたるかは知らねども、若し舊社ならむには、物を生じ立つる事を司り給ふ神などにや猶、能く考へ定むべし) 偕、此社は、今も立野村の本宮の玉垣の内に、右方に二社並び立たせ給へりと云へり、若此く同神なるを、異神の如くして、別

社に祀り奉る事は、天御柱國御柱命と申すは、神代より受張りたる本御名なるを、又別に、龍田彦龍田姫神と稱へ奉る事は、彼大御夢に誨へ申し給へる由に依りて、龍田の地に崇め奉り給へるが、即、其地を領坐す神として、殊更に御名は奉らせ給へる者なり、(同神には坐せども、其異名を以て本社に合せ祭るは、古の常なり、大神神社には、大物主命を主として、大己貴命を合せ祭り、大和神社には、大國魂命を主として、八千弋神を合せ祭れるなど、猶其餘にも此彼有り) ○皇太神宮七所別宮の一に、風宮と申す有るは、又は風日祈宮とも申せるが、此を古書に稽ふるに、倭姫命世記に、風神、一名志那都比古神、廣瀬龍田同神也、と有りて、儀式帳、四月例十四日神衣祭の次に、同日以御笠縫内人_ニ造_テ奉_テ御笠廿二領、御笠廿二蓋、即散奉と有るが中に、風神社一具と見え、太神宮式に凡毎年七月、日祈内人、爲_レ祈_テ平風雨、所_レ須絹四丈木綿麻各十五斤五兩六分云々とある中に、風神と出でたる是なり、(但、官より此を令祭給ふと雖も、當昔未官帳には載せられ給はざりけり、其は風日祈の時のみ、其祭祀は沙汰せらる計なりしかば、自然漏れたるにや有らむ) 此は皇太神の高天原より天降坐し、時に、此風神も供奉りて、此國に到坐せるが、其風神の御靈形は、皇太神の大御靈實と共に、高千穂に移らせ給へる後にも、此國に御靈を留めて、皇太神の五十鈴宮に鎮坐さむ時を、下待たせ御在し坐し、が名高き故に神風伊勢國とも、伊勢加佐波夜之國とも、神代より言繼ぎ來るは、專風神に係けたる國名なるべく所思えたり、此神の御靈實の、天降坐しけむと所思る由は、次なる外宮風宮條に云ふべし、(冠辭考に、「仙覺は風土記を引きて、伊勢津彦の神風を起して信濃國へ去しより、神風の伊勢とは云ふと云へりしを、契沖が云へらく、神武天皇御紀を考ふるに、戊午年十月に、八十皇師を國見丘にて撃ち給ふ時、神風の伊勢海

のと謠ひ給へるが、此天皇の菟田下縣に到り給へるは、同年七月なるに、其より天日別命、東の數百里に入りて、伊勢津彦を平け給へるを、十月に至りて、天皇、即、神風の伊勢と詠ませ給はむ事、信じ難しと云へり、契沖が論ひは、實に云はれて侍りけり」と有るは、實に然る事なり) 増鏡(老波卷)に、「弘安も四年に成りぬ、夏の頃蒙古起るとかや云ひて、世の中騒ぎ立ちぬ、色々様々に恐ろしう聞ゆれば、云々、伊勢の勅使に、經任の大納言參る云々、太神宮へ御願に、我御代にしても、斯る亂出來て、實に此日本の損はる可くは、御命を召すべき由を、御手自書かせ給へるを、云々、閏七月一日、夥しき大風吹きて、異國の船六萬艘に、兵卒乗りて筑紫へ寄せたる、皆吹破られぬれば、或は水に沈み、自然残れるも、泣々本國へ歸りにけり、云々、太平記にも、「弘安四年七月七日、皇太神宮禰宜荒木田尙良、豐受大神宮禰宜度會貞尙等十二人、起請の連署を捧けて上奏しけるは、二宮の末社風社の、寶殿の鳴動する事良久し、六日の曉天に及びて、神殿より赤雲一群立出でて、天地を耀かし、山川を照らす、其光の中より、夜叉羅刹の如くなる青色の鬼神顯はれ出て、土囊の結目を解く、大風其口より出て沙漠を揚げ、大木を吹抜く、測知ぬ、九州の異狄等、此日即可滅と云ふ事を、事若誠有りて奇瑞變に應ぜば、年來申請ふ所の宮號、以_テ寂感儀、可_レ被_テ宣下」とぞ奏しける、去る程に、元の萬將軍、七萬餘艘の舫を解き、八月十七日辰刻に、門司赤間關を経て、長門周防へ押渡る、兵船已に渡中を指しし時、然しも風止み、雲閑なりつる、天氣俄に替りて、黒雲一群、退方より立覆ふぞと見えし、風烈しく吹きて、逆浪天に漲り、雷鳴響きて、電光地に激烈す、大山も忽に崩れ、高天も地に落つるかと思し、異賊七萬餘艘の兵船共、或は荒磯の巖に當りて、微塵に打碎かれ、或は逆巻く浪に打返されて、一人も残らず失にけり」と有り、

(此事、神明鏡、又、弘安記に出でたるも、大凡同じければ、今擧げず、度會元長、神祇百首自註に云はく、人皇九十代、後宇多院御時、弘安四年の夏、蒙古亡宋の船、浦海に滿ち、旌旗日を耀かす。仍爲降伏使を遣はされ、其上啓白し、に、飛廉風を發して、海上鳴動し、神威を顯はし、形を現はし、光を放ち、陽候洪波を上げしかば、異賊忽に退散す、是則、別宮風宮の神、科長津彦命行向ひてにや」とあり)元々集に引かれたる舊記に、正應六年三月廿日官符、改社號奉授宮號、預官幣、二宮同前也、依異國降伏之御祈禱也、嘉元正遷宮之時、被増作寶殿と見えたり、自來、六月九月十二月三時祭にも、必ず預かり給ふ例にて、其廿五日は祭日なる事、年中行事記に所見たるが如し、其詔刀文に、度會宇治五十鈴河上、下津石根、大宮柱太敷立、高天原、千木高知、皇御麻命、稱辭定奉、掛畏、風日祈皇太神廣前、恐々申給云々、と有りて、他別宮のに、然しも異なる事無きを以て、其尊み崇まへ奉らせ給ふ朝廷の御趣けを、仰ぎ奉るべくなむ、又、上代より、日祈内人と云ふがあるも、專、此神に仕へ奉れりけらし、儀式帳、其職掌條に、爲惡風雨不吹祈申、告刀申進と有れば、未社號なりし古より、殊に重み祭られしなりけり、(但、皇太神宮の日祈内人なるにて、其風雨を司る風神に仕へ奉れるなり、同帳、五月例に、五月四日、年祈料云々、右自七月一日始、迄八月三十日、日祈内人、朝夕、止惡風且、天下百姓五穀平助給止祈申、又六月例に、禰宜竝宇治内人、日祈内人、以上三人云々、祭乃日爾告刀申、天下百姓作食五穀平助給止祈申、又七月例に、七月以朔日受司幣帛、祈日申行事、右禰宜率日祈内人、自二日起、盡卅日、朝夕、風雨旱災爲止停祈申、又八月例に、祈二八月風雨云々、禰宜率日祈内人、爲風雨災鎮祈申と有るを思互し、又風日祈宮と申し、日祈内人など云ふ意をも考へ

合せて曉るべし)○又、豐受宮四所別宮の其一に、風宮と申す有り、儀式帳、又、太神宮式に、其社號見えすと雖も、其帳の八月例に、祈二八月風、幣帛絹一丈五尺、木綿一斤と有るは、其風神の御料なりしなるべし、倭姫命世記にも風神と有りて、社を云はざるを、神名祕書に、風神社、伴神者、内宮風神與同體也と有れば、舊き御社に坐しけり、神宮雜例集に七月四日、二宮風日祈祭事(宮司下行祭物)内宮進請文於司廳、日祈内人請之と有りて、内宮より日祈内人の祭來る例なりし事知らる、斯かれば同書に、四月四日、風日祈祭事、大司下行祭物、成符七枚、在內宮請文、日祈内人請之と有る、此には二宮とは云はざれども、四時祭式に、四月四日、七月四日、風神祭なる例に依らば、此も二宮の風神なるべき事、推して知るべきなり、(右の神名祕書の文の續きに、所謂欲令冷風不吹、稼穡滋登、故有此祭、舊記云、山谷水變成甘水、浸潤苗稼、得其全稔、故有風神祭、名曰柏流也、豐年則浮流通、凶年則沈覆損云々、四月七月祭之と有るは、神祇令の義解と集解とを取合せたる文なるが、柏流神事と云ふは、正しく有る事なり)類聚神祇本源、外宮別宮篇、風宮條に、社記曰、正應六年三月廿日官符、改社號奉授宮號、預官幣、依異國降伏之御祈也と有りて、内宮風宮の御事に同じ、其後、嘉元年間遷宮の時に、被増作寶殿了と云へれば、此も内宮に同じ、(太神宮例文に、弘安四年閏七月、二宮正權禰宜等、叙二階、被載宣命御祈賞と有れば、蒙古の襲ひ來りし時の御祈は、二宮共に在りし事知るべし)偕、上に註せる如く、内宮の風宮は、神代より御鎮座なるを、外宮の風宮は、雄略天皇の大御代に、豐受宮を丹後國より迎へ奉らせ給ひて、度會山田原に鎮め奉り給へりし時、共に伊勢國に出坐せるなり、若て内宮には、古より日祈内人と云ふが有りて、皇太神宮の奉仕を兼ねて、風日祈神に仕奉

り來れりしを、外宮のは、帳にも、式にも、其社の沙汰なくして、内宮より日祈内人の行き向ひて祭る例なりしを思ふに、丹波より迎へ奉れる風神の御靈形は、内宮の風社に鎮り坐せるを、彼廣瀨龍田と竝べ祭るが如く、外宮にても祭る事にては在りしかども、内宮より日祈内人の行き向ひて祭るを思へば、内宮の方の別社の如くなりつらむを、漸次に兩宮の差別、愈甚しく成りし故に、終に外宮の攝社と成れりしが、神威の愈加はるに従ひて、宮號宣下の事に迄には至れりけむかし、然れば、高天原より天降し給へる風神の御正體は、正しく内宮の風宮に鎮り坐らむと、甚々恐れけれども、想像奉らるゝなり、(然るは、神名祕書に、諸社宮號之時以_三神財靈物_二爲_三神體_一例也と有りて、外宮の凡ての別宮と成り給へる神々の神體は、右の定の如くして奉仕る古例と通のればなり) 其證は、上にも引ける廿二社註式奥入に、丹波國多紀郡、櫛石窻神社二座、本記曰、神代尊號、級長戸邊命、級長津彥命、是風神、陰陽兩神也、大和國龍田坐須龍田彥龍田姫、神代與利垂跡風神乃本社奈利豐受皇大神、丹後國與佐郡眞名井原與利、伊勢國山田原御遷座乃時、御供奉、此兩神、陽神級長津彥命波、伊勢山田原仁垂跡有利、今太神宮攝社風宮是奈利、陰神級長戸邊命波、丹波國多紀郡仁留坐、大芋大明神是奈利云々と見えたる、本記に曰は、古く傳はれる社傳なるべきが、甚奇らしき説なり、其は、此社は、神名式に、櫛石窻神社二座(竝名神大)と有れば、御門神二柱の本宮にて、風神の事は、且ても所見無けれども、此傳に依りて思ふに、皇御孫尊の御天降の時に、御門神の御靈と共に天降し給へる風神の御正體は、其櫛石窻神と共に竝び御在し坐しけるなり、(古事記御天降段に、登由宇氣神を記して、次、天石戸別神、亦名謂_二櫛石窻神、亦名謂_二豐石窻神、此神者御門之神也と有るを、記傳十五に、此社を擧げて、神代に天降し給へる御體は、

此社などにや齋ひ祭りけむ」と云はれたる、其説に就て、今風神の御靈形の事をも云ふに及べるなり) 然るに豐受大神を伊勢に遷し奉らせ給ふ時に、神代の由緒に依れるか、又は御託などに依れるかの事有りて、其御正體と共に、風神も遷り出で坐せるが、其は神代より鎮め坐す五十鈴河上の風神社に留り坐せる事、右の文に、今太神宮攝社風宮是奈利と有るを以て知るべし、(但山田原仁垂跡と有るは、外宮の方にて、其より以來、風日祈の祭を爲るには、其社地を定めて、元より祭られたりけむ事は、朝廷にて大忌祭風神祭とて、廣瀨龍田兩社を一神の如く、同月同日に竝べ祭らせ給ふが如く、親しき神等の御中間に渡らせ給ふ御事を以て、思ひ互し考ふ可きなり) 然れば内宮を本社にて、外宮なるは其別社なりし故に内宮より日祈内人の、其祭を預かり知れりし者なりけり、又、右の内外の風神の御事を、上に擧げたる如く、諸書に、志那都比古神と、男神の御名耳を出だせるも、右に陽神級長津彥命波、伊勢山田原仁垂跡有利と有るに合ひて聞ゆるに就きて又思ふに、陰神級長戸邊命波丹波國多紀郡仁留坐大芋大明神是奈利と有るは、女神の御體は、故の櫛石窻神社に留まり坐せるが故に、其れより大妹大明神と申すことなる可し、然れば大妹とは、伊勢に坐す妹神に對へて申習へる社號にて、今も右の櫛石窻神社の相殿に鎮まり御在せる事、決き者なりかし、(如此く同じ風神を被祭るにも、或は男神、或は女神と、各一神宛を崇きて、龍田の如く、必ず二神を竝べ祭るにも非ざるべき事、次々に擧ぐるを見て知るべし、右の内外の風宮も、一柱にて祭れる状に見えたり) ○又、古事記に、既生國竟、更生神と有る其神名十神の中に、天之吹男神と有るは、級長津彥命の亦名なるべし、然るは、神名式に、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社(大、月次新嘗)と見えたるに、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_二山城國從五位下

和伎神正五位下と有りて、此時は唯神階の事のみなるを、同年九月八日庚申、遣使奉幣、爲風雨祈焉と有る中に、和伎神も入りたるを以て見れば、正しく風神と聞ゆるが、右の天之吹男神に對ひたる御名なれば、女神級長戸邊命に御在す可き事、申すも更なり、(和伎の地名の事は、崇神天皇十年御紀傳に註すべし、此社を山城志と云ふ物に、在平尾村、今稱涌出宮と云へり) ○又、古事記の右の續きに、次生風木津別之忍男神と有るも、其男神の亦名なるが混れて、別神の如く傳はれるなり、記傳五(三十五丁)に、加邪宜都和氣と訓みて、此の我所生之國、唯有朝霧而、薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神云々、是風神也と云ふを引きて、風は神の御息なれば、風氣とも云ふべし、木は借字、津は助辭なり、楮、下に、別に風神は在れども、此は別なる一の傳の紛れ入りし物なる故に、重複れるなり」と云はれたるは、實に然る言なり、(但、彼水潔段に引合せて、天之吹男を氣吹戸主神に、此神を底筒之男命に當てて説かれたるは、何れも委しからざりけり) 故、其風木津は、風氣處と云ふ事にて、天津風の吹き起る大虚空にて、上に云はゆる級長戸を云ふなり、別は御父伊弉諾尊の吹撥はし、御息の風と成りて、彼薰滿たる朝霧を、別散らかし給へる意なるべく、忍男は壓男にて、稜威の殊に勝れ給へる義と聞ゆる故に、此は決く級長津彦命の亦名なるべく思え侍べり、大被詞に、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久と有る、語勢の甚じく嚴めしきを思ふべし、(和名抄に、巖暴風、從下而上也、和名豆無之加世、又、嵐、山下出風也、和名阿良之、又、暴風、八夜知、又、乃和木乃加世、又、大風吹兮雲飛揚、此間云於保加世と有るなどは、何れも嚴めしき風なるを思ふべし) ○風神社と思しくて、神名式に出でたるは、河内國石川郡、科長神社あり、此事、上に云へり、又、和泉國和泉郡、泉穴師神社二座を、和泉志に、祭祀

穴師風神級長津彦命、級長津姬命と所見たり、(姓氏錄、和泉國、神別、天神に穴師神主、天富貴命五世孫、古佐麻豆知命之後也と有るは、此神主なり、楮思ふに、右の富貴は、布伎と訓みて、風神の御名なるにや、其古佐も風名なれば、由有りて聞ゆるに就て、風神の御裔ならむかとも思ゆれども、佗に然る證と云ふも非ざれば、猶、天富貴命は、天太玉命の孫なる天富命にぞ有るべかりける) 又、伊豆國那賀郡、國御柱命神社と有るは、紛ふ方もなき風神の女神に渡らせ給ふ事、申すも更なり、同郡、稻宮命神社、田方郡、廣瀬神社などの神坐は、廣瀬龍田兩神等の並び給ふ例に異ならず、(右の稻宮命神社を、伊豆國神階帳には、稻宮姫明神と有れば、女神にて必ず廣瀬神と同神なる事炳然し、同帳に、國原姫明神と有るは、右の國御柱命の御名の略かりたるを、又唱へ訛りたる者なり) 又神名式に、常陸國久慈郡、稻村神社、立野神社有る、其稻村神社は、續後紀に、嘉祥二年夏四月甲子朔庚寅、常陸國久慈郡、稻村神預之於官社、緣水旱之時、祈必致感と有るは、全く廣瀬神と同神の狀に渡らせ給ふ狀なれば、立野は右の龍田神と同神に御在し坐らむと思ふに、常陸國廿八社鎮座記と云ふ書に、今屬那賀郡、在上小瀬村、在云今祠可五町、立野山、所祭級長戸邊命、又曰、級長津彦命、與大和國平群郡龍田立野祠、伊勢國風宮、同と有るに思ひ合せられ侍り、三代實錄に、貞觀十六年五月十一日戊戌、授常陸國正六位上立野神從五位下と有るこれなり、信濃國水内郡風間神社は、風祭神社と申す事なるべし、上に引ける萬葉九(二十一丁)に、名二負有、杜爾風祭爲奈と見え、宇治拾遺四(十二丁)に、三河國に風祭と云ふ事を爲しけるに云々と有ればなり、又、袋冊子、夫木集、十訓抄などに、彼國に風祝と云ふ者の有る由に云へるなど、又證と爲すべき者なり、此に就て思ふに、持統天皇五年御紀に、八月己亥朔辛酉、遣使者、

祭龍田風神、信濃須波、水内等神と有る、此は其年にも、四月七月兩度に大御使を遣はされて、大忌神風神を被祭たる事、御紀に所見たれば、殊更に風祈の爲に令祭給へるなるべけれども、龍田風神のみこそは有けれ、須波、水内等神は、風祭には更に由なき神なるは、猶考ふべき事なりかし、(然るは、須波神は、神名式に、信濃國諏訪郡、南方刀美神社二座、名神大と見え、水内神は、水内郡健御名方富命、彦神別神社、名神大と有りて、共に大己貴命の御子、建御名方命を祀れるなり、伊勢風土記に、伊勢津彦が八風を起し、波浪に乗りて、東國に飛び去れりし所に、伊勢津彦神、近令來往信濃と有るを混らして、須波神と僻心得せる説も有れども、其は據るに足らず)袋冊子に、「信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風祝に透間有らすな」と云ふ俊頼主の歌に就て云く、信濃國は決めて風早き地なれば、諏訪明神社に風祝と云ふ者を置きて、春の始に深く物に籠め置きて、祝して百日の間尊重するなり、偕、其年風靜にて、農業の爲宜しきなり、其に自然透間もあり、日光も見せつれば、風治まらず」と有り、然れば諏訪社に、上代より風祝と云ふ者有りて、其社の祭祀を兼ねて、風間神社などに仕へけむ状は、右に註せる伊勢の日祈内人などの如く有りけむ、故に、其本社なるに就きて、須波、水内等神は令祭給へるにても有らむか(此文、十訓抄七卷にも出て、能登大夫資基と云ふ人の聞きて俊頼朝臣に語りければ、歌に詠みたる由云へり、又、夫木集に、「信濃路や風祝も心得よ、白木綿花の匂ふ神垣」と有るは、正しく風間神社に就きたる歌なり、此社、今八幡宮と申して、風間村に在りと云へり)又、阿波國美馬郡、天都賀佐毘古神社と出でたるは、天津風彦神なるべし、其は古事記風木津別の下に、訓風曰「加邪」と有ると同じ訓なるべき所なるを以て云ふなり、又、此社に竝ひて、天橋立神社の出でたるも、天橋立は、

天浮橋と一物にて、彼國中之天柱を建て給へりし基本なると、又、風神を天御柱命國御柱命と申す所由をも思ひ合すべし、(古事記日代宮段に、倭建命の御子の中に、建見兒玉、官首之別等之祖也と有るに依りて、其祖神の如く云ふ説の有るは妄なるべし、縦や官首と云が有らむにも、其は姓なるに、天の言を冠らせて神名と爲べき理なき事なり、然れば今説ける如く、天津風彦と云ふより外なし)又、式外なれども、遠江風土記に、敷智郡、澤井神社、宣化天皇元年丁巳、所祭級長戸邊、級長彦也、有神家、有巫戸等と有るも、舊き御社なり、猶、此外にも、國々に、幾許の風神社と申す社は御在すらむ、能々尋明らめ奉るべくなむ、(但、右の宣化天皇元年を、丁巳と爲るは二年の誤には非じか、故、今其御紀を閲るに、元年の終に、是年也太歲丙辰と有り)○其始は詳ならざれども、各國の地方に、風神社は處々に多在けらし、然れども社として別に建つる事はなくて、森などにてや毎年に風祭は行ひけむ、大和國葛上郡に、風森村と云ふが有りて、其地に風森とて、崇く神々しき神南備の有るも、上世に風祭を爲し、所なるべし又、紀伊國那賀郡にも、風森と云ふあり、又、風市森とも云ふと云へり、其名勝圖會に「粉河寺の西南十八町許に在り、官符に西限風杜」と云へる是なり、當郡の名所にて、伊勢風宮を遷し、級長戸邊命と、丹生明神と、二神を祀りて、粉河寺の地主なり、當昔、風市村と云へり」と云へるも、右の例なり、(大和の風森は、嘉永三年夏、予、大和路を巡見ける時に詣で奉り、紀伊の風森は、同六年春、日前宮に詣でたる還るさに、行き見たり、紀伊川に副ひて、若山より大和へ上る道の傍に、木深く茂り合ひたる森にて、甚、神佐備たる所なり)稱徳天皇御紀に、神護景雲三年秋七月庚辰、遣使奉幣於五畿内風伯と有るは、右の風森の如きを被祭たりしなるべし、三代實錄に、貞觀十七年三月廿九

日、伊豫國正六位上風伯神從五位下、又、元慶七年十二月廿八日、安藝國正六位上風伯神從七位下と有るを以て、國々にも舊くより祭り來れる事を知るべし、中には、神代より由緒有りて、重く被祭させ給ふ御社も、必ず有りぬ可き筈なり、其は其國人能く探り求めてよかし、殊に伊豫國なるなどは、和名抄、郡名に、風早、加佐波夜と有るなどは、如何にも由有りけなり、又京にも、猪熊の南に、褐速社と云ふ有り、由有る事ならむか、又、丹後國郡名の加佐も、風なるにや、神名式に、阿良須神社と有るは、若くは風と云ふ事には非ざるか、丹後舊事記と云ふ物には、祭神大宮賣命と有れども、其據を知らず、猶、古の風伯は、唯風神と云ふ事を、漢めかして書かれたる者なり、風伯を風師とも云ひて、風俗通に、箕星也、主_ニ簸揚能致_ニ風氣_一と有れども、然る推量の空神には非ず、又、文選に、飛廉と云ふ物有り、王逸註に、風伯也、應邵云、神禽能致_ニ風氣_一、晋灼云、身似_ニ鹿頭如_一雀、有_ニ角蛇尾_一、文似_ニ豹_一と有る、然る妖怪の禽獸をしも風伯として我が風神の如く思ふめるは、憐むべき事なり、然るを、斯くしも正しき神代の古傳説を知り乍らも猶、漢囀りを信みて、殊更に風神をしも、風伯、又は、風伯神など記されたるこそ、甚々傍痛き事なりけれ)予が知れるは、出羽國田川郡に、梶尾神社と申す大社、甚じく榮えて立たせ御在し坐せるが、其祭神級長津彦命、級長戸邊命(一座)大物忌神、月山神を合せて、梶尾三社大明神と申せるを、飽海郡大物忌神社の舊記に、一王子梶尾大明神と有るを以て思ふに、王子とは、其枝社の謂なるべし、社傳には、古、此地飽海郡にて、神名式に謂はゆる小物忌神社と云へれども、其は其所在の詳ならざるに就て、云ひ出でたる説ならむも、知るべからざれば、今定め云ひ難し、(或説に、小物忌神社は、飽海郡の海中に飛島と云ふ小島あり、其地に立たせ給へる大社と云ふ有り、祭神級長

津彦命と云ひ傳ふる此社即ち其れなりと云へり、下に云ふを見るべし)彼社の年中行事を見るに、正月七種式に、凡、神前供御三膳と有るは、右の本社の御料なり、次、大三膳、小三膳調進之と有りて、内三膳、袁賀神社、伊氏波神社、由豆佐賣神社、同三膳、鹽湯彦神社、波宇志別神社、副川神社、同一膳、天神地祇八百萬神と有る、右の六座は、何れも神名式に所見たる、出羽國の官社の全なり、此に就て思ふに、和名抄に、出羽國國府、在_ニ平鹿郡_一と有りて、其郡名を擧げたる所には、出羽(國府)と有り、然れば、古に其國衙の有りけるは、出羽郡なりし程に、國司の部内の神を祀る惣社なりけむ、故に、右の如く、國內の大小の神祇を祭れる古例の傳はれるなり、國々にて、國司の衙に近く惣社と云ふを定めて、祭れる事は、祈年國幣などこそは、國司の行き向ひて祭りけめども、年中數度の恒祀に、其廳務を措きて、一々に詣る事難きが故に、凡ての事は、惣社にて行ふ事なりしなり、朝野群載十八卷初任國司廳宣に、一可_レ勤_ニ仕恒例神事_一、右國中之政、神事爲_レ先、專期_ニ如在之禮_一、嚴奠須_ニ期_一部内之豐饒云々、廿二卷、守國務事條に、一神拜後、擇_ニ吉日時_一、初行_ニ政事_一云々と有る、神事は、部内神社の祭禮を云ひ、神拜とは國中の官社を巡拜する事なり、然れども、出羽國などは、殊なる、大國なるが故に、官帳に載れる式社は、僅に九社なれども、此を巡拜せむには、百里にも及ぶべければ、新任の時の巡拜と雖も、容易かるまじければ、況て二月の祈年國幣などは、一々に巡るべくも非ざれば、惣社にて行ひけむかし、予が淡路國などは、和名抄に、國府在_ニ三原郡_一と有りて、今も國衙村と云ふが有るは、正しく國廳の在りし所なるが、其より二里許に、十一箇所村と云ふに、惣社大明神と云へるは國司の惣所なり、其村名を十一箇所と云ふに考有り、其は、神名式に、淡路國十三座、大二座、小十一座と有る、

其大二座は、國司の神事毎に、自ら行き向ふべければ、殊更に遙宮には及ばざる事なり、殘の小十一座を、總社にて祀れる故に、其即、村名とは成れるなり、此に例して、梶尾神社の祭神の考出來れり、次に云ふを見よ、右の如く、國司の部内の諸神を祀れる總社ならむには、神名式に、名神大と爲られたる大物忌神、月山神こそは、主と祭るべきに、小物忌神を主と爲る事は如何にと云ふに右の兩社は、國衙より程の遠くも非ざるが故に、恒例の神事には、國司の自ら参り勤むべければ、飛鳥に在れ、何處に在れ、小物忌神は右の二社に亞ぎて、其國にては主々しき神に坐すが故に、此神を本として、右の二神を相殿と定め、又其部内の六社と、大小神祇をも、合せ祭れる者なりけり、然こそ社説に、小物忌神社と云へるも、決に所縁なくして云ふ事には非ざりけれ、この考成りて後に、大瀧光賢云へらく、光孝天皇實錄に、仁和三年五月云々、出羽守從五位下坂上大宿禰茂樹上言、國府在出羽郡井口地、即是去延曆年中云々所建也、去嘉祥三年地震動、形勢變改、既成雲泥、加之、海水漲移、迫府六里所、大川崩壞、去渥一町餘兩端受害、無力塞、堰沒之期在於旦暮、望請遷建最上郡大山郷保寶士野、據其險固、避彼危殆者云々、太政官因國宰解狀討變事情、曰、避水遷府之儀、雖得其宜、去中出外、固因其便、何者最上郡地在國南邊、有山而隔、自河而通、夏水浮舟、終有運漕之利、寒風結凍、曾無向道之期、況復、秋田雄勝城、相去已遠、烽候不接云々、以此論之、南遷之事、雖可聽許、須擇舊府之近側高敞之地、閉月遷造云々と有り、此文の如くは、最上郡大山郷に國府を移さるべく、官に申乞ひしなり、然れども、尙舊府の近側高敞の地に建つべく御仰事有りしかば、其如く爲しは、然る物から、内々にては已く最上郡に引きたりしを、此に移すとしては、其大山と云ふ郷名をも此に號け

て、此も亦大山とは云ひ初めたるなるべし、師の考られたる如く、梶尾社の總社たるを以ても、中程、此大山に國衙を建てられし事知らる云々と云へるは甚能くも云へる説なりけり、楮、梶尾と申すは、松尾、狩尾など云ふに同じく、尾は岑なるべし、梶尾と申す神社、諸國に彼此あり、山城國賀茂別雷神社の攝社に、梶尾社坐本宮坤權殿前と、注進略記に見えたり、史官記に、仁平三年十月廿七日、賀茂別雷神社司言上、去九月廿日申時、大風、御寶殿前奉祝梶尾明神顛倒時、被打破損舍屋等、と見えたる是なり、又三代實錄に、元慶四年正月八日、石見國梶尾國神、當世國社神、竝授從五位下と有るは、何れの神か詳ならず、又神名式に、伊賀國山田郡阿波神社を伊賀考と云ふ物に、今在下阿波、稱杉生大明神と云へり、尾と生と別なれども、次に云ふ阿波國なるに引合はすれば、同じかるべし、神名式、阿波國勝浦郡勝占神社を、今杉尾大明神と申すも、由有りて聞ゆるなり、紀伊國名勝圖會に、在田郡生石明神の下に、當社は生石嶺の半腹に在りて、楠本村の生石神社と同じく、大汝、少彦二神を祀れりと云ひ、或は伊勢國三宮にして、阿波國にては杉尾大明神とも云ふ、此神、天慶元年正月十日、阿波國人中尾藤九郎、生石嶺に勸請せるより、生石大明神と云ひけるを、正曆元年、社を今の地に移し祭れりと云へり、杉尾明神の阿波國より渡り給ふと云ふ傳は、當社のみならず、名草郡府中村にも有り云々と云へり、右の伊勢國三宮詳ならず、若くは、右の伊賀國阿波神社には非じか、故、右の如く、山城、石見、伊賀、阿波、紀伊等の國々に、梶尾明神と申す社々の有るを何れの神とも知るべからざれども、其社號の同じきを以て、此に引出でたるなり、必ず同神と思ふべからず、然れども、小物忌神社をして、風神級長津彦命、級長戸邊命と申すは、猶強説の如く聞ゆるに就て、深く思ふに、吹浦なる大物忌神社縁起

にも、小物忌神社飛鳥坐と云ひ、古老の傳にも、級長津彦命と云へば、後世の偽説には非ざるべし、廣瀬大忌神、龍田風神を竝べ祭らせ給ふ如く、殊に親しき御由縁の神に坐せば、大物忌神社に對へて、小物忌神社と申せるは、其大社を本として、社に就て大小に別けたる稱にぞ有るべき、然れば、彼社の舊記に、一王子相尾大明神と申すも、第一別宮なる小物忌神社を勸請る社なる謂と聞えたり、何にも有れ、今も風神と崇め奉れる其神徳の、貴く高く御在し坐して、其神威の妙に奇しき靈驗の坐すを以ても争がふ可からず、又、筆紙の及ぶ所には非ざるを曉るべき者なり、(世の神學者、良もすれば、式外の神とし云へば、物の數にも足らぬ物の如く賤しめ、蔑如し奉る事は、甚々可畏く、嗚呼なる痴心なり、此御社、莊内の大山村と云ふに坐して、部内の大社にて、松杉の茂り合ひたる山の尾前に、本社は東に向ひて立たせ給へる、風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處、云々爾吾宮波定奉氏と有るに合へるも、幽契有る事なるべし、古より圭田多く、産子の村々若干あり、宮下村と云ふに社家多く住まひて、醜めき物ながら、神宮寺と云ふが有るも、舊社なるが故なり、御饗奉る浦を金澤村、宮澤村と云ひて、其より奉る魚を以て、二月初戌日、國內式社の神を祭るも、二月祈年の國幣の名殘なるべし、此を以て、國司の衙より近き地に定め祭りたる出羽國の總社なりと云ふ説の強ひざるを知るべし、予、天保十五年六月十五日、初めて大瀧光憲許行きたる時、詣でたるより以來、彼國に年々の如く行通ふ毎に、常に親しく參拜み奉りけるに、大神の御靈の幸ひ灼然くして其御氏子に、我業を資くる人共の多く成り以て行きて、先には祝詞講義を許多に著述はし、今將た眞盛に此御紀の傳を書き成し仕奉る因縁の、實に少縁ならざるに就て、朝夕に起くとは寝るとは忘れ奉らず、其方床しく、常に偲び奉る心から、風

神の御事を申す結めに、少か御社の事書き記して、千名の五百名に、大神を顯し申すを、世人訝り異しむ事勿れ)○「飢時生兒」の飢を夜波志と訓めるは、假字の違ひにて、夜和志なるべし、或説に弱也と云へる如く、普通にて與和志を然云ひつるならむ、名義集に、饑飢の字共を、宇惠とも、伊比爾宇惠多理とも、伊比宇惠須とも訓みて、夜和須とはなく、宣化天皇元年御紀に飢を伊比宇惠と訓み、推古天皇御紀、皇太子の御歌に、伊比爾慧氏と有るを、釋に、飢飯也、略字也、と見えれば、飯爾宇惠給比志時と訓むべき状態れども、言義を思ふに、宇惠は食弱の意と聞ゆれば、夜和志と云ふ語の可惜しきが故に、猶舊訓に従ひつ、(又宣化天皇御紀に、凶年を伊比宇惠とも、伊比惠杼志とも訓めり、此の假字には、正しく惠を用ひたるを、外々なるは、名義集も何も、宇間と有れば、夜和志の假字の和なるをも、波に誤れり)此は、二柱神の天降來坐せる其始は、彼別天神の如く隱身に御在し坐ししを、破馭廬島に天柱を化豎て、八尋殿を化作給へる頃よりは、漸々に顯身の大神等と成り給ひて、其の生み坐せる御子神等をも、顯身にて生み出給へるなれば、此に於て、顯身を容るべき住處有るべく、裝ふべき衣服有るべく、養ふべき食物有るべく、此三物を以て保たせ給ふべき御命なり、然れば此時始めて顯身には食ひて活くべき物の有將欲しく思ほし成りつるなり、次なる黄泉の所に、伊弉册尊の、吾已喰泉之竈矣と有るを以て、既く火食の事有りしを曉るべし、此事已に傳五に云へり(孔子家語に載せたる玄家の古語に、食氣者神明而壽、食穀者智慧而巧、不食者不而神と有るをも思ふべし、此は隱身と顯身と替り目の時の事なり尋常の見解を成す可からず)然れども、此傳は決めて僻傳なるべし、食稻魂命と申すは、下に説ける如く、豐宇氣毘賣神の亦名なるが、第二一書に、軻遇突智娶埴山姫生稚産靈と有る其神の御子

なれば此時未生坐すべくも非ざれば、誤なるを、古事記は、其神を和久産巢日神の子と有るは正しけれども、其も、和久産巢日神をも、大宜都比賣神をも、此と同じく伊邪那岐、伊邪那美二神の御子と爲るは、共に誤なり、故、其誤れる由來を情々思ふに、此神等の未生出坐さざりし以前に、已に八尋殿を化作て、宮殿の備有り、其時、將、衣服も裝束ひ御在りけむと所思る事は、陽神問陰神曰、汝身有_ニ何成_一耶、と有るを以て、其裸體ならざりし事知らるゝなり、此等は顯身と成り給へる上は、必ず無くては得有らぬ物にて有るなれば、殊に衣服よりも、宮殿よりも、緊要と有るべき物は、食物なる故に、其も二柱神の顯身と現_レ坐せる、即ち出來りて、飢しく坐さざりしと云へる古語の有りけるに、其神の成り坐せる説と、一に相混がりて傳はれる者にぞ有るべかりける、(又は崇神天皇九年より、大忌神、風神を、一に祭らせ給ふ御定と成れりしより、廣瀬龍田を一に連ね云ふ、故に撰者の心しらひにて、風神の次に擧げられたるにも有るべし、如何にも爲よ、倉稻魂命を、二神の御子と申す事、正しからざるべし)○倉稻魂命、第七一書に此を註して、倉稻魂此云_ニ宇介能美拖磨_一と有り、大殿祭詞、屋船豐宇氣姫命の下に、是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻と所見たり、神武天皇御紀に、稻魂女、此云_ニ于伽能迷_一と註され、和名抄に、日本紀云、稻魂(和名宇介乃美太萬)俗云(宇加乃美太萬)と有るは、此神名を出だせるならむが、倉の字を略きたる本も有りつるなるべし、名義抄にも、宇介と訓みて、俗云宇加と有れば、第十一書に、保食神、此云_ニ宇氣母知能加微_一と有るを、和名抄に、宇氣を宇介と作るに従ひて、倉稻魂を宇氣能美拖磨と訓み奉らむぞ、正しき雅訓とは聞えたる、倭、倭姫命世記に、豐受皇大神一座、元丹波國與謝郡、比沼山頂眞奈井原坐御僕津神、倉稻魂命是也と見え、又、同書及御鎮座傳記に、調御倉

神、宇賀能美多麻神坐、亦號_ニ大宜都比賣神_一、亦名保食神、神祇官社内坐御膳神是也とあり、廣瀬社縁起にも此一書を引きて、倉稻魂命此大忌廣瀬社也、又曰若宇加乃賣命、伊勢外宮分身也と記せれば、正しく豐宇氣毘賣神の亦名なる事、申すも更なり、(予、先には、古事記には、須佐之男命の御子に、宇迦之御魂神と有る、其正説にて、此に擧げたる傳共は誤なるべし、其は、某御魂神と申す例は、其某事を掌り給ふ主たる神坐せる其功用を、輔相け奉る神に申す事なり、譬へば、天照太神の坐せるに、天照御魂神の別に在すが如く、豐宇氣毘賣神は稻穀を掌り給ふ主神に坐せば、宇迦之御魂神は、其功用を輔相け奉る神なる事灼然ければ、此に倉稻魂命の御名の有るは、僻傳なるべく思ひしは、甚々龜略なりけり、古史徴には、倉稻魂命を豐宇氣毘賣神の亦名に定められたるは、甚愛たしと雖も、須佐之男神の御子にも、同名の神の有るを取られざりけるは、此も亦固陋なりや)又、古事記に、須佐之男命、娶_ニ大山津見神之女_一、名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神(二柱)と有ると、此の倉稻魂命とは、同名にして異神なり、但、其に二柱と有れども、その文を受けて、下に大年神の後神等を載せたるに、宇迦之御魂神の後神、子神等の沙汰無きは、不審しき事なり、因りて思ふに、上代本記に、土御祖神社の祭神の中に、宇賀魂大年神一座と有るを、世記には、宇迦之御魂神と有りて、大年神を云はざるを以て考ふるに、此は大年神の亦名なるが故に、屋船久々遲命などの例に重複れる御名なり、伊奈利社記、三箇峰三座祕説に、社記云、中、倉稻魂命也、(即素戔嗚尊子、母山祇女大市姫、伊弉諾尊子同名云々)上、雄進尊、下、大市姫、以上三座神、是尤祕々中深祕也、神祇拾遺云、弘長六年、加_ニ田中四大神_一爲_ニ五座_一也、田中社者、太田分身三峰地主乎、(一説云、大己貴命)四大神者、四柱兒神也、五十猛、大屋姫、

楓津姫、事八十神也、云々、舊傳云、當社素戔嗚尊鎮座其一也、然則、相此神愛木勿論事歟云々と見え、二十二社神體祕記にも、稻荷神社、中、倉稻魂命、上、土祖神、下、大山祇女と有るに、何れも大山祇女と有るは、其御祖に坐し、又、田中四大神の兩社も、共に素戔嗚尊の御子神たる由緒を思ひ合せて、此の倉稻魂命の外に、別に素戔嗚尊の御子神にも、倉稻魂命と申す神の坐す事を曉るべき者なり、和名抄郡名に、石見國邑智(於保知)と有るは、大市にや、神名式に、那賀郡大歲神社、大飯彦神社有るも、由有りけなり、若狭國にも、大飯郡大飯神社有り、紀伊國丹生神社祝詞に、大飯大酒作豐明奉仕天と見え、山城國向日神社記に、向日神と申すは、御年神なる由云るは、向飯神と云事なる可きが、向は茂榮の茂と同じきを思ふに、大飯彦神と申すは、甚近き御名なり、如何にしても、此同名異神の御坐す事を、先づ心得ずては其説に窮るが故に、先づ此には少か記せるなり、(社説に、田中は神名式なる飛鳥田神社なり、四大神は御諸神社なりと云へり、この兩社の御事下に云ふべし、又、社記に、大歲、今田中殿客人神也、故、想于此神降臨砌、化鶴含稻實來現云々と有るは、山城風土記に稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具、積稻梁有富祐、仍用餅爲的者、化成白鳥、飛翔居山峰、子生遂爲社云々とある此なり、河海抄空蟬卷に引かれたる風土記に、南鳥部里、稱鳥部者、秦公伊侶具、的餅化鳥、飛去居其所森、今鳥部と有るを思ひ合はずべし、豐後風土記にも景行天皇の中臣村に往到坐しし所に、忽有白鳥從北飛來云々、鳥化爲餅片時之間、化芋草數千株云々とあり、又、倭姫命世記に、垂仁天皇廿七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞且晝夜不止云々、島國伊雜方上葦原中有稻一基云々、彼稻白眞名鶴咋持廻乍鳴支云々、倭姫命云々、彼鶴眞鳥乎號稱大歲神云々と有るは、大歲神の白

眞名鶴に化り給へるなり、右の社記に、大歲神云々、化鶴と云ふ事、考へ合はずべし、遠江風土記に、磐田郡田中神社、圭田六十八束、敏達天皇四年乙未六月所祭宇介御靈也と有るは、右の田中殿云々の事に由有らむには、愈大年神宇迦之御魂神は一神なる事、著明き者なり、然れば二十二社注式に、稻荷神社の祭神を記したるに、中社倉稻魂命神、播百谷神也、一名豐宇氣姫命、大和國廣瀨大明神、伊勢内宮同體、神名比咩大明神と云るは甚じき僻事なり、伊勢内宮同體と有は外宮を誤れるにかと思ふに、春日平野の相殿に坐す比咩神は、其后神に坐せるを、近世に天照太神と云ふ妄説の出來れる其に依れる者にて、云にも足らざる事なり、然れども、播百谷神也と有るは、古文なるべし、其は、此の倉稻魂命は稻靈神に坐す事、上に云へるが如く、彼宇迦之御魂神は、其を播生し、耕作給ふ神に坐せばなり、如此く、別神には坐せども、御名の等しく坐すが爲に、甚々混らはしき事多在り、心爲べし) 儲、宇介に倉稻、又は稻魂、又は食などの字を用ひられ、又、豐宇氣毘賣神などの宇介を、唯食物の事と思ふは、字義に依りて心狭く思ひ取れる者にて、その説の違へるにはあらざれども、傳七に註せる如く、宇介は生毛にて、木を生し、草を生し、成し給ひて、顯見蒼生の爲に衣食住の資と成れる故に、その毛を木と云へるを、又草と云ふ時は毛少の義にて、それを用ふる住宅に、在處、住處、直處と云ふ加、又は大宅、屯倉など云ふ祀是なり、衣服には着物と云ひ、御衣と云ひ、用言に祀流とも祀勢流とも云ひ、食物には、殊に御饌とも御食津神とも申せる常の事なれば、今云ふ限りに非ず、儲、右の宇介の字を、生としも説けるは、四時祭式鎮魂祭條には、此神を御膳魂と有るは、産靈の義なる其に據りて説を成せるなり、(古語拾遺に、手置帆負、彦狹知二神の事を記して、其裔今在紀伊國名草郡御木鹿香二郷、採材齋



部所居謂之御木、造殿齋部所居謂之麁香ツラカとある下に、古語正殿謂之麁香ツラカと記し、御木を美祁と訓み來れるは古事記、風木津別之忍男神の下に、訓木曰宜ケと見え、又和名抄に、上野、加三豆介乃、下野、之毛豆介乃と有るも、毛野國と云ふ事にて、木の生ひたる野なる由の名なり、又、賦役令義解に、謂土地之所生皆爲毛也と見え、集解に、古記曰、土毛謂草木也、其地所生謂之地毛、當國所出皆是土毛耳と有り、史記註に地境均不生五穀曰不毛、又謂之窮髮ケとあり、此事列子にも見えたり、予が淡路國などには、田に苗を植を附くるを毛附ケと云ひ其苗の莠たるを立毛ケと云ひ、其實の多少を聞るを毛見ケと云ふ、佗國にて檢見と云へる是なり、此等は皆古言にて、義解の趣にも合へり、此等の事を叢脞しく云ふも言痛けれども、考の本着く所なる故に云へり、魂を美拖磨ケと訓めるは、恩頼ミカヅユの意なり、宇氣を主り給ふ大神と坐して、其恩頼を令蒙給ふ事にて、神武天皇四年御紀に、詔曰、我皇祖之靈也自天降鑿、助朕躬、又垂仁天皇九十九年御紀に、頼聖帝之神靈、又、景行天皇二十八年御紀に、頼天皇之神靈、又、顯宗天皇二年御紀に、奉天之靈と見えたる靈又神靈ミカヅユと同じ意なり、和名抄に、靈、日本紀云美太萬一云美加介又用魂魄二字と有るは、右等の靈字の訓なるべし、然れば、美加宜とも訓むべくこそ、萬葉五二十六丁に、阿我農斯能、美多麻多麻比氏、又、十八二十丁に皇御祖乃、御靈多須氣氏などあり、此等を合はせて、其宇介の神と坐して、其御靈の助け幸ひ給ひて、其御蔭を令蒙給ふが故に、美拖磨ケと申す言義を曉るべき者なりかし、一條太閤御説に、恩頼謂利澤之可頼也と説かせ給へるは然る事なり、猶美多麻と云ふ事には、決めて深き由緒有る事なるが、其は傳五、六に委しく云へり、神名式に、大和國廣瀨郡廣瀨坐、和加宇加乃賣命神社名神、大、月次、新嘗

と有るは、此大神に坐す事、已に傳七に委しく註せるが如し、同式に、常陸國稻村神社、立野神社御在し坐すは、四時祭式四月祭條に、廣瀨龍田二神を相並べて祀らせ給へるに等しかるべし、續後紀に、嘉祥二年夏四月甲子朔庚寅、常陸國久慈郡稻村神預之官社、緣水旱之時祈必致感と見え、三代實錄に元慶二年八月二十三日丙戌、授常陸國正六位上稻村神從五位下、仁和元年五月十二日丙午、常陸國從五位下授從五位上、と有る是なり、廿八社鎮座に、在保内郷下野宮、初在上稻村也、所祭面足尊、惶根尊、級長戶邊命三神也と云へり、然れども立野神社は風神に御在し坐すに就て思へば、面足尊、惶根尊と云ふは、あらぬ事にて、正しく右の廣瀨と同神に御在し坐すこと、申すも更なりかし、後に云ふが如く、常陸風土記に、筑波岳所_レ有飯名神と有るを、其六社の中に稻村社有り、又、此稻村神社の傳に、筑波山神之女也と云ふなど、大忌祭詞に山口神の御事を申す所に准らへて、由有る事共なり、然して天武天皇御紀に、祭大忌神於廣瀨河曲と有るに就て、思ひ得たる事なむ有りける、其は高橋氏文に、掛畏、卷向日代宮御宇、大足彥忍代別天皇、五十三年云々入東國、冬十月到于上總國安房浮島宮云々、磐鹿六鴈命、以三角弭之弓當遊魚之中、即着弭而出、忽獲數隻、仍名曰頑魚云々、得三尺白蛤一貝、磐鹿六鴈命、捧二種之物、六鴈令料理、天將仕奉止白、爲膾及煮燒雜造盛、見河曲山挹葉、高次八枚刺作、見真木葉、平次八枚刺作云々、是時上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天云々、供御食供奉始天と有る細書に、但之安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也とあり、此安房大神と申すは、其本國に坐せる大宜都比賣神を、神武天皇の大御代に、阿波忌部の移りて、總國の安房郡に居る程に、齋奉れりしなるべし、和名抄郷名に、安房國安房郡河曲加波和とあるも由有る事なり、若

て其安房大神は、其より京に迎へて、大膳式に崇め奉る事と成れる、其即、神名式に、大膳職坐神三座の中なる御食津神社是なり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大膳職從四位上御食津神從三位と見ゆ、猶傳四に云へり、(但、大膳職式に御膳神八座云々但御膳神二月十一月上酉日祭之と有り、此八座と云ふ事は、右の氏文に、安房大神乎御食都神止坐奉天云々、大八洲爾像天、八乎止古、八乎止咩止定天、神齋大嘗等供奉始支と有るに依れる者なるべし)○又生海神等は、下なる祓除條に、沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中津少童命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命とある、此三神を總云ふ故に、海神等とは云ふなれど、其生坐せる所に出でたらむには、同じ事を再び云ふに及ぶまじき事なるを、此に在るは文の錯亂たりし者なり、古事記も然り、身滌段に、右の三神は出でたるに、其より以前に、既生國竟、更生神とある十神の中に、次生海神名大綿津見神、次生水戸神名云々と有るを、記傳五(三十一)に辨へられたるが如く、右の十神は、彼御身滌の度に成り坐せる神名の混亂れて、別神の如く重複りたる傳なれば、此一書も共に誤れる事、灼然き者なりかし、(第十一書にも、祓除條に至りて、其海神と共に生坐し磐土命、底土命、赤土命などを記されて、然後に、吹生大地海原之諸神矣と有る海原神は、此なる海神なるを思ひ合はずべし)○少童命、古事記には、大綿津見神と作き、姓氏錄には、綿積命とも、大和多罪命とも、海神、綿積、豐玉彥神とも書けり、(少童の字は、通證に、博物志、西海神童、張華詩有海童邀路、註海神也と有るが如し、又、萬葉には、海若の字を用ひたり、其も、文選注に海神也と有れども、海中の物怪などを然云ひけむを、此にも海神の御名に當てられたるは、甚々忌はしき事共なり) 偕、綿津見は曲津海と云ふ事に

て、唯に海神と云ふに等しかるべし、大海をしも然云へる例は、萬葉一(十二丁)に、渡津海乃豐旗雲爾、三(三十丁)に、海若之奧爾、持行而十二(二十六丁)に、海若之、奧津玉藻之、又、海若之、奧爾生有、十五(六丁)に、和多都美能於伎都之奈良美、又、(十九丁)に、和多都美能、於伎都奈波能理など多在る是なり、海神に云へるは、三(三十五丁)に、綿津海乃、手二卷四而有、玉手次、七(二十九丁)に、海神、手纏持在、玉故、又、海神、持在白玉など有るは、神の裝束に就て云ふなり、十六(八丁)に、海神之、殿蓋爾、十八(二十三丁)に和多都美能、於枳都美夜敝爾と有るは、其宮殿を詠めるなり、三(三十九丁)に、海若者、靈寸物香云々と有るは、海神の所作を云へり、七(二十九丁)に、海神、心不御とは、其神心を畏むなり、九(二十九丁)贈入唐使歌に、海若之、何神乎齋祈者歟、彼方毛、來方毛、舶之早兼、とある耳ぞ、廣く海中の諸神を指せるには有りける、此等を以て思ふに、賀茂翁説に、綿津見は海津持の義と云はれたるに依らば其神名を海名に用ひたるなる可く、先には思ひしかども、其は委しからざりけり、(然れば、綿津見とは其地所の稱へにて、其を主宰り給ふ御事を、命とも神とも申せるなり、日神、月神、山神、川神などの例をも思ひ通して知るべし) 偕、大海を和多都美と云へる和多は、渡りなるべく思ひて、既に傳六に且々云へれども、猶熟く思ふに、海は此國土を圍繞れる物なれば、曲の意なるべし、神武天皇御紀の曲浦を、私記に謂海曲也と有り、萬葉一(十七丁)に、志我能(二云比良乃)大和太など有る是なり、然るは祈年祭詞に、鹽沫能留極と有るは、此大地はし、圓體なる物にして、其外圍は悉く滄海にて、國土は其中に僅に島嶼の如くして、其處此處にあり、所以に鹽沫の留極みと云ひて、國の際限を云ふ稱なり、此を以て、大海の曲がまれる事を知るべし、又、青海原者棹柁不干、

舟艦能至留極と有るも右の如くにて、棹棍不干して榜巡るとも、環の端無きが如くして、終に其究りなき謂にて、此も亦萬國の全を云ふ事已に祝詞講義に説けるが如し、此も海の曲なる證なり、猶目易きは、萬葉三(三十九丁)巒旅歌に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊與爾回之、座待月、開乃門從者、暮去者、鹽乎令滿、明去者、鹽乎令干、と有る始めに、海神は靈しく奇しく御坐して、浪を回ほし、潮を巡らして、其中に島山を立て置けりと云ふ事にて、此も亦海の曲なる證なる者なり、偕又、海は渡りて物爲る所なる故に、又其義を含める事云ふも更なり、津は例の處なり、海は大水なる事、已に傳四に云へり、(又、萬葉に、浦曲、磯曲など云へる曲も、海邊の曲がまれるを云ふなり、綿と云ふも、曲ね束ねて物爲る由の稱なるべし、但、通證に、重浪貌如累綿也、故、萬葉集、以波浪喻木綿之歌甚多、と云へる、或説は、笑ふべし)○山神等は、第八一書に、伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段、此各化爲成五山祇、一則首化爲大山祇、二則身中化爲中山祇、三則手化爲麓山祇、四則腰化爲正勝山祇、五則足化爲離山祇とある、五山祇を總云ふ故に、山神等と記されたるなる可きが、此神等の生坐せるは此より遙に後なれば、上なる海神等の例にて正しからざるなり、右の如く、軻遇突智神の御骸より成り坐し、神に坐せども、文を引上げて此に出だせる故に、下には略かれたる者なり、古事記には、所殺迦具土神之於頭所成神、名正鹿山津見神、次於胸所成神、名淤藤山津見神、次於腹所成神、名奥山津見神、次於陰所成神、名原山津見神、次於左手所成神、名志藝山津見神、次於右手所成神、名羽山津見神、次於左足所成神、名原山津見神、次於右足所成神、名戸山津見神(自正鹿山動見神至戸山津見神竝八神)と有るは、此の五山祇の異説にて、其は宜しけれども、

其も此と同じく風神などの次に、次生山神名大山津見神と有りて、伊邪那岐、伊邪那美二神の御子と爲せるは、共に誤なり、予が説は、第七一書、大山祇神の傳に云ふべし、(予先には、古事記に、先づ大綿津見神の御名を擧げて後に三柱の綿津見神あり、又上に大山津見神を出だして、下に八柱の山津見神あり、然れば其主宰と坐す大綿津見神、大山津見神は、最前に成り出で御在し坐して、其使令れ給ふ枝神は、後に成り坐せるに依りて、二方に御名の出でたるにやと思ひしかども、其は分身にて云ふと、本體にて申すとの差別無かりし程の短き心なりき)偕、山とは彌真と云ふ事にて、神氣の盛なる由なり、其は埴山姫を埴安神とも申して、山を安と云ひ換たる其安は、物の蕃息される心なるを思ふべし、抑、山はしも、上には、大なる木共の雲を凌ぐ迄高く生ひ榮えて、其より雲雨を出し、下には、金石を藏め保持て、實に天下の至寶の生る所なる謂なり、景行天皇十七年御紀、大御歌に、夜摩苦波、區耳能摩保邏摩、多々儺豆久阿烏伽夜摩、許莽例屢、夜摩苦之、于漏破試と、山と倭とを兼ねて謡はせ給ひて、國形の善はしき事を、山を以て詔言給ひ、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌に、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有、畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、耳爲之、青背山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有、名細、吉野乃山者、影友乃、大御門從、雲居爾曾、遠久有家留、と詠めるは、唯山の光景を並べ云ふには非ず、神靈の盛なるを美稱へたるなり、古人の山を愛づる事の少縁ならざるは、國土の秀氣の鍾れる地なるを以てなり、此を以て、山の言義を今彌真ならむとは云ふなり、(又、三卷、詠不盡山歌に、日本之、山跡國乃、鎮十方、座神可聞、寶十方、成有山可聞など、此外にも多在り、類聚國史に、延曆二十四年十二月丁巳、勅大和國、

敵火香山、耳梨等山、百姓任意伐損、國吏寬容不加制禁、自今以後、莫令更然と有るも、山の神靈の亡びむ事を、惜らしませ給へる者なり、類聚三代格に、弘仁十二年四月廿二日、太政官符、應禁制斫損水邊山林事、右得大和國解備、産業之務、非唯堰池浸潤之本、水木相生、然則水邊山林、必須鬱茂、何者、大河之源、其山鬱然、小川之流、其岳童焉、爰知流之細大隨山而生、夫山出雲雨、河潤丘里、山童毛盡、谿流涸乾、謹按、太政官去大同元年閏六月八日、下五畿内七道諸國符、備右大臣宣勅、山川海島濱野林原等、一切收入、公私共之、但山岳之體、或於國爲禮事、須蕃茂、勿令伐損と有る、此大御勅を以て山の神氣有る趣を曉る可きなり、皇國の瑞穂國たる事は、人能く知れども、瑞山の萬國に比類なく美好く麗はしき事を人の云はざるは、甚々不足口惜き事なりかし

○山祇は、古事記に山津見と作る、其正字にて、山を所知看す神と申す事なり、見の事は、傳六に云へり、萬葉一(十九丁)に、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等、春部者、花挿頭持秋立者、黃葉頭刺理(一云、黃葉加射之)、云々、山川母、依氏奉流、神乃御代鴨と有る此にて、山神の御徳を言ひ盡せる者なり、尙、傳九、大山祇神の下に委しく註す可ければ、其に任ねつ、(但、記傳五には、賀茂翁説に依りて、右の山祇は山津持なりと云はれたる、其も悪しきには非ざれども、猶見を所知看す義に説かれたる其方を、予は今取れる者なり、山祇字、通證に、梁沈約詩、聳躡詔山祇とあり、然る事なり)○水門神等とは、古事記に、綿津見神の次に、生水戸神、名速秋津日子神、次、妹速秋津比賣神と有るが如く、男女二柱なるが故に、等とは申せるなり、次に二神因河海持別而生神云々と見えて、併せて八神を載せたる、是等を摠べたるにも有るべし、然れども此神等は此に入るべき神ならず、身滌段より此に混れ入り

たる事、記傳五(十)に委しく辨られたるが如し、又、此水門神は、妹妹二神には坐さずて、決めて女神一柱なるべき考有りて、其は次なる速秋津日命の下に委しく云べし)水門とは、川より海へ水の落つる處を云ふなり、記傳五(三十七丁)に、武烈天皇御紀、大御歌に、之哀世を、一本に瀾灘斗と有りと分注有り、水之門にて、神代紀の速吸名門を、神武天皇御紀には、速吸之門と有るにて知るべしと云はれ、又、齊明天皇四年御紀大御歌に、瀾灘度能、于之哀能矩娜利、于娜俱娜利と詠ませ給へるは、水門の潮の下り、海下りと云ふことにて、此にて川水の海へ入る門なること明らけし、斯る所には、船をも寄せて泊る故に、和名抄に、湊、説文云、水上、人所會也(和名、三奈止)と云へり、渚水門の門は、門戸の戸に同じく、言義は、外にて内に界たる意なり、舍宅に戸と云ふは、外より内を圍みて内外の界たる謂なり、其に門戸の字を分れども、共に同語なり、(和名抄に、在城郭曰門、在屋堂曰戸とあり、又、水門、後漢書云、水門、故處皆在河中、日本紀私記云、水門、美止と有れば、美止とも云ひしにや、今も川口なる處を水戸と云ひ、又、水戸口と云ふ事、常なり、但、右の漢書に云へる水門は、湊に非ず、城郭に云へる水門なれば、此の例に非ず、字の同じき故に引けるなり、通證に出後漢書舊不疑傳と云へり)、渚、此に水門神等と云ひ、古事記に、水戸神と有るを、大被詞には、荒鹽之、鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神、持可吞兵卒、と有るは、甚く違へるが如きを、此に鈴屋大人の明辨有り、其後釋に、「速秋津日子、比賣、二柱神は、古事記に水戸神と有るを此に鹽乃八百會爾座須、と云へるは、甚く處違ひたれども、是に深き由有り、其は鹽乃八百會は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の没往く門口なれば、是亦彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は、川より海へ

水の落つる口、鹽乃八百會は、海より入りて根國の方へ水の落つる口なれば、此方にて川より出づる所と、彼方へ出づる所との差こそ有れ、共に同じく水戸なる古傳の趣妙なる事如是し、能々味ふべし」と云はれたる、此説にて甚能通えたり、(此にて、大きくも小さくも水門神に坐す事明らかかなり、若て此鹽乃八百會はしも、速吸名門なる事、予が大祓詞講義に註せるを、此には第十一書に就て云ふべければ、其に見合すべし)○速秋津日命、大祓詞には、速開都比咩止云神と有りて、比古神の事無し、後釋に「此は彼御禊段に生坐せる伊豆能賣神なり、其伊豆は、阿伎豆の切りたる御名にて、即、彼速秋津日子神、速秋津比賣神と同神なり、秋は借字にて明嚴アキツの意なり、明とは、御禊に依りて清らかに清まりたる山の御名なり」と云はれたるは、甚委しき説なるが、此に就て思ふに、水門神は、女神一柱にして、男神は坐さざる事灼然し、(其は、土神は、鎮火祭詞に、埴山姫と、此の第二第三第四の一書に、生土神埴山姫と見え、此の一書に、土神號埴安神と有りて、一神に坐すを、古事記には、波邇夜須毘古神、次、波邇夜須毘賣神と、二神に記せるを、古史徴に、波邇夜須毘古神と云ふ名は、孝元天皇の御子、建波邇夜須毘古命の名を傳へ誤れるにぞ有るべき」と云はれたるが如く、古書には然る混れも多在る者なればなり)然れども、古事記に、此速秋津日子、速秋津比賣二神、因河海持別而生神名、沫那藝神、次、沫那美神、次、頼那藝神、次、頼那美神、次、天之水分神、次、國之水分神、次、天之久比奢母智神、次、國之久比奢母智神(自沫那藝神至國之久比奢母智神并八神)と有りて、此は妹妹嫁繼坐して、御子を生み坐せる傳なり、又、同記に、水戸神之孫櫛八玉神など、其孫神の傳さへ有るに男神を除きて、女神一柱と云ふは、強ひたるが如く思ふらむ人も有るなめども、其沫那藝神、沫那美神は、神世七代

章に、沫蕩尊と見えたる其正説にて、伊非諾尊なるべき由、傳三に註せれば、此を除くべし、又、水分神は、大倭神社注進狀に載せたる大神氏家牒に、子守(御母)、三島溝昨耳之女、玉櫛姫と有りて出自の別なる別神に坐す事、水分神詞、又神賀詞講義に云へるを、此下にも闇靈神の下にも云へれば、此も除くべし、又、久比奢母智神は、鎮火祭詞に、水神匏、川茶、埴山姫四種物乎生給氏と見え、此第三一書に、生天吉葛とある其神なる事、傳七に註せれば、此も除くべし、斯れば残れる神は、頼那藝、頼那美二神なると、其沫那藝、沫那美二神を姑く同名異神と見て、此四柱耳なるは、河海に因て生坐る神ならめども、速秋津比賣神の支族神なる可きを、内宮儀式帳に、津夫良神社、大水神兒、津夫良比古、津夫良比賣命と有れば、其と見て此を除くとも妨なかるべければ、水門神は唯女神一柱と見ても、甚能通ゆるなり、若て水戸神之孫櫛八玉神と有るは、此神天穗日命の後神と成り坐して、生み坐せる其御子孫なる可きが、其御饗を奉り給ふ事の重きが故、系を御母神の方に係けて傳へたる事、下に云ふを見て知るべき者なり、(其は天忍穗耳尊の後神玉依姫命、亦名、丹鳥姫命は天兒屋命、萬幡豊秋津師姫命と、夫婦の間に成り坐せる神なれども、何れも萬幡姫命の兒と爲せるは、其御母神に屬し給ふべき所由有るを以てなり、思ひ誤る事勿れ)其は出雲風土記出雲郡條に、伊努郷、國引坐意美豆努命御子、赤食伊努意保須美比古佐倭氣命之社、即坐郷中故云伊努とある意美豆努命は、素戔鳴尊に坐し、意保須美比古佐倭氣命は、此の熊野大隅命にて、天穗日命に坐す事、次なる瑞珠盟約章に就て説くべし、神名式に、伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社と有るは、后神と並び坐せるにて、神魂と冠ぶらせ奉れるは、其大神に屬し坐せるか、又は、其大神の神命以て、合せ給へるかなどの故なるべし、又、秋鹿郡條に、伊農

郷、出雲郡伊農郷坐、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后、天甕津日女命、國巡行坐時、至坐此處而、詔伊農波夜、故云伊努とある、此と右の神名式を合はせて、神魂伊豆乃賣命と、天甕津日女命と同神たる事、自然灼然し、甕は嚴と同じく、嚴は物を嚴くしく齋ひ清まはる由なり、神武天皇御紀に、朕親作顯齋、用汝爲齋主、授以嚴媛之號とある、此を以て甕津日女と伊豆乃賣と、同じ趣なる事を曉るべし、(又、風土記秋鹿郡條に、所以號秋鹿者、郡家正北秋鹿日女命坐故、云秋鹿一矣とある、其は何れの神とも知られねども、秋鹿と云ふ事、若明處ならむには由有り、右の神魂伊豆乃賣命を、其大神に屬き坐すと云ふは、此御禊に成坐せる枉津日神は、高皇產靈尊に、直日神は、神皇產靈尊に屬き坐して、世に幸ひ給ふ事、此卷末に云ふを見て曉るべし、然れば、此も其例に當たるなり) 猶徴と爲べきは、古事記に、大年神、娶神活須毘神之女伊怒比賣、生子向日神、又、娶香用比賣、生子御年神と有る、神活須毘神は、此の熊野櫛樟日命にて、天穗日命に坐す事、右に云へるが如し、其御女の伊怒比賣は、右の伊農波夜と宣ひし天甕津日女命の生み坐せるなり、然るに、向日神社記に、向日神者、神須佐之男命子大歲神、娶活須日神之女、神須治曜姬命、生子也と有れば、大年神の後神の伊怒比賣と、香用比賣とは一にて、其子の向日神と、御年神と、又一神なる事も知らるゝなり、(但、此一件は然しも用なき事の如くなれども、天穗日命と伊豆能賣神と、御妹妹と成りて生み坐せる御女の事を云へるが、其御婚の大年神の事は、下に徴すべき事有るが故ぞかし) 倭姬命世記皇太神御遷幸の所に、出雲神子、出雲建子命、一名伊勢都彥神、一名櫛玉命云々、五十鈴川後江仁天、奉御饗と有る後江は、即、水門なるに、櫛玉命と櫛八玉神と同じきを、其を出雲神子と云ふは、天穗日命の子孫の謂なるを、國造本紀に、

相武國造、志賀高穴穗朝、武藏國造祖神伊勢都彥命三世孫、弟武彥命、定賜國造と有るに、古事記の天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造无邪志國造云々等之祖也と有るを合すれば、上に引ける水戸神之孫、櫛八玉神と云ふ事、自然に相契合る者なり、又、伊勢都彥神の住めりし多賀佐山嶺の邊は、度會郡沼木郷なり、然るを出雲風土記に、意宇郡野城驛依野城大神坐故云野城と有るを、神名式に、天穗日命神社と有るなども、旁由ある事を思ひ定むべし、又、世記に、瀧原宮一座竝宮一座を、水戸神、名速秋津日子神、妹速秋津比賣神是也と有るは、儀式帳に、稱天照太神遙宮と有れば如何なる事の如くなれども、水戸神の其地に鎮り坐し、傳などの有りけるに據りて、古事記の文を取りて云へる説ならむも知るべからずと雖も、皆、其所謂なき事には非ざるなり、(又、儀式帳に、小朝熊神社一處、稱神櫛玉命兒大歲云々と有に、大歲神を櫛玉命兒と有るは違へる事ながら、大歲神を祀れる事は實なる事、祝詞講義太神宮六月々次祭條に云へり、又湯田社一處、稱鳴宸電、又、大歲御祖命云々、又、久麻良比神社一處、稱大歲神兒千依比賣命云々、江神社一處、稱天須婆留女命兒、長口女命、形在水又、大歲御祖命、形無、又、宇加乃御玉、同云々、葭原神社、大歲神兒、佐々津比古命、又、宇加乃御玉御祖命、形無、又、伊加利比女命、形無、加努彌神社、大歲神兒、稻依比女命、形石坐など有りて、右の六社の神等は、何れも大歲神、又は其子神にて、伊勢に多く鎮り坐す事も、其婦翁と坐す天穗日命の由緒に依れる者なるべし、然るを、伊勢國は、神武天皇東征の頃迄も伊勢都彥神の主領き居たりしを、天日別命の令去たるに依りて、其神は東國に飛去りたる趣、風土記に見えたりども、國造本紀に、島津國造、志賀高穴穗朝、出雲臣祖、佐比彌足尼孫、出雲笠屋命、定賜國造と有る、島津は今志摩國なれば、其子

孫の留まり居て、國造には任され奉りしにや、猶神武天皇御紀傳に云ふべきなり、偕、此は古事記に水戸神を二神とし、此に水門神等と有るは、共に誤にて、女神一柱に御在し、が、天穗日命の後神と成り給ひし始終を明さむとて、思ほえず長々しき説言をぞ爲たりける、然れども、餘りに入組みて叢腫しきを、書く我さへぞ思ひ煩ひける。○木神等は、正書には生木祖句々廻馳と續けたるを、此に木神等と有るは、異なる傳なり、古事記にも、生木神名久々能智神と見え、大殿祭詞には、屋船久々廻命(是木靈也)と有りて、木神は一柱に坐すを、木神等と云ふ時は、某句々廻馳命と云ふが多き如く聞えて、如何なる事なり、大山祇神と、五山祇とある例には、此は准らへ難かるべし、(又古事記に、羽山戸神の子に、久々年神、久々紀若室葛根神有りて、その久々は句々廻馳の句々に同じけれども、其出自の異なれば、此の木神等も云ふ列には立つべからざれば、等字は、若くは衍文か善本を以て校正すべし)○土神號埴安神、傳七に註せり、神名式に、大和國十市郡畝尾坐健土安神社(大、月次、新嘗)と有りて、畝尾は古事記に香山之畝尾と有るが如し、此は已にも引ける神武天皇御紀に、取天香山之埴土、以造八十平瓮、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處曰埴安と有れば、此時初めて祭り給ふが如くなれども、前年九月の下に夢有天神、訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平瓮八十枚、并造嚴瓮、而敬祭天神地祇亦爲嚴呪詛と有れば、神代より鎮り坐せりしを、更に此社の土を取り給ひし祥に依りて、其神名を以て地名にも負せ給へりし由なり、桑家漢語抄に、平瓮、比良加或は平賀、又、八十平賀云々、埴安比咩之後、代々掌之と有るを以て、埴の用を知るべし、第七一書に、伊弉諾尊拔劍斬阿遇突智、爲三段云々、其一段是爲大山祇神と有りて、天香山は、其阿遇突智神の御骸よ

り、化れる事、師説を引きて、傳九に註せるが如し、偕、埴山姫神は其后神に坐せば、本より副御神在すべき理なるぞかし、(但、其時の香山は、天なる香山なるを、後に其山の落ちて、大和國に下れるに就ては、其山に由ある神等は、又其山に相副へて降り坐すべき者なり)崇神天皇十年御紀に、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛密來之取倭香山上、暴領中頭、祈曰、是倭國之物實(物實、此云望能志呂)是以、知有事焉、非早圖必後之と有るは、謀反して國を奪はむと爲る心有る故に、埴土を國の物實として、取りて呪詛を成せるなり、此を以て、此神は物に用ふる埴土のみに非ず、國と成れる土神なる事を知るべし、(然れども、國土を知し看す謂には非ず、國土と成れる地盤の神なりと知るべし、傳七土神の下考合すべし)三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從五位下畝尾建土安神、從五位上とあり、健と稱へ奉れるは、彼嚴呪詛を成して、御軍に打勝ち給ひしなどよりの事なるべし、火神の後神と坐せば、稜威の甚可畏く御在すべき筈なる事、傳七に云へる、丹生神の神威の事に思ひ合すべきなり、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌に、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、(三十五丁)に、埴安乃、御門之原爾とも、埴安乃、池之堤之とも詠める地是なり、(今、天香山の北麓、池内村と云へる、即、其埴安池なり、彼謀反せし武埴安彦も、其地に住めりし故に、取りて名とは爲せる者なるべし)○悉生萬物焉は、上件國土山海草木を除きて、凡宇宙に有らゆる萬物は、悉くに二神の生み坐せりと云ふ傳なり、鎮火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏、麻奈弟子爾火結神乎生給と見えたるも、此の悉生萬物焉、至於火神阿遇突智之生也云々とあるも、其續き様の同じきを合はせ見るに、此は萬物と、其物を云ひて神を云はず、彼詞は、八百萬神と、其神を云ひて物を云は

ざるなれば、互ひに其意を通して説くべき所なり、髻華山蔭に此文を論ひて、上下の例皆其神を生むと有れば、此も萬物の神なる可ければ、神字有らま欲し」と云はれたる、實に然る言なり、偕、萬物とは、唯、數の許多なる事を云へる常の事にて、大きくも廣くも、其限なきを云ふなり、(萬葉一、又、二に、「萬段、願爲乍」十八に「萬調、麻都流都可佐等」など云へる萬の例を見るべし、漢籍莊子に今計物之數、不止於萬、而期曰萬物者、以數之多者、號而讀之也と云へるも相似たる事なり)已に傳六にも云る如く、二神の御子を生み坐し、次序は、最初に此に見えたる風神は、成り坐し、かども、其は御氣に化生る神に坐す故に、二神の御麻奈子として生り坐せる長子は、天照太神に渡らせ給ひ、次ては素戔鳴神(亦云月神)の生れ坐せる耳にて、珍子は此二柱に限れるを、鎮火祭詞に、麻奈子爾奈弟子の事、傳七に云へり、若れば、此の萬物は、日神月神と火神との間に生れ坐せるにて其靈として成れる八百萬神は、本より海神山神の如く主々しき神はに非ざるが上に、其八百萬神をも、萬物を麻奈子とは云はざるを以て思ふに、陰陽二神の、始めて宇宙に萬物を成し生し給へる其に、神靈の自然に具はりて成り坐せるを、御子と爲給ふにこそは有りけめ、御腹より生み坐せるには非ざるべし、其は、御息の風神と成り坐し、爲吐の金山彦、金山姫神に、小便の罔象女神に、大便の埴山姫神に成れる類にて、この二神の國生み坐し、より以來、萬に成しと成し給ふ物に就ても、事に就いても、諸神は成り出で坐しけむを、大凡に萬物と云ひ、八百萬神とも申して、御子の列に成し給へるにこそは有りけめ、

至於火神軻遇突智之生也。其母伊弉册尊見焦而化去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎則。匍匐頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉。其淚墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號啼澤女命矣。遂拔所帶十握劍。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。復劍及垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。復劍鐔垂血激越爲神號曰甕速日神。次煖速日神。其甕速日神是。武甕槌神之祖也。亦曰甕速日命。次煖速日命。次武甕槌神。復劍鋒垂血激越爲神號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男命。一日磐筒男命及磐筒女命。復劍頭垂血激越爲神號曰闇霧。次闇山祇。次闇罔象。

火神云々は、已に第二、三、四、五の一書に見えたる事なるが、此傳は古事記と同じく、御母神の神避坐して後、御父神の御敷の消息と、其御怒の所置等の較略なるが、此續きに有るべき事をも、他一書に在れば、其に委任て略かれたる故に、餘に事略過ぎたる事なむ此彼見ゆめる、其は、金神水神土神は、甚止事なき神には坐せども、御母神に屬きたる事故に第四一書に讓られ、又、火神土神の娶坐して稚産靈神を生み給へりし事は、第二一書に在るを以て、此は除かれ、唯飢時生兒と、倉稻魂命の異を上記され、若て啼澤女命の事は、古事記と打合ひ次に火神を斬給へりし

御劍と血とに依りて成り坐る神等の事は、必ず此に在るべき事なるを、斬_ニ軻遇突智_一爲_ニ三段_一、此各化_ニ成神_一也と有る、其神を擧げざるも、次なる第七一書に渡して此に略かれたるは、不足事ながら、古事記に此傳の無きには勝れども、左に右に此一書のみを見ては、心行かぬ所なむ多在りぬべければ、今も其心爲すは得有るべからざる事なり、(儲、又此に、亦曰云々、一曰云々と有る所などは、細書に爲すべき文なり、然れども類聚國史にも一書の文は悉に細書に物せられたれば、亦曰も、一曰も、書下して有れば、今改むべからずと雖も甚々紛亂はしき心ちぞ爲る) ○見_ニ焦而化去_一也、鎮火祭詞に、火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐と有る、是なる由、傳七に説けるが如し、化去字は、第二一書に、所_ニ焦而終矣_一、其且終之間と有る終字と同じく、此の事、實に當らざる事遠き者なり、(今は今辨ふる限りに非ず、已に傳七卷に委しく註せり、此等の字共に依りて、伊弉册尊の崩坐し、狀に云ふなどは、忌はしき説なり) ○恨之、宇良牟は情見にて、物に怒る事の甚しき時は、其を心に藏めて有るべからざれば、其より色に出で外に見はるゝを云ふなり、第十一書に、伊弉册尊耻恨之曰、汝已見_ニ我情_一、我復見_ニ汝情_一とある、此即、恨の本義なり、其は、佗より我心裏の事を見顯はさるゝ時は、我止む事を得ずして、忿怒の心出来る、其即、見_ニ我情_一なり、此返さひに、我より人の心裏の事を見顯はす時は、人亦止む事を得ずして、忿怒の心出来る、此即、見_ニ汝情_一なり、然れば、此文は汝我を恨みさせつ、我亦汝に恨みさせて、共に戦はむと云ふ事なり、名義抄に、恨字を宇良牟とも、久由とも、伊伎抒保流とも訓あり、然れば、此は火神を令_ニ生給_一ひし事を悔給ひ又生れ坐しし御子の爲に、御母の焦れさせ御在し坐ししより、石隠れ給ひし事を憤り給へる者なり、(宇良牟の宇良は、情にて思の對なり、思慮の内_ニ在るを情と云ひ、外に出づる

を思と云ひて、裏表の義なり、詩の小雅に、不_ニ離_一于裏_{コ、ロム}と有る註に、裏心腹也と云へるに似たり、裏_ニ恰_一し、裏悲し、恨む、羨やむ、嬉し愁ふなどの宇良、又宇禮も、共に情を本にして、重複れる語共なるを思ひ合はすべし) ○唯以_ニ一兒_一、古事記に子之一木と有るに依りて、訓を知るべし、私記に、問、此意如何、答、古事記及日本新抄竝云、謂_ニ易_一子之一木_一乎、古者謂_ニ木爲_一介、故、今云_ニ神今食_一者、今謂_ニ神今木_一矣、必以_ニ木爲_一喻者、蓋古以_ニ貴人_一喻_ニ於木_一、故謂_ニ神及貴人_一爲_ニ一柱一木_一矣、今此云_ニ子之一木_一、猶如_ニ云_一子之一柱_一矣、以_ニ賤人_一喻_ニ於草_一、故、謂_ニ天下人民_一爲_ニ青人草_一也と有るが如く、貴人を木に、小人を草に、古は喻たりけむ、(木を介と云ふは、古事記に、訓_ニ木以_一宜と見え、景行天皇御紀歌に、阿佐志毛能、瀧開能佐鳥麿志など見え、記傳に引かれたる同御紀に、御木、木此云_ニ開、萬葉廿に、眞木柱を麻氣波之良、又、松木を麻都能氣と見え、又、近江の佐々木を、和名抄に篠筥とも有りと有る此なり、但、記傳には以_ニ賤人_一喻_ニ於草_一の説は取られざりけれども、草と云へば賤しく聞ゆれども、然に非ず、天之益人とも云へる如く、人民の蕃息_ニこれる_一狀を、草の所狭く茂り榮ゆるに喻へたるなるべし) 但、一兒を子之一木と訓めるは、子之一君と云ふ事には非ざるか、然らば木を伎と訓むべし、君を伎と云ふ例は、崇神天皇十年御紀に、號_ニ叩頭之處_一曰_ニ我君_一と有るは、神名式に、山城國相樂郡和伎と見えたる地名なり、神功皇后御紀、應神天皇御紀歌に、伊奘阿藝と有るは、去來吾君なり、又、古事記(明宮段)に、佐邪伎阿藝と有るは、鷓鴣吾君と云ふ事なり、源氏(繪合卷)に、伎牟遲等は同じ年なれど、言詮無しと有る、此詞蜻蛉日記にも出でたり、君貴と云ふ事なり、今俗に兄弟などを敬ひては、兄伎姊伎と云ふも、兄君姊君なるべし、(然るを、或嗚呼の者の説とて、人の語るを聞くに、此は軻遇突智を甚く悪みて、

惡兒一疋許に易へつる哉とて、獸に比らべて貶しめ給ふ言なり、雄略天皇御紀歌に馬八匹を、宇摩能耶都擬播と詠めるが如しと云ふは、甚々可畏く、身毛も彌立ちて思ゆる狂言なり、誤りても欺るゝ事勿れ。○愛之は、此下にも愛也吾夫君とも、愛也吾妹とも有る、共に宇流波志伎と訓めり、應神天皇十三年御紀皇太子御歌に、彌知能之利、古破儼場等綿、阿羅素破儒、泥辭區場之叙、干蘆波辭彌茂布と有るは、少女が不爭して寢敷を愛はしみ思ふとなり、又、古事記、遠飛鳥宮段、輕太子其伊呂妹を思ふ御歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氏婆と有るは、愛はしと眞寢し眞寐てばなり、常陸風土記、行方郡藝津里條に、寸津比賣、引率姉妹、信竭心力、不避風雨、朝夕供奉、天皇歎其慇懃、惠慈、所以此野謂宇流波斯之小野と有りて惠慈の字を訓めり、萬葉には、多く愛字を宇都久斯伎と訓みたれども、十五(三十一丁、卅四丁)に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、又(三十六丁)宇流波之等、於毛比之於毛婆波と有るは女に云へるなり、十七、宇流波之等、安我毛布伎美波、又(二十七丁)君之心乎、宇流波之美と有るは、人を指して云へるなり、然れば其數多なる愛字の中には、宇流波斯と訓むも、宇都久斯と訓むも有りぬ可ければ、此も共に從ひて、此なるは宇流波斯と訓み、下、愛也は宇都久斯と訓みつ(其は古言を惜らしみての事なり、古事記にも、此の文を、愛我那邇妹命と有るを、故翁は、宇都久斯伎と訓まれたり)言義宇流波斯は得愛なるべし、愛を波斯と云ふは、景行天皇十七年御紀、大御歌に、波辭枳豫辭と有るを、萬葉に多く愛哉師とも愛八師とも作き、一(四十二丁)に、愛伎妻等者、四(四十一丁)に愛妻之兒など有る愛は、何れも波斯伎と訓より外なき所なり、十四(十二丁)に、和爾余曾利、波之奈流兒良師は、吾に縁り愛なる子等しなり、又(十六丁)波自伎於伎氏、西良思馬伎那婆は、愛きを除て夫等し覺な

ばなり、十八(三十七丁)に、波之伎故毛我母、十九(二十丁)に、波之伎和我勢故、二十(十九丁)に、麻知可母戀牟波之伎都麻良波、又(三十三丁)波之伎多我都麻など、多く男女の中間に云へるは、愛の言、本は間にて、物と物との間に在る如く互に相隔らぬ謂なるべし(記傳四卷、天浮橋の下に云はれたる如く、波斯と云ふは、物と物との間に在りて、支へ持つ意なり、柱と云ふも、上下の間に有りて、屋を支持つなり、橋と云ふも、彼と此との間に在り、箸と云ふも、此と彼とを合せて用を成し、又、竹の節間を波斯と云へり、古今集雜部に「木にも非ず、草にも非ず、竹の節の、間に我身は成りぬべらなり」と有る、后にも非ず、妃にも非ず、何れにも着かぬ由の述懐なる、竹は木と草との間物と爲て詠み給へるなり、又、夫婦の媒爲る事を、橋懸と云ふも、天浮橋の故事に依れりとは云ひながら、又愛懸と云ふ意の無きにしもあらず)○妹者、下に愛也吾妹と有る、共に古事記に、愛我那邇妹命と見えたりと、訓を同じく爲り、其乎は數辭にて、萬葉二(三十八丁)柿本朝臣人麻呂、妻死之後、泣血哀慟作歌に、妹之名喚而袖會振鶴と有るが如く、御歎の餘にその名を指し呼ばせ給へるなりけり、履仲天皇五年御紀に、鳥往來羽田之汝妹者云々、汝妹、此云邇邇毛と有り、播磨風土記讚客郡條に、大神勅云、汝妹者五月夜殖哉と見ゆ、汝妍妹命の義にて、其邇は、八洲起元章なる妍哉の妍に當る言と通えたり、釋秘訓に引ける私記に、妹字の事を、此字有兩訓也、若正相對而言之、則謂伊呂登、若遙而相言之、則謂那邇毛、各隨處設詞、故不同也と云へり、此事、傳五にも註せりき、(記傳に、邇は伊と同韻を通はして云ふか、將萬葉九に、妹名根とも有れば、名根妹の禰伊を切めて、邇と云ふかと云はれたれども、穩ならず)○替云々乎は、古事記に依りて、替都流哉登詔給其段と訓むべし記傳五(六十四丁)

に、玉垣宮段に、吾殆見欺乎云々と有る語勢に似たり、加毛は後世に哉と云に同辭なり、偕此御言は愛くしみ所思す妹命を、一人の子に換へて神避り坐せつる事よと、悼み惜み給へるなり」と有るが如し（但、記傳にては、神避を崩御し事の如く心得たれども、然に非ず、現身ながらに石隠れて、下津國に神避給へるを惜み給ふなり）○頭邊脚邊は、此を第七一書之末に註して、頭邊、此云摩苦羅羅脚邊、此云阿度陸と見え、雄略天皇御紀に、頭脚二字を阿度摩苦羅と訓みて有り、古事記に此を御枕方御足方と有るを例として、上に御字を訓み添ふべき事、云ふも更なり、記傳五(六十五丁)に、萬葉三(四十六丁)にも枕邊てふ言有り、方を幣と云ふは、古昔、行方、又、某倍と云ふ、皆、此方の意なり、前は目方、後は尻方なり、齊明天皇五年御紀に、後方羊蹄、此云斯梨蔽之とあり、萬葉五(三十丁)に父母波、枕乃可多爾、妻子等母波、足乃方爾、圍居而、云々、古今集に「枕より足より戀の攻來れば云々」、阿登は足所なり」とあり、猶、佛足石歌にも、許乃美阿登都久流とも、於保美阿止などもあり、禁祕御抄には、白地以神宮井内侍所不爲御跡と記し給ひ、西行が撰集抄にも、阿登麻久良も覺えぬ云々と見えたり、(又、萬葉一に、枕之邊と有るも、枕方に同じ、頭字を用ひられたる事は、通證に、林和靖集注、北俗多呼枕以頭字連之とあり)偕此頭邊脚邊は、二神等の遷合し給ふ組處にて、二神の共に御手を纏きて寝給ひし敷妙の、御枕方御足方の事なり、其は今迄女神と共に寝伏し給へりしに、火神を生み坐しより、石隠れて下津國に御在し坐せりしかば、其御床上を、後に成し先に成して敷かせ給へるなり、此事、昔より妹御の崩御給へる御骸の、御枕方御足方を云ふと、僻心得しつるより、辭を係けて、第九一書などには、殯斂之處など云ひ、又、其石隠れ御在し、所を、葬地の如くには語り傳へ、

又、誤り記せりし者なり、(平田翁古史微に、伊弉册尊の身罷り坐さざる由、委しく辨へられたるは、甚々目覺ましき説にて、寔に愛たし、然れども、古事記の文を引かれたるにも、御枕方御足方の字を探られざりけるは、甚惜らしき事なり)、其は萬葉二(三十七丁)に柿本朝臣人麻呂、妻死之後、泣血哀慟作歌に、吾妹子與、二人吾宿之、枕付、窟屋之内爾、晝羽裳、浦不樂晚之、夜者裳、氣衝明之、敷友、世武爲便不知爾、と訓み、其短歌に、家來而吾屋乎見者、玉床之外向來、妹木枕と見え、三(五十九丁)に悲傷死妻歌にも、將云爲便、將爲便不知、吾妹子跡、左宿之妻屋爾、朝庭、出立俣、夕爾波、入居敷舍、など有る、此は妻の死れる時の事にて、此の例に引くは甚可畏しと雖も、其組處にて、現心も御在し坐さざるが如く這ひ廻りて、敷き愁ひ給へりし狀、此に同じかるべし、然れば、此の頭邊脚邊は、二神と共に御寢坐せりし夜床の、頭脚なるべき事云ふも更なり、(又、三卷、石田王卒之時、丹生女王作歌に、吾屋戸爾、御室乎立而、枕邊爾、齋戸乎居と有る、其卒りし人と寝たる枕方にて死骸の頭邊ならざるを知るべし)○匍匐は腹這なり、萬葉三(五十三丁)挽歌に、若子乃匍匐多毛登保里、朝夕哭耳曾吾泣、居無二四天と見え十三(二十八丁)に劔刀、磨之心乎、天雲爾、思散之、展轉、土打哭母飽不足可聞など詠める如く、其御別を甚く悲しませ給ひて、展轉ひ、大御哭泣し給へる御狀なり、記傳五(六十五丁)に、波良婆比と訓むべし、萬葉十九(四十二丁)に、赤駒之腹婆布田爲、新撰字鏡に、匍匐匍匐也、波良波比由久、靈異記に、匍匐、波良波布など有り」と見えたり、猶、續紀第六詔に、恐土物、進退匍匐廻保理白賜とあり(匍匐字、古事記海宮段日代宮段にも見ゆ、萬葉三、大納言大伴卿薨之歌六首の中に、若子乃、匍匐多毛登保里、朝夕、哭耳曾吾泣、君無二四天と有る左書に、仕人金明軍不勝犬馬之慕、心

中感緒作歌と見えたるなど、哭泣の状考へ合はずべし、禮奔喪に、孝子親死悲哀志瀆故匍匐而哭之と有るも似たる事なり毛詩註に匍匐兒、以手行也とあり。○哭泣流涕焉、哭泣は、傳六に註せり、流涕は加那志美給布と詠めり、第十書、伊弉諾尊其妹を慕ひて至り坐しし所に、便語之曰、悲汝故來と見え、又、其事解けて還り坐す時の御言に、始爲族悲及思哀者、是吾之怯矣とある、悲と有るは、上に愛之妹者と有るを受けて、愛ほしき義なると同意也、萬葉集十四(四丁)に麻可奈思美、奴良久波思家久、又(六丁)麻可奈思美、佐禰爾和波由久、又(九丁)曾能可奈之伎乎、刀爾多氏米也母、又(二十丁)麻可奈思美、奴禮婆許登爾豆、又(三十四丁)於伎氏伊可婆、伊毛奈婆可奈之、又(三十六丁)可奈思伊毛乎、伊都知由可米等など見えたる、加那志は何れも男女の間の相憐れみ愛はしむ意なり、然れば悲哀の義に用ふるも、其本一なるべし、古今集に、陸奥は何所は有れど、鹽竈の浦榜く船の、綱手悲しも」と詠み、源氏標澤卷に、住吉の松こそ物は悲しけれ云々など有る、悲しは悲哀の意に非ず、右の二共に物を賞づるなり、淮南子註に、哀猶愛也と見え、字書に哀憐也と云へると、此と同じきなり。○憐、愛憐の心と悲哀の心とに用ふるは如何と云ふに、加那は心無にて、物を深く愛くしむ、又、物に深く哀しむ時は、心神も消えて、我にも有らぬ如く成る謂なり、男女の間に加那志と云ふも、彼に心を奪はれたる形状なる意、又、悲哀の心に悲しと云ふも、同じく其義なり、然れば、第九一書なるは、愛憐の意、此の流涕は、悲哀の義にて、別々なるが如くなれども、其趣一なる者なり、仁徳天皇御紀歌に、伊暮鳥於望比泥、伊羅那鷄區、曾虛耳於望比伽那志鷄區と、此には歎くと悲しくとを對へて、悲哀の方なるなり、(萬葉一、感傷近江舊塔歌に、故京乎見者悲寸とも、荒有京見者悲毛などは、何れも悲哀の意にて、右の御

記の歌なると同例なり)○涙は、記傳五(六十六丁)に、泣水垂の意か」とあり、仁徳天皇三十年御紀歌に、和餓齊鳥瀨例麼、那瀨多愚摩志茂と見ゆ、和名抄に、涕淚(和名奈美太)目汁也、目下謂之承泣(和名奈美太々利)と有り○畝丘は、古事記には香山之畝尾に作り、姓氏錄(左京神別、又、和泉國、神別天神)に畝尾連と云ふ姓の有るも、此地に縁りて起れるなり、記傳五(六十六丁)に、師云、香山の畝尾は、西へも引き、殊に、東へは長く引渡りけむ、今は、其畝尾の形少か残り、和名抄に畝(和名宇禰)とあり」と有るが如し、(舊事記には、香山之畝尾丘とあり、丘字は、衍れるが如くなれども、又、畝尾丘と續け云ひけむも知り難し)○樹下は、古事記には木本と有り、記傳五(六十六丁)に、神名式に、大和國十市郡畝尾坐健土安神社、畝尾都多本神社、書紀にも此を香山と云はで、唯に畝丘樹下所居之神と有ると、右の神名式とを合はせて思へば、畝尾も、木本も地名に成れるなり、今も木本村と云ふ有り、楮、木本を都多本とも云ひしにや(探要)とあり、今思ふに、畝丘は香山の尾なりし地なるが、後に其邊に田を多く墾るに隨ひて、一の丘の如く成れりし故に、香山と云ふ言を冠らずて、畝丘と云ふ地名の如く成り、木本村と云ふは、其哭澤社に依りて、その一區の地名とは成れるなるべし、(其都多本神社は、杜の木共の甚木深く茂り合へるに、葛葛などの這ひ繞はりて、木本とは云べからぬ狀なりしより、然云へるにこそ有らめ、土佐國土佐郡下地村に、畝丘樹下神社と云ふ有り、古老傳へ云ふ、當社御本所は、長岡郡大島山の西北の丘なる、今に一宮と唱へ奉る昔時津波の押入りし時、流れ來りて、田中の林に流れ掛れるを、里人等其任祭り奉れり、何の故に依ると云ふ事を知らずと雖も、神名の同じきは所以有る事共なるべし)傳七に説きたる如く、第五一書に、伊弉册尊を葬し奉れりとある、熊野之有馬

村を、南紀名勝志に、「木之本庄、木之本村の南廿町許に在り、村の中央に有馬と云ふ所の西邊に、産田神社有り、伊弉册尊を葬りたる所と云へり」と有る、其木之本村、即、此の樹下に由有りけなり、依りて思ふに、此啼澤女命はしも、其石隠れ給へりし有馬村にて、生れ坐しけるを、大和の畝尾の木本に移り坐しし故に、此にも彼にも、木本村と云ふ名の存れるにや、後勘の爲に聊か驚かし置く者なり、然るは、其石隠れ坐しし石窟の邊に、伊弉諾尊の哭泣流涕しませ給へらむ事の、甚似著かはしく思ゆれば、畝丘樹下は、都多本神社にも有れ、後に其御靈を祀れる社と見ても、妨げ無ければなり、(増基法師が紀行、「熊野に到る所に、御山に着く程に、木本毎に手向神多ければ云々」と有る、手向神は、常には衢神を祭る所なれども、御山にて所狭く多在るは、若くは啼澤女神を祭れるならむも知るべからず、然れば國々の内にては、多く木本などに、此神を祀へるも有りぬ可し)○啼澤女命、八雲御抄に、泣澤比賣命と有り、駿河風土記に、藤河郡桃澤池云々、池有神、鳴澤女神也と見え、又、深澤神、鳴澤女神也と有る鳴も啼と訓むべきにや、萬葉十四(四丁)駿河國歌に、布自能多可禰乃、奈流佐波能其登と有る、其鳴澤には非じ、又、外宮儀式帳古本裏書に、罔象女、一名澤女神と有れども、共に非なり、元々集、神名祕書等に、伊弉册尊所化生神名澤女神(自涙所化)と有れば、同神なるべし、記傳五(六十六丁)に、「萬葉二(三十六丁)に哭澤之神社爾三輪須惠、雖禱祈、我王者、高日所知奴、右一首、檜隈女王怨泣澤神社之歌也とあり、昔如此人命を此神に祈りけむ由は、伊弉那美神の隠り坐せるを哀しみ給へる御涙より成り坐せる神なればか是は、此都多本神社と聞えたり、名義須佐之男命の事に、啼伊佐知と有るを合せて思へば、泣伊佐波女の意か、又、雨を佐米と云ふも、此佐波米が涙の落つる狀、雨の降ると同

じ事ぞ、更科日記に、佐々米々と泣き給ふを云々と有る、此も涙の落つる狀を云ひて、即、佐々波々米々なるべし(補意)と有り、神祇百首、別に、「添だにも、別れの道を悲しみて、泣澤姫の名を残しつ」と有るは、此事を詠めるなり、(八千矛神の御歌に、宇那加夫斯、那賀那加佐麻久、阿佐阿米能、佐疑理邇多々牟叙と有るをも考へ合はずべし、然れば、泣哭眞雨神なる可くや、此に就て思ふに、天孫降臨章、天稚彦か殞の所に、以三鷓鴣爲哭者」と有るを、古事記には、雉爲哭女と見えたるは、哭泣ち流涕しみて、其靈を招き返す術と成れるなり)○古事記には、此文に次て、故其所神避之伊弉那美神者、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也と云文有は、此には第五一書に、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉と有り、葬字は鎮火祭詞に、石隠坐と有る其と同じければ字に拘はらず加久理坐伎と訓むべき所なる事、傳七に註せるが如し、其右の二共に、伊弉册尊の躬自隠り坐ししにこそは有りけれ、他より物爲に葬り奉るなど云事にては非ざりけるを、古傳に漢字を配て記し傳ふる程、古人の不意く誤れる者也、(萬葉三、河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌に、豐國乃鏡山之石戸立、隱爾計良思、雖待不來座と有は、人より葬り奉れるを、躬自隠り坐しし狀に云るにて、紀記の趣とは、大に背きて愛たし)然れども、共隠坐しし所の、紀伊國と出雲國と二所に在りと云事、有べくも非ざれば、彼詞に依りて此を考るに、火結神生給氏美保止被燒氏石隠坐と有るは、紀伊國有馬村なる事、云も更也、次に與美津枚坂爾至坐氏云々、返坐氏更生子と有るは、古事記に、其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と有れば、其より出て顯國に返坐しし也、若て水神匏、埴山姫川茶乎持氏鎮奉禮登事教悟給支と有りて、終に入り坐しし事を、此には記さずと雖も、其石隠れば、必す比婆之山よりして入り給へる故に、如此く二方に

傳はれる也、(倭伊弉諾尊の追出坐ししは、熊野よりにて、其黄泉神に逐はれて逃返坐ししは、右の出雲の言屋なる事、云も更也、伊賦夜は、神名式に、意宇郡掛夜神社と有是なり、比婆之山は、瀧間之山にて、此より根國に入り坐しし由の名ならむ、出雲風土記抄に、比婆山、蓋能義郡日波村山也と有り、其郡は元、意宇郡なりし地なりければ、言屋と共に餘りに隔たらぬ所なり)若て伊弉冊尊は、上津國に心悪き子を生み置きて來ぬ、と宣ひて、返坐し、かども、先に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟云々と申し給へる御言し有れば、返坐しし間にも、伊弉諾尊の御許には至らせ御在し坐さざりけらし、出雲風土記に、神門郡古志郷、伊弉那彌命之時、以日淵河築造池之、爾時古志國人等到來而爲堤、即、宿居之處、故云古志と有りて、伊弉諾尊の御事を云はざるを見るべし、又、更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氏と有るを、此の第四一書に、小便化爲神、名曰罔象女、次大便化爲神、名曰埴山媛と有るに、神名式に、石見國安濃郡新具蘇姬命神社見え、和名抄郷名に、波瀾と云ふも、埴に近く聞ゆるは、若くは其國にて土神は生れ坐るならじか、(出雲國秋鹿郡佐陀神社記に、正殿伊弉冊尊と云へるは、風土記の趣とは異なれども、古傳なるにや、名神記に、杵築大社母神也と云へるは、大社を素戔鳴尊と心得たる僻説なれども、神祇拾遺にも、伊弉冊尊、出雲秋鹿佐陀神社と有れば、上古より鎮まり御在し坐しなるべし、此を以て、伊弉冊尊の顯國に返らせ給ひける時に、處々に坐しし事知られたり)又、神名式に、阿波國美馬郡伊射奈美神社御在し坐せるに、彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社と、同郡の内に水神土神二柱御在して、伊弉諾尊の御社無きをも、又考ふべき事なり、美馬は水女にて、其神に縁れる郡名と聞え、又隣りて三好郡と云ふが有るも、水縁なるべく、和

名抄其郷名に、三繩(美奈波)と有るは、水生なるべき事、傳七に云へり、又、三津(美都)三野(美乃)とある三も、水の義なるべく所思えたり、又、神名式に、紀伊國名草郡靜火神社(名神大)とある、此に至りてぞ其火を鎮めむと所思すが如く整へりけむ、故に御心の落居させ給ひし故に、終に下津國には赴かせ御在し坐ししかども、伊弉諾尊とは隔放りて御在し、なり、(其時伊弉諾尊の御心には火神を生み給ひて、御身をしも甚く焦き損はれ御在し坐ししかば、其を治給はむとこそ、水神土神は生み給ふらめ、其事竟し給へらむには、然は云へ、上津國に本の如く返り御在し坐さむと思ほししなり、然るを其御子等を生成し給ひ、鎮火の事を教諭給へる、即、元の下津國に入り御在し坐ししかば、驚かせ給ひて、下に、然後伊弉諾尊、追伊弉冊尊、入於黄泉云々の事に及びりし者なり、能々此次序を正し辨ふべし)若て先に生み坐しし火神軻遇突智命と、茲に生み坐せる土神埴山姫命と、御夫婦と成り坐して、稚彦靈神を生み給へりしかば、御父大神の御心を慰む方も有りけむを、愈、伊弉冊尊はしも、終に下津國に入り坐しぬと聞食ししより、御怒に堪へさせ御在し坐さざりし故に、其軻遇突智命をば斬り給ふに至れば、此に號啼澤女命矣と云ふより、次なる遂拔所帶十握劍云々と云ふ迄は、大に程の遠く隔たれる事と知るべし、(然らずば、火神の土神を娶りて、御子を生坐しめ給ふ間の非ざるを思ふべし、古より此所の次第を、委し、説き得たる書なきが故に、何時も々々足らはぬ心ちす)○所帶は、古事記には所御佩と作り、記傳五(七十丁)に、「美波加勢流と訓むべし、明宮段に、波加勢流多知と歌へり、立を立たせると云ふ類にて、自然尊む辭と聞ゆ」と有り、此には瑞珠盟約章第一一書、又、寶劍出現章にも、所帶十握劍と有るをも然か訓みたり、(崇神天皇六十年御紀には、佩字を波久に用ひたり、其歌に、押句

毛多菟、伊頭毛多鶴流餓、波雞流多知とあり。右の如く、劔は腰に佩く物故に、垂仁天皇三十九年御紀、十箇品部の中に、大刀佩部と云ふあり、大祓詞に、劔佩伴男と見え、春宮坊の武士を帶刀と云ふも、皆、劔を帶より云ふ稱なり、偕、萬葉三(五十八丁)に、丈夫之、心振起、劔刀、腰爾取佩、梓弓、鞆取負而、十九(十四丁)に、丈夫夜、無奈之久可在、梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之、劔刀、許思爾等理波伎など有れば、皇國にて波久と云ふ、西戎などの如く、肩に佩るには非ざるべし、其は天孫降臨章第四一書に、大伴臣遠祖天忍日命、背負天磐鞆、臂著稜威高柄、手握天梶弓、天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劔而立天孫之前とある、其出立の状を以て見るに、腰より外には、劔を佩くべき所なき者ぞかし、名義抄に、劔字を和伎婆佐牟と訓めるも、腰に佩きたるが、脇挟める状に在るを云ふなる可し、(但、萬葉二に、劔刀、於身副不寢者、十四に、都流伎多知、身爾素布伊母乎など、夫婦の身に相副ふ事に譬へたるを見れば、背に佩べりしが如くなれども、然に非ず、劔刀は武備の物なるが故に、須叟も身を離たぬを以て云へるなり)故、刀劔は腰に取帶く物なる故に、唯に御佩と云ふ事、弓を御執と云ふが如し、景行天皇十三年御紀に、御刀、此云彌波迦志と註され、繼體天皇元年御紀に、鏡劔璽符の劔字をも然訓み、又、春日祭詞に、御横刀、平野祭詞に、御太刀、出雲神賀詞に、御横刀廣爾誅堅米と有るなど、共に彌波迦志と云ひて、刀劔の名と爲せるを思ふべし、(萬葉十三に、御佩乎、劔池、蓮葉爾なども詠めり、偕又、弓も然にて、萬葉一に、御執乃梓弓と有るは、御手に執らし給ふ事にて、劔を佩と云ふに同じきを、それも春日祭詞、平野祭詞に、御弓を唯に美登良志と云へり)○十握劔、古事記に、十拳劔と有り、神代口訣に、十握以四指計十也と有るが如し、記傳五(七

十五丁)に、十拳劔は登都迦都留岐と訓むべし、八拳鬚、七拳脛などの例なり、能を添へて讀むは悪し、拳は搏にて、四指を竝べたる長さを云ふ、下に掬字をも書き、書紀には握字をも書けり、上代に手して搏みて、幾搏と物の長さを量れるなり、然爲る事、今も遺れり、束ぬるも、手して物を搏集るなり、偕、十拳は、劔身の長さを云ふなり、十拳は、大方の劔の常度と見えて、何となく唯劔とて有りぬべき所に、皆、十握劔と云へり、(探要)と有るが如し、右の如く、上世に劔を作るには、其手を以て量るが故に、八握劔、九握劔、十握劔とは云ふなり、天孫降臨章第一一書なる、味耜高彥根神の、乃拔十握劔、斫倒喪屋と有るを、古事記にも、十掬劔と作きて、其持所切大刀名謂大量と有るは、十握は其劔の長の量極なる故に、其八握九握なるに對へて、大量とは云ふにぞ有ける、然れば其身の長さに比べて、十握より以上なるは、有るまじき故實なる者とこそ所思ゆる事なりけれ、右は、凡て物を量るに手を以て物する事、常なる由、下の段に云ふべし、猶、出雲風土記、意宇郡野代海中蚊島の下に、中央有十掬計木一株耳と有るは、木の太さを、中人の手以て量り云へるなり、猶下に云へるを合せ考ふべし、(名義抄に、握字爾岐留とも訓めり、今俗に、一握二握と云ふも、一搏二搏と云はむが如し、纂疏に、柄之量と有れども、其にては、柄のみ量無く長き物と成れ、ば着々しからぬ御説になむ)○劔は、古事記に、故所斬之刀名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張と有りて、其御天降段には、伊都之尾羽張神とも、天尾羽張神とも有りて其にては正しく神の御名なり、此の天孫降臨章には、天石窟所住神稜威雄走神と見えたる同神なり、其事次に説くべし、偕、劔と云ひ、刀と云ひ、刀子と云へる名義を説き分けてむとす、抑々、劔とは右の尾羽張なるを云ふ稱なり、劔の尾と云ふは、其鋒を云ふなるべし、神

名式に、伊豆國田方郡劔刀乎夜爾命神社と有るも、尾彌妍オノミヤノにて、乎は緒字の意に非ず、其鋒の事を、又、萬葉七(二十六丁)に、劔後鞘納野邇と云へるも、尾と後と同じ意なり、其は此下に、頭を多加美と訓めるは、手上なるに思ひ合はずべき者なり、斯れば尾羽張と云ふは、其尖りたる鋒の、左右に張りたる謂なり、又、萬葉十一(十三丁)に、劔刀、諸劔利足踏ヒコトキリシラフミ又、(二十六丁)劔刀、諸劔之於爾行觸ツク而など有るは、劔は諸劔なる證なり、故思ふに名義は貫斬ツラキキルにて、突くと伐るとを兼ねたる謂なるべし、名義抄に、劔を多知とも、和伎婆佐牟とも訓みて、下に、兩刃刀、都流岐と讀分けられたり、(和名抄に、劔似刀而兩刃、曰劔、今按、僧家所持也と有れば、彼不動の利劔など云狀なるを云ふなるべし、冠辭考には、天孫降臨章なる大葉刈と、古事記の都牟刈之大刀とを合はせ見られて、其説に、都留伎と都牟刈とは同じ言にて、失りたる大刀と云ふ意にて、劔大刀と云ふならむ」と有れども、猶盡さず、又、其雄走も尾走にて、物を突貫く事の速なる謂なり、名義抄に、劔を登斯とも、伎流とも有るを、古き節用集に、劔を波婆夜斯と有るは、双速の義にて、説文に銳利也と註せるにも合へり)大刀と云ふは斷の意にて、片刃なるを云ふなり、遷却崇神詞に、打斷物止、大刀と有るぞ目易くて能く聞えたる、崇神天皇四十八年御紀に、擊刀を多知加伎と讀み、萬葉十三(七丁)に劔刀、鞘從拔出而、伊香胡山とも有るが如く、劔は突を主とし、刀は擊を主と爲る物なれば、斷の意に合へり、和名抄に、似劔而一刃曰刀、大刀(和名太知)小刀(加太奈)と有る、共に片刃なるを云へれば、小刀は片劔の義なる事を知るべし、(長刀を、古くは和名抄に、奈加太遲と云ふは、今は劔刀とも書きて、奈岐奈太とも云ひ、其を用る事を劔くと云ふなど、此に同じ、猶、寶劔出現章、草劔の傳に云ふべきなり)○故右の十握劔、此にては

唯劔名なれども、下に至りて稜威雄走神と申して、其にては劔に非ず、顯身の神に坐して、古事記(國平段)に、天照太御神の大御命仰せ給へる所に、其天尾羽張神の答へて、恐之任奉、然於此道者、僕子建御雷神可遣と申給へるを以て見れば、唯に其御靈を稱へたる稱に非ざる事明らかし、偕此十握劔はしも、今茲に臨みて、初めて帶き給へるには非ず、本より御身に着けさせ給へりし事、紀記の此の文にて灼然し、(平田翁の玉禰に、此神の事を云はれたるに「伊邪那岐神の火産靈神を斬り給へる御刀の名を、伊都之尾羽張神と申して、即、伊邪那岐神の神徳に成し給へる現身の神に御在すを、御刀と化して帶し給へるにて云々」と云はれたるは、予が心とは表裡なり)其は二神の御上の事に就ては、彼天地を預鋒造らし、皇産靈神の、殊に神威を幸ひ給ふが故に凡ての事に按外なる事共多在り、其は火神を生み給へるに依りて、伊弉册尊は石隱坐し、を、伊弉諾尊の怪しとて見行し、に依りて、妖神は上津國、妹神は下津國と別處に住み給ふに至れりしが、其に依りて水神土神を生みて、其鎮り坐さむと爲て、種々の御所爲有り、又、伊弉諾尊の御方にて、一兒を以て愛はしき我妹者に替へつ、と深く憤り給ひし故に、火神を斬り給へれば、御骸なりも、御血よりも、種々の神等の成り御在し坐して、其時々御敷きも、御怒も、事の成れる上より見れば、皆がらに、如此しも無くては得有るまじと思ふ計の神功も立ち、神徳も大に成れるは、其二神の御躬自は思ほし係けぬ事ならめども、然物の迫りて、止む事を得ず成り行くなむ、皇産靈神の御所爲なりければ、此御帶せる十握劔なども然なり、伊弉諾尊の、常は何の御心も御在し坐さざりつらめども、今火神を斬るべく時勢に成れる、其健く雄々しく稜威速き御心の、其劔に移ろひ凝りて、終に稜威雄走神とは成り坐せりしにて、其斬り給へる後には、其劔は神と化爲て

其體を換へつる者なり、(其は古事記に、坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神、是可遣、若亦非此神者其神之子建御雷之男神、此可遣、且其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水而塞道、故侘神不得行、故別遣天迦久神、可問と有は顯身にて、劍にては坐々々々)其例を一二云は、古事記(白檮原宮段)に、美和之大物主神云々、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登云々、乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、即娶其美人云々と有る、此矢の人と化れるなり、又同記(明宮段)に、昔有新羅國王之子、名謂天之日矛云々、將來其玉、置於床邊、即化美麗孌子、仍婚爲嫡妻云々と有る、此玉の人と化れるなり、又故其天之日矛、持渡來物者、玉津寶云而、玉二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又、奥津鏡、邊津鏡并八種也、(此者伊豆志之八前大神也)故、茲神之女、伊豆志登賣神坐也と有る、此も日矛が持渡りしは、八種寶物なりしを、出石神社にて祀祭れる其御靈の、現形はれ御在し坐して女に娶ひて、其少女を生み坐せりしなり、又山城風土記の、丹塗矢の壯士に化りて女に娶ひしなど、其外にも猶有れ共然耳はと措つ、凡て深く人の思を凝らし、心を留めたる物には、其靈の有る耳ならず、奇しき異驗を示する事は、古今に多在るを、況て伊弉諾尊の御佩し、御劍に坐せば、貴き大神と化り坐しけむ事、何かは疑はむ、此十握劍も亦、彼別天神の御靈物にて、天瓊矛などの如く、天降坐し、初より御佩し坐しけむも知べからず、(萬葉五に、梧桐日本琴の娘子に化て、大伴旅人卿の夢に入て、伊可爾安良武、日能等伎爾可母許惠之良武比等能比射乃倍、和我摩久良可武と詠める事有り、又、糸竹口傳抄に、「大納言時經卿、未、殿上人にて御在し、時、夏の頃狩衣着て、置物の御厨子の側に烏帽子を脱ぎて伏したり、夢に直衣衣冠着けたる老人來り、口惜しき物かな、年

來人に敬はれてこそ有つるにと云に、驚き見れば玄象也」と見え、又、同抄に、「寛弘の頃、玄象失せたり、或時、朱雀門の上に、四弦の聲有り、人を登せて見するに見えず、此に依て、宣命を向けて此を讀ましむ、其時に頭に緒を着けて下す宣命の文に、假令鬼神と云とも、勅命に従ふべき由載せたり」とも有りて、禁祕御抄にも、累代寶物也云々と記し給へり、斯く日本琴又琵琶の靈さへ、或は少女と化り、老人と化りて、人の夢に入りて、其情を述ぶるに非ずや、況てや、神の御上の中にも、殊に此事に就ては、云ひも得難く奇しき事は有らむを、何かは短かき智を以て云ひ論はむ)○斬軻遇突智爲三段は、次の第七一書にも、拔劍斬軻遇突智爲三段云々と有りて、同文なれども、其段毎に成り坐せる神等の事を、此よりは詳に記されたり、古事記には、斬其子迦具土神之頸と有れども、事略ぎて聞ゆめり、(然るは、次に、三段の段毎に神の成り坐せる傳あり、又、第八一書には、五山祇の説あり、又古事記にも、某山津見神と云ひて、八神も成り坐せる傳有ればなり)三段は三刻なり、名義集に段字の讀を多く記せる中に、伎流とも、久陀久とも有るは、截又碎なり、又、都陀岐流とも、都陀々々とも有るは、寶劍出現章に、拔所帶十握劍、寸斬其尾と見えたる其なるが、名義集に、寸を伎陀々々、又、都陀々々とも訓みたれば、段も寸も、共に物を小さく刻み分くる由の語共なり、出雲風土記に、童女胸鉏所取々而、大魚之支太衝別而、波多須々支、穗振別而と有るも、大魚は刻み屠りて用ふる物なる故に、其如く、彼國の餘を衝別け、段々に屠り取り來て、國を縫へる由にて、此支太も此の例なり、(又、景行天皇十二年御紀に、碩田、此云於保岐多と見えたるを、和名抄郡名に、豐後國大分、於保伊多と有り、伊は伎を音便に呼へるなり、其は同郷名に、筑前國鞍手郡新分、爾比岐多と有るを以て知るべし、

都陀々々は、今も俗に豆多々々と云ふ語なり、偕、其伎太は寸咫なるべく、都太は小咫なるべし、猶、此事は、下なる其章に就て云ふべし。○此各化_ニ成神_ニ也の下に脱文有るべし、古史徵第十五段に、此也と、次なる復劍双垂血とある也復の間に脱文有り、其は第七、一書に、其一段是爲_ニ雷神_ニ、一段是爲_ニ大山祇神_ニ、一段是爲_ニ高靈_ニと有る二十一字、其脱文なり、然るは、也復と有る復字を熟思ふべし、此は、上文に是爲_ニ雷神_ニとも、又、是爲_ニ大山祇神_ニとも、又、是爲_ニ高靈_ニとも有る、此三の是爲字を承けて、復劍双垂血、是爲_ニ天安河云々磐石_ニ也へ係け合はせたる字なり、然らば、也復の落着なし」と云はれたるなむ、此の大人ならぬ人の、得しも思ひ得まじき説にて、甚々愛たし、其は傳九に云ふを見て知るべき者なり、(此は、其殺され給へる軻遇突智神の、御骸の落着を見る所にて、甚々止む事なき事共なるを、如何にしてか、古事記には傳へ漏されたるは、此御紀には、此には脱たるながらも、次の一書に、髓に傳はれるを、此に也復字の間に、其取り入るべき所迄も、詳なるなむ、此上なき神の賜物なりける)○劍刀、寶劍出現章、第三、一書に同じく見えたる、共に波と訓めり、即、燒刃の事なり、名義抄に、双を夜伎波と訓めるもその意なり、然るは、双は燒きて着くる物なるが故に、萬葉四(三十八丁)に、燒大刀乃、隔付經事者、六(二十八丁)に、燒刀之加度打放、九(三十五丁)に、燒大刀乃手預押禰利、十八(十七丁)に、夜岐多知乎刀奈美能勢伎爾、二十(五十四丁)に、夜伎多知能、刀其己呂毛安禮波など有るも、其燒刃の由縁に依りて然云ふなり、(大祓詞にも、燒鎌乃敏鎌と云り、今俗に、夜伊婆と云へるは、其音便なり、古事記肥河段に、御刀之双毀、又平國段に、燒双と有るを、延佳本に夜伊婆と有るは悪かり、其は、記傳の訓の如く、唯に波と云ふべき所なり)双を波と云へるは、天孫降臨章に、拔_ニ十握劍_ニ云々、

踏_ニ于其鋒端_ニと有るを、古事記には、劍前と有れば、鋒端は佐伎と訓むべき字にて、謂ゆる_ニ鈍_ニの事なり、然るに、字書に鈍刀端也と見えれば、其意を得て鋒端と書かれたるなり、此に就て思ふに、双も端字の意にて、燒双は燒端なるべし、鈍を端と云ふも、双を端と云ふも、同義なる可く思えたり、(今、刀劍家にて、此を齒と云ひて、其缺くるを俗に齒に覆ると云ふ故に、双にも覆ると云ふは、事忌する言習はしなれば、今其とも云ひ難し、然れども、齒も、羽も、双も、本同言にて、何れも物の端に在る物の稱なれば、又遠からず)○垂は下垂なり、八洲起元章に、滴瀝、其第一、一書に、垂落と有ると、共に同じ、萬葉十(九丁)に、垂柳、又(十三丁)に、爲_ニ垂柳_ニと有る志陀理も、下垂の約れるなり、○血は道なり、人は更にも云はず、世中に生とし活ける物には、悉くに氣と血の往來有りて、身を保つ事なるが、其氣も脉を血に取て循環る者なるを以て、血は道たるなり、大同類聚方一卷第二章に、於保奈牟知命乃美己止仁、比登乃身乃奈連流半自免波、安萬都美陀麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念奈喇、南訶和多奈俚、與通依太奈喇、訶波奈利、波奈々喇、久知那喇、萬那古奈俚、美味阿奈々喇、加美奈利、遊毘奈利、都囑念奈流と見えたる、是、人身の成れる始を傳たる古説なるが、其の安萬都美陀麻は、天津靈にて、先皇祖天神の神靈なり、美豆保乃計乃不多通乎加波世は、水と火氣の二を交合せるなるが、火氣と云ふ時は、氣も亦相副ひて交はる故に、其實は三なり、保豆禰は、其第九章に、保楚波保頭乃毛登禰と有りて、臍は保頭の本根なる由なり、又、伊婆俚奈波、保須禰乎數弊と有れば、豆を須とも云ふなり、第十六章には、務羅登波世奈甫稔乃和記、美支利非段利爾曾比天云々、鳥知爾保楚羅乃鳥魁阿那安喇天、保豆禰乎牟須比阿都无、云々、と腎藏の中に細

々の空穴有りて、保豆禰を結び聚むる由なり、偕、此空穴は、此に肉成り筋成りと有る其にて、筋は巢道の義なれば同物なり、其を道として、血と共に相乗れる物と通えれば、保豆禰は、和名抄に、腦(和名奈豆岐)頭中髓腦也と見え、髓(和名須年)骨中脂也と有る是なり、然るを、名義抄に、其髓に須年とも、骨乃奈豆伎とも云ふ訓あり、又、此を以て、右の第九章に保須禰と、豆を須に換へたる、共に相通ふ可き語なる事、知られたり、(又、同抄、腦の次に、顯會、一云天憲、和名阿太萬と有るは、天靈の義なり、右の安萬都美佗麻云々、保豆禰奈理と有るに合へり、又、和名抄に、首は始也、和名加宇倍と有る、其始也と有るは釋名の説にて疑はし、加宇倍は神部にて、右の天靈の義に近かる可し、又、頭、獨也、處體而獨貴也、加宇倍、一云賀之良と有るも神實にて、又、右の意に近し、腦を奈豆岐と云へる奈は、傳二卷名と云ふ事の下に註せり、豆岐は津府なる事次に云り、人身に強と云ふは津宜なり、勞と云ふは津澗なり、春秋元命苞に、人精在腦と云ひ、素問腰要精微論に、頭者精明之府、頭傾視深、精神將奪焉なども云へり)其保豆禰の保は、物の勝れて甘きを精と云へる其にて、言義は秀津が又は火津なるべし、偕、其豆も須も共に津液の名なるなり、禰は埴と根とを兼ねたるにて、腦より骨に、骨より臟府に根延る由なり、其は第五章に、蕃豆波致旨補乃須俱喇、有滿記乎愛羅美須寸免耳、保念乃汗知耳伊喇、禰萬之旨呂冥貞須年登南喇、奈訶和多仁伊喇天保豆禰止奈累と有る意は、蕃豆は血液の勝り、可美きを撰みて骨中に入埴し、其色を白めて髓と成り、中臟に入りて保豆禰と成れりとなり、是ぞ人身の精眞にして、腦の神府に在乍も、心神の用を幽贊けて、一身を主宰する物なりける、舊事紀に、津速産靈神と申すは此神に坐せり、委しくは寶鏡開始章第三、一書、興台産靈神の下に、其傳を立てて云ふべ

し(漢家、西洋醫學の者の、靈液と云ひ、神經と云へる、是なり、或書に「液道は靈液の脈道なり、一身百體は眞液を受け納れて、微妙の靈氣を含み、諸を頭背の骨空に滲入して、髓腦を補益し、以て寒熱痛痒を覺し、色聲香味を識し、生養言動を成さ令むる事を主るなり」と云へり、此事を書き畢へて、神社考詳節を見るに、蟻通社條に、繩字の訓を保豆と有り、何れの書にも、此例證見當らねども、若、古言ならば、保豆禰の一身を繩の如く循環れる證とも成りなむにや)若て此始に、保豆禰奈理、知之保奈利と云ふ次第も、舊事紀に、津速産靈神に次ぎて、市千魂命坐せるに合へり、偕、市千魂とは、營血産靈と云はむが如し、其水火の相交合せて、血を釀り營なむ狀はしも、第三章に、保乃解波久知與里伊喇、波奈與喇波故備氏、奈伽和多仁保乃岐波故比氏、美豆阿治乎訶母反と有るは、火氣の説にて第四章に、美豆波能民區日乃安治萬計奈喇、久智與喇奈可和太仁伊喇萬自倍、保乃解仁訶裳之天と有り、是れ水の説なるが、第二章に美豆保乃計乃不多通乎加波世云々と有るを釋けるなり、火氣は本より氣なれば、口より耳ならず鼻よりも運ぶを、水は飲食の味を設けて、口より入れるが、中臟に入りて火氣に釀さるゝが、是れ血を釀る始なる事、次に云ふを見て知るべし、然れば血を此に知之保と云ふ、之保は寶劍出現章に、釀八醞酒と有る其を、古事記に八鹽折之酒と作て、幾回も打返し釀す謂なり、此鹽と同じく、火氣と水味と幾回も相釀せるを以て、知之保とは云ふなりけり(古今集春部に、常磐なる松の緑も春來れば、今一入の色勝りけり」と有るは更なり、紅色に一入、再入、千入なども云ひ、地名にも、紅の八鹽岡など云へる、之保に入字を書く事なり)其第三章の續の文に、甫氣乃暮世氏、字奈自與喇阿萬禰久母登須治耳伊喇、民宇知仁免俱喇、奈訶和太仁訶反喇止士免天、奈可吳仁雄藏牟と有るは、上の

臟府に火氣を運びて、水味を醸せるを、其より火氣の上せて、頸より經絡に入り、身中に循環り、臟府に復り結めて心臟に收むと有る、此は血に非ず、血に副る氣なり、若て其氣と共に身中に循環る血の事はしも、右に引ける第四章の文を受けて、甫乃岐能暮世、毛登須治仁伊里、伊呂味底知之甫登奈喇、保彌乎多止布、萬多可波半太反爾由久蒙乃波、伊路要奈區民豆寸念斗奈喇、須惠乎多登布と有る、甫乃岐能暮世は、三章の甫解乃暮世氏と有る一時の事なり、毛登須治仁伊里、伊呂味底の先に、宇奈自與喇阿萬禰久の文、第三章に在るを、此にも加へて心得べきなり、項は、和名抄に頸後也と有れば、腦髓の所在なるが、其に往く迄は水にて、上りて經絡に度る時に、色みて血液と成りて、骨幹を湛ふとなり、又、皮膚に行く物は、色目無くして髓となり須惠乎湛ふと云へる須惠は、凡、人身に本中末の差別あり、其は第五章に、訶波波多反波、須惠奈喇、旨新波毛登奈喇、和太布俱波奈伽難喇と有りて、肉を本とし、臟府を中とし、皮膚を末と爲したるなり、右の第三章に、火氣の事を止士免天奈可吳仁雄藏牟と有る、奈可吳は中心にて、心臟を云ふなり、第四章水味の事に、血を心臟に收むとは云はざれども、十一章に、甫唄羅波云々、伊呂久麗奈位仁、汗知窩豆保仁天、知志保伽門反伊呂免奈訶吳袁弘差无、報乃解乃泥衢撥儼釐と有る、是を以て水味より成れる血液と、口鼻より入れる火氣と相離れざる事を、甫唄羅は火藏と云ふ事にて、心臟の異名なり、下に報乃解乃泥衢撥儼釐と有ると、右の第三章とを合せて、火氣の出入の本所たるにて、其體を血液に託したる故に、火氣の形を見る可からずと雖も、神傳に此藏を甫唄羅と云ひ、又、此を奈可吳とふを以て考ふるに、人の精は腦に在るべく、神はしも、此心に在るべき事灼然し、又、神は體にして、靈は用なり、所以に、目此を見むと思ひ、耳此を聞かむと爲るは、心



神の出づるなり、已に其を視聽く靈の此を入るなる趣をも明らむべき者なり、垂仁天皇八十七年御紀に、神庫此云保玖羅と註され、天武天皇二年御紀に、同じ事を神府と作られ、和名抄に、漢語抄云寶倉(倨久良)一云神殿と有ると、同言同意なるを考へ合すべし、(素問六節藏象論に、心者生之本神之處也、其華有面其充在血脉と見え、靈蘭秘典論に、心者君主之官也、神明出焉と記し、宣明五氣論、又、調經論に心臟神など云るも、我神傳に合へる者也、又、大感論に、心者神之舍也と云ひ、本神論に、心臟、脉、脉舍神とも有り、右の神傳に、心を甫唄羅と云て、火の出入する本處なるが、第三章に保乃解波云々、阿萬禰久母登須治耳伊喇、民宇知仁免俱喇云々と有る其如くにて、人の支體の物に觸れて知覺の用を爲すは、此火氣の身中に彌綸るが故也、人、若、寒氣に侵さるゝ時は、火氣の亡ぶるる故に、龜手と成る、其時は物に觸れて知覺の用を成す事能はず、是を以て、火は物の神たる事を知るべし、保豆禰も火津根なる事上に云へり、斯る人身の説など、世の庸人共、西蕃犬戎の臆度の説を以て規則と成すは、傍痛き事共なり、此には血の事を註す耳にて有るべきを、餘りに憤ろしき故に、少か註せるを、此を始として、次々に其神傳の古説を云ふべし)○天安河邊は、寶鏡開始章にも、八十萬神會合於天安河邊と見えたり、此の第七一書に、天安河中と有る、共に、天之安之河原と讀みたり、古事記は、此には河の事なくして、湯津石村の事耳見えたり、石屋戸段、御天降段に有るには、天安之河原とも、天安河之河原とも有り、古語拾遺には、天八湍河原と見え、萬葉十(二十五丁)に、天漢安渡爾又(二十八丁)に、天河安川原又(三十二丁)天漢安乃川原乃ともあり、偕、此天安河はしも天照國の日宮の近傍に在る事、寶鏡開始章を見て知るべし、(此天安河を、通證に御溝水也と云ひ、又は、大和國の菅

原と云ひ、或は、近江國野洲郡の安河なりなど云は、言ふにも足らぬ説なり、異本古語拾遺の書入にも、天八瀨河原者大和國是有なども云へれば、中古より然る狡意なる妄説は有りけるなるべし(安は、第七一書に、天八十河と有れば、天八十瀨河の意なれば、省きては八瀨とも云ふべし、古語拾遺に八瀨と有るも、其意にて書かれたるなり、萬葉十(二十九丁)に、天漢八十瀨霧合又(三十二丁)天漢河門八十有など有るは、何れも七夕の事に依りて作れる空言なる物から、安河は八瀨又は八十瀨なりと云ふ傳の有るを取りて詠めるなり、和名抄に、瀨水流於砂上、世と見え、湍急瀨也(和名世)とあり、又、名義抄に、湍を瀨速と訓み、俗に湍を又早瀨と訓むも、常の事なれども、水の砂上に流れて瀨と成ると、水の石間などに激りて早湍と成るとを、共に世と云ひては事の違へるが如くなれども砂上に迫れるも、石間に迫れるも、事は同じければ、強て字には泥むべきならず、偕、右に引ける如く、此を河原と云ふ事の多きに就て思ふに、天安河はしも、水脈よりの河原の方廣くて、水は彼鈴鹿川の八十瀨の如く、其水脈の定まらざるなるべし(萬葉十に、久方、天印等、水無瀨河、隔而置之、神世之恨と有るは、謂ゆる銀河を水無瀨河と見立てたるらむと所思しくして、此に引出てむとも思へらざりしを、此説立て今考ふれば、眞に水無瀨河とも云ふべき状ならじとも云ひ難かり、然れども古事記御天降段に、伊都之尾羽張神の事を、逆塞上天安河之水而塞道居と有れば、大なる湍なども有るなりけり、因に云ふ湍字文選註に石瀨・湍也、水激石間則怒成湍と有り○五百箇は、古に物の數の夥多なるを大凡に云ふ稱なり、寶鏡開始章に、八坂瓊之五百箇御統、其第二一書に、五百箇眞坂樹・八十玉籤又、五百箇野薦、八十玉籤、仲哀天皇八年御紀に、五百枝賢木など見え、古事記(朝倉宮段)に、加那須岐母、伊本知母賀母、

と譚はせ給へる大御歌有り、古事記に、五百引石と云ふも見えたり、出雲風土記に、五百津鉏神、鉏所取々而と見え、萬葉二(三十七丁)に、天雲之、五百重之下爾、三(二十九丁)に、五百重刺・繁生有、四(二十七丁)に、五百重浪、立毛居毛、又(四十一丁)五百重隱有、佐提乃崎、六(十五丁)に、夕菜寸二、五百重波因、八(四十五丁)に、五百代小田乎、又(五十六丁)零雪者、五百重零敷、十(二十七丁)に、白雲、五百遍隱、又(二十八丁)棚機之、五百機立、十一(八丁)に、五百重浪、十重敷々、十三(三三丁)に、五百萬、千萬神之、神代從、十八(二十三丁)に、安波妣多麻伊保知毛我母、十九(四十四丁)に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布など見えたる、例の限を擧げて押して見るに、五百は數の五百に非ず、彌百の約まれるなる事灼然し、(八百萬神など云ふ八の彌なるに少しも異なる事なし、然れば五十猛命など申すも、若くは彌進猛命なるべし、如此く五百五十の五を、彌の意に見る時は、大に滯無く聞ゆ、下なる滄海原潮之八百重の下見るべし)古事記には、此の事を又約めて、湯津石村と見えたり、記傳に引かれたる萬葉一(十四丁)に、河上乃湯津磐村二、草武左受と見え、祈年月次等詞に、四方能御門湯都磐村能如塞坐、又、御門祭詞に四方内外御門、如湯津磐村久塞坐、又道饗祭詞に、大八衢湯津磐村之如久塞坐皇神等など萬葉なる共に五所に見えたる、共に五百箇と云はずして、湯津としも云へるは、五百の約まりて湯とは成れるなり、中臣壽詞に、由都五百篁生出乎と有り、同じ事を重ね云ふべきならざれば、何れか一は衍れるなるべし、(文徳天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授山城國堀雷水都久雷湯津波和氣神從五位下と有る湯豆波和氣は湯津磐別に、五百箇磐別の義なるを知るべし)○磐石は、右に引ける磐村に依りて、伊波牟良と訓べし、崇神天皇十年御紀、

歌に依明佐介耳、菟藝廻煩例屢、伊辭務邊場と有るに依るべく思ひしかども、伊辭務邊は石村なれば叶はず、古事記は然計り字義を云はざる故に、石村とこそは書かれたりけれ、記者の心は磐村なる事云ふも更なり、和名抄に、磐大石也(和名以波)と見え、石は凝土也(和名以之)と見え、名義抄にも、磐に大石と云ふ訓も有るを以て、言義を思ふに、伊波は石張にて、巖は石張大なる事灼然し、又、石を凝土と云へるも然る事にて、石縮の切れるなり、斯れば、此は伊波牟羅と讀むぞ當れる訓なりける。(右の伊辭務邊を、釋紀に石林也と註し、通證に石礫也と註せり、如何にも文に運大坂山石而云々、人民相踵以手遞傳而運焉とある程の小石なるが故に、伊辭務邊とは云るなり、心得誤る事勿れ)○爲は化の意にて、劔刃より下垂る血の、逆狀に上りて、天安河原なる五百箇磐石に化爲るとなり、釋に引ける天書に、初諾尊斬温突、血成赤霧、天下陰闇、直達天漢、化爲三百六十五度七百八十三磐石、是謂星度之精也と有るは思東無き事ながら、血の赤霧と成りて、直ちに天河に達する事は有りもや爲たりけむ、其を天漢の事とし、星度の事と云るは、現々信ひ難し、其は上に註せる天安河はしも、天原に在る河名なり、其は其斬給へる十握劔の御靈神の事を、天孫降臨章に、有三天石窟所住神稜威雄走神と有る其石窟も、此時に成れる五百箇磐石なりけむ事、申すも更なるを、古事記には、且、其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水而塞道居と有るは、正しく天上に天安河と云ふ水行く河の有る證なるに非ずや、(纂疏に、天安河謂河漢也、五百箇磐石謂星辰と有るは、右の天書に依りて誤らせ給へる者なり、和名抄に天河一名天漢、今按又名河漢、一名銀河也、和名阿萬乃加八と有るは、右の天安河とは別なり、然るに平城朝より、此天安河などの事を取りて七夕の歌に用ふる事故に、其も此も一に成れる者なり)○

即此經津主神之祖也と有る此傳の委しきは、第七一書に、斬訶遇突智時、其血激越染於天安河中所、在五百箇磐石、而因化成神、號曰磐裂神次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と所見たり、此を以て彼此見合するに、先に天安河邊に所在る五百箇磐石成り、次に其劔鋒より垂落れる血、亦其五百箇磐石に激越て成り坐せる神、磐裂神根裂神二柱坐して、其子磐筒男神磐筒女神二柱坐せる、其子經津主神に坐せれば、其五百箇磐石はしも、寔に經津主神の祖と申すべき狀にては在れども、同じ劔より成り出で給へる武甕槌神の出自を、天孫降臨章に、稜威雄走神に係けたれば、此神も其如くなる事、申すも更なり、(若して第八一書に、是時斬血激灑、染於石礫樹草、此草木沙石自含レ火之緣也と有るは、右の血の五百箇磐石に激越て、磐裂神根裂神の生り坐せる傳と同じきが此は神名以て傳はり、彼は事實を以て傳はれる耳にて、別なる事には非ざるを辨へ置くべし) 磐華山蔭、又、古史徵(第十五段)に、「是爲天安河邊所、在五百箇磐石也、即、此經津主神之祖也と有る也即の間に脱文あり、其は下文に、復劔鋒垂血、激越爲神、號曰磐裂神、次根裂神、次磐筒男神、亦曰磐筒男神、次磐筒女神とある是なり」と有るは、實に然る言なり、右に引ける第七一書と、又、天孫降臨章に、磐裂根裂神之子磐筒男、磐筒女所生之子經津主神と髓に在れば也、即の間に、經津主神の出自を云ふべきを脱し傳へたる事灼然し、(文は此に引上げて説を成せれども、其神々の本説は、各其下に就て云ふべし、因に云ふ、古史徵に此の脱文を、右に引ける復劔鋒垂云々より、闇罔象迄五十五字を、皆がらに此の續に見られたるは、委しからざるなり) 偕、經津主神の祖神等は、何れも劔に因れる神名なり、磐裂根裂は、磐を裂き樹を裂く由にて、劔の用を云ふなり、此時に斬り給へる血の、五百箇磐石に激越たらむには、其劔の交利なる勢ひ

と、火の猛烈しき力と、相共に染み入て、實に物を割裂くに至れりけむ、是其神の成り坐せる所由なり、次に磐筒男
磐筒女二神の磐筒は、神武天皇御紀歌に、異志都々伊と有るを、釋に石槌々也、私記曰、劔名其頭似石とある其神に
在せれば、經津主神と申すは、鋒打之大人と申す義なるべし、(其は武甕槌神の御祖の速日神は速日身にて、身は劔
の身を云へり、崇神天皇六十年御紀に、佐微那辭と有るは、眞身無になるを思ふべし、次に、熯速日神は、熯速は身
速なり、美を比と云ふは、常に發語に、劔刀身と續くるを、履仲天皇五年御紀に、劔刀太子王也と有るを以て知るべ
し、然れば此准らひに、磐裂根裂神以下の説をも成すべかり)天孫降臨章に、經津此云賦都と註されたり、偕、右
の經津を鋒突なりと云ふは、神武天皇御紀に、天照太神謂武甕槌神曰云々、時武甕雷神登謂高倉曰、予劔號曰師
靈(部靈此云赴屠能瀟磨)と有る、古事記には、此刀名云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂と見え、
又、此段には、建御雷之男神、亦名建布都神、亦名豐布都神とある、故に此經津主神と武甕槌神とを一神と見る説も
起れりしかども、其は唯某布都神と云ふと、其大人たる神を云ふとの説未だ立たざりし故に、先達も已に誤られたる
なり、布都の意は何れも同じくして、劔の鋒の物を突く事に係れるなるが、殊に此神は下に云ふ如く、劔にも矛にも功
坐すが故に、殊に主とは申せるなり、已に神武天皇御紀に、其師靈の事を、倒立於庫底板と有りて、其鋒端の底板
を貫立つるを以て思ふべし、富を布と云ふは、天穗日命を、出雲風土記に、天之夫比命と有る、是れ其通へるなり、
(萬葉一、長谷朝倉宮御宇天皇御製歌に、布久思毛與、美夫君志持と有る、布久思は、今俗に保具世と云ふ物にて、
竹篋の類なり、然るを、和名抄に、鑊を加奈布久之と見えれば、俗には正しく富と云ふを、雅言には却て布と云ふ

めり、又、和名抄郷名に、筑前國穗波郡穗波を、布奈美と有るなど、此は正しく穗字なるをすらに布と云ふを考へ合
はずべし)右の如く、經津主は鋒打之大人なるに就て思ふに、天孫降臨章に、此神と武甕槌神と、二神相共に降り坐
しつるに、其第二一書に、是時齋主神號齋之大人と有るは、古へ將師を被遺る時には、必ず忌筥を居て神を祭り
て、然後に出向ふ定めなる事、其傳に云ふべし、然れば、此神は大將軍にて、武甕槌神は副將軍の如く有りしなり、
彼其正書に、大己貴神乃以平國時所杖之廣矛授二神と有るは、此二柱の平國の事竟給ふ所にして、其廣矛、二
神の手に渡りて復命し給ふに至れりしなり、然れば二神と云ふ中にも、其齋主神の方主たる可き、武甕槌神は十握劔
を以て功を成し給へるにて知らる、今、香取志と云ふ物に、其平國之廣矛は、香取神宮の正殿に鎮り坐す由云へる
は、大倭神社註進狀の趣に違へれば、如何有らむ知らざれども、此神の廣矛を取り持たして天に報命し給ふ由緒に縁
りて、然る傳も有るなりけり、(廣矛の事は、右の註進狀に、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千矛神之神體
と見えれば、大和國魂神社に在ししながら、後に香取に移り奉れるか、今知るべからずと雖も、此は矛と云ふ事
に用有りて云ふなり)神名式、上野國甘樂郡貫前神社(名神、大)を、名神祭式に、或作拔鋒と見えたり、此を一宮
記に、經津主神也とあり、貫前とも前鋒とも申すは、矛鋒を以て物を刺貫き給ふ謂と通えれば、劔の突くも鋒の突
くも同じければ、右に經津は鋒突なりと云ふに合へり、偕、天孫降臨章に、武甕槌神の出自を、彼十握劔の化れる稜
威雄走神に係けたるを以て思ふに、同じく武勇の神には坐せども、彼神は専ら劔を以て功を立て給ひ、此神は主と鋒
を以て徳と成し給ふにぞ有るべかりける、右の廣矛の事にも思ひ合はずべき者なりかし、(出雲風土記に、衝梓等乎

留比古命と有るは、衝梓徹にて、鋒端の物を刺貫く由にて、此は別神なれども、名義同じきなり、又、神名帳に、伊豆國賀茂郡多祁富許都久和氣命神社と有るも、鉾突別にて、此經津主神に似著はしき名なれば、亦名などならむも知るべからず、名義抄に、鬻を保古都久と訓みたり、又、杉鋒別神社ある、杉鋒は木矛なれども、鋒別と云ふは、又、鋒突に同じく、物を衝き別くる義なり、又、同式に、甲斐國八代郡梓衝神社有る、此は所祭天鈿女命也と、風土記に見えたれば、此の例に非ず。○祖也の祖を美於夜と訓めり、凡て古書の例、女の親を御祖命と云ふ事多し、其は古事記に神産巢日御祖命と有るは、高御産巢日神の男神に坐すに對へたるなり、又大穴牟遲神の御母を御祖命と記し、又、神倭天皇の皇后を其御祖伊須氣余理比賣と有るは、其三柱の御子等に對へて云ふなり、又、譽田天皇に對へて、其御祖息長帶日賣命とあり、又、伊豆志袁登賣の所に、爾愁母其母之時、御祖答曰云々と見ゆ、此等は何れも子より母を御祖と云へるなり、又、皇極天皇四年御紀に、吉備島皇祖母尊、孝徳天皇御紀に、吉備島皇祖母又は皇祖母尊など有るをも、御祖と訓めり、此は皇孫より皇祖を對へ申すなり、此に依りて、我上古には、父よりは殊に母の方を親しみ傳づきて、然か云ふ由に先達の説も有れども、然に非ず、美は賣の通音にして女の義なり、神名式に、阿波國勝浦郡建島女祖命神社と見え、又、源氏葵卷に母親の事を米淤夜と云ふ事の有るを證と爲べし、下の神産巢日御祖命の下に云ふべし、(年中行事秘抄に引ける舊記に、御祖多々須玉依媛命と有るも、其丹塗矢の化れる男神に娶ひて生める御子に對へて云ふなり、古事記に、波邇夜須毘賣神と有るを、神名式に、阿波國美馬郡波爾移麻比彌神社と有るを以て、賣を美とも云ふべき事を知るべし)此に祖と有るは男女を通はして御祖と云へるにて、御は例の尊稱と見ても宜しけ

れども、猶、眞祖にて、彼麻奈子に對へたるなるべし、顯宗天皇御紀に、日神月神共に、高皇產靈神を我祖と宣へるを以て、女親に云ふとは、同言にして別意なるを知るべし、下を見るべし、(古も今も、皇國も外蕃も、父より子に傳へ、子より孫に傳へ承くる物にし有れば、其親しみに取りては、母こそは殊に勞ほしむれ其統脉に於いては専ら父子なること云ふも更らなり)、偕、於夜と云ふ名義は、大彌オホヤにても有らむか、其は何れか指しては父と云ひ、母と云ひ、祖父と云ひ、祖母と云ふを、其を總云ふ語なればなり、所以に父母を始めとして幾世の古なるも、於夜と云ひて違はざること、人の知れるが如し、(同字を常に於奈自と云ふは、大並オホナ如なるを、萬葉十四、相聞に、麻乎其母能、於夜自麻久良波と有るは、眞小薦の同枕と云ふ事なるが、同を於夜自と云ふは大彌如にて、此の於夜に同じ、或者親は老也と云へるは實しからず)○鐔は、古事記には御刀本と有り、和名抄に、鐔劍鼻也(和名都美波)と見え、名義抄に鐔字に都美波とも、多知能都婆とも云ふ訓有り、舊事記に、都味齒八重事代主神と申す御名のある、都味齒は八重と云はむ發語にて、古の鐔は八重に重ねたりしと所思しきなり、神名式に、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座、(名神大、月次、相嘗新嘗)とあるも、都美波を切めて都婆とも云ふ例なり、兵器を都波母能と云ふは、鐔物と云ふ事にて、刀矛を本と爲る名なり、兵卒を都波母能と云ふは、鐔者と云ふ意にて、刀矛を執る物部の由なり、具原篤信が都美波は留双ルビウの義なる由云へり然もありなむ、(其俗字に切羽と云ふ物あり、狹鐔の意なり、又、鐔ハヤと云ふ物あり、双履の意なり、鐔と云ふ物あり、下留の義なるを、彼此考へ合はすれば、留双實に然るべく所思の)○激越は、右の五百箇磐石に激越るなる事、此上に復、字有るを以て知るべし、即、古事記に、走就湯津石村とあり、記傳五(七十二丁)に、走

は多婆斯理と師の訓まれたるぞ宜き、萬葉十(五十九丁)に、我袖爾、電手走」又二十(十一丁)に、霜上爾、安良禮多婆之理などあり、俗に登婆斯理と云ふも、多の訛れるなり」と有り、古史微に其意を得て、激越を走就と同じく訓まれたるは、然る言なり(冠辭考、石走條に引かれたるには、多婆斯理古延氏と訓まれたる、越字に當りて然る事には有れども、古史微の方勝れる心ちす、又、此激越を、諸本共に曾々岐氏と訓めるを、通證に、延佳曰激越當訓多婆志利云々、激越出文選、註越揚也と見えたり)激を然か訓むべき例は、萬葉一(十八丁)に、珠水激、瀧之宮子波、八(十四丁)に、石激、垂見之上乃と有るを、六(二十九丁)に、石走、多藝千流留、十二(二十丁)に、石走、垂水之水能と有れば、激を走と訓むべき事云ふも更なり、又、右等の例共に依りて、多婆斯理は垂走なる事を曉るべし、然れば激越は五百箇磐石に走就たるなること灼然ければ、今も其意して説くべかり、激字、名義抄に、宇豆麻久と有り、水の垂走るには、渦の卷く事も有る、其如くにて、此の急劇しき状も知らるゝなり(古史微に此事を論ひて、然れば激越其磐石と書かるべきに、唯激越爲神と耳書かれたるは、上文に已に劍刃垂血、是爲天安河邊所、在五百箇磐石と記されし故に、下文には其磐石と言はざらむも、其磐石なる事通ゆる故に、然は書かれざるにて、此は漢文の格なり」と云はれたる、寔に然あり)○甕速日神は、天孫降臨章に、稜威雄走神之子甕速日神と有り、古事記、事代主神の裔神に、速甕之多氣佐波夜奴美神と云ふ神名の有る、速甕は此に甕速を倒反せるにて、其意同じ、此を以て見れば、速日は速毘とも、速夫流とも、活く例なるには非ず、速甕と上に續きて、日には別意有るなり(下に引ける仁德天皇十六年御紀、播磨國造速待が歌に、彌簡始報、破利摩波擲摩智と詠めるは、記傳に「彌簡始報は速待と云はむ

枕詞にて、嚴めしき潮の速きと云ふ意なり」と云はれたるに、此の甕速の義をも合せ考ふべし、故思ふに、此は常陸風土記、久慈郡薩都里條に、東大山謂賀毘禮之高峰、即有天神、名稱立速日男命、一名速經和氣命、本自天降、即坐松澤松樹八俣之上、神崇其嚴、有人向行大小便之時、示灾致疾苦者、近側居人每甚辛苦、具狀請朝、遣片岡大連、敬祭祈曰、今所坐此處、百姓近家、朝夕穢見理不合坐、宜避移可鎮高山之淨境、於是神聽禱告、遂登賀毘禮之峰、其社以石爲垣、中種屬甚多、竝品寶弓梓釜器之類、皆成石存之、凡諸鳥經過者、盡急飛避無當峰上、自古然、爲今亦同之、即有小水、名薩都河、と有る立速日男命の立は劍にて、速日は此甕速日神の御名に同じく、速經は其轉なり其坐松樹八俣之上とは、寶劍に御在し坐すにや、以石爲垣、種屬甚多とは、其從劍も亦多しとなるべし、竝品寶弓梓など云へる、竝字に心を着くべし、諸鳥經過者盡急飛避無當峰上と有るなど、其稜威の健く御在し坐すなど、思合はすべし、即、當國鹿島神宮は其御末なる武甕槌神に坐すなどの由あり、神名式に、薩都神社とある是なり、或説に、今多賀郡宮田村有神峰山、蓋是也、山上有社謂神峰山權現、宮田、助川、會瀬、三村之鎮守也、例祭四月九日、十日、山上造假殿、迎神輿、十一日還輿とあり、楮、此の速日の日は身なり、萬葉二(三十一丁)に、劍刀、於身副不寢者三、又(四十二丁)劍刀、身二副寢價牟、四(三十二丁)に、劍大刀、身爾取副等、十四(二十三丁)に、都流伎多知、身爾素布伊毛乎など、劍刀より身と續けたるは、身に取り佩く物なるを以てなるから劍の身と人の身とを兼ねたる事、云ふも更なり、其は履仲天皇五年御紀に、劍刀太子王也と見え、崇神天皇六十年御紀歌に、佐微那辭耳阿波禮と有る、佐微は眞身にて刀の事なるを、推古天皇廿年御紀、大御歌に、多智奈羅磨、句禮能摩差比

と詠ませ給へる差比は、右の佐微と同じ事なるを以て、劍の身を比とも云ひける事を知るべし、然れば、甕速日ハヤヒは甕速刀ハヤヒにて、御祖稜威雄走神の神威を受けて、劍の嚴く速く物を切平ぐる義なる事灼然し、故、其稜威を甕に雄走を速に引配て、其義を伺ふ可きなり、(尙、寶劍出現章第三、書蛇韓鋤之劍の下に云ふを見合はすべし、然るを、速日と云へば何時も速夫流と活く物と思ふは心狭し、偕、今世に、刀に樋と云ふ物を掘る、其を云ふと思ふなどは、愈取るに足らず、其は彼樋と云ふ物はしも、鍛疵を隠す爲に凹り取れると、其重きを輕めむ爲とに爲る事にて、何れも神氣の眞盛なりし上代には、且ても無かりし事なれば用ひ難し) ○煖速日ヒヤク神は、天孫降臨章に、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子煖速日神、煖速日神之子武甕槌神と有を、古事記には、甕速日神、次、樋速日神、次、建御雷之男神と並びて、此三神を兄弟と爲せるは、異なる傳なり、其は同書御天降段に、伊都之尾羽張神可遣、若亦非此神者、其神之子建御雷之男神是應遣と、甕速日神樋速日神を除きて、直に建御雷之男神と云ふ傳なる故に、撰者の心に然らば右の二神は兄弟ならむと、其心して記されたる可けれども、此御紀の正しきには如かざるなり、(其は古に子と云ふは、父子の子を始めて、孫をも、曾孫をも、又、幾代の後なるをも、子と云ふ事にて、御世々々の天皇も、今も天神御子と申すが如き例を思ひ漏らせる私事なるべし) 又、瑞珠盟約章第三、一書に、五男を六男と爲る異なる傳有りて、活津彦根命と、熊野忍踏命との間に、化生煖之速日命と見えて、其に煖干也、此云備とあり、又、寶鏡開始章第三、一書にも、活津彦根命、次、煖速日命、次、熊野大隅命と見えたる、此には右の如く之字加はりたれば別神にて、若くは活津彦根命、又は熊野大隅命などにや有らぬ、出雲風土記に、大原郡斐伊郷、樋速日子命坐此處、故云樋(神龜三

年改字斐伊)と有るは其神にて、此なる火神より化れるには非じ、此なるは、天孫降臨章に天石窟所住神と有れば、出雲には由なきを、熊野郡と大原郡とは、相隔らざる地なるに心を着けて考ふれば、熊野も斐伊も共に出雲の地名なれば、此の煖速日神とは別神なる事愈知らるゝなり、(又、姓氏錄、攝津國神別天神に服部連、煖之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世、任織部司、總領諸國織部、因號服部連と見え、又、河内國神別天神に、服部連、煖之速日命之後也と有れば、此の煖速日神の外に、別に煖之速日命と申す神有る事灼然し、故思ふに、活津彦根命なるべし、此を天津彦根命と別神と立つる事なれども、予委しく見定め侍りたる事有りて、已に神賀詞講義に註せるを、今又其章に就て云ふべければ、今云ふ限りに非ざれども少か云は、出雲風土記に、意宇郡屋代郷、天乃夫比命御伴天降來坐伊支等之速祖、天津日子命詔、吾靜將坐社詔、故云社と有れば、天津彦根命も天穗日命と一時に降坐せるなり、斯れば、右に引ける斐伊郷の所にも合へるを、天孫降臨章第二、一書に、天目一箇命爲金者と有るに、古語拾遺天石窟段に、令天目一箇神作雜刀及鐵鐔と見えたる、其神を姓氏錄山城國神別天神に、山背忌寸天都比古禰命子天麻比止都禰命之後也と有れば、天津彦根命、天目一箇命は父子なり、然るを古事記同段に、求鍛人天津麻羅ニ云々と有るは、天目一箇神の亦名なれば、其人天津彦根命は鍛冶の事に由なしとも云ひ難ければ、若亦名ならむには、此も煖は身にて刀を云ふ名なりけり、然れば、此の煖速日神と同名にて混らはしき故に、直に比波夜備と續け云ふと、煖之速日と之を加ふるとの差別を立てたりし者なりけり、偕、右の天津麻羅を鍛人と云ふが始にて、綏靖天皇御紀に、倭鍛部天津眞浦と見えたるを、右の煖之速日命十二世孫麻羅宿禰と云ふも、世を隔てゝも其祖名を稱ふる事由あり、

但鍛人の神の裔孫にして 織部司に任せしは似着はしくも思へらざりしかども、熟考ふれば、仁徳天皇四十年御紀に比佐簡多能、阿梅簡儼多と有れば、金機をしも造れるなどの事に依れるにや、下に云るを見て明らかむべし、但、遠江國敷智郡岡本村に、初生衣神社有りて、祭神天棚機比賣神を祀れる、此社司服部氏にて、四月九月の神衣祭には、初生衣を伊勢内宮に奉る事なるが、其家記に、天照太神入于天窟之時、仰建羽槌命令織奉供矣、瓊々杵尊天降日向國、知食此國、爾來建羽槌神之神孫統々從神武天皇御宇至文德天皇御宇、稱織宮造、神代以來無斷絶、掌天照太神御初生衣、調進之、然處、仁壽元年甲戌稔、蒙勅宣、叙從五位下、稱神服部宿禰、毛人女奉仕皇朝、建羽槌神依爲衣服元祖、取其名、名波登理、其後久壽二年乙亥七月、辭官降民間、調進神御衣、於遠州濱名郡岡本村、伊勢神明爲初生衣領、賜五町八反證狀、十二月從山城國乙訓郡、徙住遠州、用神服部一字、稱神目代、每年四月、神御衣祭、御初生衣調進畢とある、此傳に依れば、此の熨速日神の子建羽槌命なるにや、猶能く考ふべき者なり、熨速日は火速身にて、火の物を燒が如く劍身の有るが中にも變りく切る身と云ふ事なり、彼の火神を古事記に、火之夜、速日男神と申すをも思ひ合すべし、神名式に、伊豆國田方郡加理波夜須多祁比波預命神社と云へる、比波預と此の熨速と同じかるべし、加理波夜須は刈刻にて、竹と健とを兼ねて續けたる發語なり、萬葉十六(三十丁)に、佐男鹿乃來立來數久、頓爾吾可死、王爾、吾任牟、吾角者、御笠乃波夜詩云々吾毛等者、御筆波夜斯云々、吾六者御奈麻須波夜志、吾伎毛母御奈麻須波夜之、吾美義波御鹽乃波夜之など、角をも毛をも肉をも肝をも、切刻る事波夜詩と云ふと、右の波夜須と同言なり、如此く加理波夜須と耳云ひて、劍とも刀とも云はざるは、多祁比は健き刀と云ふ事なり、

比波預は、身速ならでは其義理の通えざるを思ふべし、(然れば刀の身を比と受け張りて云ふべき事、愈々明らかなる者なり、易說卦に、燥萬物者莫熨乎火と見え、字書に、火盛乾也など有るに就て、火を以て外に説を成すは、當らざるなり) ○武甕槌神、神武天皇御紀には武甕雷神に作り、古事記には建御雷之男神と有り、記傳五(七十三丁)に、御雷、甕槌、何れも借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、舒明天皇御紀に、嚴矛此云伊箇之保虛、皇極天皇御紀に、重日此云伊柯之比、又、祝詞に、伊賀志御世、又、伊迦米志伊迦志、又源氏葵卷に、武く伊迦伎一向心出來て、手習卷に、伊迦伎狀を人に見せむと思ひて、などある伊迦なり其美迦と通ふ例は、遷却崇神詞に、此神を健雷命とあり、又、嚴きを美迦と云ふ例は、仁徳天皇御紀歌に、彌箇始報、破利摩波擲摩智と有る、彌箇始報は速待と云はむ枕詞にして、嚴めしき潮の速きと云ふ續きなり、書紀に謂ゆる甕星も、嚴きを云ひ、甕栗も嚴栗なり(撮要)と有るにて通えたり、又、神名式に、伊豆國賀茂郡多祁美加々命神社と有る、美加々は甕々にて、其意は嚴々なるべし、然れば、穗積の遠祖の伊迦賀色許男命も、嚴々醜男命にて、稜威の猛く嚴めしかりし稱なるべし、楮、右の如く美迦とも伊迦とも通はし云ふ中に、迦の言の活かざるを以て見れば、上なるは發語にて、美迦は眞氣伊迦は彌氣なるべし、今世武術を習練る輩など、氣の充不充を云ふは是にて、決めて猛く強き者に限りて、常に其氣の充つる事、此上なき者なり、天孫降臨章なる此神の御言に、此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨と有る、氣慷慨は、此の嚴に當れるを思ひ合はす可し、(今如此云へる據はしも、又外にも有り、舊事紀、素戔鳴尊の御子孫を云ふ所に、六世孫豐御氣主命、亦名健甕依命と有るは、別なる名の如くなれども、御氣は甕を通はしたるにて、御食の

義に非ず、主を依と云ひ換へたるは、具ふ義なれば、言は異にして其意同じ。槌は劍を云ふなり、又、大刀とも通ふ可し、其は古事記に、故所_レ斬之刀、名謂_二天之尾羽張_一、亦名謂_二伊都之尾羽張神_一と有りて、是劍の名なるを、此の天孫降臨章には、天石窟所_レ住神稜威雄走神と見えて、其には神なるを、古事記には猶委しく坐_二天安河河上之天石屋_一、名伊都之尾羽張神云々、其神之子、建御雷之男神云々、且其天尾羽張神者云々と有りて、御祖神と共に在し、又、經津主神と共に平國の所の其章に、二神拔_二十握劍_一、倒植_二於地_一、踞_二其鋒端_一云々、誅_二諸不順鬼神_一、果以報命と有るは、二神に係れる事、本よりの事ながら、神武天皇御紀に、天照太神謂_二武甕雷神_一曰、夫葦原中國、猶聞_二喧擾之響_一焉、宜_二汝更往而征_レ之、武甕雷神對曰、雖_二予不行而下_二予平_レ國之劍_一、則國將_二自平_レ矣、天照太神諾、時武甕雷神登謂_二高倉_一曰、予劍號曰_二師靈_一、今當_レ置_二汝庫裏_一、宜_二取而獻_二之天孫_一と有りて、其平_レ國之劍と云ふは、古の十握劍なる事灼然ければ、御祖稜威雄走神の御由縁を以て、此神は劍に依れる神と云ふ事を明らかにむべし、(古事記にも、天照太神、高木神、二柱神之命以_レ召_二建御雷神_一而詔云々、其葦原中國者、專汝所_二言向_レ之國_一、故汝建御雷神可_レ降爾、答曰、僕雖_レ不_レ降專有_二平_レ國之橫刀_一、可_レ降云々と見えて、此には異説なし、上なる經津主神の傳に云へる如く、彼神は矛を以て功を立て給へるに合はせ考ふべし) 偕、其經津主神の御祖はしも、初、其十握劍の鋒より垂落れる血に依りて成り坐せるに就て、其神はしも、劍にも、矛にも、其穂先を以て物を突く事に、自然功有る神と成り給ひ、此神の御祖は、又、其十握劍の鏢より垂落る血に依りて成り坐せるに就て、此神はしも、横刀を以て物を斬り平ぐる事に、功坐す神と成り給へれば、名義を武嚴劍と説く事、強言には非ざるべし、矛にも嚴才と云ふ名稱も有ればなり、又是大神の御

靈にして、彼海幸彦山幸彦などの趣にて各自に其幸ひ給ふ神業の分れて、御徳を別にし給ふ所以なるを思ふべき者なりかし、然れば、記傳に、二神を一神の如く云はれしは本よりにて、平田翁の二神と見られしは宜しけれども、或は二神の如く、或は一神の如き由に云はれたるなど、共に委しからざる者なり) ○亦曰_二甕速日命_一、次、_二速速日神_一、武甕槌神は、右に劍鏢垂血云々、是武甕槌神之祖也と有りて、已に引ける天孫降臨章にも見えたるが如く、_二速速日神_一命の子_二速速日神_一、其子_二甕槌神_一と、經_二に續ける_一、是正説なるを、此は緯に其三柱を兄弟と傳へたる、異説にして、古事記も其趣なるは、共に誤れる者なり、此を以て此に亦曰と記し、又、上には神と有るを、命に換へたる者なり、(但古事記の然誤れる由は、撰者の本意に非ざれども、御天降段に、建御雷之男神を、伊都之尾羽張神の子とある其に引かれて、其系を誤れる事、上に已に_二速速日神_一の下に云へり) ○劍鋒は、天孫降臨章に鋒端と有るを、古事記には、此なるを刀前、其なるを劍前と書ける、前は共に借字にして、謂ゆる_二鈍_一の事なり、寶劍出現章に、蛇を斬り給ふ事を、至_二尾劍_一少_二缺_一、故割_二裂_レ其尾_一と有るを、古事記には以_二御刀_一之前_一刺割とある如く、劍鋒はしも、物を刺しも割きも爲る物なる故に、佐伎とは云ふなり、(又、_二鈍_一と云ふも_二斬割_一なるべし、神武天皇御紀の師靈を、古事記に佐士布都神と有るは、刺鋒突なる事上に云へるが如し、佐意も佐伎も近き事、右にて知らる、其日代宮段にも、以_二劍_一自_二其胸_一刺通之と云ふ事あり) 偕、次なる劍頭を古事記には御刀本とあり、斯れば、劍鋒に御刀末と云ふ語の有りけむが、傳はらぬなるべし、明宮段に吉野之國主等、瞻_二大雀命_一之所_一佩御刀、歌曰云々、波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由云々と有るは、本劍末殖にて、其須惠布由と云ふは、彼の尾羽張など云ふが如く、刀鋒の張りたるを殖と云へるなれば劍刀

の鋒を、末とも、前とも、尾とも云ふ者なり、(此の八洲起元章に、矛鋒と有るを、古事記には矛末と有り、此は須恵とは云ふまじく、記傳に佐伎と讀まれたるに従ふべし、欽明天皇御紀に、鋒末をも、保古能佐伎と訓れば、下、劍末の下に云へるが如く、本と對へ、云ふならざるには、常には須恵とは云はざりしにこそ) ○磐裂神、根裂神天孫降臨章に、磐裂此云以籛婆婁と註せり、此は伊弉諾大神、彼の十握劍を持たして火神軻遇突智命を斬り給へる、其猛く嚴めしき御靈を得て成り坐せるが故に此も御劍に由ある神に坐す事、次に云ふが如くなるが、其時の御心は、石をも木をも刺割き、通徹し給ふべき御勢なりし故に、凡そ世中に在りとし有らゆる萬物は、悉くに皆火を含まざる事なきは、此神の所知し看す事なり、第八一書に、是時斬血激越染於石礫樹草、此草木沙石自含火之縁也とある、血は此劍鋒なるに限らず、次の劍鏢、又、劍頭なる總ての血と思はむも、僻事には非ざれども、磐裂の磐は、右の石礫に當り、根裂の根は、右の樹草に當れるは更なり、劍の物を刺割くも、火の物に染徹るも其刺貫く事等しければ、即ち此二を主宰り給ふ神なる事知らるゝなり、龜卜に、町形に火を指したる其杓目を、火拆と云ふを思ふべし、(其は彼傳に就て云ふべき事なれば、今註すには及ばざる事なれども、兼ねて然る心得無くては思ひ誤るべき事故に、今少か云ひ置くなり) 祝詞に、磐根木根履佐久彌氏と有りて、磐にも常に根と云ふ事には有れども、此の磐に對へたる根は、彼樹草を云ふなり、然るは、同じく磐根木根と云ふ中には、樹草は殊に土中に根を延て育る者なればなり、其は如何にも有れ、上に引ける第八一書の石礫樹草の事を引合せ見たらむには、其疑ひ無かるべくこそ、裂は、劍鋒より成り坐せる神なる故に、又、磐根木根をも刺割くべき稜威坐す由なり、上に引ける割裂、又、刺割は更なり、第九一書なる雷名に、裂

雷と見え、又、神功皇后御紀に、大磐塞之不得穿溝云々、當時雷電霹靂裂其磐令通水、故時人號其溝曰裂田溝也と有り、下に註せるが如く、奥羽觀跡聞老志に、拆石神社在柴田郡葉坂村、未詳祭神、相傳、往古其神拆巖石而出、仍鄉黨建祠祀之、其所破裂巖今猶存なども見ゆ、是れ刀劍を以て裂くには非ざれども、裂くの例なり、又、大殿祭詞本註に、辟木と云ふ物の見えたるは、割木なるをも思ひ合はすべくなむ、又、右の磐根木根履佐久彌氏とある佐久彌は裂所見にて、足にて踏み凹めたる所の、破れ裂けたる状に見ゆるにて、其の佐久も此の例なるなり、(記傳に引かれたる萬葉二に、石根佐久見手、名積來之六に、五百重山、伊去割見二十に、奈美乃開乎、伊由伎佐具美など、又、或説に、人面の凸凹有るを凹面と云ひ、能面に佐久美と云ふあり、又、馬邪久理など同じと云ひ、又、源氏少女卷に、佐久自理老すけたる人立交りて」と有るは、兒童の小賢しきを云へるにて、平穩ならぬ意なるなり、但、此神名の裂は割裂の義にて、右の佐久彌には非ざるなり) ○磐筒男命と有りて、磐筒女命の無きは、既く傳はり漏れたりし者なり、古事記にも石筒之男神有りて、其にも女神の事なきを、此には、次に一曰、磐筒男命及磐筒女命と見え、天孫降臨章に至りては正しく磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女と有るぞ、甚々愛たき賜物にはありける、(故思ふに、一書は一書にて各其傳の方を主と爲る故に、右の如く正書に出でたる事をも、此に記さるゝには、一曰と書れたるにて、私無き書き状也) ○磐筒男命磐筒女命と申すも、亦劍に因れる御名と聞えたり、古事記に、既生國竟、更生神と有る十神の中に、生石土毘古神次生石巢比賣神と有るを、記傳五(三十三丁)に、「此二柱を御禊段の上筒之男命に當てられたるは如何なれども、其説に、都々と都知と通ひ、巢も都々と近し」と註されたるは然る事にて、

其二神の此に同じきは、毘古比賣と二柱相竝ばせれば、彼上箇之男命よりは、却りて此に相當れる者なり、又、神名式に、土佐國長岡郡石土神社有るは、此磐筒男磐筒女二神を祀れるにや、(香取末社記と云ふ書に、匣瑛殿所祭磐筒男神磐筒女神也と云ひ、蟻殿所祭磐筒神根契神也と云へり、此外には見當らず、尙有るにや) 神武天皇御紀歌に句鶯都々伊、異志都々伊と有るを、私記に、頭槌々也、劔名、其頭曲、石槌々也、劔名、其頭似石と云ふを以て知るべし、若て其下に、我卒聞歌俱拔其頭椎劔、一時殺虜と有るを以て、頭槌石槌其同物なる事を曉るべし、然れば此は男神女神共に其劔神に御在せる事灼然し、若て此にも其子經津主神の坐事を云はざるは、上に辨へたるが如く、此の復劔鋒垂血より此迄の文は、上なる五百箇磐石也と、次に即此經津主神之祖矣と有るとの間に在るべき文なるを、既くより錯亂たりし者なり、其は第七一書に合はせ讀みてぞ知られむ、此神の説の委き事は下に註せりき、(古事記にも此の文石拆神、次、根拆神、次、石筒之男神三神と有りて、此の經津主神に當れる文無くして、次なる建御雷之男神に、亦名建布都神、亦名豊布都神と有りて、終迄に其神の事は漏れたるが故に、記傳には却りて經津主神と武甕槌神とを別神と爲したるを、疑はれたるは、此一書と古事記とは、本より同じ傳なるが已く右の錯亂の有る事を得思ひ得られざりしなり、此は古史微なるぞ謂はれたる) ○劔頭は、古事記に手上とあり、記傳五(七十六丁)に、「手上は今云ふ柄なり、神武天皇御紀に、撫劔此云都廬者能多伽彌屠利辭廢屢」とも見え、又、劔柄と書きて多加比と訓める所もあり、其は美を後に比と云ひ成せる者なり、日向風土記に、宮崎郡高日村、昔者自天降神以御劔柄置於此地、因曰劔柄村、後人改曰高日村」と見え、萬葉九(三十五丁)に、燒大刀乃、手預押禰利と有る預を、一本に類と有るは、

借字にして多加比なり(撮要)と有り、(右の風土記の趣は、元の名は何と云ひけむ、其劔柄の事に依りて村名と成れざるを、後人、劔柄村を高日村と字を改めたる由なるべし、出雲風土記に、神龜三年改字某々と有るは、字の換れるのみにて、言の同じき其の例なり) 借、其軻遇突智神を斬りて三段に爲給へる時には、其御劔平なる故に、血は其双より垂りける故に、此にて五百箇磐石は成れりしなり、若て其斬り竟へて劔を起し給ふ時、先づ其劔鋒より血の垂れる、其經津主神の祖神と成り、次には其立てたる劔の劔鏢より血の垂れる、是れ武甕槌神の祖神と成れる、是にて主々しき天神は成り畢へ坐ししなり、次に此なる劔頭なるはしも、古事記に、次集御刀之手上血、自手候漏出と有れば、鋒よりも、双よりも、鏢よりも垂れる殘血の傳はり下りて、其劔柄を握らせ給へる御手の指股より落ちたる血に依りて、成れる神等に坐せば、上件の神等に比ては、支神にて國神に坐せる也、(古史微に右の古事記の文を引きて、其説を事實の上に考ふるに、鏢の有るを、手上に血の集まると云ふ事、覺束なき由に云はれたるは、委しからず、此の下に云ひ分くるを見るべし) ○垂血は此なるは、上なる鋒双鏢の三例と同じからざる事は右の古事記に、次集御刀之手上、血自手候漏出、所成神名云々と有るが如し、今、其委しきに就て、少説くべし、其の集は、記傳五(七十六丁)に、「上には著御刀前之血とも、著御刀本血とも有るを如此言を換へて集と云ふは前と本とは直に血の著く所なるを、手上は其血の傳ひ流れ來て、手に塞がれて聚まる所なればなり」と有るが如し、手候は其柄を握り給へる指間なり、漏出は、寶劔出現章第六一書に、自指間漏落と有るに同じ、借、上なる鋒双鏢の血は、此の正書に、是時天地相去未遠とある頃ほひなりしかば、天に上れりしなり、然るを、自手候漏出と有るは、上に昇れるな

らず、下に漏れ落ちたる事著明ければ、予は、此三柱を國神なりとは云へるなり、斯れば、此に復劔頭垂血激越も、彼五百箇磐石に激越の義なるにて、上の例なるべき事は、其復の字に依りて知らるれども、猶古事記の正しきには如かざるなり、故著御刀前之血、走就湯津石村所成神名云々、次著御刀本血、亦走就湯津石村所成神名云々と有る、二には湯津石村の事見えたれども、此には其事を記さるに心を着けて考ふべきなむ、○闇靈神は、上に斬柯遇突智爲三段、此各化爲成神也と有るを、第七一書に、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高靈と見えて、已に高靈神の成り坐せるを、今又此神の生り坐せるは、其御功を輔相けて雨を降らせ給ふ爲なり、其は右の十握劔の鋒より更に、又より鐔に傳はり、鐔より劔柄に下り聚りて、今又御指間より漏れ墮ちたる血に因りて成り坐せる神なる故に、雨神と御在し坐す事、甚々愛たし、若て其雨と成る雲霧はしも、元來大地の水氣なるを、天日の大御光に蒸れ上りたりし者なるが、降りて雨と成れるなれば、其斬られ給へる火神の血の、右の如く鋒迄上りて下れるにも叶へり、記傳五(七十丁)に、「闇は借字にして谷の事なり、大忌祭詞に、山々乃自口狹久那多利爾下賜水乎云々、大祓詞に、高山之末、短山之末與理、佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐云々、此谷川の水の落ち來る狀にて、佐は眞に通ひ、久那は久良に通ひて谷の事なり、多理は少しくも多くも水の落つるを云ふ、谷と云ふも、本、此多理の轉れるなるべし、萬葉十七(十七丁)に、豐能、奈久久良多爾と詠めるも、彼の久那太理に通ひて、唯谷の事なり、又、諸國に、某倉、又、倉某と云ふ地の多在るも、谷よりぞ出づらむ、麟の久良も、人の身に取りては谷の如くなる故の名なり(補意)と有るにて、闇の義通えたり、其谷はしも、靈神の常に蟄まり居て其に徳を養ひ給ふ所の名なるなり、

(又、麟の例を以て見るに、此神等は、彼の御手候より成り坐しつれば、其も小く久良なれば合へり、下に云へるが如く、此神の鎮り坐す貴布禰神社の山を暗部山と云ひ又、小倉神社などの事をも思ひ合はすべき者なり) 靈は、字書にも龍也とも註せれば、寔に龍神に坐すべし、偕、常陸風土記、行方郡條に、俗謂蛇爲夜刀神、其形蛇身頭角鱗似、鹿と云へる狀寔に合へり、名義は同書に新治郡驛家名曰大神、所以然稱者、大蛇多在因名驛名と見え、攝津風土記等に有、大神云、天津鰐化爲鷲而下留、此山、十人往者五人去、五人留有之波乎有來、此山、伏、下、樋、而、屈、於、神、新、從、此、樋、內、通、而、禱、祭、由、是、曰、下、樋、山、と有る此大神も右と同じく大蛇なる狀なり、共に有れば大神なるが如しと雖も、其も借字にて於簡美は大驅水なるべし、古事記なる御年神の后神に、天知迦流美豆比賣の天は借字にて、雨知驅水姫と云ふ事と心得て考ふるに、雲霧と成りて水の空に上れる即ち驅なり、又其雲霧を分散して雨と降らせる其も亦驅なり、又、夏などの照り續きて、遠灼く晴度りたる大空に、夕立の降る狀など、殊に其水を驅り給ふ事の甚しきなり、此を以て此神の水を御心の任々に物爲給ふ事を知るべし、記傳五(七十八丁)に、「萬葉二(二十二丁)に、吾崗之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武と有るを思ふに、此神は龍にて雨を物爲る神なり、書紀に高靈神と云ふも有り、其は山上なる龍神此闇淤加美は谷なる龍神なり」と有るは然る言なり、又十八(三十二丁)に、早の時の長歌に云々、萬調、麻都流都可佐等、都久里多流、會能奈里波比乎、安米布良受、日能可佐奈禮婆、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、安佐其登爾、之保美可禮由苦、曾乎見禮婆、許呂乎伊多美、彌騰里兒能、知許布我其登久、安麻都美豆、安布藝氏曾麻都、安之比奇能、夜麻能多乎理爾、許能見由流、安麻能之良久母、和多都美能、於枳都美夜敝爾、多知

和多理、等能具毛利安比氏、安米母多麻波禰と有る、此は龍を海神と心得たるこそは悪かりけれ、其神に雨を祈る趣なるは、此に合へる者なり、(予一年出羽國に物して、例の光憲が賢木舎に在りて、物など説けるに、夏の日盛りの甚だ暑かりければ、人々と共に暫時憩はむとて、其家の裡方なる樹陰に出でたりけるに、同じ大山村の山續きに、龍澤と云ふ谷有り、其の水を塞ぎ湛へて、自然池の如く淵の如くなる所有るが、其には龍神の栖ませ給ふとて、人の甚く畏む所にて、早に雨を祈る事は更なり、又、船路の事などを祈るに、決めて灼然き御靈を幸ひ給ふ神に坐せば、其方に向き拜み奉りける程、其澤より細く雲とも煙とも云ふべき白氣二條、空方に向ひて立ち升るよと見るが内に忽に黒雲覆ひ包みて、右の二條の白氣の見えず成りぬる程こそ有りけれ、雷鳴り響めきて、今迄晴度りたる空、悉に掻き曇りて、大に夕立の降り來て、僅に二十間計の所を、内に逃げ入る間のなき程にて有りしなり、其時、其甥なる大瀧光賢の云へるには、斯る事は幾度もある事にて、珍らしからぬを、其水を巻き上げて夕立と爲し後に見れば、必ず井泉の水は涸れ減る者なりと云へりしに心着きて、其後に驗るに、彼龍卷と云ふ事の有りつる後には、何時にても井水少くなる者なり、但其時に、今茲に説く水を驅るの説無かりし故に、唯異しみに怪しみけるこそ遅かりけれ)又、豊後風土記に、球珠郡球覃郷、此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬於御飯、令汲泉水、即有蛇蠶(謂於箇美)於是、天皇勅云、必將有泉、莫令汲用、因斯名曰泉、因爲名、今謂球覃郷者訛也と有るは、蛇蠶の住めりし故に、莫汲用ひそと宣へるにて、必將有泉、又名曰泉と有るは古老の説にて、後に添はれるなるべし、蠶神は雨水を降らす神なる故に其を憚りて、令汲給はざりけらし、玖覃の説猶有るべきなり、因りて思ふに、出雲風

土記に、栢縫郡玖潭郷、所造天下大神命天御飯田之御倉將造給、處覓巡行給爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美(神龜三年改字玖潭)と有る、波夜佐雨は暴雨にて、其は水を降すが如く零る物なるが故に、降水と宣へりし例も有れば、豊後なるも決めて其如くなるべし、所以に其傳を今全くは取らざるなり、(後世の歌ながら金葉に「天川苗代水を塞ぎ降せ、天降り坐す神ならば神」と詠めるも、雨に降ると云ふ詞も有るが故なり、偕、記傳に「淤加の意は未だ思ひ得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に、水神、又、蛟を和名美豆智と有る美是なり、又、蛇蛟などの美も此なり、又、日讀の巳を美と訓めるも、此意なるべし」と云はれたれども、予、未だ心行かず、又、通證に、淤加美を大神なる由云へるなどは、彌迂遠し、偕、古事記に見えたる、大穴牟遲神の娶ひ給ひし稻羽之八上比賣は、此神の御女なるにや、神名式、八上郡久多美神社見え、其生み坐せる御子の、御井神に坐せるなど、由有るべく、又、大和國丹生川上神社は闇蠶神に坐すを、大倭神社註進狀に、其社を爲當社之別宮也と有るなど、思ひ合はずべし)偕、此闇蠶神を、私記に、是山神也と有るを、釋に、私記之説不審也と有るは、却に誤なり、詞林探葉に、上に擧げたる常陸風土記を引きて、日本紀云、闇蠶此云久良於箇美、山神也と云ふ事も見えたれば、古くより傳はれる説なりけり、其は小倉神社鎮座傳記に、高靈神亦名闇蠶神、亦曰闇山祇神、亦曰闇岡象神云々、是雨神也云々、即是與大山祇神合力而坐神也、故亦謂山神也とあり、此に就て思ふに、皇太神宮儀式帳に、大小神社稱大山罪乃御祖命と有る、御祖は例の女祖にて、彼高御產巢日神と、神產巢日御祖命との如し、又、大水神社と申すも、大山祇命にて似着はしからざるを、神名秘抄に、外宮儀式帳なる山末社の祭神を、大山津姬命とも見えればなり、又、右の皇太神宮

儀式帳に、津長大水神社に大水上見云々と有る、此を以て大水上神とも稱す事を知るべし、然るを、那自賣神社の下に、大水上御祖命と有れば、其大水神、大水上神、大水上御祖命は、同神なる事知られ、又、大水上と云ふは、國土の水源にて、山なる事も更なれば、右の私記社記等に山神也と有る事の信はるゝなり、然れば與大山祇神合レ力而坐也と云ふ事、信に諸ふべし、(然るを古史成文には、此大水神以下の名を、大山祇神の亦名に定められたるは、右の大罪乃御祖命を、大山祇神と見られたるからの僻事なり) 又、同帳坂手神社、小杜神社、石井神社、宇治乃奴鬼神社を、大水上見、高水上命と記し、蘭相神社、大水上見、會奈々比古命と見え、鴨社、大水上見、石己呂和居命、鴨下神社、大水上見、石己呂和居鴨比古比賣命とある、此は鴨比古命鴨比賣命と云ふ事にて、大水上の御兒と有れば、鴨比賣命と申すは、玉櫛姫なるべし、此は鴨事代主命の後神、伊古奈比賣命になる事、下の卷に云へり、石己呂と伊古奈と語相近し、宇治山田神社、稱大水神兒山田姫命、津長大水神社、稱大水見栖長比女命とある、栖長は洲長にて、何れも水に縁ある神なり、又久具社、稱大水見神御子久々都比女命、又久々都比古命と有るは、神名式に、河内國石川郡建水分神社、太郎於加美神社、美具久留御玉神社と有る、其建水分神社を、今、上水分と云ふに對へて、美具久留御玉神社を、下水分と申すを以て思ふに、建水分神は大水上神にして、謂ゆる此二神天之水分神、國之水分神にて、鎮り坐せるなり、此を以て、大水上神は此高靈神なる事知られたり、津夫良神社、大水神兒、津夫良比古、津夫良比賣命と有るは、仲哀天皇御紀に、入崗浦、到水門云々、是浦口有男女二神、男稱曰大倉主、女神曰菟夫良媛と見えたる、是なるべし、大倉主の倉は、闇籠、闇山祇、闇罔象の闇クラに同じ事なり、新川神社、大水上神兒、新川

比賣命、川相神社、大水上御子、細川水神、能淵神社、大水上御子、多支大刀自神など、何れも水に縁あるが、其川相社に就て説あり、神名式に、山城國愛宕郡鴨川合坐、小杜宅神社(名神、大、月次、相嘗、新嘗)と有るを社説に、玉依姫也と云ふ、事代主命の後神玉櫛姫なり、若て同式の越後國魚沼郡川合神社を、今、阿布利神と云ふは、相模國大住郡阿夫利神社を、今、八大龍王と云ふに合ひて、阿布利は雨降なれば、靈神に由有り、斯れば其親の溝咋耳は此大水上神にて、即ち闇籠神なる事知られたり、右の鴨社、鴨下神社の事、思ひ合はずべし、牟於神社、大水上見寒川比古命、寒川比女命は、同式、相模國高座郡深見神社あり、深見は深水の略なるに、風土記に、深見郷深見神社(或作深水深海)雄略天皇二十二年三月、所祭闇籠也と見え、郡名の高座は例の闇なる可きを、和名抄郷名に、深見(布加美)高座(多加久良)寒川(佐無加波)など見え、又、右の阿夫利神社なども、由有る事なり、又、檜原神社、稱大水上見那良原比女命も、山城國賀茂別雷神社の攝社に奈良社有り、左經記、長元四年十二月十九日、齋院女房曰、朝夕御膳散飯等、坐野宮、奉難良刀自之神と云ふ事有り、那良原比女命と云ふに似たり、右の如く紀中には見えざる神名を、儀式帳より抜き出でて、如此く叢脛しく云ふは、私記に闇籠神を山神也と云ふ事を徴し、又、大山祇神に相竝ばして、大山津姫命と申す所由を記し知らせむとてなり、此結は、寶劍出現章第六一書、事代主神化爲八尋熊罴、通三島溝織姫と有る下に在るべし、(但、此に記せる事は、大山祇神及此神の始終の御事迹に係る事なれば、能々心得て有るべし、危略に見る可からず) ○神名式に、山城國乙訓郡小倉神社(大、月次、新嘗)小倉大明神鎮座傳記に、所祭闇籠命也、鎮座年記未詳、文武天皇大寶年中、敕願始崇齋焉、元正天皇養老二年、始造立寶殿云々等、定

神境及神家巫戸、行_ニ祭禮云々、丹生、雨師、室生、龍穴、貴船御同體、以_ニ山水_ニ崇_ニ神體、乃_レ別_レ不_レ安置神璽者也云々、石座明神、所_レ祭大山祇命、山腹所_レ居神是也、闇靈神、與_ニ大山祇神_ニ合_ニ力_ニ而座、故亦謂_ニ闇靈神_ニ曰_ニ山神_ニ也云々、攝社、走田神社、神足神社、葛原神社と見えたり、以_ニ山水_ニ爲_ニ神體_ニと云ふは、現御身ながら鎮り坐せる故なる事、上に豊後風土記の故事を以て知るべし、同社假名縁起にも、抑、大神は御神體山水にて坐々せり、嶺上六七町許奥にある祕水なり、頂上の所に在れども、四時變る事なく清く冷かなる靈水にして、里俗は龍王水と唱ふるなり、雨を乞ふに必ず驗有り、然れば本社_ノ御内陣に御座を安置し、八重疊を敷き、御茵を設け、帳を立てたれども、空床にして神璽をば崇め奉らず、是れ神祕の説なり」と云へり、右の攝社は、三所共に神名式に所見たる社々なり、又、當郡石井神社あり、由有か、皇太神宮儀式帳に、石井神社、大水上兒高水上命、形石坐と有るに似着はしき耳ならず、大水上命は闇靈神に坐せる事右に云へり又、同社鎮座傳記に、山城國乙訓郡上山岬鎮座、正一位小倉大神者闇靈命也云々、即是與_ニ大山祇命_ニ合_ニ力_ニ而坐神也、故亦謂_ニ山神_ニ也、又、與_ニ火產靈神_ニ天鳴雷神_ニ、戮_ニ力_ニ一心、爲_ニ顯見蒼生_ニ立_レ功之神也、昔在闇靈命求_ニ深山幽谷_ニ而到_ニ小倉溪_ニ、御覽地形、乃_レ所思食、善哉善哉、此地也青山重疊、寒泉長流、而人跡所_レ希絶、實是朝日刺隱處、夕日々隱處、人聲不_レ聽處、弓矢輒音不_レ聞處乎、吾欲_レ住_ニ於此地_ニ矣、故即就_ニ其處_ニ、而與_ニ天地日月_ニ共遠永鎮座矣、是時自_ニ小倉山_ニ凌_ニ雲居_ニ高嶺之上、清水涌出焉、此水不_レ枯、在_ニ于今_ニ也云々、於是山谷之水變成_ニ甘水_ニ、降_ニ甘雨_ニ、而浸_ニ潤苗稼_ニ、得_ニ其豊稔_ニ、故是以天下四方國々人民等、咸蒙_ニ恩賴_ニ也と見えたり、此にて鎮座の由來甚々詳なり、右の昔在云々は、神代の事か、年紀詳ならざれども愛たき傳なりかし、然所思る所由は、

彼斬られ給へる軼遇突智神は、神名式に、乙訓郡火雷神社(名神大、月次、新嘗)是なり、彼丹塗矢の故事は、神武天皇二年なるを思ふべし、又、其御骸に成り坐せる雷神は、式外には坐せども、神樂岡坐露靈神是なり、大山祇神は式に、自_ニ玉手_ニ祭來酒解神社(名神、大、月次、新嘗、元名山埜社)と有る、其神葛野郡梅宮坐神四社(竝、名神、大、月次、新嘗)の中にも坐せるを、大山祇神なる由諸書に見えたり、高靈神と闇靈神とは、別々に成り坐せれども、其御徳の同じき故に、別社には立たせ、御在し坐さるるなるべし、(其は次なる貴布禰神社の下に引ける諸書を見又、第七、一書高靈神の傳に委しく註すを以て知るべきなり、又傳七卷に、丹生川上雨師神社の御事を云へるをも考へ合はせ見るべし)右の人跡所_レ希絶_ニ處云々は、寛平十七年格に、謹檢_ニ名神本記_ニ曰_ニ不_レ聞_ニ人聲_ニ之深山吉野丹生川上立_ニ我宮柱_ニ、以敬禮者、爲_ニ天下_ニ降_ニ甘雨_ニ、止_ニ霖雨_ニ者、依_ニ神宣_ニ造_ニ件社_ニと有りて同じきが、如此く人聲の聞えざる所を、神の好み給ふは、山水を以て神體と爲給ふが故に、人の汚し奉らむ事を厭はせ給ふが故なるべし、神位を正一位と有るは、何れの時か詳ならず、又、小倉と云ふも、上に云へるが如く小谷の義にて、闇靈神の闇なり、(此に引ける鎮座記、縁起、鎮座傳記は、何れも彼社の祕記なるを、前神主小泉保敬が持てるを、借り見て抄録せるを、今、取り出で、引きたるなり、此社、今も上山崎郷に立たせ御在し坐して、甚々神々しく、妙に奇ばしき御功坐せる御事なりと云へり)○神名式に、同國愛宕郡貴布禰神社(名神、大、月次、新嘗)二十二社註式に、當社與_ニ丹生_ニ同_ニ之、水神岡象女神也と記し、其丹生川上神社條に、水神岡象女神、或云_ニ闇靈_ニと見え、諸社根元記に、貴布禰、水神美都波乃女神也、高靈此降迹者、和州丹生貴布禰大明神也と有るを、一本、又、諸神系圖には、高靈(水神貴布禰社)と出で、二十二社次

第、又、同註疏等には、祭神閻靈神也と云ひ、二十二社神體秘記には、貴布禰神社一座高靈と記し、神社考に、神書抄云、高靈與閻靈同、龍神類也、今、祈雨止雨多祭此神と見え、神社考詳節に、伊弉諾斬河遇突智爲三段、其一爲高靈、高靈者龍神也、貴布禰明神是也と見えたり、如此く閻象女命とも、高靈命とも、閻靈命とも有りて、何れか其とも今定め難きが如くなれども、熟く見るに、高靈神と閻靈神とは同徳の神に坐せば、一體と見るも、別神と見るも其異無けれども、閻象女神は、彼河遇突智神の縁に因りて生り坐せりと雖も、伊弉諾尊に屬きて成り坐せれば、其出自も何も別なる神に坐せり、然るを、右の如く或云閻靈など有るは、由有る事なり、其は閻象女神は凡ての水神に坐せども、其功用は閻靈神の成し給ふ事なるが、相共に親魂相て物爲させ給ふ事、申すも更なれば、丹生も貴布禰も一柱にて、閻靈神と祭られ給ふと雖も、主と坐すは閻象女神にて渡らせ給ふが故に、然る傳も有るなるべし、此閻靈神に閻象神と云ふ名も有るを以て知るべし、其例は、大和國葛上郡葛木坐御歲神社は、神名式には一座なれども、祝詞には御年皇神等と有れば、大年御年若年神は更なり、其枝神等も御在せるを、其中より御年神は表に立ちて被祭給ふに同じければ、右の三柱共に此に鎮り坐すが故に、其御名の異りて物に記せりしなり、委しくは傳七に云へり、(又水神の御名に閻象と書かれたるは、孔子家語に、水之怪曰龍閻象と云ふ事の有るを取りて當てられたるなるが、靈神の龍神に坐すに相も異らざるは、由縁なき事には非ず) 諸社根元記に、龍王社、在貴布禰、下上兩社間三町許、社家説云、當社御生所仍此瀧第一奉崇靈地也、社司等修祈雨於此地と有るは古傳なるべし、當社御生所と云ふは、此神の初めて生り坐せる地と云ふ事にて、小倉神社にて清泉を以て神體と崇むる如く、實に其瀧津水底ぞ此大神

の常宮なるべきなる、傳七に云へる如く、當郡名を愛宕と云ふも仇子にて、火神の御母神を燒き奉らせ給へるに起れりし地名なれば、此地を其御生所と云ふ事違ふまじくなむ所思たる、通證に、貴布禰一名暗部山、其側鞍馬山、高雄山、名亦有縁耳と云へるは然る言にて、暗部山、鞍馬山の久良は、神名の闇なるべく、高雄の高亦然り、貴布禰を常に貴船とも書く事なるが、名義知り難し、暗部、谷大にて、谷の多在る由なれば、木生嶺と云ふ意ならむか、臨時祭式祈雨神祭條に、丹生川上社貴布禰社、各加黒毛馬一疋、其霖雨不止、祭馬用白毛と有るが如く祈雨止雨には必お主と祭らせ給へりし事、御々世々の大御史に所見たり、(新古今集に、社司共木船に參りて雨乞しける序に詠める、大御田の潤ほふ計塞かけて、井堰に落せ川上の神と見え、新後拾遺集に、貴船川末塞入る、苗代に、神の御注連を引や添ましとも有り) 神階の事は、二十二社註式に、國史云、弘仁九年六月奉授從五位下と有るが御紀に見えずれども、五月庚戌仰大和等四畿内國司、每社充幣料云々、龍形料調布五段令行雲事と見え、又、七月乙巳奉幣于五畿内七道諸國名神、防風雨也、八月庚午走幣明神以祈止風雨と有る、其間に在りつる事なるが記し漏らされたるなりけり、仁明天皇御紀に、承和十年十二月乙卯朔癸亥、奉授從五位下貴布禰神正五位下とあり、又、註式に、文德天皇天安二年正月廿七日從四位上と有れども、實録に見えず、清和天皇實録に、貞觀十五年五月廿六日、授從四位上貴布禰神正四位下と見え、又、註式に、一條院長保五年三月廿六日正三位、後一條院寬仁元年十一月廿五日正二位、白河院承曆五年二月十日從一位、崇徳院保延六年七月十日正一位とあり、二十二社次第に、村上天皇康保三年霖雨經月、八月十六日被奉官幣於十六社と有るに、丹生貴布禰と竝出て、其より祈年穀奉幣に預かりて、二月

七月に被祭させ給ふ事、餘二十一社の例の如し、(續後紀に、承和五年八月甲辰、奉幣帛竝白馬於貴布禰神丹生河上雨師、以祈止雨也と有るは、初めて神階の事有りしよりは以前に、已に止雨神と齋かれさせ給へれば、往古より神位に拘はらず榮え給へりしなり)右の諸社根元記に、下上兩社と有る、下社は即ち貴布禰神社にて、上社は若宮にて、謂ゆる奥御前なり、永昌記に、長治三年四月十三日甲戌、去夜寅刻、別雷社寶殿燒亡云々、御體奉移貴布禰社寶殿、貴布禰御體奉移若宮寶殿と有るを以て知るべし、或書に、貴船奥御前所祭事代主命也、本朝地主神と有りて、當社は事代主命を祀り奉る、賀茂別雷神社の第二攝社なるに、又其事代主神の若宮に坐す事は、闇靈神の御爲には其御婚に渡らせ給ふが故なり、氏成私記にも、爲平安城守護所祭之、蓋日域地守神明也と有りて、此事代主命を地主とも地主とも申し奉るは、大國主神の珍子と坐して、共に國土を摠べ守御在ればなり、日吉にても二宮は大山咋神に坐して、正實は事代主命なる事、予已に神賀詞講義に註せるを、日吉神道祕密記に地主大明神と云へるをも思ひ合はずべし、(但、此地主大明神の事に依りて、二宮を國常立尊など云ふ妄説も起れりければ、其心して辨ふべし、又或書に城州貴船社、船玉與高麗也、按、船玉命猿田彦神也と有るは、右の下上二社の事なるが、船玉と云ふは、貴船と云ふより思ひ寄りたる事にて由なき事には有れども、其は猿田彦神を、俗に船玉と云ふに就て、然云ひ換へたるにこそ有りけれ、若宮を猿田彦神とも傳へたる一説は實に然るべし、猿田彦神と申すは、事代主命の皇御孫尊を迎へ奉るとして現れ坐しし時の御名なる事、天孫降臨章第一一書に就て見るべし)偕、事代主命を闇靈神の御婚と云ふは、寶鏡開始章第六一書に、事代主神化爲八尋能鰐、通三島溝櫛姫、或云玉櫛姫、而生皇姫踏躡五十鈴姫命と有る是なり、

地神本紀には、都味齒八重事代主神化爲八尋能鰐、通三島溝枕女活玉依姫、生一男一女、兒天日方奇日方命、妹姫踏躡五十鈴姫命、次、五十鈴依姫命云々と有る事なれども、姫踏躡五十鈴姫命の御父、古事記白檮原宮段には、大物主神丹塗矢に化りて娶ひ給ふ趣にて、三島湟咋之女、名勢夜陀多々良比賣と有りて、下に註せるが如く、山城風土記に所見たる丹塗矢の故事と、甚だ能く似たる事ながら別なり、然れば事代主神の三島溝櫛姫命に生ましめ給へりしは、天日方奇日方命と、五十鈴依姫命と二所在し坐して、其天日方奇日方命はしも、賀茂朝臣大神朝臣等の祖なるを、此命の御事に至りては、紀記共に互に紛れ有る者なり、(古事記にも、奇日方命を大物主神の子と爲る事なれど、其誤を正して、大三輪三社注進次第に、別宮小社葛城賀茂神社、八重事代主命也、瑞籬宮御宇天皇御世、大田々根子命孫大賀茂祇命、承勅立社於葛城邑賀茂地、奉齋事代主神、仍賜賀茂君氏と有るを以て見れば、神代より以來、事代主神も共に三輪に御在し坐ししを、其御世に葛城賀茂に移し奉れるなり、姓氏錄賀茂朝臣の下に、大神朝臣同祖と有りて又賀茂神社の事を録せり、又、其生み坐せる五十鈴姫命の狹井川の邊に在しなど考へ合はずべし、偕、右の古事記御紀に就て、委しく辨ふ可き事有れども、今此に云ひては、却に煩はしき故に、此には云はず、其件々を見て知るべきなり)其三島溝櫛耳と云ふは闇靈神なりと云ふは、此神を深溝神とも申して一神なるべきに、其御女溝櫛姫(又云玉櫛姫、又云活玉依姫は、此も亦龍神に坐す故に、事代主神の八尋能鰐と化りて通ひ住み給へりし事、一の證なり、又、神名式に、攝津國島下郡三島鴨神社、溝咋神社並びたるに、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社、(名神大、月次、新嘗)伊古奈比咩命神社(名神、大)と並びたるに、本國神名帳には、一品當后宮と有れば、溝咋姫と同神たるべく思ゆるを扶桑見

開私記六十三に、此神の事神書に奉號伊豆明神、一名溝喰姫と有るにて著明く、陸奥風土記に、宮城郡伊豆佐賣神社、所祭溝喰比咩也と有る、伊豆は國名、佐賣は眞雨にて、靈神の御功用なるを、溝喰比咩と有るを以ても、溝喰耳は闇靈神なる事愈々知らるゝなり、若て大倭神社注進狀に、別社狹井神社、丹生川上神社と有る、狹井は神名式に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(鑿)と有る社なるを、注進狀に、狹井神者大已貴命之荒魂大國魂神、即、當社別社也相殿神四座、大物主神、姫踏躰五十鈴姫命、勢夜多良比賣(勢夜多良比賣、溝喰姫、攝津三島人)事代主命と見えたるに、繼川神社條に、其五十鈴姫命の御母を、子守三島溝喰耳之女王櫛姫と有り、玉櫛姫は五十鈴姫命の御母に非ず、其御姉踏躰姫命ぞ大物主神に娶ひ給へるなるを、其三島溝喰耳神の大女小女共に然れば、子守神と申し、なかりけり、故其子守は、水分の久麻理の轉れるにて、子を守る謂には非ざれども、吉野水分神社を子守社と申し、如何なる故とも知られねども、今俗に、貴布禰神社に安産を祈るなど、由有る事なり、上に引ける儀式帳に、大水上兒高水上命と有るなど考へ合はずべし、又、丹生川上神社を、右の注進狀に爲當社之別宮也と云へるは、上に云る如く古事記に大穴牟遲神の娶ひ給ひて、御子御井神を令生給へる八上比賣も、亦此神の御女たる可き事、上に云へるを見て知るべし(國造本紀に、都佐國造、志賀高穴穗朝御世、長阿比古同祖、三島溝杭命九世孫小立足尼定賜國造とあり、續後紀に、攝津國人長我孫、葛城事代主命八世孫忌寸宿禰苗裔也と有れば、事代主命の後なるを、母方より系を立てたるなり、然れば此の考には少かも妨ぐる所なし)斯れば、大山祇神、闇靈神二柱の御中間に生れ坐せる溝喰姫命は、即ち事代主神の后神に坐す故に、其事代主神社の所には、右の二神の内、何れか一柱は並び坐す事と聞えて、

神名式なる山城國賀茂別雷神社(名神、大、月次、相嘗、新嘗)、鴨川合坐小社宅神社(名神、大、月次、相嘗、新嘗)は右の事代主神、溝喰姫命(亦曰活玉依姫命)に坐すを賀茂山口神社と、此貴布禰神社(名神、大、月次、新嘗)と、二神其近きに在し、又、葛野郡松尾神社二座(竝、名神、大、月次、相嘗、新嘗)の其一座は大山祇神にて、此も又事代主命に坐すを、同郡梅宮坐神四社(竝、名神、大、月次、新嘗)と有る中の酒解神は大山祇神に坐し、乙訓郡小倉神社(大、月次、新嘗)自玉手祭來、酒解神社(名神、大、月次、新嘗)などあり、又、右の攝津國の三島鴨神社、溝喰神社、又、伊豆國の三島神社は、上に云ふ如く事代主命に坐せども、一宮記に大山祇命と有るは、共に鎮り坐すが故に、其神一神の如くも傳はりて有りし者なり、此は其一二の例を出だせるにこそ有りけれ、猶諸國には許多に在るべくも有れども、餘りに煩はしき故に措きつ、猶國々に靈神の御社は多在るを、其は第八一書高靈神の傳に註すべし、(上に引ける儀式帳の趣を、今取り摠べて思ふに、彼鴨下神社の鴨比賣命、川相社の細川水神とは、溝喰姫命に坐して、此神の御女にして、猶此外にも右に引ける中には、亦名と思しきも少からず、其心して見るべし)○闇山祇は、古事記に所殺迦具土神之云々、於陰所成神、名闇山津見神と、八柱の山津見神の中に出でたるを、第八一書には、各化(成五山祇)と有りて、三神の違ひ有りて此神名を漏らせり、故思ふに、此傳の方なむ宜しかるべき、其は右の古事記の傳を立て、云は、其手俣より漏れ出でし血の又傳ひて、火神の陰に灌ぎける時に成り坐せりと見ても有りぬ可きを、猶上に引ける小倉神社鎮座傳記に、此を闇靈神の亦名とし、皇太神宮儀式帳に大山罪乃御祖命、神名祕書に、大山津姫命と有るは此神なる可き事已に註せれば、是ぞ大山祇神と力を合せて、共に山神と奉稱られ給ふ闇靈神には

坐々ける、指間に闇とも云ふべき事、上に云へり、(此を山中伏火など云ふは、甚々僻々しき説なれば今辨ふる限りに非ず)○闇罔象、古事記には闇御津羽神と作り、此を右の鎮座傳記に、闇靈神の亦名と有るぞ諾なる事なりける、其は傳七に已に註せる如く、彌都波は水生の義なるは、罔象女神に同じきを闇は谷にて、闇靈神の所在なれば、二神の相共に御靈の幸ひ合給ひて御在せる名なる可し、其は貴布禰神社、丹生川上神社の祭神を、諸書に或は罔象女神と記し、或は闇靈命とも有るは、何れも僻事ならぬ由上に辨へたる如くなればなり、然れば古史徴には取られざりけれども、此も亦已む事なき神等になむ御在せりける、(又、此を水中伏火など云ふを、何を據として云へるにや、又云ふに足らざるむ)

然後伊弉諾尊追伊弉册尊。入於黃泉而及之共語時。伊弉册尊曰吾夫君尊何來之晚也。吾已淪泉之窺矣。雖然吾當寢息。請勿視之。伊弉諾尊不聽。陰取湯津爪櫛。牽折其雄柱以爲乘炬而見之者。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲櫛。此其緣也。時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意到於不須也凶目汗穢之國矣。乃急走迴歸。于時伊弉册尊恨曰。何不用要言。今吾耻辱。乃遣泉津醜女八人(云云)泉津日狹女(追留之。故伊弉諾尊拔劍背揮以逃矣。因投黑

鬘。此即化成蒲陶。醜女見而探瞰之瞰了則更追。伊弉諾尊又投湯津爪櫛此即化成筍。醜女亦以拔瞰之瞰了則更追。後則伊弉册尊亦自來追。是時伊弉諾尊已到泉津平坂。一云。伊弉諾尊乃向大樹放屍。此即化成巨川。泉津日狹女將渡其水之間。伊弉諾尊已到泉津平坂。

古へ幽顯未だ分れざりし以前は、顯國と黃泉國と相聯りて、境界を別に爲ざりし者なり、其始め鎮火祭詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏と有りし程には、未だ二神共に、御躬自生成し給へりし國中に、然る國の有りとは知看せ給はざりしなり、次に、吾乎見阿波多志給比津止申給氏、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏と有るは、男神の吾を見淡たし給ひつと恨み坐せる御心より、共に相住み給ふまじく所思し成りて、元の石隱れの所より猶ほ下へ々と、遠く根底の方へと入御在し坐ししを思ほし返して、其半途より引き返して、此顯國へ出で給へりしが、然るにても、其男神の御方へは返り坐し難くて、古事記に、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂と云へる其より出御在し坐して、水神土神等を生み成し坐せりし程、此顯國に坐ししが、其より後は、永ぶるに根國に入り坐ししにて、此に然後伊弉諾尊追伊弉册尊入於黃泉と有るは、此なり、此事傳七の卷又此卷の上に註せり、合せ考ふべし、(然れば、右の石隱給氏與美津枚坂爾至坐氏と有るは、文

の足らはぬ如くなれども、熟く見るに、下に吾名妹命所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣氏返坐氏と有るに返坐氏と有る故に右の與美津枚坂爾至坐氏は、返坐氏の意にて、甚く文を約めたる者なり、何にも有れ、其與美津枚坂と云ふは、顯國より其國に入る境なる事決し、其時、伊弉諾大神はしも、彼女神の火を生み給ひて、惱み御在し坐すことを見行し給ひし故に、下津國を所知むと申し給ひて入り坐し、かども、然る國の有らむとは所思し寄せ給はざるが上に、吾名妹命所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣氏、返坐氏更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氏と有る如く、男神の御許には非ざれども、顯國の内に返り坐して、御子など生み給ふ程の事なりしかば其御惱だに平愈らせ御在し坐したらむには、元の如く顯國に止まり住み給ふ事と思ほし閑めて、國土を經營らせ御在し坐し、なり、然れども女神の返り出で坐ししは、夜七夜、日七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氏隱坐事、奇止氏見所行須と有れば、火神を生み給ひて石隱坐しし即の事なるを、次に吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給と有るは、其時の御言にて、其より男神と共に相住ませ給ふまじく思ほし成りてより、下津國を所知むと申して入り坐せる道より引き返し給へるなれば、餘りに程無かりし事知るべし、又、此の第二書に、其且終之間、臥生土神埴山姫及水神罔象女、第三書に其且神退之時、則生水神罔象女及土神埴山姫など有るは、共に事略きたる傳ながら、其近き程知られたり、偕伊弉諾大神も、右の水神、匏、川菜、埴山姫、四種物を生み給ひて、顯國に御在し坐し、程に、其御病は治りけらし、然るは祝詞に、此能心惡子乃心荒比曾波、水神、匏、埴山姫、川菜、持氏鎮奉禮止事教悟給支と有りて灼然し、然るは、御躬自の御上の事をだに、得し

も鎮めさせ給はずして、此顯國にて火神の荒び坐さむを鎮めさせ給はむとは、負氣無くして得申させ給ふまじき事なるを思ふ可し、紀記は此祝詞の傳を擧げられざる故に委しからざるなり、斯れば、此黃泉段の中にも、此に吾當寢息、請勿視之云々、膿沸蟲流と見え、第九一書に、脹滿大高など有るは、祝詞に美保止被燒氏石隱坐と有る其時の御有狀なるを、黃泉國の事に混れ入りたりし者なり、然れば此には第十一書なるぞ、其事なくして甚佳かりける、甚しきに至りては、第九一書などに、到殯斂之處など云ひて崩り坐せる如く記し誤られたるは、全く外國の説に惑はれたる者なり、(凡て此神代の古説は、外國にも少しは訛れるながら遺る可けれども、此時の事などは、大八洲國耳有りて、外國は未だ水沫の凝り初めたる程なりしかば、無きも理なり、然るを何れの人も、神代の古傳の外國の事に比べ云ふこそ愚なりけれ、此にも中世の如何なりし痴人かも書き入れたりけむ、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歎など云へり、或所謂と有にて人の設けたる説にて、古傳ならざりける事灼し)其伊弉諾大神の此に在し、間の久しかりけむと所思る事は、上に遂拔所帶十握劍、斬阿遇突智云々と有れども、其心惡子乎生置氏來奴止宣氏、返坐氏更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給と有る、其埴山姫の事を、第二一書に、即阿遇突智娶埴山姫生稚產靈と有り、右の如く火神は更なり、土神も共に長り給ひて後に、夫婦と成らせ給ふべき事申すも更なれば火神の斬られ給ふと云ふも、遙に後の事なるを以て、如此云ふ耳ならず素戔嗚尊はしも、其出で坐し、程、出雲國にて御母神の御許にぞ御在りけむ、此下に吾欲從母於根國、只泣耳と有る御言を合せ思ふ可く、又其大神の熊野大社は、伊賦夜と共に意宇郡なるなどを思ふべき者なり、(上にも引ける出雲風土記に、神門郡古

志郷、伊弉那彌命之時、以日淵河築造池之爾時古志國人等到來而爲堤、即宿居之處、故云古志、と有るを考ふ可し、男神と並び御在し坐さむには、殊更に伊弉那彌命之時とは云ふべくも非ざる者をや、右筆の事共を以て、男神と共にこそは御在し坐さね、顯國に返り在し程の久しかりけむ事を知るべし、然るを、終に其出雲の伊賦夜坂なる謂ゆる泉津平坂より、女神の御心の如く、下津國に入御在し坐ししかば、得堪へさせ給はずして、火神をば斬り給へりしにて、此に伊弉諾尊追伊弉冊尊入於黃泉と有るは、遂に後なる事云ふも更なり、然るを紀記共に引き續け書かれたる故に、其辨別も何も立たず成りて、種々の紛れも出で来れりし者なり、此に依りて男神の御方には、愈然る國の有りと所思し成りて、追ひ往き坐す事には成れりけむかし、然れば此所を讀まむにも、能く其心して見るべき事なるを、誰しも等閑に思ひ過せるぞ甚々心憂き事なりける、今茲には古人の説を蔑如する耳ならず、正史の上をさへに若此迄も論つらは得有らぬ事にて、我さへ甚心憂くは有れども、今此傳を神と皇との御爲に如此しも仕奉る事は一事なりとも神代の事を明かに説成し奉らむとてなり、偕、古には黃泉國は更なり、海神宮迄も、顯身ながらに往來ふ事の出来りしを黃泉國の方は、次に不須也凶目汗穢之國と宣ふ程の事にて有りしかば、故以千人所引磐石塞其坂路と有る如くして、既く通ひを斷ち給ふ事と成りて、顯國との境は出来りし者なり、海宮の事も、其遊行章なる豐玉姫の御言に、如有不辱我者、則使海陸相通、永無隔絶、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃閉海途而徑去矣と有りて、第八一書に、此海陸不相通之縁也と見えたる如く、幽は愈々幽に顯は益々顯に、如此く隔放りし者なり、如此て人の生るゝは伊弉諾尊、死ぬるは伊弉冊尊の、事別けて所知看す事と成れりし故に、身死れば黃泉國に其

魂の一向に行く事と思ふ異説も出来りし故に、其事に惑はされて、此なる古傳の中にも、種々の疑はしき事も交れりし者なり、努々此を崩坐せるなどと思ふべからず、此亦彼の天地を預鑿造給ふ皇祖天神の然有らしめ給ふ所なり、甚切可畏○然後、伊弉諾尊追伊弉冊尊入於黃泉は、第十一書に、伊弉諾尊追至伊弉冊尊所_レ在處と有る是なり、右の所_レ在處は別なる處の如くなれども、其下に、伊弉諾尊の御言に、親見_レ泉國此既不祥と有れば、此なるに同じきを、初めに所_レ在處と有るは、右の泉津平坂より返らせ御在し坐して、御子等を生み給ひなどして、顯國に坐ししかば先づ其住み給へりし所在より、尋て終に右の出雲國伊賦夜坂より入御在し坐しとなり、(第九一書に、伊弉諾尊欲見其妹、乃到_レ殞斂之處、是時、伊弉冊尊猶如_レ生平出迎共語など、亡者の蘇生れる如く有るなどは、甚だしき僻傳なり彼と此を一にして、可惜正實を失ふべからず、舊事紀にも其傳を取り入れて、往_レ黃泉國則到_レ殞斂之處など云へるは殊に拙き者なり)○黃泉を本に豫母都久爾と訓める、古事記に、追_レ往黃泉國と有れば國字無きも實に然訓みつ可し、記傳六(三丁)に、「豫美能久爾とも、豫美都久爾とも訓むべけれども、豫母都志許賣書紀に泉津平坂、此云_レ余母都比羅佐可_レなど例多きに就て訓みつ」とあり、(豫美に黃泉字を書かれたるは、左傳に、服虔曰天玄地黃、泉在_レ地中、故曰黃泉と有るを被_レ取たるにて、西戎に人を葬る事を云ふが始めにて、後には人の死て往く先の事に轉ろはし云ふ事にて、此には合はざる字なれども古人も此傳には多く僻心得して取り用ひたる者なり、此事、師翁の靈眞柱に辨有り、實に千載の賜物なり、萬葉二に、十市皇女薨時、高市皇子尊御作歌三首の中に、黃泉の字を隠して、山振之、立儀足山、清水酌爾雖行、道之白鳴と詠ませ給へり、其頃の世中實に想像るに足れり)偕、與美と云ふ言義はし

も、伊美にて忌諱く意なり、鎮火祭詞に下津國と見え、御紀には根國と記され、古事記には根之堅洲國とも云ふ事、傳六の卷に已に註せるが如し、然るに、外に黄泉國とも云ふ名有るは、忌諱國と云ふ事なり、其は、女の陰處は本より富登とも、都毘とも名の有るを、唯に其名を云ふを忌憚りて、情處と云へる、情は名放と云ふ事にて、其名を放けて呼ぶに同じ例なる者なり、此類、猶外にも有るべし、然るは下に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也、凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢と見え、第十一書に親見泉國、此既不祥、故欲濯除其穢惡と有りて、古事記なるも右と同じ趣にて、其還り坐して其濁穢を滌去むと爲給へるは、深く忌避け給へるが故なり、又、此に今世人夜忌一片之火、又、夜忌擲櫛、此其緣也と有りて、此時に在りつる事には、後迄も忌避けて、爲まじく行ふまじき事共の多きは云ふも更なり、下に素戔鳴尊の吾欲從母於根國と申し給へば、伊弉諾尊惡之曰云々と答へさせ給へるなど、皆其國を忌み惡ませ給ふが故なり、忌を伊美と云ふを、淡路國などには由美と云へるも、月讀尊を月弓尊と申す例を引かば、更に強言には非ざる者をや、齊明天皇五年御紀に、狗嚙置死人手臂於言屋社と有る下に、天子崩兆と記されたる言屋は、例の泉津平坂なりし所なり、又、風土記に、出雲郡宇賀郷の下に、北海邊有磯云々、西方有痛戸云々、夢至此磯痛之邊者、必死、故俗人自古至今號云黄泉之坂、黄泉之穴也と有りて、此は夢にだに見るを忌むなり、又、竹取物語に、月を見るを忌む事と云ひて云々、此は月にも豫美と云ふ故に、其言を忌みたるなり、但月夜見尊の夜見と、此とは別なる事、已に傳六卷に云へり、神代卷口訣に、夜見土と有るを、記傳に「土字は非なれど、夜見は然も有りぬべし、下文に燭一火と有れば、暗き處と見ゆ」と有れども、然らず、又、月讀の讀に

も通ふ由に云はれたるも、共に非なり、故、其始めは其國を忌諱け給ひて、甚く貶しめたる御言なりしかども、後には遂に其國名と成れるが、伊弉册尊の往き坐し、事を僻心得して、死て往く人の居る國と思ひ取りて、記傳六(三丁)に引かれたる萬葉九(三十四丁)哀弟死去歌に、葦原乃、水穗之國爾、家無哉、又還不來、遠津國、黄泉乃界爾、蔓都多乃、各々向々、天雲乃、別石往者、闇夜成、思迷匍匐と有るは、上に黄泉と云ひて、其闇夜の如く成る處と云へるなり、又(三十六丁)見菟原處女墓歌に、雖生、應合有哉、完申呂、黄泉爾將待跡、隱沼乃、下延置氏、打嘆、妹之去者と、上に黄泉と云ひて、下に下延と云ふは鎮火祭詞に下津國とも云ふを思ひて詠めるにて、五(四十丁)戀男子名古日歌の中に、和可家禮婆、道行之良士、末比波世武、之多敵乃使、於比且登保良世と有る下方使などの例なり、欽明天皇五年御紀に、上達雲際、下及泉中と有る泉中を、志多都久爾と有るを思ひ合せて曉る可し、然れども、又、源氏夕霧卷に「黄泉路の急ぎ云々」、榮華物語音樂卷に「黄泉裏に爲侍らむ云々」と見え、又、今も蘇生を黄泉返、又黄泉路返と云ひ、又、黄泉路障なども、常に云ふ言なども有れども、人の魂の黄泉に行くとも、返るとも云ふは、皆誤なり、(又、平田翁の、人魂の墓所に留まる由に云はれたるも、一途の論なり、予、此事は殊に委しく考へ定めて、自も安心し、人にも示し論さむとて云ふ言の多在るを、中々に容易き事ならざれば、瑞珠盟約章に就て云ふべし)○及之を斯伎氏と訓めり、名義抄にも斯久と有り、古事記に、伊弉那岐命逃還之時、云々、伊弉那美命身自追來焉、云々、故號其伊弉那美命云々、亦云以其追斯伎斯而號道敷大神と有るにて明らかし、記傳六(三十四丁)に、仁德天皇大御歌に、夜麻斯呂邇、伊斯那登理夜麻、伊斯那々々々、阿賀波斯豆摩邇、伊斯伎阿波牟迦母と有る、此伊斯那

は、伊は發語にて及と仰する言なり、道を追及ぶを云ひて、俗に追付と云ふ意なり、其は後より續きて重なる意なれば、萬葉歌などに、重浪、又、浪の斯久々々など多く云へると同言なる可し、今も物の勝劣を云ふには、及ぶものなしとも、不^レ如^クとも云ふ言残り」と有るにて聞えたり、萬葉二(十五丁)に、遷居^{ウケレテ}而、戀管不有者、追及武と有る追及は、此に追^ミ伊弉册尊云々及之と有るに合へり、仁徳天皇四十年御紀に、追之所^{ウケレテ}逮即殺と有りて、その下に以急追^ミ及于伊勢蔣代野^ミ而殺^ス之と見えて、逮字をも訓めり、(萬葉一、藤原宮御井歌の短歌に、藤原之、大宮都加倍、安禮衝武、處女之友者、之吉名賀聞の之吉名も、天皇の大御前に至り及べるなり、また、二に、天皇之、敷座國等、三に、大皇之、敷座國爾など、御世所知看す事を斯久と云ふも、玉澤^{タマノ}の至り及ぶ由なり、皆同言と聞えたり、)○共語は、共爾語良比多麻布と訓み附くべし、古事記には、此に愛我那邇妹命、吾與^ミ汝所^ミ作之國、未^レ作竟、故可^レ還と有り、必ず此に在べき語なり、其は、第十一書なる伊弉册尊の御言に、吾與^ミ汝已生^ミ國矣、奈何更求^ミ生乎と申給へるは、其結の文なるを思ふ可し(然れば彼の一書に、悲^レ汝故來と有るその下に在るべき文なるを、此には何れにも漏らせるを、幸に、結文の遺り傳はり、古事記には其結は無けれども、此に右の文あり、相照らして辨ふ可し) 萬葉五(五丁)に、爾保鳥能、布多利那良毗爲、加多良比斯、許々呂云々、九(十八丁)に、相誑良比、言成之賀婆、十三(十五丁)に、愛妻跡、不語、別之來者など、迦多良布は共に語り合なり、○吾夫君尊、第七一書に、吾夫君、此云^ミ阿我儼^ミ勢と有り、記傳六(九丁)に、「我那勢命とは、男神の我那邇妹命と詔へるに對へて、女神の男神を申し給ふ稱なり、那勢は汝兄にて、凡ては夫婦兄弟の聞耳ならず、女を妹と云ふ如く、凡て男を尊み親しみて呼ぶ稱なり、書紀の吾夫

君は、此の一義に就て書ける者なり、袁祁命は御兄を指して汝兄と詔ひ又、御弟の須佐之男命をしも、我那勢命と天照大御神は詔へり、萬葉十六(二十九丁)に、名兄之君、十四(十九丁)に、奈勢能古なども詠めり、吾背、又、吾背子など云ふも同じ」と有り、又、六(四十一丁)に汝乎與吾乎、人曾離奈流と有るも、女の歌なれば汝夫と云へるなり此對に女をも子をも汝兄と云へるにや、六(二十三丁)に、名耳乎、名兒山跡負而と有るは、下に奈具佐末七國と云ふ序なども、汝兄と云ふ語の有るを以てなり、(又、允恭天皇二年御紀に、汝者也と有る下に、汝此云^ミ那毗苦也と見え、雄略天皇元年御紀に、娜毗騰耶幡磨耳と有る、娜毗騰は汝者、又汝人の義なる可し、汝の義は、傳四卷、汝身の下に云へり)○何來之晚は、何叙^ナ晚^ク來^シ坐^ス都流^トと讀めるに従ひて、本に那牟叙と有るを改めて、那叙と改め訓みつ、古事記に、此を悔哉不^レ速來^トと有るに同じく、速^ク來^サ坐^スを尤め申せる御言なり、(此御紀と古事記とは、右の如く言を反にして記されたるが、今何れを宜しとも云ふべからざれども、此は古事記の方勝れるにや)其は第十一書に悲^レ汝故來と有る其に告白させ給へるにて、顯國に還るべき道も有らば、共に返らなむを、今は得しも從ひ奉らせ給ふまじき御身と成らせ御在し坐す事を悔い給ふ御意顯はれたり、其は瀆泉之龜の事を申させ給はむとてなり、(然るを口訣に、何來之晚也、恨^ミ待^ミ久^ク時去^リ之詞と有るは非なり、已に吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏と有るが如く、素より彼國に留まり住み給はむ事、女神の御心なれば、何しに待たせ御在し坐さむ、此は其男神の追及て到らせるに就ての云々なり)○晚は右の及之の對なり、男神は追及て出坐し、御心なるは、女神は晚來坐ると宣へるにて、少か争がはせ給ふ味有り、萬葉六(二十七丁)に、出來月乃、遲將光十四(二十四丁)に、

於曾波夜母、奈乎許麻多賣など有り、言義大退なる可し、(曾久とは、退曾久、遠曾久などの曾にて、物の遠く放る、由なり、又、晩は後に言相近かり) ○來を伊傳坐都流と訓めるは下に來追と有るを、於比伊傳麻須と古く訓めるも此例なり、記傳六(五丁)に、此語、本は出づる意に云ひつるにも有るべけれど、必ず然らでも、唯行き賜ふにも來賜ふにも云へり、天智天皇御紀の童謡に、于知波志能、都梅能阿素弭爾、伊提麻世古云々、伊提麻志能、俱伊播云々、萬葉八(二十丁)に、闇夜有者、宇倍毛不來座、梅花、開月夜爾、伊而麻左自常屋、廿(十六丁)に母々余具佐、母々與伊且麻勢と所見たり、下にも云つべし、(行を伊傳坐と云ふは、此を出て彼に移らせ御在し坐すを云ひ、來を伊傳坐と云ふは、彼を出て此に入らせ給ふ義なれば、本は出づる意に云へるなりけり、坐は敬詞なる故に、萬葉に、行幸をも、幸をも、多く伊傳麻志と訓みたり) ○浪泉之竈は、第七一書に、此云響母都俳遇比と有り、古事記にも、吾者爲黃泉戸喫と有り、此は已に此國に住み着かせ給ふと云ふ御意味を申させ給へるなり、言義は纂疏に、猶云浪食黃泉竈中所炊者、言物之穢也と註させ給へるが如し、靈異記中(十三丁)僧智光と云ふ者の蘇生れる所に、閻羅王と云ふが僧に會ひ云ひけるは、召師因緣有葦原國、誹行基菩薩爲滅其罪、故請召耳、彼菩薩化葦原國、已將生此宮、今垂來時、故待候也、慎黃竈火物莫食、今者忽還與使俱向東還來、即見之項、准還九日、蘇と有るは、此故事を取りて妄言せるか、又は行基も健かなる妖物にて、黃泉神に交これる者なれば、實に然る相を現して、已れを信ぜられむ巧を爲したるか知るべからずと雖も、右の黃竈大物は響母都俳遇比能於母能と訓むべくして、全く此事なり、延喜式に、御膳を於母能と訓みたり、故思ふに、此に浪泉之竈と有るは、其國の穢食を爲給へる事は論無し、其俳遇比を

爲給ふと云ふは、已に其國に住み着かせ給ふと云ふ意を以て、申させ給へるなりけり、右の閻羅王と云ふも、此に謂ゆる黃泉神に當れるが慎黃竈火物莫食と云ふは、其國の食を喰ひては、佗に物爲る事を得ざるなりと見えたり、(右の俳遇比の俳字を、記傳に「此俳を火の意に見て、古來比と訓めるは誤なり、此字は皮皆反にて、波伊の音なり、波伊の音の字を、比の假字に用ひたる例なし、珮环背沛などの字、皆閉の假字なるを以ても知るべし、哀愛を延に、閉暗を祁に、賣味妹を米に用ひたる同格なり、其上、竈字を書き、此記にも戸と有れば、閉と讀むべき事疑なし、纂疏印本に、俳を非と作るは誤寫なり」と有るが如し) 俳は、古事記に、奥津比賣命、亦名大戸比賣命、此者諸人拜竈神者也と有る戸なり、記傳六(七丁)に「閉とは竈の事なり、戸字を書くは、竈を本にて、民戸をも然云ふ故なり、漢國にて民家を戸と云ふ故に、此方にて民家を閉と云ふに、此字を用ふるなり、偕、竈を以て民家と呼ぶ事、今世の言にも幾竈と云ひ、又、竈の絶ゆるなども云ふあり、又、民戸、民烟と云ふも此意なり」と有るが如し、此にて戸の意を盡したり、偕、閉は邊にて、人家には必ず無くて叶はざる物にして、殊に親しく邊に附きて在る謂なる可し、然るを閉都比と云ふは、其比も邊の心なれども、上なる閉は已に物名と定りたれば、竈津邊の義なるなり、(色葉字類抄に、竈を閉都比と有り、但、比を伊に誤れり、神樂歌に、止與戸川比美、阿曾比寸良志と見え、木工權頭爲忠家百首に、「檜柏其八葉手を備へつゝ、宿の閉都比に手向つる哉、又、塵添環囊抄、竈神事條に閉都比を祭ると云ふは、竈神か云々、此朝にて竈飯する事は、少縁には無けれども、其神をば祭る閉都比祭と云ふにやと有り) 又、記傳に、「黃泉戸喫とは黃泉國の竈にて煮炊きたる物を食ふを云へり、是なむ火を忌清むる事の本なりける、(中略) 偕、今此に如此申

し給ふは、族離れ難き御心は坐々して、又此世に還り坐さま欲しくは所思し看す物から、此黄泉戸喫の穢に依りて、還り坐す事能はざる由なり、此御言を能く味ひて、甚切可畏、火の穢を等閑に勿思成しそ」と有るは實に然る言になむ有りける、故此にも第十一書にも、勿_レ看_レ吾_レ矣と有るは、其黄泉之竈に依りて、嬉哉とも、妍哉とも有る可美少女に坐し_レも、醜めく變らせ御在し坐し_レ故に、御面を合せ御在し坐さずして、幽闇_ク所より申させ給ひしなり、然れども古事記に、與_レ黄泉神_ニ相論と有るは、其穢を元の處へ却し給ふ道を論ひ計らせ給はむとてなり、此に吾當_ニ寢息_トと有るは、暫時にても息はせ給へらむには、其食氣の薄く成る事も有りなむかとしてなり、(中古の御定にも、臨時祭式に、凡觸_レ穢惡事_ニ應_レ忌者、人死限_ニ卅日_ニ産_ニ七日_ニ六畜死_ニ五日_ニ産_ニ三日_ニ其喫_ニ安_ニ三日_ニと有る如きも、日數の立つに隨ひて、其穢惡の漸くに薄らぐ故なり、此を火を忌清むる事の本なりと云はれたるなむ、甚々卓_ク見_レなりける)然るは、高天原にては、殊に此煮炊きの事を嚴重に忌清めさせ給ふ常なり、天孫降臨章第二_ニ一書_ニに、天照太神勅曰_ク以_レ吾高天原所御齋庭之穗、亦當_ニ御於_ニ吾兒_トと有るを以て知られたり、其すらに寶鏡開始章第二_ニ一書_ニに、及_レ至_ニ日神當_ニ新嘗_ト之時、素戔鳴尊則於_ニ新宮御席之下、陰自送_ニ糞_ト、日神不_レ知、徑坐_ニ席上_ト、由是日神舉體不_レ平と有りて、此は竈火の穢にも非ず、元より日神も知看さざりし事には有れど、其齋庭を穢し奉れる處にて、大御饌を所聞食し故に大御體の不_レ平み坐せるなり、況て其穢れたる火と所知看つ_レ、伊弉册尊の戸喫し給へらむには、然こそは御身の甚く不平み御在しけめ、此より二神の御上に、甚禍々しき事の多在りけるを以て、火穢の忌むべく慎しむべき事を知るべし、(記傳に、甚切可畏、萬の禍は火の穢る_レから起るぞかし、火穢る_レ時は禍津日神、處を得て荒振る故に、萬の禍起るなり、

神道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、能く此を思ふ可き事ぞ、斯れば民を撫で世を治めむには、先づ天下の火を忌み清めて、神の御心を取り奉るべき者なり」と宣へるぞ、甚く愛たき説なりける)然るは其生み坐せる火神はしも神武天皇御紀顯齋の所に、嚴香來雷と見え、後の御紀共にも、忌火武主比命とも、申し奉る事、傳七の卷に云へる如く清き火の神にて渡らせ給へども、伊弉册尊の御陰を焦れ御在し坐して、甚く悶熱懊惱み給ひし故に、心惡子と宣へるさへ有るに、其石隠れ坐し_レ時の狀を男神に見淡められ奉り給ひし故に、上津國に住み給ひ難く所思し成りて、下津國に入らせ御在し坐しかども、彼國は大祓詞にも所見たる如く、大地の穢の流離はれ行く國にし有りければ、實に醜國の汗穢き國なるを、本より汗穢き其國の食物を、其穢れたる火以て煮炊きたる戸喫し給へるに依りて、其穢の除こらぬ限りは、此顯國に還らせ御在し坐す事の成らざりしなり、然るは御母神の彼國に出で坐ししに依りて、御父神に斬られ給へれば、火神の御怒も本より在るべければ、其黄泉の火は押消され奉るべき事なればぞかし、上に所見たる如く、其神の斬られ給へる御骸に成り坐せる神も、御血に成り坐せる神も、皆天上の神と成り給ひ、又、其血に染みて、草木沙石共に自ら火を含むと有りて、高天原と上津國には其御靈の彌綸として御在れど、御母神の坐々す下津國には從ひ行かせ御在し坐すまじき事を曉る可し、(漢籍尙書にも、水曰_ニ潤下_ト、火曰_ニ炎上_トと有りて水の下に就き、火の上には自然の事なりと雖も、又其事の起りは、御母神の心惡子を嫌ひ給ひ、又火神も其國を惡み給ふ故に、御靈の下方には幸ひ給はざるなり、又、今も清火を以て穢物を煮炊き穢す時は、忽ちに火神の御罰を得て、災害忽ち_ニ到る_レを、其に反_{シテ}夜行の時など、妖々しき鬼などの災を爲る時に、燧を以て火を鑽り出だせれば、頓に妖氣の

恐れ避くるは、其妖物はしも、道饗祭詞に、根國底國與里龜備疎備來物と云へる其なるが故に、火神の御稜威を甚く恐みて、何れの隈にか潜み隠るゝなり、此等を以て、火を用ふる事の嚴かに在るべき事を知るべくなむ有りける。○雖^レ然、吾當^ニ寢息^一は、古事記には、此を然愛我那勢命、入來坐之事恐故欲^レ還、且具與^ニ黃泉神^一相論と有り、此に子細有るべきなり、其は鎮火祭詞にも見えたる如く、下津國を知看む事は元よりの御心なるに、黃泉神も其御治を仰ぎ奉る心有るが故、相議りて聞食させ奉りもし、聞食しも爲つる事故に、其夫君尊の御言は、畏み申し給へれども、御一己の御計らひにも及ばせ給ふまじきを以て、黃泉神に論つらひ勝ち、還り坐さむとは所思し成りぬるなり、然れば此に、吾當^ニ寢息^一と有るは、其滄泉之竈は此時始めての事なるを以て、御心にも快く非ざりけむ故に、又御惱の事もや有りつらむ、其だに治まらば、還り坐さむと思はして、御寢坐せるなり、第十一書に、族也勿^レ見吾と、此にても族也と宣へるを以て、其時の御心を知るべし、(凡て大凡の世の有状を見るに、人の不^レ淨ぬ事に遇へる時など、甚く神の御罰にも有れ、災害にも有れ、受けて身を損ふ物なるが、其も常と成りては何事も無きが如くなる者なり、伊弉册尊も、此時始めての事なりし故に、御惱とも成りけめども、後には其國の常なるから、然る事も無かる可きなり、其は皇國にては、神代より火を忌む事を、殊に深く物爲る事にて、其穢れに觸る時は、物を製るにも成らざる事眼前の事なる故に、萬に慎しむ事なり、然るに四夷八蠻の國共は然らず、古より今に至る迄、一人として穢を避け、火を忌むなど云ふ事は、知りも爲さず、行ひも爲ざる事なれども、成る物は成るを思へば皇國の如きは無用なる事の如し然れども、若し皇國より彼土に渡る人有りて、物を製るに彼土の掟の如く物爲たらむには、一度は出來損ふべし、然

れども、彼醜國に久しく住みて、其穢れに慣たらむには、出來まじき事も出来るに至る可きが如く、此滄泉之竈も今始めての事なりし故に顯國の如く御身を損ひたりけむかし)然れば記傳六(九丁細書)に「書紀に、吾已滄泉之竈矣。雖^レ然、吾當^ニ寢息^一矣と有るは、竈矣の下に文の脱ちたるなり、試に此記に准らへて補は、雖^レ然、吾夫君尊追來甚可^レ畏、故將^レ還焉などの文有るべし、偕、雖^レ然、吾當^ニ寢息^一は、此記の與^ニ黃泉神^一相論と有るに當れり、今、本の任にては語意續かず、如何とも説くべき由なし」と云はれたるも、然る事には有れども、上の如く説きたらむには、聞の可く所思のるはや、(雖^レ然、吾當^ニ寢息^一は、其内に穢の避くる事もやとの御所爲なる事、云ふも更なれば、其心して見る時は、其條理明らかなる可くこそ、下に引く記傳追繼考と見合はせて考へ合はす可し、夜須牟の言義は、下の卷不^レ得^ニ留休^一の下に云ふべし)○請^ニ勿視之^一は、第九一書に、請^ニ勿視吾^一、第十一書に、勿^レ看吾と有るを合はせて、此には吾字の無きをも合はせて、吾乎勿視給比曾登請志給比伎と訓むべし、鎮火祭詞に夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹之命止申給比支と有るぞ、此の證には良はしかりける、(古事記にも、莫^レ視我、如^レ此白面云々と有り、偕、(此の請字は右の如^レ此白面の白面と同じ事なるを、本に許布と有るが、漢文訓にて陋しけなり)偕て、勿視給比曾などの如く、言の上にある勿は、未だ然らざる事を其以前より禁遏むるなり、右の鎮火祭詞なる、又、古事記沼河比賣の歌に、伊能知波、那志勢多麻比曾など有る如く、下に曾と云ふ辭を加へて受くる定格にて、謂ゆる勿の意の奈なり、然れども現在には、鎮火祭詞に、吾乎見給布奈止申乎と、奈を下に加ふる例にて、今も聞く奈、行く奈など云ふ是なり、(右の未然なるに、下に曾と云ふは其の意にて、殊に其事を慥かに云ふ意なり、又、萬葉二、勿散禰

と有る如く、曾の下に禰の助辭を置くも常なり、又、其曾をも曾禰をも省きても云へり、但、其は歌詞などの時こそは有りけれ、文章の上にては、句調に然迄拘はる可き事ならねば、正しく定格を守りて有るべし。○不聽は、海宮遊行章第三一書にも、火々出見尊不聽猶以櫛燃火視之と有り、此二共に、本に伎々給波受と訓みたれども、仁徳天皇二十二年御紀に、不聽を宇那豆流佐受とも、伎許志米佐受とも有る、其次の方を取て訓むべし、此に伊弉諾尊の御心に諾ひ給はざる所有り、其心して考ふべきなり、(聽字は史學指南に、禮記曰、聖人南面而聽云々と有りて、字書に古者治官所謂之聽事、毛氏曰、聽事言受事訟と有り)第十一書に、伊弉諾尊不從、猶看之と有るを合はせ考ふ可し、古事記には、如此白而還入其殿内之間、甚久難待と有るなど考へ合はするに、伊弉冊尊より、其時に當らば申させ給はむと云ひ置きて、其殿内に還り入らせ給ひしが、一向に何とも聞えざりし故に、難待に思し看して、終に其御言には從ひ給はざりし物から、元より怪しく御心裡に所思し、故に、終に如此は成れりし者なる可し、(海宮遊行章第三一書に、妾今夜當産請勿臨之、彥火々出見尊不聽、云々、其同じ事、第七一書には、皇孫不從と有り、此と共に不聽と不從とを相照らし書かれたる、其意味をも考ふ可し、○陰は、海宮遊行章に、天孫猶不能忍、竊往視之、其第七一書に、天孫心怪其言、竊視之と有るを以て、其狀を思ふ可し、陰字を比會迦爾と訓める事、綏靖天皇御紀より始めて多ければ今擧げず、言義比會は日退なるには非じか、名義抄に、祕を比會迦爾とも、迦久流とも訓める、其は日隱なる可く所思るに就て今云ふなり、(其は天放る歸と云ふも、天放在日無と云ふ事にて、日光に遠き意を以て云ふに思ひ合はす可し、此は日に依と云ふにては無けれども、陰を加宜と云ふも、日消と聞ゆるなどに依

りて云ふなり)○此地胎に孕まれたる黄泉國にも、晝夜を成す事有るなる可し、其は此時の事は姑く置きて古事記大穴牟遲神段に、可參向須佐之男命之所坐根之堅洲國云々、爾其大神出見而云々、即喚入而令寢其蛇室云々、亦來日夜者入吳公與蜂室と見え、海宮遊行章にも、留住海宮已經三年、第七一書に、你等幾日之内將作以奉致、時諸鰐魚各隨其長短定其日數と有り、又古事記にも、豐玉比賣命白其父言、三年雖住恒無數、今夜爲一大一數、若有何由、故其父大神聞其聲夫曰、今日聞其女之語、云三年雖坐恒無數、今夜爲一大數、若有何由哉と見えたり、此も亦日月の照らさる所なるに、晝夜と云ふ事の有れば、黄泉國にも何ぞか晝夜と云ふ事の無からざらむ、(高天原の如きは、常在に晝耳なる可きに、然らずと見えて、此の第十一一書に乃與月夜見尊一日一夜隔離而住と有る、此には論の有る事なれども、天にも日夜の更る差別の有るを以てなり、實鏡開始章に、六合之内常闇而不晝晝夜之相代と有る、此は日月の運行する此國土の事に就て云へる文なれば、此は天上の晝夜の例には立て難し)斯れば古事記に、且具與黄泉神相論と有るも、其夜の狀なり、第九一書に于時間也と有るも此時已に晩れぬる狀なり、又、次に夜忌擲櫛と有るなど慥かなる事なり、此を以て何時も常夜には非ざる事、殊更に于時と有るを以て知るべし、記傳六(九丁)に、且字を麻豆と訓まれたるを、改めて其追繼考に、此且字、稻葉通邦云且字を誤れるなり、阿志多爾と訓むべし、今夜は已に黄泉戸喫して穢れつれば、顯國には還り難し、夜を過ぐして、明日黄泉神と論ひて還る可しと申し給へるなり、然るを、伊弉那岐命夜の間を待ちかねて伺ひ給へるなり、諸穢は月日を経れば薄らぎ清まる物なれば、此も一夜過ぎぬれば、黄泉戸喫の穢まる理ぞ有りけむと云へり、且字の誤と云へる、甚だ宜し、阿志

多爾とも、都登米氏とも訓むべし、書紀に雖^レ然、吾當^ニ寢息^一と有るも、此考に依りて相照らして見れば、一夜を経て明旦を待つ理にて克く合へり、白檮原宮段に云々、故^ニ且^一見^ニ己倉^一、此も明朝の事を且^ニと云へり」と有るぞ尤なる説なりける（古史徴第十八段に、「此且^ニ且^一字の事を論らひて、眞福寺元本に具字無く、且^ニ字ばかりなるが善しく思えたり、故此に依りて志婆良久と訓みつ、其は下文に甚久と有るに懸け合へる言なればなり」と有れども、強ちに眞福寺本が元本にて善しとも云ふべからず、其も一本此も一本なれば、猶、追繼考に予は依らむとす）○古事記に此所を爾自^レ殿騰^レ戸出向と有るを、記傳に登能度と訓まれたる、甚雅なりと雖も、其は讀法の委しからざるなり、其は上に欲^レ相^ニ見^一其妹伊邪那美命^ニ追^ニ往^ニ黄泉國^一と有る追往を此にも入^ニ於^ニ黄泉^一及^ニ之^一と有るが如く、女神の入り坐せる即追ひ及きて、已に彼國には殿さへ在りて住み着かせ給ふ事を知らせたる文なり、然れば殿と云ふ事重くして、戸は出迎へ奉らせ給ふ形狀に就て云ふなれば、事は甚輕きを、戸字に深く目を着けられたるから、然る訓も出來りし者なり、自^レ殿騰^レ戸とは、其妹神の入り來らせ給ふ事故に、殊に恭敬を盡し奉ふ御心より、戸外に出迎へ奉らせ給ふなり、其下に還^ニ入^ニ其殿内^一之間甚久と有るを合はせ考ふ可し、（同じ殿戸にても、高津宮段に、參^ニ伏前殿戸^一者違出^ニ後戸^一參^ニ伏後殿戸^一者違出^ニ前戸^一と有るなどは違ひて、此は未だ此時女神の背かせ給ふ御心坐々々々れば、出迎へさせ給へる所なる故に、戸の用重からざるなり、古史成文には、騰^レ戸を阿宜度と訓まれたれども、其將聞き苦し）騰^レ戸と云ふに就て思ふに、黄泉國はしも、顯國の如く平坦なる地は、彼平坂などを除きては、甚希少なる事と所見たり、其は其國中に僅に平坂と云ふ名の有るを以て知らるめり、然れば其國の家造はしも、穴居など云ふ狀に粗々似寄て、大凡は土中へ造り込みたる

なる可し、所以に扉などを横に開闔は爲すして、蒔格子などの如く、縦に擧げ下し爲る事と所思えたり、故此も其殿戸を擧げさせ給へるなり、蒔格子などに上下と云ふは、源氏末摘花卷に、「辛うじて明けぬる氣色なれば、格子手自擧げ給ひて、前の前裁の雪を見給ふ」と有るを、祕抄に、「上下續きたる格子なる可し、紫宸殿などの如くなり、内の方へ擧ぐるなり」と有る是なり、榮花歌合卷に、「内の御前、上の御局の蒔擧げて御覽す」と見え、侍中群要、下^ニ格子^一云々、上時自^ニ御手水間方^一、下時自^ニ南方^一先取渡なども有り、此等の例に依らば戸に騰ると云ふ事も何どかは無からざらむ（和名抄に、^{アゲカスガヒ}擧^ニ鏡阿介賀須賀比^一と見え、愚昧記、仁安二年九月十六日條に、經^ニ東庇^一之時自^ニ格子邊^一見^ニ鉤金^一、其内可^レ行也と有る、鉤金は格子を擧ぐる料にして、右の擧鏡に當る可く思ゆ）○取^ニ湯津爪櫛^一は、古事記には此を刺^ニ左之御美豆良^一と有りて委しきを、此には略かれたるなり、湯津は御紀の五百箇を、彼記に湯津と有るが如し、下の卷にも註せるが如く、寶劍出現章に故素戔鳴尊立化^ニ奇稻田姫^一爲^ニ湯津爪櫛^一挿^ニ於^ニ御髻^一と見え、美作風土記にも、日本武尊落^ニ櫛於池^一給、因^ニ號^ニ勝間田池^一と有るなど上古は男も櫛を挿しけるなりけり、若て湯津は五百箇なるが、櫛の五百箇なるには非ず其爪に五百箇とは云へるなりけり、此は櫛齒の密比て透間無き程なる事にて、海宮遊行章第一一書に、老翁即取^ニ囊中支櫛^一投^ニ地^一、則化^ニ成^ニ五百箇竹林^一と有るを照し應せて、湯津は五百箇にて、櫛齒なる事を曉る可し、私記に、師說湯者是潔齋之義也、今云^ニ由紀^一者是湯之義也、云^ニ主基^一者是其次也、然則湯者是伊波比支與麻波留之辭也津是語助也爪櫛者其形如^ニ爪也^一と有る爪櫛の説は然る事なれども、湯津の説は非なり、（口訣に、湯津、木名、赤棠也と云ひ、和名抄に、柞、和名山之、漢語抄云、波々曾、木名、堪^レ作^レ梳也と見え、通證に右の二書

を擧げて、今按、由之亦云由須、今云伊須、蓋取湯津之義、名之延喜内藏寮式、御梳皆用由志木と有るが如く、湯津と由之と相近き語なれども、一として然る證も見當らねば、今從はず。纂疏にも、爪櫛形似爪甲也と云ふ御説も有り、奥儀抄に、爪櫛は其形爪の如くなる故なり」と有て、諸説各合れども、又按ふに、古き櫛の圖を見るに、中凸にして鈕の如き所有り、其に依れる名にや、其は雄柱を古く保登理婆とも云ふ訓有るに依りて、口訣に端牙也と云ふ説も有るに就て考ふるに、其左右の端の雄柱は、端柱なり、また小柱なり、此に對へてその中の鈕に、大柱とも中柱とも云ふ稱は無けれども、其に當る所にて、人の目にも疾く懸かる所なれば、其を以て爪櫛とは云ふならむ、物の端を爪と云ふ事多在り、人の手足なるを云ふも其端方に在るを以て云ふにて、物の至り留まる限りを云ふなり、(今俗にも、橋爪と云ひ、突留ると云ひ物にも爪折傘など云ふも、其末を折るにて爪の如くには非ざるを思ふ可し、然れば此も、爪を以て名と爲と云ふ事の、決に非ざるとも云ひ難かる可し、但谷重遠説に、爪櫛挿髻者、古之婚禮、婿爲新婦、上髪挿櫛、主定之義也と云ひ、又谷川士清も蓋童女垂髪、許嫁而結髪挿櫛也と云ひ、又縁爪櫛名而寓爲妻之義、云々疑櫛本是妻櫛之謂、右者男女嫁娶而後俱挿櫛、亦未可識也と云へるも、一理有る事なり、下の卷に云へり)櫛は來爲なり、寶劍出現章第二一書に、眞髮觸奇稻田媛と有る發語は、字の如く眞髮に觸る由にて、其髮を解き分けて、結も束ねも爲とて、梳るに觸れて來るを以て成れる名なり、久斯の名義は、第六一書、幸魂奇魂の下に傳するを以て知るべし、(凡て久斯とは向ふより來りて此方にて用を成す物を云ひて、奇異などの久斯も此に同じ、傳六靈異の下にも云へり)○雄柱は、古事記に柱男と有り、記傳六(十二丁)に「紀記共に袁婆斯羅と訓むべし、新撰字鏡に、

幢柄、橋梁之左右柱、乎止古柱と有り、平家物語長門本八、宇治合戰條に、人々皆落ちけれども、省は宇治橋の男柱を小櫛に取りて、命を惜まず戦ひけり」と見ゆ、太神宮年中行事に、東西柱西砌云々、此は御殿の高欄の男柱にて、字鏡に云へると同じ、是に准ふれば、櫛も左右の大なる齒を男柱とぞ云ひけむ、偕、此を取り缺きて火燭し給ひしを思へば、上代の櫛齒は良長かりけむ事知らる」と有るにて聞え、但、雄柱は小柱の義なれば、字鏡に乎止古と有るは、中古より雄男字を書くに就きて出來りし言なる可し、偕、口訣に、雄柱端牙也と有るを、又、記傳に、邊齒の意にて、中古の稱なる可し」と云はれき、海宮遊行章第八一書に、中床内床に對へて、邊床と云ふ事見えたり、(然れども、古言ならむも又知る可からず、齒は櫛の中間に在る物なれば、其邊僻なる意なる可し、神武天皇御紀に、中洲と云ひ、又、六合之中心など云へるに對へて、西偏の偏字を保登理と訓めるをも按へ合はす可し)○牽折は、比伎迦伎氏と訓めり、古事記には、此を取闕と有て同じ事なり、雄柱を横に一片に折り缺くを云ふなり、(俗にも比伎迦久と云ふなり、折字、名義抄に久陀久とも、和流とも、袁流とも、倍具とも、和加都とも、多都とも伎流とも、佐久とも、猶種々に訓める字なれば、迦久とは本より訓みて妨げ無き字なり)○乘炬は、私記に、猶云手火、是一介之火、故云手火、古事記云一火也と見え、口訣にも亦手火也と有り、其れ然る可し、萬葉(二十四丁)に、手火之光曾、幾許照而有と有る此にて、中古に續松と云ふ物はなり、續松は手火松と云ふ事にて、松の肥えたる所を折りて、火を燭すを云ふなり、和名抄に、炬火(俗云太天阿加之)束薪灼之と見え、名義抄に、炬を多知阿迦斯と有るも其にて、手火は立ちながら明りを見する者なれば、次なる一片之火の所考へ合はす可し、又、同抄に、松明者今之續松乎と有り、通

證に、魏志折松爲燭、千金翼曰、松明、是肥松木節也、乘炬見崔湜野燎賦（と有り）○膿沸蟲流は、第九一書に、
服滿太高上有八色雷公（と見え、又、古事記にも、宇士多加禮斗呂々岐且云々、并八雷神成居と有る、其雷の侍居た
る事は然る言なれども、此時御病坐せる狀に云へるは、何れも傳の誤にて、此は鎮火祭詞に、火結神生給氏美保止被
燒氏石隱坐氏夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比會、吾奈妹乃命止申給比支此七日爾波不足氏隱坐事奇止氏見所行須時、
火乎生給氏御保止乎所燒坐支と有りて、此第四一書に伊弉册尊悶熱懊惱と見えたる、此度の事なり、然れども、其御
病の治り坐せる事は、其詞に、更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氏、此能心惡子乃心荒比會波、水
神、匏、埴山姫、川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支と有る、此時に御躬自の御腦も治り又、人の苦瀬をも救ふ可き由、
右の如く水神土神等に事教悟し給ふ計りなる事にし有れば、何でかは此時に至る迄に、然る御病は坐さむ物かは、此
事下の卷に云へるを見るべし、楮御紀、古事記の中へ、右の文の如何してか混れ入りしと云ふに、火神を生み坐せる、
即引續きて黃泉國に入らせ御在し坐し、狀に記されて、此より以前に石隱れ給へりし程の事を漏されたるが故なる事、
上に已に云へるが如し、（此は予が此段を見る第一の心掙と爲る事にて、故大人等の説に違ひて、説き得たる妙處有る
所なり、疎忽に思ふ可からず）膿沸は膿流に、蟲流は蟲沸に作るべし、沸と流と、互みに相誤れる也、楮、此は記傳
にも云れたる如く、古事記に斗呂岐氏と有るに當れり、膿の沸きたるは、世に霧積を斗呂々など云に等しく、物の淫
けたると同じ狀なればなり、和名抄に、膿（和名字無、又云宇美之留）瘡汁也、説文云、膿腫血也と有り、名義抄
の訓も右に同じ、宇無は熱なり、宇美之留は熱汁の意なり、血の熱に依りて熱み淫けたるを云ふなり、但し此の膿を

宇那と訓めるは誤なり、膿は今も流るゝと云ひ、蟲は古より沸くところ云へ、膿の沸くなどは似着かはしからざる、
とと思ひしが、私記にも、宇奈和岐且牟志太加流と見え、金澤本の訓も然なれば、本の任に此を宇美和岐氏と訓みつ、
（但し、字は其任にして、後人の定めを誤つ者なり、記傳に云はく、「斗呂々岐且は、俗に斗呂祁氏と云ふに同じ、盪
淫、鑠などの字を、斗良加須と云ふも、斗呂祁佐須と云ふ言なり霧積汁を斗呂々と云ふも、斗呂祁たる意なり、此一句、
書紀に膿沸とあり、其を宇那と訓めるナは、古の片假字に、みを刀に作り、其刀を誤りてナと書けるならむ、然れば
宇美なるべし」と云はれたるは、實に然る言になむ有ける）蟲流は蟲沸の誤なる可き事、右に云へるが如し、古事記
には、此を宇士多加禮とある、宇士は名義抄に、蛆字を牟志とも、宇士とも、和陀加麻流とも、母許與比とも訓めれ
ば、屈みては蟠かまり、伸びては透蛇（モコウ）ふ蟲と通えたり、今顯微鏡と云ふ物を以て膿汁を見るに、膿はしも、幾許の蟲
共の屯がれるが、活きて動めくなりと云へり、其寔に其如くならむには、宇士多加禮、斗呂々岐且と有るも、能く通
ゆるなり、蛆の集りたるが膿にて、其形狀の淫けたりしなり、沸は蟲の生て出来るを和久と云ふ故に、書れたる物か
ら、古く此の蟲流るを、古事記に依りて宇士多加留と訓めれば、沸字を其心して書かれたりけむか、那賀流と、多加
留と、言の近く似たるから、終に流字には誤りけめども、其字更に由なし、多加留は群集の字の意なり、記傳六（十
三丁）に、「凡て鳥蟲などの物に多く集るを多加留と云ひ、又、人多加理とも人にも云へり、又、宇士が多加流とも常
に云へり」と有るが如し、（記傳に、宇士は蛆字を訓み來れり、本草に、蛆、蠅之子也、凡物散臭則生之とあり、和名
抄に、蛆、和名波閉乃古、蠅子也、説文云、蠅乳肉中也と有りて、宇士てふ訓はなし、蛆と蛆と通へり、字鏡には、

「蜡を宇自とあり、蜡を宇士なる由は如何知らず、今も腐れ爛れたる物に生る小蟲を宇士とぞ云ふ」とあり、然れども、胆を波閏乃古と云ふは、已に一種の物名となれるなれば、宇士は未だ形の究まらざる時の名なるにや、名義抄にも、胆に波閏乃古と有りて、宇士と云ふ訓なし、蜡は同抄に、河中と有りて、登母牟志と訓みたれば別なるなり、又俗に、嚼嚙を宇士都久と訓めるも同言なるべし。○一片之火は、古事記に一火とあり、偕、火を一つ燭す事は、古とも今とても、止事を得ざることなり、故情々思ふに、古事記に湯津々間櫛之男柱一箇取闕と有るは、一方を取り闕きたるにて、片端をば残せるなり、然れば、此は秉炬の事に耳忌むにて、此に一片之火とある其正字にて、一火は木を數多合せずして、唯一瓣たる木を其任に燃して、物を見る事を忌むなりけり、(白井宗因が續松必割其口燃之、爲故實と云へるは彼が作り出だせる故實ならめども、其理無きにもあらず、但し其口を割るは、一片ならざる狀に製り拵ふるにこそ有りけれ、其實は幾片も結びもし、束ねもして燃すが、止む事を得ずば、其口を割りたる耳にても有りぬべし、記傳に「今も石見國などにては、神に供ふる燈を、一つ燃す事を忌みて、必ず二口に燃し、又、櫛を投ぐる事を忌むなり」と、彼國人云へりき」と有るは、燈火は上古にはなき事なれども、一片なるを忌むから、然る事にも移りし者なるべし、但し忌二片之火を、神に耳用ひたるは如何)右の一片之火を、一火登母須と訓み來れり、後世照射と云ひて、夏夜狩人の鹿などを捕るに、秉炬を以て照らす時は、其火に近づき來るを待ちて射取る、此には秉炬が第一の器なる故に、照射と書きて登母斯と訓み又、其を火串とも云ひて、常に歌などにも詠む物なるが、軍防令に火盡一炬と有る、義解に炬束薪也と有りて、上なる秉炬の傳に引ける和名抄なる炬火に同じ、又、烽燧の所に、火

概俗云保久之と有れば、秉炬を又唯に登母斯と耳も云ふ事なれば、心得置くべし(但し同抄に、燈燭、和名度毛師比、蘭香所燃之火也と有る、此は油火なれば、神代の事の證には成るべからず、然れば、秉炬とも、續松とも炬火とも、照射とも火概とも云へる、皆一物たり)○夜忌擲櫛は、此文、次に又投湯津爪櫛云々了則更追とある文の下に在るべきなり、此には牽き折て其櫛をば燃し給へれ、擲け給へる所に非ざればなり、纂疏にも、私記に問、取闕男柱一箇爲一火、故忌擲一火也、何故更忌擲櫛哉、答、此蓋取闕之後、即投棄其櫛、歟云々と有るを取り給ひて、擲櫛投棄着餘櫛之故也と註されたれども、其殘餘を投げ給へるや否知るべからざれば、從ひ奉り難し、(然れば、此は文の錯亂あるに、其心の著かせ御在し坐ざりし御辭説と申さむも、強説には非ざるべし、奥儀抄に、日本紀も云々、爪櫛には悪しき物の怖るゝ事にて侍るにこそ、同紀にも、醜女に逐はれて、懷より爪櫛を取り出て、打蒔く、其時醜女追ひさして還りぬとあり、醜女は鬼なり、今存る御紀の文とは異なり)偕、擲櫛を忌む事はしも、此の事に依りて二大神の族離れ給ふ始と成れれば、其相類たる事を忌み避くる習俗と成れるなり、又、湯津爪櫛の爪と、夫妻の妻と、語の同じきを以て妻を擲ぐると云ふ言忌も有るに依りてなり、夜は黄泉國は常夜なる國故に、其故を以て殊に夜を忌むに非ず、此時、彼國の夜なりし事、上に云へるが如し、(其は古事記に且具與黃泉神相論、莫視我とある、其且に至るを得待たせ御在し坐せずして、夜なれば一片之火を燃して見行坐し事申すも更なり、漢籍管子弟子職に、右手執燭、左手正櫛曰とある註に、古者束薪蒸爲燭云々、櫛謂燭燼と云へり、彼にも櫛を燭し燼す事は有りけるなるべし)海宮遊行章第三一書に、以櫛燃火視之と有りて、彦火々出見尊と、豐玉姬命と、御夫婦の御間疎

く成りて、八重の隈路を隔て給へるを以て思ふに、此には略かれたれども、豊玉姫命の形狀に驚かせ給ひて、御櫛などを授けさせ給ひけむも、又知るべからざるなり。御夫婦の御間にては無けれども、齋王群行に別れの櫛と云ふ事有り、江次第に天皇召額櫛管、次藏人頭執件管付内侍、内侍取管開蓋、置御座左方席上（蓋置北、身置南）内侍奉仰進齋王許、申可近參給由、親王近候御前、（御乳母奉抱、女房捧几帳祇候）天皇以櫛刺加其額、勅京乃方仁趣支給不奈、次内侍以櫛管給親王乳母、（件櫛今度刺之、至勢多頓宮納管云々）と見えたり、此を中古の物に別れの櫛と云り、源氏禰（十丁）に、「御門御心動きて、別れの御櫛奉り給ふ云々と有る、註に天皇大極殿の高御座の東の御座にて、管に入れたる櫛を取らせまたひて、齋王の額に刺して京の方へ赴き給ふなど仰事有り」と註せり、奥儀抄五（五十丁）にも、「齋宮群行の時、帝、齋宮の御額に櫛を刺して宣はく、都の方に長く返り給ふな」と云々と有り、此は燃すにも非ず投ぐるにも非ざれども、齋内親王奉入時詞に、皇御孫之尊乎天地日月止共爾、常磐堅磐爾平氣久安久御座坐志米武止、御杖代止進給布とある御旨を以て進らせらるゝ事なるが故に、京都には還らせ御在し坐さざら令給はむとて、此事は有るにて、應神天皇十二年御紀に、天皇遣專使、以徵髮長媛云々、爰皇子大鷦鷯尊、及見髮長媛、感其形之美麗、常有戀情、於是、天皇知大鷦鷯尊感髮長媛、而欲配云々、時擣大鷦鷯尊、以指髮長媛と有る、指字を佐志久志多麻布と訓めるは、刺櫛賜と云ふ事なるにて、其皇の幸させ給ふべきを、幸せずて大鷦鷯尊に賜ひて、此方に御心を留めさせ御在し坐さざる謂なりけり、此の擣櫛も、右の刺櫛とは其凶事と吉事と、事こそは異なりけれ、其趣に至りては一揆なり、（然れば此別れの櫛の始めも斯る事に依りてこそは出来初まりけり）

めとて今茲に引き出づるなり、又、玉勝間忘草卷、古事記傳六卷に入るべき事と云ふ條に、東鏡を引かれたる其文に建長二年六月二十四日、今日居住佐介之者、俄企自害、聞者競集、圍繞此家觀其死骸、有此人之智、日來令同宅處、其智自地下向田舍訖、窺其隙、有通艷言於息女事、息女殊周章敢不能許容、而令投櫛之時、取者骨肉皆變佗人之由稱之、彼父潛到于女子居所、自屏風之上投入櫛、彼息女不意而取之、仍父已准他人欲遂志、于時不圖而聲自田舍歸着、入來其砌之間、忽以下不堪悲、及自害云々と有る如く、古にも世には僻者の有りて、然る擣櫛を擬びたる僻事をも爲ししからに世の諺にも云ひ禁めたるなめり、楮此忌と云ふは古に祥はしからざる例なるが故に、共に相類たる事を忌み避くるなるが、寶鏡開始章第三、一書などには自爾以來、世諱着篋以入佗人屋內、又諱負束草以入佗人家內、有犯此者、必債解除、此大古之遺法也と有りて、其には其犯せる物を律す令有る事なるが、其よりは此なるは猶更に忌はしき事なるに、其律を記されざるは然る事のなきか、又は其事の傳はらぬにかと遺憾しく思へりしを、熱く思ふに此も亦祓を科するなりけり、其は此事其事と様々の事有りて後に、伊弉諾尊の被除し給へるを以て知るべし、然らば此に有犯此者云々と云ふ文有るべきを、なきは如何と云ふに、彼なるは誰も常に心に忽かせに思ふ事故に、自ら心著かざるも多きが故に、其は人より解除を債るを、此なるは甚じき禍事なるを以て、佗より負せ被るを待つべきに非ず、自ら臨みて解除を物爲る事なるが故に、然る律とては記されざりし者なるぞかし、慎しむべし、（又此なる被除は、伊弉諾尊の御躬自其罪穢を所知食て、御心より行はさせ給ひ、下なるは素戔鳴尊の勝佐備に依りて行ひ給ふ事を、御自は罪とも何とも思はざりし故に、衆神の解除を

負はせたるをも思ひ合はずべし。○此其縁也の縁字を、舊事紀には言本也と作り、其縁りて起れる事の善かざるに就て、後世に其を忌み避けて爲まじき事と、慎しみ犯さざる故事の本なりと云ふ言なり、谷川士清が説に、我邦勸懲皆仍舊貫、是故記禁忌者多矣、實皇嗣無窮之盛風也と云へるは、甚愛しき語なり、(縁也の字は、通證に見えたる、曹公與孫權書曰、此事之縁也と云へる其ぞ出所には有るべきなる)○大驚之曰は、伊多久驚加志氏曰給波久と訓むべし、記傳七(二丁)に大歡喜の大は伊多久と訓むべし、例へば萬葉(三十六丁)に、庭立水、大莫逝、十一(六丁)に、伊田何極大甚とありと云はれつるに依れり、驚は、第九一書にも、驚而走還とあり、例へば古事記に、其所寢大神聞驚而云々、又竊伺其方產者、化八尋和邇而匍匐委蛇、故見驚畏而遁退など有るが如く、見る物聞く事に就て、心の騒ぎ立つなり、故又、畏る義をも包ねたり、(名義抄に、驚に於會流と云ふ訓あるをも、合はせ考ふべし、驚の例猶有るべし)古事記には、此を伊邪那岐命見畏而逃還と有るは、此の第九一書に、上有八色雷公とある、其者の侍坐したるを見、驚き恐み坐ししなり、然るを此の膿沸蟲流をも、彼宇士多加禮斗呂々岐耳をも、此度の事と爲るからに、伊弉册尊の御體の類れたるを見畏せ給ふ由の文の續なれども、其は甚味氣なき事になむ有りける、彼謂はゆる八雷公は、此に泉津醜女八人とある其物にて、黄泉神と云へる是なり、此者伊弉册尊の上に侍坐しける事は、已くも吾波下津國乎所知牟止申氏隱給氏とある其時より、伊弉册尊を泉黄津大神と崇め敬ひ奉りて、其御趣に従ひ奉らむと爲し故に、御許離れず傳き奉りけむを、和名抄にも、其醜女を鬼魅部に載せられたる許の者なりければ、寔に否醜め醜めく汚穢き形なりけむ故に、驚き畏こませ給へりし者なり、然るを、古事記の八雷神を成居と記され、上有八

雷公の上を、上下の如く讀み來れるから、事實の誤も出來たりし者なり、(上にも云へる如く、伊弉册尊一度火神に焦れさせ給へるとて、何時迄か御病坐さむ、能々事實を正し辨ふべき者なり)○不意は、景行天皇四十年御紀に、不意之間候亡我子、雄略天皇二年御紀に、因其不意而打殺之、皇極天皇御紀に、出其不意以劍云々と有るなど、何れも由久理毛那久と訓めるを、源氏若紫(三十一丁)に、「由久理無く物深き御座所になむと聞ゆ、夕顔(十二丁)に、「伊邪用布月に由久理なく浮岩れむ事を、」など有るに依りて、由久理那久と訓むべし其は彼國の汚穢き事は本より所知看つゝも、伊弉册尊を慕はせ給ふ任に、追ひて行き行きて、思ひ寄らざる國に往來坐せりと云ふ意なり、(今本に於母波受と訓める意は然る事なれども、猶古訓の方や勝りなむ、源氏少女卷に、「我心に任せたらむ世にて、由久理加爾成らむも云々、」胡蝶卷に、「我御心ながらも、由久理加に淡つけき事と思し知らる云々など有る由久理加は此の反なり、思ひ寄らざると、思ひ構へたる如くなりとの違ひ有るなり、文選註に不意不圖也と云へり、○不須也凶目汚穢は、第七一書に、此云伊儼之居梅枳多儼枳」と註されたり、古事記には伊那志許米志許米岐穢國と有るを合はせて思ふに、此には志許米岐に當る字無ければ、此の二の枳の内一は行にて、伊儼之居梅枳多難枳なるべし(記傳六に、「此は此記と照らして思ふに、今一ツ之居梅の三字有りしが脱ちたるなり、其故は目字を梅枳と枳を添へて云ふべき理なきをや、此は後の生賢しき人の、同言の重りたるを不意く衍文と心得て、三字削りしか云々、又枳字一衍文かとも思はるれど、猶此記と引合せて汚穢二字を之居梅枳多儼枳と訓みつべし」と云はれつれども、名義抄に汚を祁賀流とも、祁賀須とも訓みたるを以て見るに、汚をも、汚穢の二字をも、共に同じく枳多儼枳とは云ふべ

し、之居梅積とは訓むべからず。○不須也は、天孫降臨第一書にも不須也、頗傾凶目杵之國歟とあり、御紀にも、此外にも、不又辭字を用ひられ、又、萬葉には、不欲、又不許、又、縦、又、否字などを用ひたり、猶下に註せるを見合はすべきなり、記傳六(三十九丁)に、辭否など、同言にて、此は惡み厭ふ御言なり、書紀に不須也と也の字を被添たる、信に其意有り、姑く語を切りて心得べし」と有るは、信に然る言なり、萬葉二(二十一丁)に、宇真人佐備而、不言常將言可聞、三(十二丁)に、不聽雖謂、話禮々々常、詔許會、四(四十三丁)に、不欲常云者、將強哉吾背、又(五十五丁)神左夫跡、不欲者不有、六(十七丁)に、不欲見野と有るは稻見野なり、又、二十(五十九丁)に、美牟等伊波婆、伊奈等伊波米也などの用ひ様を以て知るべし、否と諾と正しく對へ云へるは、十四(二十一丁)に、伊奈乎加母、安禮也思加毛布は、否諾哉にて、十六(九丁)に、否藻諸藻隨欲可赦、又(十丁)否藻諸藻、友之波々我裳將依と有るに同じ(但し此は否諾と正しく云へるを、伊奈乎と云へるは應聲の唯を字々とも、遠々とも云へるに同じ、又六卷長歌に、伊奈美孀、辛荷之嶋之と續けたるは、辭み妻離ると云ふ意なり、又此の須は字書に用也と有るをも考へ合はずべし、古今集東歌に、最上川上れば、下る稻舟の否には非ず、此月計り、拾遺雜下に、否折らじ露に袂の濡れたるは、物思ひけりと人もこそ見れ、拾遺第七物名に、住吉の岡の松笠指つれば、雨は降とも否、籩は莫し、重之集に、信濃なる伊那には非ず、甲斐が嶺に積れる雪の解む程まで、などあり。○凶目を之居梅と註せる、凶は之居にて、目は憂目苦目などの目にて、梅積と用ひける活語なるとは別なり、憂目苦目などは、憂き事苦しき事の目に見えて去り敢へぬ由なり(天孫降臨章第一書に、不須也頗傾凶目杵之國と有るは、古事記に此を志許米、志許米岐

と有ると同じきが故に、目杵の活語を添へて書かれたるにて、凶なる貌を云ふなり、混ふる事無かれ、記傳に「志許米の米は、憂き事辛き事に遇へるを、憂目を見る、辛目を見ると云ふ目にて、俗に云々の目に逢ふと云ふ是なり」とあり)之居は繁強なり、古事記、白檮原宮段大御歌に、志祁去岐袁爾と有るを、傳に「醜きなり」と註れたれ共、古事記に、黃泉國の事を穢繁國と有る、志伎も繁強の切れるにて、此の轉なる事下に云へるが如し、次なる醜女の下に引ける和名抄に、許々賣と有るも強々女なる可きに思ひ合すべし、其強は古語拾遺に、於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也とある、於須志にも強字を書くと同じ意にて、之居は其強き事の甚切なるなり、今も俗に物の恐怖しき狀を強きと云ふ此に同じ、神名にも葦原醜男神と申せる、此も寶劍出現章第六一書に夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順と有るが如き神威の坐々すにて、此亦其意なり、其より轉りて、物を惡み罵る意に用ひたり、此なる泉津醜女などは是なり、之居には醜字充當れり、神武天皇御紀に、大醜此云、軼奈彌備句とある意をも合はせ按ふべし、(名義抄にも、醜を美備句志と訓めり、又阿志とも訓めるは、惡しと云ふなるべし、但し釋名に醜臭也、如臭穢也と有れども、其も唯醜の中の一義なる也)孝德天皇五年御紀に、蘇我臣日向譜倉山田大臣於皇太子と見え、續紀第二十八詔に、兄豐成朝臣乎詐天譏治奏賜流爾依天と有るを、詔詞解に「志許遲と訓むべし、字鏡に譏諷也、志已豆、又譏與已須と見え、書紀にも與已須と訓めり、此は治字有れば然は訓み難し」と有り、又名義抄に、右の二字共に志許遲と訓めるが如し、又、第十七詔に、謀逆の事を如是醜事者聞延自汝多知乃不能爾依且志如在良志と見えたり、又、記傳六(三十九丁)に、萬葉二(十五丁)に、鬼乃益卜雄、

四(五十丁)に、鬼乃志許草、十三(十四丁)に、鬼之四忌手、十七(四十五丁)に之許都於吉奈など云へる、皆其物を惡み罵りて、志許とは云ふなり、此も黄泉國のきたなきありさまを見たまひつるを、醜目と詔ふなり、目は見給ふに依れる事ぞ」と所見たり、(鬼を之居と訓めるは、醜の偏を省けるなるべし、古書には多く有る例なり、字鏡集に、經を志許多布、誣を志許流など訓める志許も、皆右の例なり、源氏若紫卷に、志々許良かしつる時は、轉侍るを」と有るは、爲醜らかすにて、此も上の例なるなり)又、之居を轉るばして之積とも云ふなり、古事記に志許米岐磯國と上に置きて、下には其を倒反して穢繁國と有るを、記傳六(五十八丁)に、繁は斯伎の借字にて、醜の意なり、萬葉十三(十四丁)に、小屋之四忌屋爾、搔所棄、破薦乎敷而、搔所居、鬼之四忌手乎、指易而と詠める、鬼之四忌手は、鬼乃志許草と同じ重言なれば、四忌も醜なり、又、十六(二十三丁)に、世間之、繁借廬爾住々而と有るは、醜の借字に繁と作る正しき例なり(撮要)と有るを見て知るべし、○汚穢は伎與伎の反對なり、續紀第四十四詔に、心中惡久垢久濁天在人波云々、已何心乎明爾清久貞爾云々と序に云ひて、下に清麻呂等云々、名波穢麻呂止給比云々と有るを以て知るべし常には汚をも、穢をも、積多儼積と訓むを如此く二字を合せたるをも、下には所汚をも然訓めり、瑞珠盟約章には、黑心とも、濁心とも、惡心とも書きて、清心、又、赤心に對はせたり、右の多く積多儼積は伎與伎の反なり、萬葉十(十丁)に、夕月の事を不穢照良武、と不穢を伎與久に用ひたるを見て知るべし、言義は、積は氣にて、多儼積は足無なり、拙を都多那斯など云ふ類なりと知るべし、(此反にて、清は氣具にて、元は天地の大氣は、何處迄も澄みて明らかなる者なるが、其の足れると、足り満たざるとに起る言なるが、其に辭の多儼積の詞の添ひて、

語を成せる者なり、又、都多那斯の都は津液の事なり、上に劔刀垂血の下に云へり、抑、黄泉國はしも、大地の胎内に在りて、天日の光も見ず、照月の影も指さぬ國にし有りければ、天地の正しき氣の悉に通はざる、根底の片隅國なるが故に其土質に塗れて、神と云へば泉津醜女の如き禍神有り、食と云へば滄泉之竈の如き清からぬ物耳なれば此等を以て、其餘事の實に否凶目醜めく穢濁たる事を知るべし、釋紀、不須也凶目汚穢之國の下に、私記曰、問、是何國哉、答、是則黄泉之國也、以其在地下、可甚汚穢、故得此名也と有るを見るべし、又私記に、今如此等上下文次者凡行泉國者、必是自行、不如今世死者身留而魂行者也、然則始自何世、如今死乎と有るを以て、伊弉册尊の、崩坐て、御魂の行坐るに非ざる事明らけし、故其伊弉册尊の、黄泉津大神と坐して、押鎮め御在し坐さざらましかば、其禍災の延きて上津國にも及びてましを、然るにても此時未だ清黒の詳らかならざりし事ながら、天津神量は妙に奇しく、云はまくも甚も可畏き御事なりきかし、○到矣は、古事記に、到云々國而在祇理と有るに依りて訓むべし、記傳六(四十一丁)に、「在祇理は其事を數息く意ある辭なり」と云はれつるは、萬葉十二(十四丁)に、如是耳、在家流君乎、三(四十二丁)に、山守之、有家留不知爾などある類を以て云はれたるなり、(少し御後悔の御心有るべし、本に此を伎爾祇理登能多麻比と訓めれども、此は強く御心を入れさせ給へる辭ならでは當らず)○急は登美爾と訓むべし、急速の心なり、古くは此を須美夜加爾と訓めり、直ちにの心なり、通證に急進好也と云へる成程、萬葉六(三十六丁)に、急令變賜根と有るなど其意なり、名義抄に、急字を須美夜加奈理とも、多知麻知ともある、其急字は急速とも續くる字なり、合はせて其義を知るべし、(速字は、同抄に、須美夜加爾とも、登斯とも、波夜斯とも

も、種々に訓めり。○走廻ニツカヘリテ歸ニケルは、第九一書に走還、海宮遊行章第四一書に、走登ニツク高山ニツクなどある、共に走を爾宜ニツクと訓めり、古事記の此に、伊邪那岐命見畏而逃還之と有るに依れるなるべし、此下にも拔ニツク劔背揮以逃矣とあり、雄略天皇五年御紀大御歌に、斯々能、宇拖ニツク枳ニツク舸ニツク斯ニツク固ニツク游、倭我尼得能哀利志ニツク又、古事記にも夜美斯志能、宇多岐加斯古美、和賀爾宜、能煩理斯と有るは、病猪の嘔ウケキを畏みて、榛枝に逃げ上り坐せるなり、如此く物の劇しく畏き時に、其處を抜け出づる由なり、次、逃突の所見合はすべし、(爾宜と奴祁と言相近きをも思ふべし、走は常は波斯留と云ふ字なるが故に、逃走と重ねて書くも常なり、次なる背揮以逃の下見るべし) ○何不用ニツク要言ニツクは、先に請ニツク勿ニツク視ニツク之と口堅め給へりしを云なり、海宮遊行章第八一書に、大恨之曰、不用ニツク吾言、令ニツク我屈辱ニツクとある語勢に似たる所なり、要を知岐流と訓む、其言義は、傳五に云へり、(要字は論語に久要不忘平生之言と有るを用ひられたるなり、用を母智布と訓むべきか、母智字と訓むべきか、猶得定めざれば、右に云る海宮遊行章に至りて説くべし) ○吾恥辱は、古事記に、言ニツク令ニツク見ニツク恥ニツク吾ニツクと有るに其訓を同じく爲べし、第十一書に、伊邪册尊恥恨之曰、汝已見ニツク我情ニツクと所見たる、即ち是なり、海宮遊行章に、天孫猶不能忍、竊往覘ニツク之云々、甚慚之曰如有ニツク不ニツク辱ニツク我云々今既辱ニツク之ニツク其第三一書にも、遂以ニツク見ニツク辱ニツク爲ニツク恨ニツクなどあり、記傳六(十八丁)に、恥を與ふるを、恥見すと云ふは古語なり、此を鎮火祭詞には、吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎見阿波多志給比津止申給氏とあり」と有りて、引かれたる崇神天皇十年御紀に、大物主神の御妻倭迹々姫命に見顯はされ給へる所に、大神有ニツク恥ニツク忽化ニツク人形ニツク謂ニツク其妻ニツク曰ニツク、汝不ニツク忍ニツク令ニツク羞ニツク吾ニツク、吾還令ニツク羞ニツク汝ニツクとあり、履仲天皇五年御紀に、車持君筑紫に行きて、充ニツク神者ニツクを奪ニツクひ取ニツクれる事を、於ニツク筑紫ニツク所ニツク居ニツク三神見ニツク于宮中ニツク言

何奪ニツク我民ニツク矣、吾今ニツク慚ニツク汝ニツク、於是ニツク禮而不ニツク祠ニツクと有りて、波遲とは、其皮膚を見透かさるゝ如き事を、心に恨みて云ふ言なり、猶下に今一の考有て云を見べし、(然れば、波陀と云ふも同語なるべし、本我膚を人に見らるゝを恥づるに起れる言にも有りけむ、彼第十一書に、汝已見ニツク我情ニツク、我復見ニツク汝情ニツクと有るをも合せ考ふべし) ○泉津醜女八人一云泉津日狭女は第九一書に有ニツク八色雷公ニツク、又、古事記に八雷神成居と云へる是にて、其書に與ニツク黄泉神ニツク相論とある、謂ニツクのる黄泉神即ち其なるなり、(其事次に云ふべし、泉津日狭女の次見るべし、この黄泉神を、師は國常立尊、豐斟野尊の御事と定められたりと雖も、其は此大人生涯の僻説の極みなる者なり、如何なる説の有るかは知らざれども、予が思ふ所とは表裡なる者なり) 醜女の女は、日狭女の女、共に字の如し、通證に度會延經曰、三代實錄、出雲國陽坐志去日女命、疑陽上脫ニツク筑字ニツク、即神名式所謂意宇郡筑陽神社而、列ニツク之ニツク揖夜神社後、則志去日女謂ニツク醜女ニツク也明矣と有るは、然る説なり、伊邪册尊を、黄泉津大神と傳き仕へ奉る黄泉神なれば、女なるべき事云ふも更なり、此は其靈を後に祭りニツク和められたる社なるにや、下に云ふべし、(神名式に、同社坐波夜都武自別神社と云ふも並びたり、此事に就て考有り、下なる天探女の下に云ふべし、風土記には、調屋社同社と耳記せるを、或書に、筑陽郷伊東村に在りと云へり、又、右の揖夜神社も、同郷餘戸里に在りと云へれば其間遠くも非ざるなり) 和名抄鬼魅部に、醜女、日本紀云(和名志古女)或説云黄泉之鬼也、世人爲ニツク惡ニツク小兒ニツク、稱ニツク許々女ニツク者、此語之訛と有は、私記の説なる可し、志古は繁強ニツクにて大く醜ニツクき由なれば、許々女は強々女なるべき事、上に註せるを見合はすべし、又、字鏡集には、魔字を許々女とも、於邇とも訓めり、名義抄にも、右の二訓有りて、外に多麻志比とも有るは、彼等は隱形にして妖を爲す故なるべくや、

偕、欽明天皇五年御紀に、肅慎人の、佐渡島に來れるを、彼島之人言、非人也、亦言、魅、不敢近之、東禹武邑人、探拾稚子、爲欲熟喫、著灰裏、炮其皮甲、化成二人、飛騰二人、一尺餘計、經時相闘云々、有人占云、是邑人、必爲魅鬼所迷惑、不久如言被其抄掠とある、魅鬼を於邇とも、志許賣とも訓める、實に鬼魅の女たる事を知るべし、(通證に、經緯曰、瘡鬼、魃鬼、楞嚴經曰、貪色爲罪、是人罪事、遇風成形、名曰爲魅鬼と云へり、和名抄に、瘡鬼和名衣也美乃加美、或於爾とあり、此瘡鬼に就て説有り、岐神の傳に云ふべし) 此説成りて思ふに、齊明天皇五年御紀に、是歲命出雲國造、造嚴神之宮云々、狗嚙置死人手臂於言屋社と有りて、其下に天子崩兆と見えたる、其七年五月乙未朔癸卯、天皇遷居于朝倉橋廣庭宮、是時斯除朝倉社木而作此宮之故、神忿壞殿、亦見中、由是大倉人及諸近侍病死者衆と有りて、未だ此事なき以前に已に天子崩兆と云ふ事の、彼揖夜神社に見えたるを以て思ふに、七月甲午朔、天皇崩于朝倉宮、八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上有鬼、著大笠臨視喪儀、衆皆嗟恠と有る、鬼は決く右の魅鬼の類にぞ有るべきを、唯に於邇とも常には大凡に云ふ事なる故に、鬼字は書されたるになむ有りける、(朝倉社と申すは神名式に、筑前國上座郡麻豆良布神社と有る是也、或説に、且は久の誤、布は衍にて、麻久良神社なりも云へるは、尤なる説なり、和名抄に、上座上都安佐久良とあり、土佐風土記に依るに、朝倉社は天津羽々神に坐せりと雖も、神の御怒などに依りて、罰めさめ給ふなどには、彼黃泉神などに仰せたまふ事と見えたり、大可畏々々々) 鬼を、和名抄に、或説云隱字(音於爾訛也)鬼物隱而不欲顯形、故俗呼曰隱也と云ひ、又、人神曰鬼とある下に、和名於邇、或記云於邇者隱音之訛也、鬼物隱而不欲顯形、故以

稱也と有りて、中古に渡り來れる隱字の音を訛れる者と思へる、此の或説は、古人と雖も拙き見解と云ふ者なり、奥儀抄五(五十一丁)に、「醜女は鬼なり」と見え、又、十訓抄四(五丁)に、「鬼醜女をも物ならず思へる武士は、恐ろしき者ぞ云々」と有るにも、鬼と醜女とを並べ、擧げたり、偕、其鬼と云ふは道饗祭詞に、根國底國與里鹿備疎備來物爾、相率相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理とある如く、其を防ぎ遏むる神の御守と云ふ者有るが故に、散け疎り居て、其間隙を伺ひ居る者なり、是を以て祈年祭詞には、疎夫留物と記されたり、此を以て考へ見よ、於邇は豈隱字音ならむや、我が古語なるべき事、云ふも更なり、言義は臆去と説きて允當るべし、彼祝詞に合せ見てむには、思ひ半に過ぎなむ者ぞ、(又、天孫降臨章に見えて、天稚彦を交こらせたる天探女を、和名抄に、醜女と並べて、鬼魅部に收められたるは、信に必受る所有る説なり、予、又此に發明の説已に有りて、遷却崇神詞に註せりき) ○八人は、夜都比登と訓めり、其説下に云へり、第九一書に、伊弉册尊、脹滿太高、上有八色雷公、伊弉諾尊驚而走還、是時雷等皆起追來、時道邊有大桃樹云々、探其實以擲雷者、雷等皆退走矣、此用桃避鬼縁也と有るに合はせ見れば、此八雷公と云へる、其泉津醜女八人と有るに當れるが、下には鬼と云へるを以て、醜女と、雷と、鬼と同物なる事を明らむべし、古史徴にも此文を引きて、「八色雷と云ふは、即ち八人の醜女の事になも有りける」と云はれたるは、實に然る説なりかし、(古事記にも、井八雷神成居と有りて、其にも、第九一書なるにも其名を悉くに擧げたるは僻傳なる由、已に古史徴にも云はれたるを、予も又信じて説き辨ふべき説あり、其に云はむ) 右の醜女を、鬼と云ふは然る事なるを、其を雷としも云へるは、第七一書に見えたる雷神の、謂ゆる霹靂神の如きには非ず、古事記御事任

段に、惡神之音如狹蠅、皆滿、萬物之妖悉發と見え、天孫降臨章第六一書に、磐根木株草葉猶能言語、夜者若標火而而喧響之とある如く、邪神の妖を爲すには、喧響るかす者なるを以て云ふなり、舒明天皇九年御紀に、大星從東流西、便有音似雷云々、非流星是天狗也、其吠聲似雷耳と有るを以て知るべし、(右の八雷公を、眞の雷神と心得たらむには、雲雨は黄泉國より起る者と云はむか、返す返すも、然は言はれぬ事なるを思ふべくなむ)○泉津日狹は借にて、彼の於邇は藤去の例にて、借み隠るふ者なる由なり、土佐日記に、「聞く人の思へるやう、何ぞ直言など比會米に云ふべし」と有る、比會米を一本に美會加とあり、字鏡に姦、僞也、盜也、私也、比會加爾と有るをも考へ合す可し、祈年御門神詞に、疎夫留物能自下往者下乎守、自上往者上乎守とある如く、鬼物は卑しき神なりと雖も、地中に入入り、虚空より飛び行くなど、又心に任する者なるが故に、其守り給ふ神等の、若し守り在さぬ間隙も有らばと伺ひ居て、常は借み隠るゝ由の名なり、然れば日狹女と云ひて彼荒備疎備と同じ意なる事、右に鬼の事を云へるに合はせ考ふべし、(或者の日狹女蟬目なりと云へるは如何、通證に與醜女義通、李白詩、醜女來效蟬とあれども、當れりとも聞えず、醜女は形の強々しきに就て云へるなれば、日狹女と云ふとは別なり、偕、鬼と日狹女とは通ふべし)○黄泉神は、右の泉津醜女なり、と云ふは如何と云ふに、其は異なる神には非ざりけり、古事記に、於是欲相見其妹伊邪那命、追往黄泉國云々、伊邪那岐命語詔之云々、爾伊邪那美命答白悔哉不速來、吾者爲黄泉戸喫、然愛我那命入來坐之事恐、故欲還且具與黄泉神相論云々、八雷神成居、於是伊邪那岐命見畏而逃還之時云々、遣豫母都志許賣令追と有る文の續きを熟見るに、先に與黄泉神相論と有るを耳見る時は、其國に元より然る神有る

が上に、八雷神成居と云へば、其八雷は後に成れる者の如くなれども、然らず、其同じ物の醜女を此一書には其成れる事を云はず、第九一書にも有八色雷公と云へれば、元より黄泉神なる事決し、然らば八雷神成居と有るは誤かと云ふに、然るに非ず、成は借字にて鳴居なり、同記白檮原宮段に、生尾土雲八十建在其室待伊那流とある、伊那流を記傳に宇那流なりと云はれたるが如く、呻吟して侍居しを云ふなり、尙下に委しく云ふべき者なり、(彼記には、成と鳴とを互に借字に作られたり、鹽許々袁々呂々邇畫鳴と有るは、畫成と書くべき所なるに、態と鳴字を借用ひて、訓鳴云々那志と有りて、此とは其反なり、但し此の成字も、古傳は今云ふ如くならめども、記者は成と實に心得たりけむも知るべからざれども、文の脉に依りて、如此顯れたるか)次に遣豫母都志許賣と有りて、其出自を云はざるも其八雷神なる故なるが上に、黄泉神と云ひて下に應へたる文としては、右の二より外に在る事なきを、次に、於其八雷神副千五百之黄泉軍と有る、此にて彼國にては八雷神より上に立つ者とはなき事明らけし、然れば、其黄泉神と云ふ者即ち其なり、又其結末に至りて、故號其伊邪那美神謂黄泉津大神と有れば、彼國にて無上至尊き神と坐すは、其大神を除きては非ざる事なれば、黄泉神と云へるは、其大神を君主として仕へ奉る賤しき神なる事著明ければ、其大神に使令れて、伊邪諾大神に追迫り奉れる、此の泉津醜女なる事決き者なり、(平田翁の古史傳は、未だ世に出でざれば知らずと雖も古史微附録なる神代系圖に、國之底立神、豐斟淳神を記して、上件三柱之神者豫美都國之神也と書かれたるは、其じき僻説として、予が神に質して信はざる所なり、黄泉神は然る尊き神にて有るべき山なく伊邪册尊の往坐ししより、漸に成り始まれる事を忘るべからず)○遣は、麻陀志氏とも、都迦波志氏とも訓める、

後の方に従ふべし、記傳の説同じ、言は使走ツカハスの意なり、(麻陀須は奉出ツカハスの意にて、尊む所へ物を獻る時に云語にて、此には叶はざる事、記傳にも云はれたる如し)○追留之は、追留米麻都理伎と訓むべし、此は其八雷公などの呻吟して侍居りけるなど、氣疎き消息を見奉られ給へるに依りて、返し奉り難しと、其國に引留め奉る御心に成り給へりしなり、(第九一書に「雷等起追來、又、古事記に、遣云々令追と有ると、此とは、少か異なるべし、此は留と云ふ字に深く力有るを、今の二は追ひ奉る方を主と云へるなり)海宮遊行章第八一書に、豐玉姬大恨之曰、不用吾言、令我屈辱、故自今以往、妾奴婢至君處者、勿復放還、君奴婢至妾處、亦勿復放還云々、此海陸不相通之緣也と有るが如く、其國の眞の狀を被見る事を甚く恥ぢて、容易く其人を復し難き事と見えたり、(口訣に、追留、來襲也と云へれども、委しからず、右に引ける古事記などの事こそは來襲にて有りけれ、此は其とは別なるなり)道饗祭詞に、根國底國與里龜備疎備來物爾、相率相口會事無氏とある相率を、御門祭詞に相麻自許理と書せる、其は交りて其群に引き入るる事にて、此の追留之と有るに當れり、天稚彦が天探女と云へる鬼魅に交こられ居て、終に其身を亡ほすに至れる如き類にて、甚も尊き大神に坐せども、伊弉册尊一度の御怒に依りて、彼鎮火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟と申させ給へりし御言をさへに、姑くは忘れさせ給へりき、返すくも恐れ忌み慎しむべき事なりかし、(下なる奥疎神邊疎神の所に云へる天探女の事を、此に見合はずべし)○伊弉諾尊拔劍云々より次々の次第を、先づ委しく定めて後に、説に及ぶべし、先づ古事記を見るに、此を取黒御鬘一投棄云云、次に湯津々間櫛引闕而投棄云々と有りて、拔劍背揮の事は其次にあり、且後者於其八雷神副千五百之黃泉軍

令追とある是なり、若ても猶得勝ち奉らざりし故に、最後其妹伊邪那美命身自追來焉とある、此れ彼の記の趣にて、其順次甚宜しきを、此には投黒鬘、又投湯津爪櫛と云ふ次第こそ、彼記に異らざりけれ、千五百之黃泉軍の事なくして、後則伊弉册尊亦自來追と有るなむ、心行かぬ事なりける、故情思ふに、此に右の如く追留之と有るは、其男神を引き留めて交こらせ奉らむと爲し計の事なりければ、伊弉諾尊の御方に取りても、然迄には所思看ざりけらし、故逃げ出で給ふ時に、黒鬘を投げ出して其紛れに走り去り給ふ可ければ、此にては拔劍背揮と云ふ事は、未だ其には及ばざりし程の事なり、然れども千五百之黃泉軍の傳此には無かりし故に、其文此には入れる者と所見たり、此なむ古事記の賜物には有りける、(其は於其八雷神副千五百之黃泉軍令追、爾拔所御佩之十拳劍、而於後手、布伎都々逃來、猶追到黃泉比良坂本時、取在其坂本桃子三箇待擊者、悉逃返也と有るを見るに、始めには御劍を抜かして背に揮つゝ出で坐ししを、千五百軍の來るに就て、桃實を擲ち給へるにて、事の次第甚々明らかなる者なり、然るを此に桃實を擲ち給へる傳は、第九一書に在りて此になきは、少か缺けたる傳なり、然れば、此拔劍云々は、下に在るべき文なり、と予が定め云ふも、僻事には非ざるべし)○背揮は、第七一書に、此云其志理幣提爾布俱とあり、古事記には後手とあり、其傳六(二十二丁)に、後手は手を後さまへ回らして物爲るなり、空穗物語に、志理幣提に縛り云々とありと見ゆ、海宮遊行章第四一書に、以此鉤與汝兄時則稱貧鉤減鉤落薄鉤、言訖以後手投棄與之、勿以向授と有る如く、物を呪ひなど爲るには、向はずして後手にて物爲るは、此大神の故實に依れる者なるべし、今も人に物を授け與ふるに、後手して物爲る事を忌なるは、右等の事共に依れる者なり、(志理は、前は目方なる

反にて、退の義なるにや、宇志呂は上退にて、本、同言と聞えたり、續紀第七詔に、斯理幣能政有倍之と有るを、鈴屋大人の解に「斯理幣は後方なり、神代紀に、背揮云々、齊明天皇御紀に、後方羊蹄此云斯梨蔽之と有る、此等は斯理幣てふ語例なり」とあり）布俱は、皇極天皇四年御紀に、運手揮劍とあり、記傳六（二十二丁）に、「布伎は振なり、古言に、振を布久と云ふ例多し、萬葉に、草の山吹を山振と書きたり、風の吹くと云も振と通ふ、明宮段に、振風比禮と云ふ有り」と有るにて明らけし、同白檮原宮段に、爲鉤乍打羽舉來人と見え、萬葉二（十八丁）に、朝羽振風社依米、夕羽振浪社來縁など有るを、古今集に、木傳へば、己が羽吹に、散る花を云々、五月待、山郭公、打羽吹き云々など例多し、揮字を、名義抄に布留布とも、多々久とも、波良布とも、宇基加須とも訓みて、振字と大凡其訓同じきを、共に布俱と云ふ訓の決に見えざるは、布留と同じければなり）○逃は、上に急走回歸の傳に云へり、古事記に布伎都々逃來とある都々を、記傳六（二十二丁）に、「乍なり、此を爲ながら彼をも爲るを云ふ辭なり、且々の約りたるか、雷神と其軍と迫りて追來るを、防ぎ坐す御所爲なり、然れど相向ひて防ぐ時は、得逃がれ給はぬに依りて、逃げながら防ぎ坐す故に、後手に物爲給ふなり」と有るを心得置くべし、古事記建御名方神段に、搯批而投離者即、逃去、海宮遊行章第四、一書に、兄既窮途無所逃去など見え、繼體天皇前御紀に、倭彦王遙望迎兵懼然失色、仍遁山壑不知所詣、崇峻天皇前御紀に、萬便弛弓挾腋、向山走去など多し、偕、逃を爾宜と云ふは往消の意なるべし、其處を去り行きつゝも、其佛を消す如く爲る、是即ち逃と云ふ者なり、（名義抄に、逃字を能賀流とも、佐流とも、保呂夫とも、加久流とも、波斯流とも訓めるをも考へ互して相考ふべくなむ）○黑鬘は、古事記に黑御鬘と

あり、次に化_ニ成蒲陶と有るを照らし應せて見るに、此は黒き玉をしも多く結束ねたる御鬘になむ有りける、記傳六（十九丁）に、「摠て加豆良に三の品あり、葛と、鬘と、髪となり、先づ、葛は葛蔓、五味、忍冬など、凡て蔓草の事なり、（其一）鬘は頭の飾りに懸くる物なり、古書に纏とも、緞とも、鬘とも書けり（其二）鬘は和名抄に和名加都良、髮少者所以被助其髮也と有りて、俗に加毛自と云ふ物なり（其三）如此様々有れども本は一より轉れる名にて、草の葛より出でたり、偕其葛の本名は都良にて、記中に登許呂豆良、書紀、萬葉に磨左棄豆遷、和名抄に千歲蔓（和名阿末豆良）百部（和名保止豆良）など云ふ此等の都良を、加豆良の略と思ふは、本末違へり、忍冬も、字鏡には須比豆良とあり、拾遺集雜下に、定めなく成るなる爪の都良見ても、と詠めるは蔓に頬を云ひかけたるなり、今都留と云ふは都良の轉れるなり、弓の弦をも、萬葉に、由豆良と詠めり、馬具の轡を、久都和豆良、鞆頭を於母豆良と云ふ都良も、草の蔓よりぞ出でけむ、轡は手綱の事なり）偕、鬘は、或説に、髮面にて髮の面に飾る物の義なる可し」と云へるは、然る言にて、其飾は何に在れ、蔓草を以て頭の飾りに懸くるを髮葛と云ふ、是れ即ち鬘なり、偕、然る鬘に用ふるから、立ち返りて草の葛をも加豆良とは云ふならむ、又、鬘も髮を飾る具なれば、鬘と同じ名を負はせつらむ、偕、鬘は上代は男女共に懸けたる物にて、蔓草を用ひし事は、石屋戸段に、眞拆を懸けしを始めて、日影鬘など又必ずしも蔓ならねど、花鬘、菖蒲鬘、柳鬘、木綿鬘などあり、（此等も加豆良と云ふ名は、蔓草より出でたるなり、○今云年中行事秘抄、賀茂祭條に引ける舊記に、葵藿、楓蕪と云ふ有り、印度にても似たる事あり、華蔓を、華嚴經音義に、梵云、摩羅と有るは、玉を摩邏と云ふより轉れるにて彼にても玉を飾りしなるべし、又大般若經音義に、

按華蔓者西國人嚴身之具也、梵語云魔羅、此譯爲華蔓、五天俗法取草木時花、暈澹成彩、以線貫穿、結爲華蔓、不問貴賤莊嚴身首、以爲飾好ともあり、又、絲などを以ても作りしにや、珠を飾る事、天照太御神の御飾に所見たり、御宇氣比段に、於御鬘亦纏持八尺勾瓏之五百津之美須麻流之珠とあり、玉鬘と云へる是なり、穴穗宮御段に押木之玉縵と云ふもあり、(探要)と見えたるが如し、又、其を御紀には一云立縵、又云磐木縵とあり、又、萬葉四(四十四丁)に、葉根蕪と云へるは、唐棣花の蕪か、又は蔓草を根こじて葉共に續きたるを、其の任蕪に用ふる謂なるか、考ふべし、此に就て記傳に、蕪字は、此物草にても絲にても造る故に設けたる字にや、縵も本の字義には拘はらで、右の意以て用ふるなるべし、と云はれたり、(今、名義抄は古き字書なるに就て探索るに、縵字に阿美と云ふ訓唯一つ有るは、絲に玉を編みなどして用ふる意なるべし、通證に、按、縵蓋縵同韻補縵縵絡也、西陽雜俎、花鬘皆重と云へり、蕪字は、名義抄に其訓なきは、右の記傳の説の如くなるべし)又、記傳に、蒲子の成れるに就て思へば、此鬘の狀蒲萄葛に似て玉を垂れたるが、彼の實の成れる形にや似たりけむ、色の黒かりけむも由有るにや」と云はれたる實に然る言なり、右に引ける天照太御神の御鬘に纏持せる、八尺勾瓏之五百津之美須麻流之珠の御形狀に合はせて、想像り奉るべき事になむ有りける、偕こそ黒鬘はしも、黒き玉を絲以て結束ねたる玉鬘なる事は知るべかりけれ、○投、名義抄に擲と同じく那宜須都と訓めり、然れば、古事記に投棄黒御鬘と所見たる投棄と、同じく讀むべき所なりけり、那具は、急劇しく物を飛ばすなり、例へば萬葉八(三十三丁)に、多夫手二毛、投越都倍伎は、礮を投るなり、十三(三十丁)に、投左乃、遠離居而と有るは投ぐる箭の遠く飛ぶを云ふなり、又(三十四丁)投箭之

所思と有るも、投ぐる箭の速きを云ふなり、十九(十四丁)に、投矢毛知、千尋射和多之と有るは、箭を放つ事を投ぐと云へるなり、和名抄射藝類に、遠射、漢語抄云、射遠、和名登保奈介、今按云、射遠即遠射也と有るなど思ひ合はずべし、(中古の歌に、物の程無き事を、掉投ぐる間と詠めるも、矢の飛ぶ事の急劇しきに譬へたる者なり、言義は、物の飛ぶ事早き時は、其形を見失ふ故に、有無の無に近かるべし)須都を宇都と云ふは古言なり、記傳六(二十丁)に、八千矛神の御歌に、脱棄を奴岐宇氏と詠み給ひ、書紀に吹棄此云浮枳于都屢とあり」と云れたるが如し、又、其十一(三十八丁)に引かれたる落窪物語に、逐棄てむと云ふ事を淤比宇氏牟と見え、大和物語には布豆都とも云ひ、定家卿歌に、禊する麻の立葉は宿毎に、刈程も無く投豆都なり、なども有りて、古言なり、(今も出羽國の方言に、物の廢るを宇多流と云ふも、宇都流と同じ、但し須都と云ふも古言なり、寶劍出現章第五一書に、棄戸、此云須多坏と有るを以て知るべし)○蒲陶の陶字は菡と同じ、古事記には蒲子と作れり、和名抄に、紫葛、和名衣比加豆良、蒲萄、漢語抄云、衣比加豆良乃美とあり、大同類聚方に、務羅登波云々都囉味乃五十九と、腎藏の形容を譬へたる都囉味は此なるべし、白井宗因が野蒲萄俗云大衣比也と云へる、然るべし、予が淡路などにて、延夫古加豆良と云ふ物にて、佗國にても、深山に甚多きものはなり、(或説に、蒲萄、蔓草有鬚如鰻と云へるを、記傳にも書されたれども、予未だ思ひ定めず、和名抄に、芍藥、和名衣比須久須里と云へる例も有ればなり)偕此は彼の日月の光見ぬ地中の世界なるを、其處に然る物の有りと爲ば、疑ふべき事なれども、此は其泉津醜女を却け給はむ爲に、黒御鬘を投げ棄て給へりしが、伊弉諾大神に然る御心は御在し坐さざれども、彼預踏造天地之神也と聞ゆる皇產靈大神の靈威

に頼りて、如此く出来まじき地に其物の化り出て、伊弉諾尊を助け奉り給へるなり、尋常の小理を以て、大神の御徳を蔑如し奉る可からず、唯傳の任に心得て有るべし、凡て此國土の始めなどの事はしも、如此く國土の成り定まれる後の理屈を以て推究め難き事、本よりして多在りぬべき筈の事なり、若し曲穴の中なる泉中に、然る物の實の生れるを疑はむとならば、黒御鬘の然る物に化成れるを疑ふべし、如此く疑々爲たらむには、神代の事實も、唯人世の如くにぞ成りぬべき、若し然らむには、何を以て神とは云はむ、亦何を以て人とは云はむ、○醜女見而探噉之は、次の筈にも、醜女亦以拔噉之とあり、斯る妖怪はしも、此等の事實を合はせ考ふるに、食に糧に其乏しき者なる故に、其伊弉册大神より追ひ留め奉るべき命を蒙りて、其には赴きながらも食と爲し糧と爲すべき物を見ては、其事を忘れて其を探噉み噉み終る迄は處を得去らぬ物なるから、其間を得て、伊弉册大神は逃げ延びさせ給へりけむかし、下なる神名に開嚙神あり、又、和名抄鬼魅部に、餓鬼は鬼也饑訓與飢同、久飢也と云ひ、又、窮鬼(伊岐須太萬)など云ふ名目の傳はれるをも、又考ふべきことなり、(今世に傳かるゝ佛菩薩など云ふ者は、師説の如く、中古の僧法師共が作出でたる有名無實の者なるを、右の如き鬼物の、人の祭を請むとて、寺々の本尊家々の持佛と云ふ物の、其靈を著くる所として蔓り居るが、彼等も其食糧の欲しさに、然る無益き事をば爲居るなり、此事、古今妖魅考などに委しければ今云はず)○探噉之は古事記には據食と有り、其投げ棄て給へる御鬘の、玉の化れるなれば、其所に落ち散りほひけむ、故に據ひ食の方宜しきに似たれども、此も紫葛の生れるならず、其子の化れりしなるを思ふに、此の探も據ひ探る事と見て叶ふ可し、萬葉五(八丁)に、宇利波米婆、胡藤母意母保由、久利波米婆、麻斯提斯農波由、十四(三

十丁)に武藝波武古宇馬能、又(二十九丁)に、波流能野爾、久佐波牟古麻能、又十六(二十丁)に、作有流小田乎喫鳥、又、飯喫騰、味母不在又(二十七丁)に吾門之椶實毛利喫、又、伊勢物語(十四段)に、夜も明ば狐に食なで云、蜻蛉日記中中(十七丁)に、「夢に云く口繩歩いて肝を食む」堀川百首に、角牙る芦の若葉を食む駒の、荒るゝは見るや難波江の人、夫木卅七に、「冬の來て食む物も無き牛の子の、瘦せ行く頃の里の寂しき」など詠み、名義抄には、喫をも、嚙をも、咀をも、噉をも、波武と訓めるを、如何してか噉字見えず(通證に、觀音經義疏云、有噉精氣鬼とあり、楮、右の字共の中に、嚙又噉などは、加牟とも云ふ字なり、然らば、波武と加牟とは同じきかと云ふに、加牟は、齒して物を碎き熟す間を云ひて狭きを波武と云ふ時は、口に入るより内に收まる迄に互る言なれば、廣かり、然れば、加牟は口屯にて、波武は腹屯などにも有るべし、字鏡に、唱を波牟と有り)○投湯津爪櫛、古事記には、先なるは刺左之御美豆良と有りて、此なるを亦刺其右之御美豆良之湯津津間櫛引闕而投棄とあり、此に依りて右方なる事知らる、又、此の投も、右の引闕而投棄と有るにて心得べし、櫛齒を碎き拆て投げ散らし給へるなる可き事、此物の筈と成れるを以て想ふべし、記傳六(二十一丁)に、「前には男柱を取闕と有るを、此には唯だ引闕と有れば、凡ての齒の中を引闕き給ふなり」と有るが如し、(通證に、化成筈者以櫛或用竹也と有るは、拙き説なり、若し然らば、先の蒲萄も、蒲萄の化成ると云はむか、笑ふべし)○化成筈は海宮遊行章第一、一書にも、鹽土老翁即以囊中玄櫛投地則化成五百箇竹林と有る、此は筈には非ず、大目鹿籠に造るべき竹と化成るなれども、此の例なり、(又、中臣壽詞に、玉乃玉櫛遠事依奉且、此玉櫛遠刺立氏、自夕日至朝日照萬氏、天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告

禮、如此告波、麻知波弱菲仁、由都五百篁生出牟と有る、此玉櫛は借字にて、太玉串の事なれども、似たる事なり、委しくは已に中臣壽詞講義に云へりき）記傳六（二十一丁）に、筍は、字鏡に、筍、太加牟奈、和名抄にも、筍亦作^レ筍、和名太加牟奈とあり、名の意は竹芽^{タケコ}菜なり、菜は食に添へて喰ふ物の凡の名なり、斯れば、筍も菜に爲る時の名を太加牟奈と云ひ、唯には竹子と云ふ故に、歌には多く竹子と詠めり、此は抜食と有れば菜なり」と云はれたる、此説にて明らけし、○此間に應に脱文有るべきなり、其は下に云へるが如く、古事記には、此に、且後者於^ニ其八雷神^ニ副^ニ千五百之黄泉軍^ニ令^レ追、爾拔^ニ所御佩之十握劍^ニ於^レ後手^ニ布伎都々逃來、猶追到^ニ黄泉比良坂之坂本^ニ時、取^レ在^ニ其坂本^ニ桃子三箇^ニ待擊者、悉逃返也云々、其後其妹身自追來焉と有るに、此には於^ニ其八雷神^ニ副^ニ千五百之黄泉軍^ニ令^レ追の文無くして、後則伊弉册尊亦自來追と有れども、古事記の趣なむ、尤々しく聞えたりける、先に醜女を以て追留め奉りしかども、御鬘を投げ給ひ、御櫛を投げ給へる其度々に、奇異なる事共の出で來りて、抑へ留められざりしかば、伊弉册尊の御方にも、堪へ難く所思し成りて、終に黄泉軍を起して、其醜女に令^レ從たる者なりけり、（此を以て、上なる抜劍背揮の下に云へるが如く、其文の上には在るは誤なり、其は追留之と云ふは、其國に引き留めて、交こらせ奉らせむと爲し耳なる次々に事の重く成るに従ひて軍を起すにも至り、又其防ぎにも劍を抜かして後手に打振なども爲しつ可き勢なるを知るべし）其時、已に顯國との堺なる泉津平坂に逃げ延び給ひければ、彼の伊賦夜坂なる桃實を取りて擲ち給へるは、此の事實に定に然有るべき事なるを、此には漏らされたり、但し此と相照らし見るべき爲に、皆がら第九一書に其傳を收められたるか、何にも爲よ、甚く事略きたる文なり、偕、千五百之黄泉軍を以て令^レ追

たるに、桃實を擲ち給へるに引續きて、其杖を投げ給へりければ、其處に岐神成り居て掃却^{ハル}け給へれば、彼の八雷神の輩は、其堺を越えて顯國の方に出づる事能はざりければ、此を以て伊弉册尊の躬自追ひ來坐せるなり、此を以て、此に脱文ありとは云ふなり、（古史成文にも、此紀の任に文を成して、千五百之黄泉軍を擧げられざるは、其鹿漏なる事なり、凡て黄泉國の件々多く違へる節々あり、其心して見るべし）其千五百之黄泉軍と云ふは、其黄泉國の軍士の有りの悉くを云ふなり、彼の黄泉神たる泉津醜女八人を軍將として、有らゆる其群なる鬼魅をしも、軍士と成して追ひ迫り奉れるなり、第九一書に、是時雷等皆起追來と云へる是なり、又其文を受けて、此用^ニ桃避^ニ鬼之縁也と有るを以て、彼八雷神と云ふも、八鬼神と云ふに同じく、又、其泉津醜女なる事を明らむべし、偕、右に云へる如く、鬼神等を軍と云へるは、伊弉諾大神と令^レ戰奉らむ料に其兵器を與へ、令^レ齋給へりし故の稱とこそは所思えたれ、大神は其に打ち勝ち給はむなどの御心は坐さ^レりければ、如何にも其場を外して逃げ退き給はむ御心構なる故に、向ひてこそは戦ひ給はざりけれ、爾拔^ニ所御佩十拳劍^ニ而於^レ後手^ニ布伎都々逃來と有るを以て、彼も戎器を持有りし事を曉るべし、偕、千五百は唯其數の多きを大凡に云ふ言なり、千五百の五は數の五には非ず、彌なる由、已に上なる五百箇磐石の下に註せるが如し、（然らば、伊の言を千の上に置くべきを、中に挟みたるは、上下に通はせるなるにて、彌千彌百と云ふ事にて、如此く見る時は古書に千五百と有る言の意、甚明らけきなり）○後を、古事記に最後と見えたる、其如く讀まざりし所なり、伊夜波氏とは、竟而々々其後と云ふ事なれば、上より次々云々の事有りて、其終なればなり、記傳六（二十九丁）に、最後は、白橋原宮段に伊夜佐岐陀氏流とある大御歌に依りて、伊夜波氏と訓むべし、

彼の前詞に、知立^{チカテ}於最前^{イサキ}とあり、拾芥抄人名字の中に、最を彌の下に出だせり、大穴牟遲神段にも、最後之來^{イサハテノキタリ}と有り(採要)と有る、此最の言を此に讀み添ふる時は、隨に聞ゆめり、後は物の終を云ひて、船などに泊と云ふも同じ意なり、(萬葉に、盡とも、竟とも極とも書けるを以て、波氏と云ふ義を知るべし、故、思ふに、波氏は端竟などの意にぞ有らむかし)○自は、古事記の此に身自と有るを、記傳に美々豆加良と訓まれたるに従ふべし、常に自字一をも然訓み、第十一書 又、神武天皇御紀などには、親字を書かれたり、偕、美豆加良は身附有なり、於能豆加良は已附有なり、氏豆加良は手附有なり、久知豆加良は口附有なり、身にも、已にも、手にも、口にも、附きて離れざる謂ひなるべし、自字充當れり、與理と訓むも寄にて、附に近き言なり、偕、美々豆加良と訓めるは御身自なり、(然れば美豆加良の加良は、親を宇加良、族を夜加良、輩を友賀良など云ふ加良とは同じからず)○追來は、古事記に追來焉と有るを、追伊傳麻志伎と訓まれたるに従ふべし、此事、上に云へり、○是時伊弉諾尊已到^{イサノカミ}泉津平坂^{イハヒ}は、上に説ける如し、千五百之黃泉軍の逃げ返れる後に追來坐せるなれば、伊弉册尊は甚く後れさせ給へりけむを、絶妻之誓を建て給はむ爲に、泉津平坂に待たせ御在し坐し、也、已にも云へる如く、未だ顯國と泉中との界立たずて有りしかば、此時の事に徴し給ひける故に、今は彼此の差別を立て給はむと所思し成りぬるにて、事の如此く迫れるなむ、已む事を得ざる事なりけるが、是ぞ定に世の有り狀の定まれる時の至れるには有りける、(二神の御上に取りては、御哀しみも有り、御怒も有り、御争も有りて、實に常夜行く闇如す事なりけめども、人情世態の起り、必ず此如く事の成り行くに依りて出來初めて、其に就て又種々の事共の起れるなれば、善き世教を神の成し置き給へる者なり)此文、次なる一

云より以下、至^ニ泉津平坂^{イハヒ}以上三十九字を隔て、故便以千人所引磐石云々へ續くなり、古事記に、最後其妹伊弉那美命身自追來焉、爾千引石引^ニ塞其黃泉比良坂^{イハヒ}と有るを校べ見て知るべし、○泉津平坂、第七一書に、此云^ニ余母都比羅佐可^ニと註され、鎮火祭詞には與美津枚坂とあり、偕、崇神天皇十年御紀に、山背平坂と有るを古事記に幣良坂と有り、幣良は平にて、平坦なる坂路を云ふ物から、神名にも奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神と有る、辨羅も同じく共に邊在^ヘの心なるべきを以て思ふに、泉津平坂は泉津邊在坂にて、其國の奥まりたる隈處に在るに對へて、其邊に在る坂と云ふ事なれば、地中迄は遠く至らずして、實に顯國との堺なる事、古事記に所^ニ塞其黃泉坂^{イハヒ}之石者云々謂^ニ塞坐黃泉戸大神^{イハヒ}と有るにて灼然し、(今も疊を縁と云ふを本にて、凡て物の側或は端なる所を閑理と云へるを考ふべし、偕、幣良を比良と云ふは、海邊を宇那倍と云ふべきに、古く宇那毘と通はし云へるに同じ)又字の如く平の意は本より離れざるなり、其は此なると所在は異なれども、出雲風土記に、出雲郡宇賀郷、北海濱有^ニ磯、名^ニ腦磯、自^ニ磯西方有^ニ窟戸、高廣各六尺許、窟内在^ニ穴、人不^レ得^レ入、不^レ知^ニ深淺^ニ也、夢至^ニ此磯窟之邊^ニ者必死、故俗人自^ニ古至^ニ今號^ニ云黃泉之坂、黃泉之穴^ニ也と有るを以て見るに、其窟戸の内を黃泉之坂と云ひ、其奥まりたる穴を黃泉之穴と云へるなり、此を以て、平坂は顯國の堺にて、彼の國の邊なるは本よりにて、其穴に至る迄の平坦なる處を云ふと知るべし(上に引ける山背平坂も平坦なる謂なり、和名抄郷名に、山城國久世郡那羅とある地是なり、今も物を平準に爲るを、那良須と云へるなど、思ひ合はせて曉りぬかし)然れども、此に心得べき事あり、鎮火祭詞に、吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏所思食久と有るは、誰が目にも石隱れ御在し坐して其より程を経て枚坂に

至り坐し、趣に見ゆれども、石隠給氏は、行き着き給ふ迄の始終に互る大綱の文なり。與美津枚坂は其事の有りしを云はむとての文なれば、少しも拘らざるなり、其は生まれ右まれ、右に引ける古事記の文を見ては、泉津平坂は黄泉門にて、顯國との堺なる事、決き者なりかし、然れば、其入口を黄泉門と云ひ、入立つ處を泉津平坂とも、黄泉之坂とも云ひ、其より穴に至りて眞下りに下る處なむ、黄泉之穴なりける、(但し風土記なる右の黄泉之坂、黄泉之穴はしも二神の往来ひ坐せるにては非ず、此時のは次に云ふべし、彼國はしも、地胎に在る國にし有れば、蜂巢の如く幾許も有りぬ可きを、風土記には選に一つ傳はれるにこそ) 偕、古事記に、故其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と有るは、其所在を傳へたる古説なり、平坂は其坂中にぞ有りけむを、伊弉諾大神の磐石以て塞へ給へりし故に其穴は直ちに幽に入りて、顯には所見ざる事と成れりし者なり、記傳六(三十五丁)に「神名帳に、出雲國意宇郡揖夜神社あり、風土記に伊布夜社と云る是なり、齊明天皇御紀に、五年云々、是歲命出雲國造、修嚴神之宮云々狗嚙置死人手臂於言屋社」と有りて、分註に、言屋此云伊浮那、天子崩兆と有りて、此社に崩御の兆の有りけむ事此段と思ひ合はすべし、(中略) 偕、此伊賦夜坂の黄泉比良坂なる事は、當時伊邪那岐神の黄泉より還り給ふ時、此地にぞ出給ひけむ」と有るは然る言なり、又、黄泉軍の所に、到黄泉比良坂之坂本時、取在坂本一桃子三箇待擊とある、坂本は其平坂の入口なる所なれば、其は顯國にて、此伊賦夜坂なる事、云ふも更なり、(其は、山本と云ふは、山の麓なる里を云ひて、山には非ざるを以て、坂本も其と同じきを思ふべし、然れば、右の伊賦夜坂には、其平坂なりし痛ぞ有りけむを、已く神代より幽るひたる者なり) 若て思ふに、伊賦夜は言却なるべし、其は此處なる泉津平坂

にして、女神に言ひ勝ち給へりし事は、次に所見たる伊弉册尊曰、愛也吾夫君、言如此者吾當縊殺汝所治國民日將千頭、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言如此者、吾則當產日將千五百頭、因曰自此莫過、即投其杖、是謂岐神也と有るにて、御心足らひに言却り給へる事見え、又第十一書に、因將出返于時不直默、歸而盟之曰、族離、又曰不負於族、乃所唾之神號曰速玉之男、次掃之神號曰泉津事解之男、凡二神矣と有る、此を彼國にての事と思ふは、文の簡易なるを得知らぬ僻説なり、出返と云ふは、黄泉坂より此伊賦夜坂に出で給へるにて、此にても、飽くまで族に負けじと言ひ勝ち給へるを見るべし、言却と今云ふ證は、御門祭詞に、云々登云神乃言武惡事爾、相麻自許利、相口會賜事無久云々、待防掃却言排坐氏と有るを取りて云ふなり、(通證に坂頂有熊野權現社、相傳、所祭與紀伊國熊野本宮同、齊明天皇御紀所謂言屋社、神名式揖夜神社是也と云へるも、右の第十一書に就て山有りけなり) 伊賦夜坂の所在はしも、風土記に、餘戸里、郡家正東六里二百六十步とある里にて、和名抄にては、郷に成りて筑陽郷と云へるが、今も餘戸里と云ふに、式なる揖夜神社立たせ御在し坐すと云へり、風土記に、筑陽川源出郡家正東一十里一百步荻山云々と有れば、郡家の正東六七里より十里計にある郷なり、已に引ける度會延經説に、三代實錄、出雲國陽坐乎志去日女命、疑陽上脫筑字、即神名式所謂意宇郡筑陽神社、而列之揖夜神社後、則志去日女謂、是女也明矣と云へるなど皆此に據ある事なり、彼此考へ合はすべし、(然れども、予未だ其地に行き見ずして、唯書典に出でたる上を論ひ云へるなれば、國人猶ほ能く考へ定めて記し繼ぐべし) ○一云云に、已至泉津平坂は異説の如くなれども然に非ず、此を上文に書き續けて、亦以拔噉之、噉了更追、伊弉諾尊乃向大樹、放屣云々と列ね見る

に、其條理甚だ明らけし、然れば、此文は上に引きて論へる於其八雷神副千五百之黃泉軍令追とある其の道行き振の事なりけり、(平田翁の古史徴に此文を引きて、予は信難く所思る傳なれば採らず)と云はれたり、實に然る事と予も先には思へりしかども、其は甚悪かりき)然れば、姑く後則伊弉册尊亦自來追の上に置きて心得べし、舊事紀には、古事記の文と此とを合せて、且後於其八雷神副千五百之黃泉軍令追、爾拔所御佩十握劍、而於後手布伎都々逃走矣、伊弉册尊乃向大樹放尿、此即化成巨川、泉津日狹女將渡其水矣、伊弉册尊逃到黃泉平坂、則立隱桃樹云々と有るは、古傳の任にこそは非ね、其次序は應に如此有るべき者なりかし、○大樹の泉中に在るは心得ぬ事なり、上に蒲陶成り、笱成りなど爲しは、固有して彼國の物に非ず、此顯國なる物の化成れりしなれば、其は格別の事なるを、此の大樹は其とは別にして、本より立てる状なるは異しむべき事なり、然れども、海宮遊行章に井上有湯津杜樹、枝葉扶疏と有るなどは、大海の千尋の底なる世界なるに、井の有るも怪しく木の生ひたるも亦異しき事ならずや、然れども、神の幽郷カクレツネの事はしも、萬に顯國の規矩を以ては定め難き事多在り、然れば、此大樹なども、顯國の木とは其種異ならめども、木は木にて有りし者なりけり、神武天皇御紀に、初孔舍衛之戰、有人隱於大樹、而得免難とあり、偕此に向大樹とは、盾と成して向ひ御在し坐ししなるべし、(纂疏に、向大樹謂庇蔭其身也とある御説、實に然る事所思ゆ)○向は身往合なり、我より身を寄せて、彼に立しく合ふを云ふなり、身カと云ふ例は、第八一書身中の傳に云ふべし、○放屨、第七一書に、屨カ云愈磨理と註されたり、第四一書に、次に小便化爲神と有るは、其は神の成り坐せる傳なるを、此には其水の成れるなり、傳七に註せり(字彙に、屨同録

と有れば、尿に同じ、偕、口訣に、見鬼向而放屨古之禁方也と有るは、傳へたる古説有りての事か)○巨川は大川なり、地下に幾條も伏流有るは、此に依れるなるべし、大和國吉野郡なる笙窟など、人も多く入り見る所なるに、奥に瀧落ち流るゝ大川有りと云へり、又、仁田忠常が入りたる富士の人穴の中にも、大なる川有りし由、彼が物語り云へりしなど、伏流有るを云ふなり、予幼き時見たりし或書に、丹後國田邊に坂根某と云ふ醫あり、彼人老いて死期に云ひけるは、壯年の頃由良川に釣しけるに、大なる鰻を釣り上げたが、水際迄引き寄せたるを、如何にしてか、棹共に水底に引き込まれたりしかども、水練をも兼ねて知りたる事なれば、何方迄もと留行くに、其鰻這入る計の穴に入りけり、其より鰻の事は忘れて、其奥を見むと思ふ心出來て、入り以て行くに、餘りに闇くも非ざるが上に、廣くて宜き道なりければ、知らずくも二里許もや來りけむと思ふ頃、其所に大なる川あり、向方を見れば、嚴めしく莊へる大なる門有りければ、又入り見むと思ふ心に成りて、川を渡らむと爲る程こそ有りけれ、若き官女の如き美はしき人出で來て云ひけるは、汝は何故に此には來つるぞ、速く歸るべし、又此にて見たる事を人に語らば、汝は忽ちに身罷るべしと、其貴女の宣へるが恐ろしくて、七十の今迄は人に語らざりつる事なれども、予が命旦夕に迫れる上は、云ふとも何かは苦しからむ、と云ひ置きて身亡りけるとぞ、大旨富士の人穴にて、仁田忠常が神に禁しめられしに同じ、予は餘りに奇談は好まざる生質にて、著述などにも成りたけ省く事なれども、此事は地中に伏流有る此の巨川の證に引くなり、然れども、今此細註を書く迄は思ひ出しも爲ざりし事なれば、其書目を忘れたり、但し板本にて有りしと思ふ)○其水は、其川と云はむが如し、例は神武天皇御紀に、至吉野時云々、及縁水カ西行とある水

は、吉野川を云ふなり、景行天皇十二年御紀に、ト於水上、雄略天皇四年御紀に、至來目水など、水を加波と訓める例なり、(神功皇后五十二年御紀に、水源を加波宇那加美と訓めるは、加波加美なるべし、名義抄にも、水字を加波とあり) ○將渡は、歩み渡り爲むと爲て、踉蹌ひ居しなり、其間に、泉津平坂には逃げ延び給へるなり、○間を阿比陀と訓める、間時の義なり、萬葉四(二十四丁)に、間無牟吾戀卷者、十一(九丁)に鳥玉、間開年、又(三十五丁)間文置吾不念君、又(三十六丁)間無、吾念君者、又、間無、我戀良久乎、又(三十九丁)刈草之、束之間毛、十二(二丁)に、今日間戀暮鴨、又、戀間、年經年、又(二十丁)無間思乎如何、又(二十二丁)間文置而吾不念國、十四(三十五丁)に、許能美知乃安比太、十五(三十九丁)に、安比太之麻思於家、十七(三十八丁)に、余能安比太母、都藝底民仁許武、又(四十五丁)惠麻比都追、和多流安比太爾などあり、陀は時なりと云ふは、阿志多は且時、又、幾時を伊久陀と云ふに同じ、(又、萬葉には、間を保杼とも、比麻とも、麻とも用ひたる、猶ありと雖も、然耳はとて引き出でず、名義抄には、右の訓共有りて、猶外にも多在るなり) 又、此を保杼と訓むとも、其意違はざるべし、萬葉十一(十二丁)に、大船、置機繁拔、榜間と有るは其例にて、八(三十四丁)に、待君登、伊往還程爾、と有る程と同じ用ひ様なる所なるを思ふべし、備、保杼とは經時と云ふ事にて、時の立つを云ふなり、(然れば、阿比陀とは異なる意にも見ゆれども、彼と此との阿比陀も時の移る間を云へれば、同意なるなり)

故便以千人所引磐石塞其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絶妻之。

誓時。伊弉册尊曰。愛也吾夫君。言如此者。吾當縊殺汝所治國民。日將千頭。伊弉諾尊乃報之曰。愛也吾妹。言如此者。吾則當產日將千五百頭。因曰。自此莫過。即投其杖。是謂岐神也。又投其帶。是謂長道磐神。又投其衣。是謂煩神。又投其禪。是謂開嚙神。又投其履。是謂千敷神。其於泉津平坂所塞磐石。是謂泉門塞大神也。亦名道返大神矣。或所謂泉津平坂者。不復別有處所。但臨死氣絕之際是之謂歟。

便以千人所引磐石、名義抄に引けるも字の如きを、和名抄に、日本紀云、千人可引磐石(和名知比木乃以之)と見えれば、當昔右の所引を可引に作れる本も有りしなりけり、萬葉四(五十二丁)に、吾戀者千引乃石乎、七許、頸二將繫母、神之諸伏とある、此等に依りて、知毘伎能伊波と訓むべし、(記傳に、千引石は知毘伎伊波と訓むべし、知毘伎能と訓まぬぞ古言の格なる)と有れども、名義抄、和名抄、共に乃と有れば、容易く改め難かり) 纂疏に、千人所引磐石、謂石之大也と見ゆ、備、古事記に、五百引石取塞其室戸とも、千引石攀手末とも有るは、靈異記上(八丁)に、亦取百餘人引塞於水門と有るも、百引石と訓むべくして、各其磐石の大にして、其斤量の重きを、知らせたる文なり、又靈異記に、彼船五百人引不動、故知彼力過五百人など有が如く、力を以て物の重さを量る古の

法を知らざれば解くべからざる事共なり、然れば、義を以て千引に千人所引と書かれたるは、其字の如く千人して取りて引き動かしつべき程の大磐石と云ふ義なる者なり、古事記に引塞とも、取塞とも有るを考へ合はずべし、齊明天皇二年御紀に、載石上山石、順流控引於宮東山と有るは、石に控引と云へるなり、(但し古事記、萬葉、共に石字を書き、名義抄、和名抄、共に伊志と訓みたれども、此は必ず伊波と訓むべきなり、上なる五百箇磐石の傳を見て知るべし。)○塞其坂路は、上に伊弉諾尊已到泉津平坂と有るを承けたるにて、古事記に、爾千引石引塞其黄泉比良坂と有る是にて、顯國と黄泉との堺なり、此意を得て思ふに、坂路は坂合路となるべし、古へ國郡の境を建てらるるに、坂を以て界とし給へるが故に、姓氏錄(攝津國皇別)に、坂合部連、大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連と有るが如く、境に坂合の字を書く事常なり、然れば、此は泉津平坂と伊賦夜坂との坂合にて、其穴の入口なる者なり、萬葉六(二十丁)に、大王之、界賜跡、山守居と有る界も、此よりは我地とトひたる山なり、(此より轉りて、必ず坂と坂との合ひたる境ならねども、其界を分けたるを何れも堺と云ふ事又常なり、臨時祭式行幸時祭に堺祭と云ふ有り、又蕃客送堺神祭云々、右蕃客入朝迎畿内堺祭却送神とある堺神も、此事に成り坐せる神等なる事、已に道饗祭詞講義に註せるを見て知るべし)坂路は又佐加傳とも訓むべし、萬葉十三(四丁)に、鳥網張、坂手乎過と有るは、神名式に、大和國十市郡坂門神社ある其にて、此は地名には有れども、元其坂路に依れるならむを、又如此く坂門と書ける、門は水門海門などの門にて、内より外に出づる所を云へるなれば、坂門も其意なるべし、下に、其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞大神とある、泉門即ち此の坂路に當るを思ふに、此は泉

津平坂の坂合門なる者なりかし、(常には道の事を、萬葉に、道之長手と云ひ、又、繩手、又、道の行手なども云へれば、傳をも其心耳なめりと思ひしを、此は門の轉にてぞ有りける)○塞は、古事記に、千引石引塞其黄泉比良と見え、又、下には、五百引石取塞其室戸と有る塞と同じく、佐間氏と訓むべし、記傳に、佐間は令障なりとあり、神功皇后御紀に、大磐塞之不得穿溝と有るも、磐の塞れる例なり、(今本に、布佐賀理氏と訓むも、其も悪からねども、猶此も佐夜理氏と訓むべし、偕、右の引塞、又、取塞の引も取も、千引と云ひ、五百引と云ふ如くに、人の手して物爲る由なり)私記に、塞其坂路を、是舉中國與黄泉不得相通之始也と有り、記傳六(二十九丁)に、
「如是爲て追來坐せる女神を禦ぎ留め奉り給ふなり」と有る、此時に別處を度し給へるより、彼國と此國の相通はす成れりしなり、下なる泉門塞大神の傳を見て知るべし、○相向而立は、瑞珠盟約章第一一書に、相對而立誓曰云々と有るに同じ所なり、偕、此は古事記に、其石置中、各對立而と有るを、此には文を切りたる者也、武烈天皇前御紀に太子放影媛袖移廻向前立云々とも見ゆ、記傳六(二十九丁)に、各對立而は、阿比牟伎多々志氏と訓むべし、萬葉八(三十二丁)に、天漢、相向立而、又、伊奈牟之呂、河向立など有り」と有るに依りて、姑く而立を上下に置き替へて訓む心に在るべし、然らざれば尋常の漢讀の狀になりて卑しけなり、(右の千人所引磐石を中に置き隔て、兩方に立ち合ひ給へるなり、古事記御宇氣比段に、各中置天安河而宇氣布と有る事の狀をも思ふべし)○絶妻之誓、第七一書に、此云許等度と註されたり、偕、此は義を以て書かれたる字なり、古事記には度事戸とあり其は借字なれば義に預からず、若て許等度と云ふ言義は、別處と云ふ事にて、顯國と黄泉と相通ふ事を斷ちて、別處と爲すなり、

其始、鎮火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏云々と有れども、其時は女神より然申させ給ふ事の有りし耳にて、男神の諾ひ許し給へるにも非ざりし故に、黄泉國迄も追ひ往き坐して吾與汝所作之國未_レ作竟_レ故可_レ還_レと宣ひ入りて、已に往見坐せるに、實に不須也凶目醜めき汚穢き國なりければ、逃け返り坐しつるに、女神の御怒坐して、如此く追ひ奉らせ給へるに依りて、殊に族離れと所思す御心も出来、又長く其國の事解てむと、一向に所思し成りて、先の女神の御言に對へて、汝は下津國を所知せ、吾は上津國を所知むと云ふ事を、言簡に別處を度すと詔り給へるにて、古事記御宇氣比段に、是後所生云々、故自吾子也、先所生云々、故乃汝子也、如此詔別也とある詔別に同じく、其即ち族離るゝにてあり、御妹妹の御睦びも解けたるなれば、許等度と云ふには、猶、絶妻之誓の字にても義を盡せりとは云ふべからざる者なり、(記傳に、書紀一書に、伊弉諾尊盟之曰、族離、又曰不_レ負_レ於族と有る、是事戸の御辭にや、偕、次に次掃之神號、泉津事解之男と有る思ふに、事戸は事解言の約れるにもや有らむ」と有るは、此は右に引ける鎮火祭詞の結なる事を、思ひ漏らされたるなり、舊事紀には記紀の二文を相聯ね合せて、建_レ絶妻之誓_レ渡_レ其事戸と有るは、拙き事にて、彼紀の例、此をも捨てず、彼をも捨てず物爲るなり、然るを、彼紀を據として或痴者妄説を作り云へるも有れども、取るにも足らざる事なれば、今云ひ辨ふるに及ばず、又、事戸の戸を、男女の陰なりと云ふ如きは、殊に幼稚し) ○建は、私記に、問何故建爲_レ度哉、答、案_レ古事記曰_レ度事戸_レ故、今尋_レ彼文_レ而讀_レ之、度者猶如_レ言_レ度、言_レ絶_レ斷_レ夫妻_レ之交_レ也、古本云_レ古止_レ々多_レ知_レ支、但、先師依_レ古事記也と有れば、中古に古事記に依りて、建を度の如く讀めりし者なりけり、記傳六(二十九丁)にも、右の説を引きて、

今俗言に、人に受け持たしむべき事を言ひ附くるを、申し渡すと云ふ、能く似たり」と云はれたる、實に然る事なれども、又、建を宇の如く訓むも悪からじか、然るは、泉津平坂を境と定めて、此より上津國、下津國と別々に爲るを、別處と云ふなれば、其境を定むるを建とは云へるなり、然れば、古事記なるは、言ひ度す意にて、此の凡ての御言に係り、此の建つるは、其磐石の塞て別處に爲るを云ふなり、斯れば、度と建とは各別なる義なるを、此を一つに訓むは、強事なるべし、(萬葉十九に、玉梓之、道爾出立、往吾者、君之事跡乎、負而之將去と有るを引きて、記傳に、此歌、家持卿越中國より京に上る時、餞せし人に報へし別の歌なれば、此も事跡とは離別の辭を云ひて、其を忘れず心に持ちて行かむと詠めるにや」と有るは然る言なれども、事跡も此の如くなるか、君之事跡とは我より先の人を別處と云へるにて、別るゝ君が處を負持て行かむと云ふが歌の興なるなり、詞書に門前之林中預設_レ饌餞_レ之宴と有るを以て考ふべし、但し上代には、此の故事より引きて、離別の辭を事跡と云ひけむ事、云ふも更なり) ○愛也は、記傳に、愛を宇都久斯伎と訓まれたるに従ふべし、宇流波斯と讀む事は、上に云へり、齊明天皇四年御紀、大御歌に、于都俱之枳、阿俄倭柯枳古弘と見え、萬葉五(七丁)に、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、二十(三十二丁)に、有都久之波々爾、又(三十九丁)宇都久之氣、麻古我氏波奈禮、又(四十四丁及四十一丁)宇都久之美などあり、又、愛宇を宇流波斯と訓める外に、宇都久斯と訓みたるも多在り、(三に、愛人纏而師、四に、繩行君乎愛見、又、八十伴雄與、出去之、愛夫者、又、愛常、吾念情、十一に、山隔、愛妹、隔有鴨、又、愛等、恩橋來師、十九に、愛吾妻離流などの愛を、皆宇都久斯と訓みたり) 故、其宇都久斯は、伊都久斯に同じくして懇切に傳く意なるべし、萬葉七(二十五

丁)に、伊波比婦と云ひ、九(三十四丁)に、錦綾之、中爾奏有、齋兒毛と有るなどを合せて考ふ可きなり、又、源氏物語に、伊都久斯伎と云ふ語有るを、註に寵字を當てたるも、此に宇都久斯伎に愛字を書かれたるも、相通ひて同じきを、名義抄に、寵を宇都久斯牟と讀みたる以て其同言なるを知るべし、(神を伊都久と云ふは、神に傳く意にて、其れ此の語の本なるが、萬葉五に、虛見通倭國者、皇神能、伊都久志吉國と有るも、皇神の時傳く國と云ふ事なり、然れば、宇都久斯には愛字允當れり、然りと雖も、宇流波斯にも愛字を書く時は、語に其差異無きが如くなれども、二つ共に語の本より説き分けて見る時は上に云へる如く、宇流波斯は得愛、宇都久斯は齋爲にて、同じからざるなり、能々味ふべし)○言如此者は、古事記には爲如此者と有りて、其は千引石を中に置きて、引き塞え給ふ御所爲に係るは、此は男神の詔り給へる御言を承けて言如此者と宣へるならむを、此には其承けたる御言見えず、右の建絶妻之誓は、字の趣は然る事なれども、言義を以て云ふ時は、誓以て其坂路を塞えて、別處を建て給へる由にて、此は鎮火祭詞の結なる事、右に云へる如くなれども、其は本より女神の御心にて有れば、言如此者と云ふ程の事にては非ざる可きが如くなれども、然男神の御方より、族離れと言ひ度し給へるを、今更の如く思ほし成りて、言如此者云々と宣へる者なるなり、(古事記に度事戸とあるは、其言ひ度し給ふ時に、御言有し趣なるを、此に建と有るは、右の度とは同義ならざる事、右に云へるが如くなれば、言如此者に係け合はざる者なり)記傳六(三十四丁)に、盟之曰族離又曰不負於族云々、此事戸の御辭にや」と云れたる、實に然る言なり、然らば此に右文必す有るべきを、然らぬは建絶妻之誓と字に見はして、其事は下なる第十一書に盟之曰と有る所へ讓られたる者なりけり、其文

に不直默歸而盟之曰族離曰不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號曰泉津事解之男、凡二神矣とある、此族離を男神に附けて、族波那禮武と訓み來る事なれども、其にては泉津事解之男神に相叶はず、族佐加禮と言ひ渡し給へるなむ、泉津事解と云ふ事なりければ、予は然訓みつ、萬葉二(二十三丁)に天皇崩時、婦人作歌に、離居而、朝嘆君、放居而吾戀君と見え、四(三十四丁)に大伴坂上郎女怨恨歌に、千磐破、神哉將離、空蟬乃、人歎禁良武など有るが如く、生きたる死にたるを云はず、夫婦の別るゝ事を、佐加流と云ふ事常なり、此を以て女神には彼國に放り坐せと仰せ給へりし事を知るべし、名義抄に、離に佐流と云ふ訓有るも、佐久と言同じく、又、萬葉十三(七丁)に、彌遠爾、里離來奴と云へるなどを始めて、猶多かり、(但し多く離字を佐加里と訓める中より、此を引き出でたるは、二卷或本歌に、彌遠爾、里放來奴と有るを見合はさせむとてなり、十四卷上野國歌に、於也波佐久禮騰、和波左可流賀倍、又、和我目豆麻、比等波佐久禮杼云々、和波左可流我倍など詠めるもあり、皆離の義なり)不負於族とは、族離と宣ひて、右の如く誓ひ勝たせ給ふ由にて、此は男神に附きたる御言なり、此に依りて成り坐せる神を速玉之男神と申すも、誓に勝たせ御在し坐す由にて、此玉は御魂を申せるなり、次に、泉津事解之男の解は、古く佐加と訓める、其れ正訓なり、萬葉十三(三十四丁)に、琴酒者、國爾放普、別避者、家爾離南、乾坤之、神之恨之、草枕、此羈之氣爾、妻可離哉とある、琴酒は借字にて事離なり、次なる別避も、同句を對に置きて、下に放なむ離なむとて、此は旅に行きたるに、家人の亡せなどしけるを、事離と云へるなり、此れを以つて事解と申すも其意なるを知る時は、族離も族佐加禮と、女神の方に附けて仰せ給へる事知らるゝなり、如此に女神へ附けて族離と宣ひ、

御自に附けて不_レ負_ニ於族_一と宣へるが、謂ゆる絶妻之誓なるを、女神の猶懲すまに、言_ニ如此_一者と、又云ひ返し給へる者なるなり、(此は、第十一書に就きて云ふべき事なれども、此に其文を抄出で、少か云はざれば、鈴屋大人の「此れ即ち事戸の御辭にや」と云はれたる、可惜説言の意を盡さざるが故なり、但し事解之男の解を登祓と訓みて「事戸は事解言の約りし語にもや有らむ」と云はれたるは、誤なる事、右に云へるを見て知るべし、因に云ふ、萬葉十六に、琴酒乎、押垂小野從、出流水と有るは發語にて、此の事離とは異にて、別酒を押垂らすと云ふ續けなり、常に用ふる清酒に對へて、醇酒^{カマデ}を云ふと聞えたれば、事解の例には非ず、)○汝所知國は、此顯國を云ふなり、古事記には汝國とあり、鎮火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、又吾名妹能所知食上津國爾云々とある、是なり、偕、此顯國はしも、伊弉諾尊、伊弉册尊二神相並び給ひて生れ坐し、國なるを、如此く佗けに宣ふ事はしも、甚々不審しき事の如くなれども已に吾波下津國乎所知牟と申させ給へるを、今此に至りて、別處を建てて、其相通ふ事を斷り給へるなれば、其よりは泉國は女神の國にて、顯國は男神の御國と成れる故に、汝所_レ治國とは宣へるなり、然れば、汝所_レ治は此にては汝將_レ治の意なれば、志良佐牟と訓むべし、(此迄二神にて所知看し國の始めて男神に屬く事なる故なればなり、古事記御天降段に、天照太御神之命以云々、此葦原中國者、我御子之所知國云々と有るも、未だ知看さざりし前なる故に、志良佐牟と云ふと同じ訓み様なり)八洲起元章第一一書に、天神謂_ニ伊弉諾尊伊弉册尊_一曰、有_ニ豐葦原千五百秋瑞穂之地_一、宜_ニ汝往循_レ之と有るが如く、此國土を循す御事はしも、皇祖天神の大御命に依らせ給へるにて、形の如く國土は生成し給へりしかども、女神は得去らぬ事に依りて、泉國へ往き坐しし故に、古事記に、伊弉那

岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與_ニ汝所_レ作之國_一、未_ニ作竟_一、故可_レ還と宣ひ入れたる事あり、然れども、天神の預て相成し給ふ御所爲にや依れりけむ、如此く別處を建てたまひし故に、此より此國を修理固成す事は、伊弉諾大神の御事業なるが故に、汝國と宣ひ、又、汝所治國とは宜ふに至れりし者なり、又、此には又止む事を得ざる幽深き致あることなり、其は下に説くべし、(寶劍出理章第六一書に、夫大己貴命與_ニ少彥名命_一戮_ニ力_一心經_ニ營天下_一と有るを、古事記なる神產巢日御祖命の御言に、故與_ニ汝葦原色許男命_一爲_ニ兄弟_一而作_ニ堅其國_一と有る御命を蒙り坐せるなるに、少彥名命は、終に常世郷に至り坐ししかば、大己貴命一柱して、此國を經營坐せるなど、似たる事なり、此等の事は、皆天神の然有らしめ給へる事、其文に就て説かむをも考へ合はせ見るべし)○民は、古事記に人草と有るに依りて訓むべし、舊訓然り、傳六に云へり、○千頭は、古事記も此に同じ、記傳六(三十一丁)に、千人と云ふべきを、如此詔ふは、絞に就きたる言なり、同じ事を、次には千人死と云へるに合せて思ふべし」と有るは、然る言なるを、此は産る方をも千五百頭と有るを思ふに、用ひ方異にて、人を計ふるに幾頭と云ふ事の、舊くも有りけるを被_レ用たるなめり、(西戎にも然りと見えて、彼古へに謂ゆる三皇の中なる人皇氏の事を、九頭と云へるは、九人と云ふ事にて、其分身九神なりしを云へるにて、此に似たり)○縊殺は、息の根を斷たむと云ふ事にて、唯死するを云ふなり、縊は絞と共に、名義抄に、久毘理、又、久毘流と訓まれ、字鏡に、縊絞也、經也、久比留と有りて、頸を絞る事なるが、頸を絞る時は、氣息の往來絶ゆるを以て斃る、此れ即ち殺すなり、其は死も氣去^{シタ}にて、息の絶えて通はざる名義に思ひ准らへて曉るべし、然れば、此を強ちに縊殺の字に泥みて説くべきに非ざるなり、古事記に、千五百人の生るゝ事を、

立千五百産屋と云ふと同じ例にて、唯死と云ふべきを、其死に及ぶ所由の事を以て宣へる者なり、人の死ぬるや、其壽を保たる、其は天年を終ふるなれば別にして、或は饑寒に依り或は水火に災せられ、或は鎗刀に刺され、或は天折せるなど、神の殺して氣息を絶ち給へる御所爲に係る事なる故に、縊殺とは申させ給へるなり、古事記には、絞殺千頭と有るを承けて、下には千人死と有るを以て知るべし、(記傳に、絞は西戎漢代の死刑の中にも有りて、周禮に磔と云ふも此なり、楮、今唯殺と非で、絞殺と有るは、甚上代には人を殺すには専ら絞りしにもや有らむ)と有れども、然る心にて宣へるには非ざる事、右に云へる如し) ○殺は轉爲なり、此語萬葉二(二十二丁)に、立者云々、許呂臥者云々と、立に對へて轉伏と云ひ、又(四十二丁)浪音乃、茂濱邊乎、敷妙乃、枕爾爲而、荒床、自伏君之と有るは、人の死にて仆れたるを云へるなり、故、思ふに、許呂須は立ちたる身を轉伏しむるに起れる稱なりけり、(字は殺とも、誅とも、戮とも、弑とも、戕とも、刑とも、屠とも、種々に物に依りて書き別くる事には有れども、許呂須と云ふ語の本は轉爲なり) ○報之曰は、加閉志氏能理多麻波久と訓むべし、女神の御言に打ち勝ちて云ひ返し給へるなれば、其心甚劇しければ、許多閑氏などは訓むべからず、古事記神宇禮豆久段に、令返其詛戸とある、返と此と同じ意に見るべし、瑞珠盟約章天孫降臨章などに、報命の字を復命の如く用ひられたるを以て、報に加閉須と云ふ訓も有るを曉りねかし、(今も、俗に、人の云ふ詞を承けずして 我思ふ心を述ぶるも、詞を返すと云ふに此は當れり、唯人の云ふ詞を承けて尋常に答ふるとは別なり) ○言如此者、古事記には汝爲然者と有り、其は彼絞殺千頭とある御所爲を指して云へるなるを、此は同じ事ながら、吾當縊殺汝所治國民日將千頭とある、指當りての御

言を承けて、言如此者と宣るなり、(因云古事記に、上に爲如此者と有りて、此に爲然者と見たる、此如此と然と相對ひて實に妙なり、記傳に、加久は我に屬きたる事、又、指當りたる事を指して云ひ、志加は向ふ人、又、向ふ物に屬きたる事、又、其言ふ事などを指し云ひて、此と其との差別の如し、文章に上を承けて云ふにも此差異あり)と有るが如し) ○吾則是、古事記に、此を吾一日云々と有るを、記傳に、阿禮波夜と訓むべし、此は白禰原宮段大御歌に、和禮波夜惠奴とある語勢に似たればなり)と有るに倣ふべし、吾者と云ひて、下に謂はゆる歎息の夜の辭の添ひたるにて、此にて深く所思し入り給へる御有意見えたり、(景行天皇御紀に、日本武尊三數而曰、吾孀者耶と有る趣をも考へ合せて波夜の語意を思ふべし) ○日將は日碁登爾と訓むべし、本には上なるも此なるも、比登比爾と訓める、其は古事記に一日と書けるには合ふ可けれども、萬葉十(四十二丁)に、日毎開跡と見え、等由氣宮儀式帳に、天照坐皇太神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉とあれば古言なり、(世の古學者、斯る所を比爾禰爾と何時も云ふ事と心得たるは、固陋なり、比爾禰爾は、日の來經に就きて云ふなれば、常住不斷の事を比碁登と云ふとは別なり、毎年、毎月、毎日、毎夜など、年別、月別、日別、夜別なり) ○千五百頭、古事記に、一日必千五百人生也とある是なり、千五百は、此にては千五百秋瑞穗國又、千五百之黃泉軍の如きとは違ひて、限れる數の如くも見ゆれども、然に非ざる事、下に云ふを見て辨ふべし、楮、古事記に、此を立千五百産屋と有るは、甚愛たし、其は千頭絞殺し給はば、千五百の産屋を建むと云ふ事にて、其産屋にて猶幾人も生れ副ひつべき事を知らせたる者なり、記傳六(三十二丁)に、今唯に産屋とは詔はで、立産屋としも詔へるは、上代の言に、子を生むを然云ひ習はしけむ、榮花物語

根合卷に、「大將殿も、女御の御産屋四月なるに、今二月三月を過ぐさせ給はず成りぬる、甚じう口惜しく思し歎く云云、此も御産の事を御産屋と云へり」と見えたり、(上に、死ぬる事を絞殺と宣へるを承けて生るゝ事を右の如く立産屋と宣へる御言の御趣、天然に文章を成して、愛たしと申すも中々なり) ○古事記に、右の文を承けて、其結びに、是以一日必千人死、一日必千五百人生也と云ふ十七字有るは、右の古傳に徴して、甚々上代より語り継ぎ言ひ継ぎ來る古説なり、今少く云ふべし、一日云々一日云々は、日別云々と云ふが如く、俗に毎日々々と云ふ事なり、千人千五百人は、記傳六(三十二丁)に、「知比登知伊富比登と訓むべし、凡て人の數を比登理、布多理など云ふ古言なれど、多きを云ふには、神武天皇御紀歌に、愛瀨詩鳥毘儼利毛々那比苦と有るは、蝦夷を一人百之人なる如く、若于比登とぞ云ひけむ、然れば、書紀に、醜女八人」又、垂仁天皇御卷に、壹佰人などある訓も古かるべし」(要略)と有り、然れども、古事記白檮原宮段歌に、阿米都々、知杼理麻斯登々と有るは、大久米命の雄偉しき状を見て、天地千人に増人と云ふにて、此には上なると同じ御世なるに、知杼理と云ひて知陀理の義なり、故、思ふに、體りたる事には、幾比登と云ひ、其は計などには非ねども、其用に就きて云ふ時には、幾多理とこそ云ひけめ、此は唯大凡を云ふ故に、知比登、知伊富比登の訓み允に當れり、(偕、神武天皇御紀に、一人を毘儼利と有るを、古事記高津宮段歌に、比登理とあり、又、獨字を比登理と訓れば、多理を登理とも云ふなり、右の千人を知杼理と有るを以て知るべし、又、仁徳天皇御紀歌に、赴駄利、又、夜儼利などすべて人を數ふる多理は、器物を計ふるに一具一具など云ふ如く、具足へる義なり、祈年祭詞、足魂神の講義に委しく註せるを考ふべし) 死は息去なり、雄略天皇御紀歌に、伊能致志儼磨

志とあれば、死の字音に非ず、上なる風神の傳に註せる如く、命も、活も、死も、息の有無に係りて、命は息内なり、活は息來にて、氣の往來ふ間を云ふなり、死は息去にて、氣の往來はず成り竟ふるを云ふなり、上に縊殺とある下に云へる事を考へ合はずべし、生は被産なり、此意、傳四產生の傳に云へり、偕千人千五百人は、本より限れる數には非ざる物から、但、人草を縊り殺さむとては、其程の辨へ難き事なる故に、先づ標を定めて千頭と宣へる、其に言ひ勝ちて、彌千彌百と云ひ返し給へるなるを、後世に其信違はざるに依りて、日々に千人死して千五百人生るとなり、所以に大祓詞には、國中爾成出武天之益人等と見え、第十一、一書なる天照太神の大御命に、顯見蒼生と詔り給へるなどを合せて、伊弉諾大神の、不負於族と宣給ひて、誓言を報し給へる御言の幸し、云へば不_レ得_レ云ふに絶えたる御事なりかし、(神代の傳説の多在中には、四夷八蠻の末國にも、其程々に形計の傳は遺れるも有るを、此古傳などは、萬國の人の、且て夢にも得知らぬ事なり、彼幽明の故を原ね、死生の理を云ふなど、皆後人の推量にして云ふにも足らぬ者なり、神ならぬ人の、争でか測り知る事ならめやは、其に就きても、斯る古説の、今眼前に神の御言を受け賜はるが如く明らかなるは、皇神等の御恩頼、又、皇御孫尊の貴き御蔭なる者なり) 然れども、右の如くにては、伊弉册大神はしも、悪神の如く見のめれど、然には非ず、此には寔に幽深き致あり、今其謎を解くべし、第十一書に、伊弉册尊の泉守道者を以て令_レ白給へる其御言に、吾與_レ汝已生_レ國矣、奈何更求_レ生乎、吾則當_レ留_レ此國不可_レ共去云とある、此時に、伊弉册尊聞而善之、散去矣と見えたる、此にて善はしき御心緒の程見はれたり、抑二柱神相婚坐せる事は、本より皇祖天神の詔命に依れるを、今如此別處を建てて族離れ給へるは、此も亦皇祖天神の御心を伺ひ知

られたり、偕、人草を始めて萬物の形質を備へて性命を世に存る其本因はしも、風神、火神、金神、水神、土神の親魂合ひて、相結び成し給へる物なるが、風火は氣なり、震なり、金水土は其身なり、然るに、風神は伊弉諾尊の御氣に成り坐し、火神は女神の生み成し給ふと雖も、心惡子と詔ひ放ちたれば、此二神は伊弉諾尊に屬き奉るべき理なる故に、風火の性、上に向ひて下らず、金神、水神、土神は其女神に屬きて成り坐せる神等なり、此に依りて、金水土の性、下に沈みて上に浮ばず、其風火の降り金水土の昇る者は、互に相結び合ふに依れる所にして、地上に形體を爲す所由是なり、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流半自免半、安萬都美他麻美豆、保乃計乃不多通乎加波世、云々奈流と有るにて、此れ即ち上津國下津國に別處を建てて御在し坐しつゝも、相保有せ給ふ所なり、萬葉十一(七丁)に千早振神持在命と有るは此に當れり、(又第一章に、於保奈牟知命乃美已止仁、古迺美波阿萬乃保乃計、都知、味豆、阿治乎奈伽和太仁、伊連伊太須古登乃太要邪流乎、都倭止之底と有る、天の火氣と、土水を以て、身を存る由なる是なり)然るに、伊弉諾尊は天に坐して頻に引き御在し坐し、伊弉冊尊も泉に坐して復引き御在し坐すも、男神の御德盛りなれば活き、女神の御威強ければ死ぬめり、萬葉二(二十三丁)に近江大津宮天皇崩時婦人作歌に、空蟬師、神爾不勝者云々と詠める是なり、又、十一(二十八丁)に、靈治波布、神毛吾者、打棄、乞四惠也、壽之惜無と有るも、靈性を賜ひて神の保たせ給ふ身にしあれども、壽の惜からず成りぬるは、神の已く棄てさせ給ひけむとなり、又十七(五十一丁)造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有るは、太祝詞を云ひ被ひて延はりたる壽を、云々と云へるなるが、如此く禊祓して其壽の延はると云ふは、死は

泉に屬きたる事なるが故なり、(人には限らず、草木の末に至る迄も、其死生の理に於ては、右と同じ事なり、萬葉二に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神曾著常云、不成樹別爾、と有るを以て知るべきなり)所以に人壯健なる時は、其形上に伸ぶるを、病勞るゝ時は、其體下に屈まる、風火の下に睦ばざると、金水土の上に交らざるに依れり、其甚しき極に至りては氣は大虚に散り行きて呼吸止み、火は天上に昇りて其靈去り、身は泉下に朽ちて、金水土は元に戻り、此人の一生を終ふるなり、故、其靈氣は、伊弉諾大神に従き奉り、報命して日之少宮に留まる事、瑞珠盟約章に説くべければ、此には少か云ふ耳なり、偕其身死ぬれば、此を土中に埋みて、其體は伊弉冊大神に渡し奉るなれば、魂も魄も、何にも行くには非ざれども、蘇生の事を黄泉返などは、其に依りてぞ云ひ出でたりけむ、大同類聚方十四に、黄泉返藥、信濃國人傳方、國守奏之と有り、然るは魂魄の泉より歸るには非ず、形體の復るにはあれども、何の代よりにか、然る僻々しき説は出で來れりけむ(此事、已に此章の初なる黄泉の傳に委しく辨へたるを見て曉るべし、名義抄に 魂魄の二字を多麻志比と訓み、又魂を袁多麻志比、魄を賣多麻志比とある古訓を取りて、此に説を成せる者なり)故、其第十一、一書に、奈何未^{ホリセムウムコトマヤ}生乎と申し給へるは、然る幽深き致を聞え給ひしに依りて、男神も此を善め給へりし者なり、又、其縊り殺さむと申し給ひ、將^ナ産^ムと宣へる事の極意も、此に至りて伺ひ知らるゝ事なり、然れば伊弉冊大神はしも、泉中に大坐々して、有らゆる黄泉神を押へ鎮めて、黄泉津大神と大坐し乍も、伊弉諾大神の神業を助け奉らせ給ひて、下津國より此國土人類萬物の全を保有せ御在し坐す御事にて、此大神の在さざらましかば、此世は絶え竟てなましを、然る辨へも無くして、此大神を惡しき神の如く書き成し奉り、又は崩御しし

狀に説きなし奉るなどは、皆古人の誤を相傳へ相承けたるとは云ひながら、偕も云ひ申斐なく、頼もしけなき事になむ有りける、(但し如此く成る間の二神の御上に、種々の御事共有りて、口にも言にも述べ奉り難き程の御事にて、如何許りか惱ましき御事なりけむ、恐しと申さむも、尋常なる御事なりかし、此を以て思へば、皇祖大神の天地を預め鑄造らせる御業はしも甚もく奇しく妙にして、又々高く貴くなむ所思ゆる) ○因云々は、其絶妻之誓の御辭を云ひ度し給ひ、竟又後に其事に就きて宣ふ事有るなり、因と用ひたる例、次に云々の起りを云ひて、因以生神云々と、六所に出でたるを考へ合すべし、但し此の因曰以下は、右の如くは伊弉册尊に係けたるなれども、此は必ず然るべからず、第九一書に、有八色雷公、伊弉諸尊驚而走還、是時雷等皆起追來云々、時、伊弉諸尊乃投其杖曰、自以此還雷不敢來云々と見えたる如く、泉津醜女に宣へるなれば、此に在るは、文の次序違へり、(此は、已に上に古事記を引きて註せるが如く、噉了更追の下に漏れたる傳多ければ、其と共に亡せたるを、右の一書に遺れるは、甚尊き事なり、又、古事記も誤れり、御禊段に、故於投棄御杖所成神名衝立船戸神と有るも混れなる事、下に次々云ふを見て知るべし) ○自此は、自此處なり、第九一書には、自以此還と有るは、彌委しきなり、偕、此處と宣へる其處は、何處ならむと云ふに彼泉門なり、其は醜女共追迫り奉れるを泉津平坂より桃實を探らして擲ち給ひ、桃杖を投げ給へる其を標として、自以此還不敢來と詔り給へるなれば、顯國と泉國との坂合にてなりし事、云ふも更なり、(古事記白檮原宮段に、自此於奥方莫使入幸とある自此も、自此處にて同じ) ○莫過は、那須岐曾と訓める、其當然の事にては有れども、右に引ける第九一書に、雷等皆起追來とある其下に、不敢來と有るは、來名戸と申す神名の起

る所由なるに就きて思ふに、此も布那斗と申す名の起る所由に係けたる文なれば、莫過と書きて布那と讀むべき所に有るべし、但し道を経と云ふは、詞の八衢に謂はゆる下二段用言なれば、布流那と云ふべく、又、來と云ふは中二段活の變格なれば、久流那と云ふ常格なるを神名に布那斗、來名戸と有るからは、古言に莫經を布那、莫來を久那と云ひしなりけり、今も畿内の方言に、莫來を久那と云ふ計りは常にあり、故、今布那と此の訓を定めつ、(但し此は次にいだせる記傳の説に本着きたる言なるが、已く古史徴に引かれたるにも、莫過を布那と訓みたるに、今按を加へて云ふ説なり) 記傳六(四十六丁)に、布那斗、久那斗の布は經、久は來なり、日代宮段美夜受比賣の歌に、阿良多麻能、登斯賀伎布禮婆とある、伎布禮婆は、來經者なり、又阿良多麻能、都伎波伎閉由久の伎閉由久は、來經行也、如此く來と經とを重ねても云て同意になるなり、(中略) 布と久とを合はせて云は、此處を経て來莫と云ふ意なり云、(補意)と有るにて、此の莫過の義通えたり、(故、思ふに、日を計ふるに、一日二日を比登比、布多比と云ふは、一經二經なるべく、二日三日を布都加美都加と云ふは、二來三來と云ふ事なるべくや、但し來經の切りて加と云へる方にや) ○杖は桃杖なり、次に云ふべし、和名抄行旅具に、杖、和名都惠とあり、都は古事記に、於投棄御杖所成神名衝立船戸神とあれば衝なり、惠は常に杖を延陀と訓める外に、大嘗祭儀に、椎枝者古語所謂志比乃和惠とある、此を又大嘗祭式にも古語として、殊更に同じく其訓を註されたるを見るに、當昔已く言意分け難かりけらし、然れども、和惠は杖字に當る古語なれば、杖は都和惠の略なるべし、(今も、梅の豆和惠、桃の豆和惠など云ふは、短くも長くも杖の如く伐りたるを云ふなり、其を今迄、予も末枝と云ふ事ならむと思ひしは、心の至り淺かりけり、偕、和惠

と云ふ義如何しても心得難し、和惠は柔梢ヤウサウと云ふ事にや、和は音訓共に義同じくして、萬葉八に、玉爾貫、不令消賜良牟、秋茅子乃、宇禮和々良葉爾、置有白露、と有る和々良は、柔なる意にて、柔を夜和良と云ふも、彌和有と云ふ事にや、然れば和の假字も、常に夜波と書く事なれども、本は夜倭なりしなるべし、源氏螢卷、若菜上卷などに「和良々加に氣近く聞え給へばなりと有るを、河海抄に和字に當てて説かれ、又眞木柱卷にも、「和良々加なる氣も無き人」と有るは、強々しきを云ふ事と聞ゆ、然れば、木枝を和惠と云ふは、幹の強きに對へて云ふなり、杖は然る柔嫩なる木以て用に立つには非ざれども、本より枝を以て作る故の名と聞ゆ）楮、此を桃杖なりと云ふは、第九一書に、雷等皆起追來、時道邊有大桃樹、故伊弉諾尊隱其樹下、因採其實、以擲雷者、雷等皆退走矣、此以用桃避鬼之緣也、時伊弉諾尊、乃投其杖曰、自以此以還、雷不敢來、是謂岐神とある文を熟見るべし、先に有大桃樹と云へるを受けて、其樹下と云ひ、其實と云ひ、其杖と云へるにて、其と指すは大桃樹なる事、云ふも更なるを、其用桃と云へるも、實と杖に係れるなどを以て知るべきなり、儀式大饗儀、又、延喜中務省式に、以桃弓葦矢桃杖、願充饗人」と有るも、追讎は此の故事に依れる事、道饗祭詞講義に委しく註せるを、考へ合せて曉るべきものなり又、諸家の行事に、桃杖を以て布那斗と云ふも、故有りて傳はれる者ぞかし、然れば此に投其杖と有るは、伊弉諾大神の杖歩行かせ御在し坐しし御杖には非ず、桃實を採りて擲ち給へりしかば、雷等の退き走り去れる、即ち桃杖を引き折りて、其杖を泉門に衝き立て、其鬼共をして、此より此方に經莫と宣ひて、其標とは成し給へりし事、衝立船戸神と申せるにて著明き者なり、然れば古事記御禊段に、於投棄御杖云々と有りて、御衣御帶などに並べたるは誤なる事、

愈々明らかなる者なり、此も其と同じく、絶妻之誓の後にいだされて、伊弉諾尊の御上に係けて、因曰云々と有るは誤にて、古人も此文の錯亂をば、能く正し置かれざりしを、幸にして第九一書に、如此く分々しく傳はりたるなむ、偉慶ウヱカしき事なりける）○是謂岐神、第七一書に、此云布那斗能加微とあり、是謂と書かれたるは、第九一書も然り、其杖を指して是と云へるなり、古事記に、故於投棄御杖所成神名衝立船戸神と有るは、其物に因りて神の成り坐せるにて、御紀の例化爲神と書さる可きを、此は其物を指して神と謂はせるは、彼稜威雄走神は十握劍を御體として御在し坐ししが如く、岐神も桃杖を御體として、靈威を幸ひ給ふ神に坐せり、其證は、天孫降臨章に、大己貴神乃以平國時所杖之廣矛授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有ると、其第二一書に、大己貴神乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也云々、故經津主神以岐神爲鄉導、周流削平云々と有るとを、誰しも別々の事に心得めれども、委しからざるなり、寶劍出現章第六一書なる同神の興言に夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木咸能強暴、然吾已摧伏莫不和順と有るは、右の以此矛卒有治功とある其にて、岐神の御助を得て、妖鬼を平けて國土を治め給へる其事を、天神に申し上げ給へるにて、是れ道饗祭の起りなるが、正書には形實を以て傳へ、一書には神名を以て傳へたる者なり、素より現御身の神には坐せども、常には桃杖の形實に御靈を藏めて、隱身に御在し坐すなるべし、故、思ふに、廣矛は尋矛にて、其身の長さを以て定めたる者なるべし、斯れば、桃杖を製るには、桃杖を一尋許に伐りて用ふ可きなり、岐神を第九一書には、來名戸之祖神と云ふ名も見え、道饗祭詞には、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣、久那斗止御名者申氏辭竟奉久波、

根國底國與里龜備疎備來物爾、相經相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守、日之守爾、守奉、齋奉禮止進幣帛者云々と有りて、此には久那斗神と所見たり、上に引ける記傳に、「布那斗久那斗の、布は經、久は來なり云々、布と久とを合はせて云は、此處を經て來莫と云ふ意なり、斗は處なり、此より來莫と障留る處に坐す神と云ふ意なるべし、口訣纂疏などに、此神を道祖神なりと云ひ、和名抄に、道祖、和名佐倍乃加美とあり、佐倍乃加美とは、彼湯津磐村之如久塞坐と有りて、塞神なり、(中略)又、同抄に、道神道上祭、一云道神也、和名太無介乃加美と有るも、同じく此神なるべし、此は旅行く人の手向爲る神なればなり(探要)と有るが如く、布那は經莫、久那は來莫にて、根國底國より龜び疎び來る妖鬼を禦ぎ遏むる義にて、斗は處なれば、此泉門の事に始まりて、其よりは其坂路に取塞えし千人所引磐石の靈と坐す八衢比古、八衢比賣神と共に御力を合せて道衢を守り給ふ故に、道衢は必ず其神の坐す處なる故を以て、布那斗と云て其義なるべし、名義抄に、岐を知麻多と有るを以て見るに、岐神と申して衢神の義なり、(其は久那斗と申すも、回處と云ふ意に成りて、道の衢と云ふことに成れるを考へ合はずべし、此事、委しくは已に道饗祭詞講義に云へるを見るべし)神名式に、河内國大縣郡石神社、常世岐姬神社並び給へるは、必ず右の三神を分けて二所に祭れるなり、然して此の常世は、下に云へる、常世思兼神、常世長鳴鳥の常世にて、即ち常夜の義なり、此に因りて見るに、岐神は女神に坐す事著明し、清和天皇實錄に貞觀九年二月二十六日丙申、以河内國大縣郡石神常世岐姬神、並び官社と有りて並び給へるは所由ある事なるべし、河内志に、常世岐姬神社を今稱八王子と有るは、大八衢に塞坐す神なるより、然る神名は負ひ坐せるならめど、此も亦甚古き事なり、日吉祇園など

に八王子とて坐すを、中昔より五男三女神と云ふは、説の誤にて、八衢神より混ひたる者なり(太神宮行事記二月條に、八王子祭黄葉遊云々と云ふ事の有るを、中村と云ふ地の氏神なりと云ふ事なれども、其は元岐神より出でたるべし、其遙拜所の事を、子良殿東石神積と有るも、由有りけなり、此に限らず、諸國に八王子社とて多在るは、大凡、岐神なり)○又投其帶云々を、此にては前の因曰云々に並び舉げられたれば、其引續きに在りし事の由なるを、古事記には右の黄泉國の事を結めて、更には以伊邪那岐大神詔吾者到於伊邪志許米志許米岐磯國而在祁理、故吾者爲御身之禊而到坐筑紫日向之橋小門之阿波岐原而禊祓也、故於投棄云々所成神名云々と有るを、此にては此後に祓除の事有りて、其時に斯る神等の成り出づる事見え、第十一書にても、御禊の時に成り坐せる神等の中には、右等の神等はなし、今何れを正しと爲むと情々考ふるに、此御紀の方正しかるなり、第十一書に、掃之と云へるは、此に當れること、下に委しく云へるを、考へ合はせて曉るべし、(此は故大人等の説に本より違ひたる言なれば、其心して見るべし、凡そ物二つ有る時には、必ず正説あり異説有りて、二つ共に相並べて可と云ふ事の有るべくも非ざれば又此を定めずば有るべからず)事の狀を思ふに、御身こそは其より遙かなる筑紫に至らせ給ふ迄も、濯ぎ清め給はず御在し坐しとも云は、云ふべき事には有れども、然計り汚穢き醜國の汚惡に觸れたりし物を、念じて御させ御在し坐すべきに非ざれば、其泉門を出で給へる即て投げ棄て給へりしにて、即ち黄泉門の内に投げ入れ給ひしなり、其は此にては上に辨へたる如く、次序違ひたる事には有れども、彼鬼等に杖を擲け給へると、其に並び舉げたるは、同じ時の事なる上に、其岐神の禦ぎ塞給へる鬼等を、祝詞に根國底國與里龜備疎備來物とある、其物と云ふには、此なる